海士町地域防災計画

平成28年3月

海士町防災会議

海士町地域防災計画

Ⅰ．　基本計画編

(風水害他)

基本計画編(風水害他)

◆　第１章　総則

第１節 計画の概要 ----------1
１ 計画の目的 ----------1
２ 計画の性格等 ----------2
第２節 防災の基本方針 ----------3
１ 防災施策の基本的な考え方 ----------3
２ 防災施策の基本方針 ----------3
３ 風水害対策における基本的な課題 ----------4
４ 計画の目標 ----------5
第３節 防災環境 ----------6
１ 自然環境の特性 ----------6
２ 社会環境の特性と変化 ----------7
３ 災害履歴 ----------8
４ 気象 ----------11
第４節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 ----------13
１ 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 ----------13
２ 町民及び事業所の基本的責務 ----------19

◆　第２章　予防計画

第１節 浸水・波浪・高潮・風災害の予防 ----------20
１ 基本的な考え方 ----------20
２ 波浪、高潮災害の防止対策 ----------20
３ 風災害の防止対策 ----------21
４ 河川等氾濫の防止対策 ----------22
第２節 土砂災害の予防 ----------24
１ 基本的な考え方 ----------24
２ がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策 ----------24
３ 地すべり災害の防止対策 ----------26
４ 土石流災害の防止対策 ----------27
５ 治山事業、砂防事業等の推進・協力 ----------27
６ 土砂災害防止法による防止対策 ----------28
第３節 都市構造の防災化 ----------29
１ 基本的な考え方 ----------29
２ 防災的な土地利用の推進 ----------29
３ 都市の不燃化の推進 ----------29
４ 防災空間の確保 ----------29
５ 工作物対策 ----------30
第４節 建築物・公共土木施設災害の予防 ----------31

１　基本的な考え方 ----------31
２　建築物の災害予防 ----------31
３　まちの防災対策 ----------32
４　ライフライン施設の安全化 ----------33
５　交通施設の安全化 ----------37
６　文教施設の安全化 ----------39
７　その他公共土木施設の安全化 ----------40
第５節　農林漁業施設災害の防止 ----------41
１　基本的な考え方 ----------41
２　農業施設災害の防止対策 ----------41
３　漁業施設災害の防止対策 ----------41
第６節　防災活動体制の整備 ----------42
１　基本的な考え方 ----------42
２　災害対策本部体制の整備 ----------42
３　防災中枢機能等の確保・充実 ----------43
４　広域応援協力体制の整備 ----------43
５　災害救助法等の運用体制の整備 ----------44
６　複合災害体制の整備 ----------44
７　罹災証明書の発行体制の整備 ----------44
第７節　情報管理体制の整備 ----------45
１　基本的な考え方 ----------45
２　情報通信設備の整備 ----------45
３　気象等観測・伝達体制の整備 ----------46
第８節　広報体制の整備 ----------47
１　基本的な考え方 ----------47
２　町民への的確な情報伝達体制の整備 ----------47
３　報道機関との連携体制の整備 ----------48
４　災害用伝言サービス活用体制の整備 ----------48
第９節　避難予防対策 ----------49
１　基本的な考え方 ----------49
２　避難勧告等の基準の策定 ----------49
３　避難体制の整備 ----------50
４　避難地及び避難路の整備・周知 ----------54
５　応急仮設住宅等の確保体制の整備 ----------57
第１０節　救急・救助体制の整備 ----------58
１　基本的な考え方 ----------58
２　救急・救助体制の整備 ----------58
３　救急・救助用資機材等の整備 ----------58
第１１節　医療体制の整備 ----------59

１　基本的な考え方 ----------59
２　情報収集管理及び初期医療体制の整備 ----------59
３　後方医療体制の整備 ----------59
４　広域連絡体制の整備 ----------59
５　防災訓練等 ----------60
第１２節　交通確保・規制体制の整備 ----------61
１　基本的な考え方 ----------61
２　交通規制の実施責任者 ----------61
３　交通規制の実施体制の整備 ----------62
４　緊急通行車両等の事前届出・確認 ----------62
第１３節　輸送体制の整備 ----------64
１　基本的な考え方 ----------64
２　輸送体制の整備方針 ----------64
３　輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 ----------64
４　緊急輸送道路啓開体制の整備 ----------65
５　緊急輸送のための港湾啓開体制の整備 ----------65
第１４節　防災施設、装備等の整備 ----------66
１　基本的な考え方 ----------66
２　広域防災拠点(防災活動施設)の活用 ----------66
３　災害用臨時ヘリポートの整備 ----------66
４　防災装備等の整備 ----------66
第１５節　食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 ----------67
１　基本的な考え方 ----------67
２　食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 ----------68
３　飲料水及び給水用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備 ----------69
４　燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 ----------71
５　災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備 ----------72
６　医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備 ----------73
第１６節　廃棄物等の処理体制の整備 ----------74
１　基本的な考え方 ----------74
２　廃棄物処理体制の整備 ----------74
３　し尿処理体制の整備 ----------75
４　応援協力体制の整備 ----------75
第１７節　防疫・保健衛生体制の整備 ----------76
１　基本的な考え方 ----------76
２　防疫・保健衛生体制の整備 ----------76
３　食品衛生、監視体制の整備 ----------76
４　防疫用薬剤及び器具の備蓄 ----------76
５　動物愛護管理体制の整備 ----------76

第１８節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化 ----------77
１ 基本的な考え方 ----------77
２ 消防団の育成強化 ----------77
３ 自主防災組織等の育成強化 ----------77
４ 住民による地区の防災活動の推進 ----------78
第１９節 企業（事業所）における防災の促進 ----------79
１ 基本的な考え方 ----------79
２ 防災体制の整備 ----------79
３ 事業継続の取り組みの推進 ----------79
４ 事業者による地区防災活動の推進 ----------79
第２０節 災害ボランティアの活動環境の整備 ----------80
１ 基本的な考え方 ----------80
２ 連携体制の整備 ----------80
３ 協力体制の充実 ----------80
４ 環境整備 ----------81
第２１節 防災教育 ----------82
１ 基本的な考え方 ----------82
２ 職員に対する防災教育 ----------82
３ 町民に対する防災教育 ----------82
４ 学校教育における防災教育 ----------84
５ 防災上重要な施設の職員等に対する教育 ----------84
６ 事業所における防災の推進 ----------84
７ 災害教訓の伝承 ----------85
第２２節 防災訓練 ----------86
１ 基本的な考え方 ----------86
２ 総合防災訓練 ----------86
３ 個別訓練 ----------86
４ シミュレーション訓練 ----------87
第２３節 要配慮者等安全確保体制の整備 ----------88
１ 基本的な考え方 ----------88
２ 避難行動要支援者等支援体制の整備 ----------88
３ 地域における要配慮者対策 ----------91
４ 社会福祉施設・医療機関等における要配慮者対策 ----------93
第２４節 孤立地区対策 ----------94
１ 基本的な考え方 ----------94
２ 通信手段の確保 ----------94
３ 物資供給・救助体制の確立 ----------94
４ 孤立に強い地区づくり ----------95
５ 道路寸断への対応 ----------95

第２５節 水防計画 ----------96
１ 概況 ----------96
２ 水防組織 ----------96
３ 水防の責任 ----------96
４ 水防資材器具等 ----------97
５ 警戒区域の監視 ----------97
６ 工作物の防災管理 ----------97
７ 道路及び橋梁の防災管理 ----------98
８ 農業に関する水害予防 ----------98

◆ **第３章　応急対策計画**

第１節 応急活動体制 ----------99
１ 基本的な考え方 ----------99
２ 応急活動体制の基準 ----------100
３ 災害警戒本部設置の体制 ----------101
４ 災害対策本部設置の体制 ----------103
５ 動員計画 ----------108
６ 労働力の確保 ----------113
７ 県防災ヘリの活用 ----------117
第２節 災害情報の収集･伝達 ----------118
１ 基本的な考え方 ----------118
２ 情報管理体制の確立 ----------118
３ 警報、注意報及び気象情報等の収集･伝達 ----------119
４ 被害情報等の収集･伝達 ----------125
第３節 災害広報 ----------133
１ 基本的な考え方 ----------133
２ 町による災害広報の実施 ----------133
３ 防災関係機関による災害広報の実施 ----------136
４ 住民等からの問い合わせに対する対応 ----------136
第４節 広域応援体制 ----------138
１ 基本的な考え方 ----------138
２ 災害情報･被害情報の収集･分析 ----------138
３ 町における相互応援協力 ----------139
４ 消防における相互応援協力 ----------140
第５節 自衛隊の災害派遣体制 ----------141
１ 基本的な考え方 ----------141
２ 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法 ----------141
３ 自衛隊の災害派遣活動 ----------143
４ 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等 ----------144

第６節 海上保安庁への応援協力体制 ----------149
１ 基本的な考え方 ----------149
２ 海上保安庁への救援協力要請 ----------149
第７節 災害救助法の適用 ----------150
１ 基本的な考え方 ----------150
２ 災害救助法の実施機関 ----------150
３ 災害救助法の適用基準 ----------150
４ 被災世帯の算定基準 ----------151
５ 災害救助法の適用手続き ----------152
６ 災害救助の実施方法等 ----------152
第８節 避難活動 ----------155
１ 基本的な考え方 ----------155
２ 要避難状況の早期把握･判断 ----------155
３ 避難勧告等の実施 ----------156
４ 警戒区域の設定 ----------161
５ 避難勧告･指示等の伝達 ----------162
６ 避難の誘導等 ----------163
７ 避難所の開設、運営 ----------165
８ 避難所に滞在することができない被災者への対策 ----------166
９ 広域一時滞在 ----------166
第９節 消防活動 ----------167
１ 基本的な考え方 ----------167
２ 消防による消防活動 ----------167
第１０節 救急･救助活動 ----------169
１ 基本的考え方 ----------169
２ 救急･救助活動の実施 ----------169
第１１節 医療救護 ----------171
１ 基本的な考え方 ----------171
２ 緊急医療の実施 ----------171
３ 医薬品･医療用資器材等の調達 ----------172
４ 傷病者等の搬送 ----------172
５ 医療救護活動状況の把握 ----------173
６ 特別に配慮を要する患者への対応 ----------173
第１２節 警備活動 ----------174
１ 基本的な考え方 ----------174
２ 災害警備措置への協力 ----------174
第１３節 交通確保、規制 ----------176
１ 基本的な考え方 ----------176
２ 交通規制の実施 ----------176

３　緊急通行車両等の確認等 ---------- 179
４　発見者等の通報と運転者に求める行動 ---------- 181
５　道路啓開 ---------- 182
６　港湾及び漁港啓開 ---------- 183
第１４節　緊急輸送 ---------- 184
１　基本的な考え方 ---------- 184
２　緊急輸送の実施 ---------- 184
３　緊急輸送手段の確保 ---------- 185
４　緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 ---------- 186
第１５節　水防対策 ---------- 187
１　基本的な考え方 ---------- 187
２　水防体制の確立 ---------- 187
３　河川出水･浸水及び高潮被害等の拡大防止 ---------- 188
第１６節　土砂災害対策 ---------- 189
１　基本的な考え方 ---------- 189
２　土砂災害防止体制の確立 ---------- 189
３　危険箇所周辺の警戒監視･通報 ---------- 189
４　土砂災害等による被害の拡大防止 ---------- 189
第１７節　ライフライン施設等の応急復旧 ---------- 191
１　基本的な考え方 ---------- 191
２　災害情報の収集・伝達 ---------- 191
３　災害応急活動体制の確立 ---------- 191
４　電気施設対策 ---------- 191
５　ガス施設対策 ---------- 192
６　上水道対策 ---------- 193
７　下水道対策 ---------- 193
８　電気通信施設対策 ---------- 194
９　交通施設の応急対策 ---------- 195
１０　災害広報等の実施 ---------- 195
第１８節　要配慮者の安全確保 ---------- 196
１　基本的な考え方 ---------- 196
２　安否確認体制の整備 ---------- 196
３　災害を契機に要配慮者となった者に対する対策 ---------- 196
４　高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 ---------- 197
５　児童･ひとり親家庭等に係る対策 ---------- 198
６　観光客に係る対策 ---------- 198
７　社会福祉施設等に係る対策 ---------- 199
第１９節　孤立地区対策 ---------- 200
１　基本的な考え方 ---------- 200

２ 孤立実態の把握 ----------200
３ 物資供給、救助の実施 ----------200
４ 道路の応急対策 ----------200
第２０節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 ----------201
１ 基本的な考え方 ----------201
２ 救援物資の管理体制 ----------201
３ 食料の確保及び供給 ----------202
４ 飲料水等の供給 ----------206
５ 生活必需品等の確保及び供給 ----------208
第２１節 災害ボランティアの受け入れ、支援 ----------210
１ 基本的な考え方 ----------210
２ ボランティアの受け入れ、支援 ----------210
３ 海外からの応援の受け入れ ----------210
第２２節 文教対策 ----------211
１ 基本的な考え方 ----------211
２ 初動対応 ----------211
３ 応急対策の実施 ----------212
４ 応急教育の実施 ----------213
５ 学用品の調達･支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置 ----------215
６ 文化財の保護 ----------216
第２３節 廃棄物等の処理 ----------217
１ 基本的な考え方 ----------217
２ 廃棄物の処理 ----------217
３ し尿の処理 ----------218
４ 応援協力体制の確保 ----------219
５ 廃棄物処理機能の復旧 ----------219
６ 産業廃棄物の処理 ----------219
第２４節 防疫･保健衛生、環境衛生対策 ----------220
１ 基本的な考え方 ----------220
２ 防疫活動 ----------220
３ 保健活動 ----------220
４ 精神保健活動 ----------220
５ 食品衛生指導 ----------221
６ 環境衛生対策 ----------221
第２５節 遺体の捜索、処理及び埋･火葬 ----------222
１ 基本的な考え方 ----------222
２ 行方不明者及び遺体の捜索 ----------222
３ 遺体の処理 ----------222
４ 遺体の検視 ----------222

５ 遺体の埋･火葬 ----------223
第２６節 住宅確保及び応急対策 ----------224
１ 基本的な考え方 ----------224
２ 応急住宅の提供 ----------224
３ 被災住宅の応急修理 ----------226
４ 住宅関係障害物除去 ----------227
５ 災害復旧用材の確保 ----------227
第２７節 農林漁業関係被害の拡大防止 ----------228
１ 基本的な考え方 ----------228
２ 農産物、家畜対策 ----------228
３ 林産物対策 ----------230
４ 水産関係対策 ----------230

◆ 第４章　復旧・復興計画
第１節 災害復旧・復興事業の実施 ----------231
１ 基本的な考え方 ----------231
２ 災害復旧・復興体制の整備 ----------231
３ 災害復旧事業計画の作成 ----------232
４ 災害復旧事業の実施 ----------233
５ 災害復興計画の作成 ----------233
第２節 生活再建等支援対策の実施 ----------234
１ 基本的な考え方 ----------234
２ 被災者の各種相談 ----------234
３ 被災者の被災状況の把握 ----------235
４ 被災者の生活の確保 ----------236
５ 税等の徴収猶予、減免 ----------238
６ 義援金、義援品の受付・配分 ----------238
７ 観光産業への支援 ----------239
第３節 激甚災害の指定 ----------240
１ 基本的な考え方 ----------240
２ 激甚災害指定手続 ----------240
３ 激甚災害指定基準 ----------241
４ 激甚法に定める事業 ----------246

◆ 第５章　各種災害対策計画
第１節 流出油事故災害対策計画 ----------248
１ 災害予防 ----------248
２ 災害応急対策 ----------251
３ 災害復旧 ----------258

第２節 海難・水難事故災害対策計画 ----------259
１ 災害予防 ----------259
２ 災害応急対策 ----------261
第３節 航空災害対策計画 ----------264
１ 災害予防 ----------264
２ 災害応急対策 ----------265
第４節 道路災害対策計画 ----------267
１ 災害予防 ----------267
２ 災害応急対策 ----------270
３ 災害復旧 ----------272
第５節 危険物等災害対策計画 ----------273
１ 災害予防 ----------273
２ 災害応急対策 ----------274
３ 災害復旧 ----------275
第６節 大規模火災対策計画 ----------276
１ 災害予防 ----------276
２ 災害応急対策 ----------279
３ 災害復旧・復興 ----------281
第７節 林野火災対策計画 ----------282
１ 災害予防 ----------282
２ 災害応急対策 ----------285
３ 災害復旧 ----------288
第８節 雪害対策計画 ----------289
１ 災害予防 ----------289
２ 災害応急対策 ----------293
３ 災害復旧・復興 ----------297
第９節 ライフライン災害対策計画 ----------298
１ 災害予防 ----------298
２ 災害応急対策 ----------298
３ 災害復旧 ----------298

基本計画編(風水害他)

◆　第１章　総則

第１節 計画の概要

１ 計画の目的

海士町地域防災計画は、海士町に関わる防災に関し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき海士町防災会議が作成するものであって、海士町、関係機関、公共的団体及び町民が、その有する全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって町域内に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、本計画は、風水害及び各種災害対策については「Ⅰ基本計画編」、地震災害対策及び津波災害対策については、「地震災害対策計画」及び「津波災害対策計画」を掲載した「Ⅱ震災編」の各編から構成される。また、それぞれの編に必要な資料集として「Ⅲ資料編」として編集している。

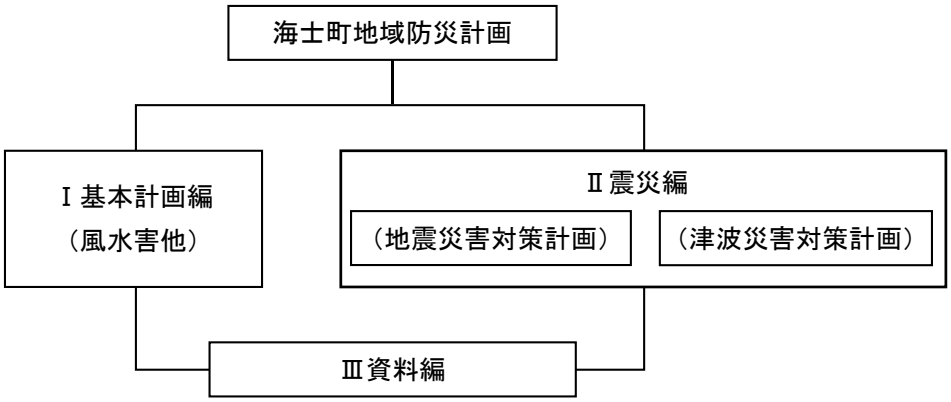

２ 計画の性格等

2-1 計画について

この計画は、海士町地域の防災対策に関する基本的計画であって、各種の防災に関する計画は、本計画の一環として体系づけるものである。

また、この計画は、町が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱も掲げて、これらを総合化したものである。

2-2 計画の修正

この計画は、随時検討を加え、防災に関する諸情勢の変化に伴って、充実合理化の必要が生じたときは、これを補完し、修正するものである。

2-3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づいて作成したものである。また、指定行政機関、指定公共機関の防災業務計画に抵触するものではない。

2-4 計画の周知、習熟

本町及び防災関係機関は、日頃から職員、自主防災組織等に対する実践的な調査・教育・研修、訓練その他の方法により、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の実現・習熟に努め、災害対策への対応能力を高める。また、このうち特に必要と認めるものについては、本町における防災対策の総合的な推進のため、町民への周知徹底を図る。

2-5 細部計画の策定

この計画に基づく活動を行うにあたって必要な細部については、本町各課並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくとともに、本計画の修正等に応じ見直しを行う。

第２節 防災の基本方針

１ 防災施策の基本的な考え方

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の３段階があり、それぞれの段階において町、国、県、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

この計画は、住民の生命、身体及び財産を守るため、各防災機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

２ 防災施策の基本方針

2-1 避難施設の整備

町は、災害時に避難所として指定される施設が災害時に機能するよう、必要な資機材を配備するよう努めるものとする。

2-2 道路の整備

町は、災害時にも道路機能が果たせるよう所管する道路について危険箇所等の点検を行い、計画的な改修等の整備を図る。また、必要に応じて各道路の幅員の拡大等に配慮して整備するものとする。

2-3 公園等の整備

町は、公園が緊急避難地又は延焼遮断空間としての機能を有し、災害時にも重要な役割を果たすことから防災上の役割と適正な配置を考慮し、計画的に整備を推進する。

2-4 公共施設等の整備

町は、既存公共施設について耐震調査等を実施し、防災上重要な施設から計画的に整備する。また、老朽化した施設については建替え等を図るほか、必要に応じて施設の不燃化による改修等を図る。

2-5 上水道施設の整備

町は、災害時による被害を最小限にとどめ、給水確保を図るため、定期的な点検を行うとともに、老朽度に応じて計画的な整備と保全を推進する。

2-6 下水道施設の整備

町は、災害時における下水道施設の機能の低下又は停止を防止するため、施設整備の定期的な点検を行うとともに、老朽度に応じて計画的な整備と保全を推進する。

2-7 防災知識の普及

町は、災害時に住民の財産等が保全されるよう、広く情報提供するほか、必要に応じて講習会等を行い、防災に対する関心が高まるよう努める。

３ 風水害対策における基本的な課題

本町は、自然条件及び市街地形成過程等からみて、台風、洪水、高潮等による災害の発生原因を内包している。これらの災害防止と町民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関等の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。

本町における風水害対策に関する基本的な課題としては、次の 4 点が挙げられる。

3-1 水害への対応

本町は、平成 3 年の台風第 17 号、台風第 19 号（カゼ台風）、平成 16 年の台風第 15 号、台風第 18 号、平成 18 年 7 月豪雨等の風水害に度々見舞われている。

3-2 火災への対応

生活様式の多様化に伴い、町内における火災の発生要因は年々多様化することが懸念される。住宅密集地の大部分は木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることが予想される。また、市街地を中心とした木造老朽住宅の密集地には幅員の狭い道路が多く、災害時に消防活動の困難な区域が発生するおそれがある。

3-3 要配慮者への配慮

本町における老年人口（65 歳以上人口）の割合は、平成 22 年国勢調査において 38.9%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。また、本町は、年間観光入込客数は平成 20 年以降増加傾向にあり、平成 21 年以降おおむね 3.8 万人で推移している。

こうした高齢者、観光客のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者*1のうち避難行動要支援者*2に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織の避難支援等関係者*3による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。

＊1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。

＊2 避難行動要支援者：要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

＊3 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

3-4 地理的条件への対応

土砂災害等による主要幹線道路の断絶により孤立状態となり、様々な面で応急対策に支障が発生すると予想される地区もある。このため、災害発生前及び発生後において確実に情報伝達を行うことのできる体制の整備、陸上交通及びヘリコプターや船舶等による輸送手段の確保、災害種別に応じた地区別の避難所の指定といった対策を重点的に講ずる必要がある。

４ 計画の目標

地域防災力の向上にあたっては、上記の基本的な課題や本町における防災環境等を踏まえ、本町の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。

本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の項目を定める。

4-1 災害に強い島づくりの推進

① 避難場所の周知と防災訓練の実施
② 町全体や地区ごとの指示体制の確立
③ 防災無線の定期的なメンテナンスとデジタル化の検討
④ 備蓄倉庫等の整備の推進

4-2 火災に強い島づくり、地域づくりの推進

① 消火栓や防火水槽など消防設備の維持
② 地域での消化訓練の定期的な実施
③ 消防団員の知識向上の機会の創出
④ 消防団活動の充実と消防団と広域消防署との連携強化

第３節 防災環境

１ 自然環境の特性

1-1 地形

海士町は、島根半島の北東約 44～80km の地点に散在する隠岐群島のうち島前諸島の中の一主島「中ノ島」の全域である。

島の東北から西南にかけて縦走する山脈があり、山脈の西北部は平坦な水田地帯と丘陵が多い。東南部は外海に面し、一般に平地に乏しく傾斜が急である。

山は海士山脈中に唯山(226.5m)、高峯山(203.9m)、金光寺山(120m)がある。一般に山脈の稜線は緩やかであるが、島の西北端にそびえる家督山(246.2m)は急峻で、本島の最高標高を示している。川は諏訪湾に注ぐ諏訪川や境川があるが、源流を神崎川に発する流水は乏しく僅かに潅漑の用に供される程度のものである。

海士町の位置	東端 知々井岬	（東経 133° 9′ 30″	北緯 36° 4′ 18″）
	西端 松 ヶ 崎	（東経 133° 4′ 0″	北緯 36° 5′ 48.5″）
	南端 木路ヶ崎	（東経 133° 4′ 12.5″	北緯 36° 10′ 54″）
	北端 宇受賀崎	（東経 133° 7′ 0″	北緯 36° 7′ 0″）

（西郷海上保安庁資料による）

面積・地勢	広がり	東西 8.95km、南北 13.96km
	面　積	33.51km^2
	標　高	最高 246.2m（家督山）
	周　囲	58km
	本土～中ノ島	57.5km

1-2 地質

海士町は隠岐諸島のうち島前の一角をなす中ノ島にある。隠岐諸島は、島根半島の北方約 40～70km の日本海南部に位置している。隠岐諸島は、遅くとも前期中新世の後期に開始した日本海形成に伴う地形の高まりと考えられており、新生代に直出した火山岩によってその大部分が構成される。島前は島後から約 11km 離れたその南西に集まる西ノ島、中ノ島、知夫里島の 3 つの島から構成される。その形成は、中央火口丘とカルデラを囲む外輪山とからなる火山体が、海進によってカルデラ部分が海中に没して外輪山の一部が失われたため、内海を取り囲む 3 つの島として地上に姿を現しているものである。その規模は東西 24km、南北 18km である。3 つの島に取り囲まれる島前の内海は約 50km^2 の広さを持ち、最大水深は 55m である。島前は低山性の山地からなり、山地は外海側に緩傾斜、内海側に比較的急傾斜した斜面を持つ。山地は北北西－南南東と東北東－西南西の 2 つの方向に発達し、海岸線の出入りもそれらに平行なものが多い。河川の発達は一般に顕著ではない。このうち、中ノ島は、他の 2 島よりも地形の浸食(開析)が進んでおり、北半部には丘陵と沖積平野が北東－南西方向に広がっている。島の東北部から南西部にかけては北東－南西方向に山地が続くが、南西部では主稜線から東南東方向に稜線と谷が伸びている。中ノ島を構成する地層は、古いものから、新第三紀後期中新世の外輪山、後期鮮新世の矢口々井岬層および宇受賀玄武岩であり、これらを第四紀更新世～完新世の未固結土が被覆する。中ノ島の大部分を外輪山下部の粗面玄武岩-粗面安山岩溶岩(Sm)、外輪山上部の粗面岩溶岩及び貫入岩(記号：Smt,Sft)、宇受賀玄武岩のアルカリかんらん石玄武岩(Ul,Ua,Ut)が占める。

２ 社会環境の特性と変化

2-1 交通環境の特性

菱浦漁港にフェリーターミナルが整備され、島の玄関口となっている。また、道路は県道が島内をほぼ循環する形で整備され、町道が補完することで島内各地が結ばれており、住民の主要交通手段である自家用自動車での移動の利便性が図られている。さらに循環バス等のバス路線も整備され、島内の主要公共交通機関となっている。

但し、島の玄関口である菱浦漁港と防災拠点の役場を結ぶ一般県道海士島線が土砂災害等により通行不能となった場合、災害対応に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、一般県道日ノ津崎港線が土砂災害等で通行不能となった場合、崎地区、多井地区等が孤立地区となることが考えられる。

2-2 生活環境の変化

今日の町民生活は、突然の停電や断水により直ちに日常生活に支障を来すほど、ライフライン施設に依存しているほか、各種オンラインシステムをはじめとするＩＴ関連施設の役割も日常生活に不可欠なものとなってきている。これらは災害により障害が発生すると、一時的・局部的であってもシステム全体が稼動しない、あるいはその影響が多方面に及び被害が大きくなるといった災害連鎖や二次災害の危険性をはらんでいる。

2-3 高齢化の進展

現在、全町的に高齢化と独居老人の増加傾向が見られる。また、多くの地域では消火・救助活動等を担う消防団員の高齢化と加入者不足が続き、地区消防団では定員の確保に苦慮している。

３ 災害履歴

3-1 既往の風水害

本町において人的被害・住宅被害をもたらした過去の主な風水害は次のとおり。

既往の風水害における被害状況

災害発生年月日	種　　目	人的被害（人）		住宅被害（棟）		
		死者	負傷者	全壊流出	半壊	浸水
H 7.7.20	豪雨					
H 9.6.27～6.28	台風８号					
H 9.7. 7～7.13	豪雨				1	1
H11.6.28～7. 4	大雨、強雨					
H11.9.20～9.21	大雨、強雨					
H11.9.24	台風 18 号					
H15.6.19～6.20	台風６号					
H16.8.19	台風 15 号					4
H16.9. 7～9. 8	台風 18 号				2	1
H17.9. 5～9. 7	台風 14 号					
H18.7.15～7.24	豪雨					
H18.9.17～9.18	台風 13 号					
H19.6.24	大雨					
H19.8.30	大雨				1	6
H22.7.11	大雨					
H23.5.10	大雨					
H23.9. 2	台風 12 号					

（県：災害年報より作成）

3-2 近年の主な風水害による被害状況

① 平成７年７月 20 日、黄海から低気圧が日本海へ東進したため梅雨前線が活動を活発化しながら四国の南海上から山陰沖まで北上した。このため 20 日早朝は１時間降水量が 20㎜を超える強い雨になり、道路に被害を受けた。

② 平成９年６月 27 日、フィリピン東海上で発生した台風８号は、28 日に長崎県へ上陸し、周防湾に抜け、山口県東部に再上陸後瀬戸内を進み、近畿から中部地方を通っていわき市の南から太平洋に抜けた。この影響で 28 日昼頃から雨が強くなって夕方まで続いた。また、15 時頃から暴風域に入り、西郷測候所では最大瞬間風速 31.6m/s を観測した。農業用施設等が被害を受けた。

③ 平成９年７月７日、黄海で低気圧が発生して東進したため、日本海中部に停滞していた梅雨前線が活動を強めながら南下し、中国地方に停滞して大雨を降らせた。西郷測候所では総降水量が 168㎜を記録し、住家１棟が半壊及び床下浸水、農地、農業用施設に被害を受けた。

④ 平成 11 年６月 28 日、低気圧が 29～30 日にかけてと 2～3 日にかけて続けて山陰沖を東進したため、29 日と２日を中心に大雨になった。28 日夜半頃から降り出した雨は、29 日朝方から所々で１時間降水量 20㎜を超える強い雨になり、29 日 11 時には益田で 44㎜の短

時間強雨を観測した。雨は 30 日～7 月 1 日は小康状態になったが、2 日の朝方から再び全域で雨が降り出し、2 日の夜半頃から 4 日の朝方にかけて強い雨になり、3 日 1 時には大東で 40㎜の短時間強雨を観測した。降り始めからの総降水量は、18 ヶ所で 200㎜以上を観測し、最も多い所は匹見の 292㎜であった。農地に被害を受けた。

⑤ 平成 11 年 9 月 20 日、日本海に停滞していた秋雨前線が、低気圧が九州に近づいたため中国地方までゆっくり南下し､20 日の夕方から雨が降り出した｡20 日 24 時には海士で 49㎜/h の短時間強雨を観測するなど、21 日朝方までに 1 時間降水量 20㎜を超える強い雨が所々で降った。20 日の降り始めから 21 日 24 時までの降水量は、4 ヶ所で 100㎜以上を観測し、最も多い所は海士の 181㎜であった。河川に被害を受けた。

⑥ 平成 11 年 9 月 24 日、台風第 18 号が「大型で非常に強い」勢力を維持したまま、24 日 5 時前に天草下島を経て 6 時頃熊本県北部に上陸し、その後やや勢力が落ち「中型で強い」台風になったが、その勢力を保ったまま北東進を続け、8 時過ぎには周防灘に抜け、9 時前に宇部市付近に再上陸し、10 時頃益田市付近から日本海に抜けて島根県沿岸を北東進し、25 日 12 時にオホーツク海で温帯低気圧に変わった。この影響で、24 日 8 時頃から 10m/s 以上の強い風と 1 時間降水量 10㎜以上の強い雨が降り始めた。9 時には六日市で 69㎜の短時間強雨を観測するなど、所々で 1 時間降水量 20㎜を超える強い雨が昼過ぎまで続いた。総降水量は、11 ケ所で 50㎜以上を観測し、最も多い所は六日市の 172㎜であった｡強い風は 24 日の夜半前まで続き､最大瞬間風速は松江 SSW37.5m/s･浜田 SSW37.2m/s･西郷 SSW45.1m/s を観測した。鹿島の波浪計は、有義波高 283 ㎝・最大波高 454 ㎝を観測した。住家が 1 棟一部損壊の被害を受けた。

⑦ 平成 15 年 6 月 19 日、台風第 6 号が九州西岸から日本海を北東に進み、西日本では気圧の傾きが大きくなり、西郷では 19 日 22 時 40 分に最大瞬間風速、南西の風 40.6m/ｓ、統計開始以来 6 月としては第 1 位を記録した。また、浜田では 19 日 19 時 57 分に最大瞬間風速、南西の風 32.4m/ｓ、統計開始以来 6 月としては第 2 位を記録した。農作物に被害を受けた。

⑧ 平成 16 年 8 月 19 日､台風第 15 号が､東シナ海を北上後､19 日には九州の西海上を進み、その後対馬海峡をとおり、日本海を北東進した。島根県では南よりの風が強まり、掛合で 19 日 9 時 50 分に最大風速、南南東の風 10m/s、川本で 19 日 12 時 10 分に最大風速、南南西の風 9m/s、弥栄で 19 日 12 時 00 分に最大風速、南の風 9m/s、益田で 19 日 10 時 40 分に最大風速、南の風 11m/s、津和野で 19 日 12 時 00 分に最大風速、南南西の風 11m/s を観測し、ともに統計開始以来 8 月としては第 1 位を記録した。住家に床上浸水 1 棟、床下浸水 3 棟の被害を受けた。

⑨ 平成 16 年 9 月 7 日、台風第 18 号は、東シナ海から九州西海上を北上し、7 日 9 時 30 分頃長崎市付近に上陸した。その後、北九州市付近から島根県沖を通り、日本海を加速しながら北東に進んだ。西郷で 7 日 17 時 20 分に最大風速、南南西の風 26.9m/s、浜田で 7 日 15 時 50 分に最大風速、南西の風 27.9m/s、海士で 7 日 18 時 30 分に最大風速、西南西の風 15m/s、鹿島で 7 日 17 時 10 分に最大風速、南西の風 20m/s、掛合で 7 日 15 時 30 分に最大風速、南南東の風 11m/s、瑞穂で 7 日 15 時 10 分に最大風速、南の風 11m/s、弥栄で 7 日 13 時 40 分に最大風速、南南東の風 12m/s、津和野で 7 日 14 時 00 分に最大風速、南南西の風 15m/s、六日市で 7 日 12 時 50 分に最大風速、東の風 14m/s を観測した。また、匹見で 7 日の降水量が 135㎜、津和野で 7 日 13 時 50 分に日最大 1 時間降水量が 61㎜を観測し、ともに統計開始以来 9 月としては第 1 位を記録した。住家が 2 棟半壊、一部損壊 301 棟、床下浸水 1 棟、農作物等にも被害を受けた。

⑩ 平成 17 年 9 月 6 日に台風 14 号は九州地方の西岸に沿って北上し、その後北東に向きを変えて山陰沖を通過した。この台風により 710 世帯が停電する等被害を受けた。

⑪ 平成 18 年 7 月 15 日、日本海まで北上していた梅雨前線が南下し、西日本に停滞した。この前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れこみ、前線の活動が活発になり各地で雷を伴った非常に激しい雨が降った。この 15 日～24 日にかけての大雨について、気象庁は「平成 18 年 7 月豪雨」と命名した。西郷岬では 16 日の日降水量が 145㎜、斐川では 18 日の日降水量が 158㎜、伯太では 18 日の日降水量が 148㎜を観測、佐田では 17 日の日降水量が 181㎜ を観測、大田では日降水量が 173㎜ を観測し、横田では 18 日の日降水量が 149㎜を観測、赤名では日降水量が 194㎜を観測、吾妻山では 18 日の日降水量が 157㎜を観測、高津では日降水量が 130㎜を観測した。また、西郷岬では日最大 1 時間降水量が 16 日 4 時 20 分に 42㎜、出雲では日最大 1 時間降水量が 18 日 15 時 20 分に 57㎜、掛合では日最大 1 時間降水量が 17 日 6 時 20 分に 59㎜、赤名では日最大 1 時間降水量が 18 日 23 時 00 分に 48㎜、吾妻山では 17 日 7 時 20 分に 47㎜を観測、ともに統計開始以来 7 月としては第 1 位を記録した。この豪雨により、急傾斜地が 1 箇所、道路が 4 箇所等被害を受けた。

⑫ 平成 18 年 9 月 17 日から 18 日にかけて台風 13 号が日本海を北北東に進んだ影響で、風が非常に強く吹いた。西郷岬では 18 日の最大風速が 8 時 50 分に西南西 26m/s を記録した。この暴風雨により、住家 1 棟が一部損壊する等被害を受けた。

⑬ 平成 19 年 6 月 24 日、梅雨前線が北上し、大気の状態が不安定となり大雨となった。西郷岬では、24 日 10 時 40 分に日最大 1 時間降水量 23㎜を観測、斐川では 24 日に日降水量 97㎜を観測、ともに統計開始以来 6 月としては第 1 位を記録した。この大雨により道路が 1 箇所、農業用施設が 1 箇所被害を受けた。

⑭ 平成 19 年 8 月 30 日から 31 日にかけて、日本海の停滞前線上を、熱帯低気圧から変わった低気圧が東進し、隠岐を中心に大雨となった。隠岐の島町で 131㎜という島根県観測史上最大の時間雨量を記録した。この局地的豪雨により、住家半壊が 1 棟、床上浸水が 2 棟、床下浸水が 4 棟、道路が 3 箇所、その他農地等が被害を受けた。

⑮ 平成 22 年 7 月 11 日、中国地方に梅雨前線が停滞し、活動が活発となった。西郷では 11 日に日降水量 214.5㎜、月最大 24 時間降水量 220.5㎜を観測し、7 月としては第 1 位を記録した。11 日に西郷岬では日降水量 205.0㎜を観測、12 日に匹見では日最大 1 時間降水量 63.5㎜を観測、津和野では日最大 1 時間降水量 87.5㎜を観測し、7 月としては第 1 位を記録した。この大雨により被害を受けた。

⑯ 平成 23 年 5 月 10 日から 11 日にかけて、中国地方に停滞する前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となった。このため 11 日は、県内 27 か所の気象観測所のうち 16 か所で 5 月の日降水量第 1 位を記録するなど、5 月としては記録的な大雨となった。この大雨により被害を受けた。

⑰ 平成 23 年 9 月 2 日、大型の台風第 12 号が日本の南海上をゆっくりと北上し、3 日 10 時頃高知県東部に上陸した。台風はその後、四国地方から中国地方を北上して、4 日未明に山陰沖に抜けた。県内では、1 日から 4 日にかけて大雨となり、特に伯太では 3 日の日降水量が 241.0㎜を観測し、観測開始以来第 1 位の記録となった。この台風により被害を受けた。

4 気象

4-1 一般的気象

年間を通じて、海洋性気候が著しい。対馬暖流の影響で、夏涼冬暖の比較的恵まれた環境である。しかし、冬季は北西の季節風が強いため外海に面する地域は波浪が激しく、海岸が大きな浸食を受ける。また、この強い季節風は本州との連絡船の欠航や、漁船の遭難を招くなどの悪条件となっている。

気候表（海士観測所）

年　次	気　温（℃）			降 水 量（mm）		平均風速（m/s）
	平均気温	最高気温	最低気温	年降水量	最大１時間降水量	
平成 10 年	15.6	31.9	-3.0	1,749	43	2.7
平成 11 年	15.1	32.9	-3.6	2,127	49	2.6
平成 12 年	15.0	32.9	-3.3	1,243	20	2.6
平成 13 年	14.8	34.4	-4.0	1,316	40	2.6
平成 14 年	15.0	33.3	-3.4	1,338	23	2.8
平成 15 年	14.5	33.0	-6.6	1,795	42	2.5
平成 16 年	15.5	33.1	-5.5	1,539	31	2.6
平成 17 年	14.7	33.5	-3.3	1,392	38	2.8
平成 18 年	14.6	33.7	-3.8	1,865	35	2.5
平成 19 年	15.4	34.8	-2.6	1,635	52	2.5
平成 20 年	15.0	33.3	-3.9	1,190.5	27.0	2.4
平成 21 年	14.7	32.6	-3.5	1,488.0	57.5	2.4
平成 22 年	15.1	35.9	-2.9	1,930.5	34.5	2.5
平成 23 年	14.9	35.3	-3.9	1,726.5	28.0	2.5
平成 24 年	14.7	34.6	-4.0	1,499.0	37.5	2.4
平成 25 年	15.2	34.3	-3.9	1,478.5	31.5	2.5

4-2 災害気象

本町に災害をもたらす気象の代表的なものには 6～7 月の梅雨、秋の台風および冬の強風があげられる。

(1) 梅雨末期の豪雨

梅雨という気象はオホーツク海付近に源を持つ冷気との境界に当たる悪天域で、平均的には 6 月 10 日頃からほぼ 40 日間、期間中の雨量は、ほぼ 400mm であるが年によって遅速、長短それに雨量の多少がある。

(2) 台風

台風は太平洋域で発生する熱帯性の低気圧で、円形で渦巻き状の荒天域を形成し、中心付近で気圧が急に深まることから、小さくても強い風雨を伴うが温帯性の低気圧と異なる所である。1 年間に発生する台風の数は平均して 27 個位だが、日本で強い台風に見舞われるのは 8～9 月が多い。一般的には本町では台風が東側を通過するときは北風が強く大雨となるが、西側を通過するときは南風が強く雨は少ない。また、海岸地方では高潮の現れるところがあ

る。これは台風が朝鮮半島から日本海へ抜ける場合で日本海の中部から北部を通過するとき異常に潮位が高くなって浸水する。平成 16 年 8 月 19 日の台風 15 号の影響で、床下浸水 5 棟、床上浸水 1 棟の高潮被害が発生した。

(3) 冬型気圧配置時等の暴風雪・波浪

寒侯期に日本海で低気圧が発達すると、猛烈な風が吹き船舶に与える影響は多大である。昭和 46 年 1 月には島根県でも漁船が大量遭難している。2 月になると「春一番」と呼ばれる強風がある。これもやはり日本海で低気圧が発達する時に起こるもので、春の先駆けとして明るい名称で呼ばれるが、昭和 53 年 2 月には東京で電車を吹き飛ばすほどの物凄いものがあった。

第４節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

１ 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

本町、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおり。

1-1 海士町

機　関　名	連絡先	処理すべき防災事務又は業務の大綱
海士町	2-0111	①海士町防災会議に関する事務 ②海士町地域に係る災害予防対策 ③海士町地域に係る災害応急対策 ④海士町住民に対する防災・災害に関する情報の提供 ⑤海士町内における防災知識・思想の普及 ⑥海士町の管理に属する施設の災害復旧 ⑦海士町地域内の被害の把握・県への報告 ⑧災害時における他市町村との相互応援措置

1-2 島根県

機　関　名		連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
島根県隠岐支庁	県民局	(08512) 2-9603	①地区本部の運営並びに地区本部会議および地区本部連絡員会議に関すること ②対策本部並びに各班との連絡調整に関すること ③地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関すること ④気象予報・警報等及び災害情報の伝達に関すること ⑤災害状況の把握及び報告に関すること ⑥市町村の災害対策の支援に関すること ⑦災害救助法に関すること ⑧商工労働関係の災害対策に関すること	総　務　課
	農林局	(08512) 2-9635	①農林畜産関係被害（農林土木関係被害を除く）の把握及び報告に関すること ②被災農作物の応急技術対策に関すること ③農林畜産関係（農林土木関係を除く）の災害対策に関すること ④家畜の保健、衛生の災害対策に関すること ⑤食料の確保（流通）及びあっせんに関すること	地産地商課
	農林局 島前地域振興課	西ノ島町 7-9101		地産地商課
	家畜衛生部（松江家畜保健衛生所隠岐支所）	(08512) 2-9690	①家畜の保健・衛生の災害対策に関すること	地産地商課

機　関　名		連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
島根県隠岐支庁	水産局	(08512) 2-9661	①水産関係被害の把握及び報告に関すること ②漁業共同施設の災害に関すること ③漁港の災害対策に関すること ④災害時(津波災害)における漁船に関すること	地産地商課
	水産局島前出張所	西ノ島町 7-9106		
	隠岐保健所 島前保健環境課	西ノ島町 7-8121	①医療、助産に関すること ②防疫、衛生に関すること ③医療施設の災害対策に関すること ④飲料水に関すること ⑤廃棄物処理に関すること	健康福祉課
			①飲料水に関すること ②廃棄物処理に関すること	環境整備課
	県土整備局	(08512) 2-9724	①水防対策に関すること ②土木関係被害状況及び農林土木関係被害状況の把握及び報告に関すること ③土木関係及び農林土木関係の災害対策に関すること ④島前地域の災害対策における総務班の支援に関すること(隠岐地区本部に限る)	環境整備課 地産地商課
	島前事業部	西ノ島町 7-9112		
隠岐教育事務所		(08512) 2-9772	①町立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(事業実施の可否等)の把握・報告に関すること ②町立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関すること ③応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助教科書・教材等の給与に関すること	教育委員会

1-3 指定地方行政機関

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
中国四国農政局 松江地域センター	(0852) 24-7311	①災害時の食糧供給に関すること	地産地商課
中国地方整備局 企画部　防災課	(082) 221-9231	①現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 ②被災状況の把握 ③情報通信網の構築 ④災害応急対策(被害の拡大や二次災害の防止等に資する応急措置を含む) ⑤その他必要と認められる事項	総　務　課 環境整備課
境港湾・空港整備事務所総務課	(0859) 42-3162		

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
隠岐海上保安署	(08512) 2-4999	①海難救助 ②海洋の汚染の防止 ③海上における公安警備 ④海上災害防止に関する防災思想の普及 ⑤海上における安全確保、船舶交通の規制	総　務　課
日本郵政株式会社 菱浦郵便局 海士郵便局 崎郵便局	西ノ島町 2-0747 2-0714 2-0414	①災害時における郵便業務並びに為替、貯金、簡易保険等の非常取扱 ②災害つなぎ資金の融資に関すること	総　務　課
松江地方気象台	(0852) 21-4958	①気象等予報及び警報の発表と伝達 ②地震情報の発表と伝達	総　務　課

1-4 警察

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
浦郷警察署	西ノ島町 6-0121	①災害情報の収集、伝達に関すること ②被災者の避難誘導に関すること ③被災者の救出救助に関すること ④交通規制に関すること ⑤その他公安警備に関すること	総　務　課
浦郷警察署海士駐在所	2-0426		
浦郷警察署知々井駐在所	2-0670		

1-5 消防

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
隠岐広域連合隠岐島消防本部	(08512) 2-2299	①消火及び救急、救助活動 ②災害に関する情報の収集・伝達 ③火災予防査察及び警戒	総　務　課
隠岐広域連合隠岐島消防署海士出張所	2-1119		
海士町消防団 （災害優先電話） 町長室 （災害優先電話）	2-0111 (2-0115) (2-0370)	①火災、水害等の応急対策 ②災害に関する情報の収集・伝達 ③被災者の救助・救出 ④避難の誘導	総　務　課

1-6 指定公共機関

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
西日本電信電話株式会社 島根支店	(0852) 20-7504	①電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ②緊急を要する電報及び電話通話の扱い	総　務　課
株式会社 NTT ドコモ 中国支社島根支店	(0852) 25-9501	①電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
ソフトバンク株式会社		①電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
KDDI 株式会社 中国総支社	(082) 242-0163	①電気通信施設の防災管理及び応急復旧	
日本赤十字社 島根県支部	(0852) 21-4237	①医療、助産等救助保護の実施 ②災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ③義えん金品の募集及び配分	健康福祉課
中国電力株式会社 隠岐営業所	(0120) 313-782	①発電施設等の防災管理及び災害復旧 ②電力供給の確保	総　務　課

1-7 指定地方公共機関

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
隠岐汽船株式会社 海士営業所	(08512) 2-1122 2-0055	①海上における緊急輸送の確保 ②運航船舶の安全管理及び事故対策	総　務　課
隠岐海士交通株式会社	2-0020	①陸上における緊急輸送の確保	総　務　課
島根県医師会	(0852) 21-3454	①災害時における医療救護活動の実施	健康福祉課

1-8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
町内運輸関係事業者		①災害時における救済用物資及び人員の緊急輸送 ②災害時における貨物自動車による救済用物資及び人員の緊急輸送	総　務　課
有限会社海士ガス	2-0167	①ガス施設の災害予防 ②災害時におけるガスの供給対策 ③ガス施設の災害応急対策及び災害復旧	総　務　課
島前医師会	2-1745	①災害時における医療及び救護の実施	健康福祉課
隠岐國商工会	2-0376	①被災者に対する物資及び融資のあっせん ②防災に関する啓発 ③被害調査に関する協力	交流促進課

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
島根県農業協同組合隠岐どうぜん地区本部海士支店	2-0751	①災害対策用資材及び救助物資調達の協力 ②物資輸送の協力 ③共同利用施設の防災対策及び復旧 ④農作物等の復旧技術指導 ⑤被災組合員に対する融資又はあっせん	地産地商課
海士町漁業協同組合	2-1333	①緊急海上輸送の協力 ②水難救助の協力	総　務　課
		①水産施設の防火管理及び応急復旧の協力 ②被災組合員に対する融資又はあっせん ③潮位の観測 ④漁船の避難指導	地産地商課
隠岐広域連合	(08512) 6-9150	①各町村共通の事務及び対策	総　務　課
島前町村組合	7-8901	①各町村共通の事務及び対策 ②緊急海上輸送の協力	総　務　課
連合婦人会組織		①避難所における炊き出し及び保育に関する協力	教育委員会
文化財の管理者		①文化財等の防災管理・報告	教育委員会
海士町社会福祉協議会	2-0010	①被災生活困窮者に対する資金の融資あっせん ②ボランティア活動についての協議	健康福祉課
学校 海士小学校 (災害時優先電話) 福井小学校 (災害時優先電話) 海士中学校 (災害時優先電話)	 2-0217 (2-0217) 2-0750 (2-0946) 2-0744 (2-1621)	①児童、生徒の避難保護 ②被災者の一時収容措置についての協力 ③応急教育対策の確立 ④被災施設の災害復旧	教育委員会

機　関　名	連絡先	処理すべき事務又は業務の大綱	町連絡窓口
保育園 けいしょう保育園	2-0540 2-0808	①保育児、入所者の避難保護 ②被災者の一時収容措置についての協力 ③応急教育対策の確立 ④被災施設の災害復旧	健康福祉課
特別養護老人ホーム 諏訪苑	2-1600		
保健福祉センター ひまわり	2-0010		
高齢者住宅 福来の里	2-0002		
障がい者施設グループホーム あまの里	2-0002		
障がい者施設就労支援(B 型) さくらの家	2-1502		
各地区集会所		①応急教育措置の協力	教育委員会
海士診療所 （災害時優先電話）	2-0200 (2-0200)	①入院患者の避難保護 ②負傷者等の医療助産救助体制についての協力	健康福祉課
隠岐島前森林組合	2-0664	①林業災害調査及び応急対策の指導 ②被災組合員に対する融資又はあっせん	環境整備課
山陰合同銀行海士支店	2-1111	①被災事業者等に対する資金の融資 ②その他緊急措置に対する協力	会　計　課 交流促進課
危険物施設の管理者		①危険物の保安措置	環境整備課
(社)島根県建設業協会	(0852) 21-9004	①災害時における建設機械・危険表示器材等の確保	環境整備課
飯古建設有限会社	2-0232	①災害時における建設機械・危険表示器材等の確保	環境整備課
(社)島根県トラック協会	(0852) 21-4272	①緊急輸送に対する協力	住民生活課 総　務　課
島根県旅客自動車協会	(0852) 37-0334		

２ 町民及び事業所の基本的責務

2-1 町民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本である。町民はこの観点に立ち、日頃から自主的に災害等に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により、防災に寄与するように努めなければならない。

また、災害に際しては、被害を未然に防止しあるいは最小限にとどめるため、警戒・避難活動、救出・救助活動等において相互に協力するとともに、町が実施する防災業務について自発的に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2-2 事業所の基本的責務

食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、町が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に際しては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

基本計画編(風水害他)

◆　第２章　予防計画

第１節 浸水・波浪・高潮・風災害の予防

１ 基本的な考え方

多雨、集中豪雨、強風などにより河川の氾濫や海岸での高波が発生し、流域や沿岸の人家等に被害を及ぼすおそれがある区域及び、地形条件から冬の季節風や台風などにより波浪、高潮等の被害を受けるおそれがある区域について危険区域の把握を実施し、必要な河川堤防、海岸・護岸施設等の整備を検討し整備を進めていく。

また、災害時に住民が的確な行動が行われるように、危険の程度を把握できる情報の提供、予報及び警報体制の充実、警戒避難体制の整備を行う。

２ 波浪、高潮災害の防止対策

◆担当部署【総務課、地産地商課】

2-1 海岸における危険予想箇所の把握・周知

本町は離島であり、町全域が波浪・高潮災害の影響を受けることがあることから、海岸に関しては、港湾、漁港、海岸保全区域等において過去の高潮の発生範囲等について把握し、関係地域の住民に周知するよう努める。

2-2 海岸保全施設整備の推進

町は、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮等の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備に努め、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等の計画的な推進を図る。

また、海岸環境に配慮しつつ、人工リーフ等沖合施設と護岸を組み合わせて波浪の静穏化を図り、海岸の侵食防止と波浪の被害から海岸を防護するよう努め、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策に努める。

３ 風災害の防止対策

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

台風に対しては、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずる。

3-1 海岸の風害予防

人家や港湾、漁港等の公共施設及び農地に被害を与えるおそれのある侵食海岸並びに高潮浸水による危険区域に対して離岸堤、護岸の整備に努め、海岸砂防施設の維持補修を実施し、防災に努める。

3-2 農業に関する風害予防

農作物の風害予防については、「作物気象災害対策指針」に基づき普及指導員、病害防除所職員等を通じ、それぞれ専門の分野について常に時期別、各作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するとともに、その恒久的な対策としては防風林、防風垣、潅水施設等を設けることにより、潮風害、寒風害、飛砂害等の防止に努める。

防風林については、捕植を指導し、防風垣については常に補強整備するよう指導する。

3-3 港湾及び漁港施設の風害予防

冬期の西寄りの季節風、台風時における波浪と異常潮位等により港湾、漁港施設が被害を受けて産業活動に大きな脅威を与えるおそれがあるので、これを未然に防止するよう各港の諸条件に応じ、防波堤、護岸の増強その他諸施設の整備に努める。

(1) 施設利用者に対する普及啓発

港湾及び漁港・陸揚げ施設等は、その性格上、海岸、漁港地区に集中しており、風浪による被害を受けやすい状態にあることから、保管資材等の流出による二次災害を防止するため県と連携し、普及啓発を図る。

(2) 放置物件の除去に対する求め

町長は、資材等が置かれている場合若しくは防災上、やむを得ないと判断したときは、県と連携し、資材物資等の除去を求める。

４ 河川等氾濫の防止対策

◆担当部署【総務課、環境整備課、健康福祉課】

4-1 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

(1) 対策

町は、県において作成した浸水想定区域図について、住民への周知に努めるとともに、町独自に、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

① 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
② 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
③ 避難路上の障害物等の把握
④ 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
⑤ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

（避難についての詳細は、本章第 9 節「避難予防対策」を参照）

4-2 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

県内の河川は、上流からの流出土砂により河床が上昇するため、治山事業、砂防ダム、貯砂堰堤の整備による流出土砂の防止、河口部低水路の確保等により河床の上昇を抑えてきた。さらに、河川改修、ダムの建設による洪水調節、河道の掘削、築堤、護岸、放水路の開削等により洪水の発生の防止に努めている。

町内の改修済河川は、ある程度の風水害に耐えられるよう整備されているが、通常水位に比べ堤内地盤の低いところなどで堤防の被害が生じた場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがある。

なお、施設の概要については、「島根県水防計画」参照。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

町は、従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設及び下水道事業による雨水排水の整備など、治水施設等の整備を進める。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

なお、県内の河川については、時間雨量 50㎜ 相当の洪水に対する整備を推進する。

4-3 水防資材器具等の整備の推進

水防資材器具等の整備状況及び整備計画については、本章第 25 節の水防計画を参照。

4-4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

次に示す施設について、町は、本地域防災計画において当該施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(ｱ) 浸水想定区域内の不特定多数の者が利用する施設等で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
(ｲ) 要配慮者利用施設（主として要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
(ｳ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）

第２節 土砂災害の予防

１ 基本的な考え方

土砂災害は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などにより発生する斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これらを引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等があり、特に、梅雨前線や台風等に起因する集中豪雨などにより発生するケースが多い。洪水等に比べ、ひとたび斜面崩壊等が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から、砂防法･地すべり等防止法･急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

がけ崩れ・山崩れ災害	がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊等を総称して斜面崩壊といい、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が剥落・転倒し、急速に崩壊・転落・落下する現象を指す。雨量、斜面勾配、斜面形、地質条件等を誘因として発生する。
地すべり災害	斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので､比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。誘因としては地下水の影響が大きく、台風や梅雨のほか、融雪時にも発生する。
土石流災害	土砂や岩石が水と混合し一体となって谷､渓床等地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、渓流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による渓床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある｡土石流の速度は速いもので時速60 km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く 100m から数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力が更に強大になる。一般的には、勾配が 15 度以上あり、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流で、かつ勾配が 15 度となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高い。

２ がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が、主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域とからなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生に係る要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

2-1 急傾斜地崩壊危険箇所の把握、周知

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所*、並びに町の定める避難所・避難路・防災施設等の防災情報について、ハザードマップ等を活用し、急傾斜地崩壊危険箇所などがけ崩れ・山崩れ災害の危険性等に関する情報を町民に周知する。

＊ なお、県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち防災上緊急度の高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施しており、同区域においては、崩壊を助長するような行為が制限されている。

2-2 警戒・避難体制の整備

危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施し、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

また、大雨警報発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報を参考として、土砂災害警戒区域ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。

危険地域の住民に対しては、「急傾斜地の危険確認３要素」の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認３要素	
1 危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1 時間に 20㎜ 以上・総雨量 100㎜ 以上の強い雨が降ったとき等
2 危険な場所	傾斜が 30°以上、高さが 5m 以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱
3 危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項等を記載した印刷物の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努める。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、円滑な警戒避難が行えるようにする。

2-3 住宅移転の促進等

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。

また、当該災害危険区域内の建築物について、過去の土砂災害の実態等からみて、土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、県及び町は、関係機関との連絡調整を図ったうえ、がけ地近接等危険住宅移転事業等、各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

３ 地すべり災害の防止対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

3-1 地すべり危険箇所の把握、周知

国及び県の実施する地すべり区域等の把握のための各種調査に協力し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進するとともに、町内の該当区域における巡視を行い、危険箇所の早期発見に努め、ハザードマップ等を活用し、地すべり危険箇所など地すべり災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

3-2 警戒・避難体制の整備

特に危険度の高い地すべり危険箇所において、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対するソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒・避難体制を確立し、大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民の避難指示の判断を行えるよう、県ホームページのマップｏｎしまね及びハザードマップ等の活用により、町民に対する指定区域、危険箇所の情報提供及び防災意識の啓発に努める。

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項等を記載した印刷物の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努めるとともに、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、円滑な警戒避難が行えるようにする。

3-3 地すべり防止工事の実施促進

原因の判明した地すべり区域については、重要度に応じて早期に防止工事を実施し、住民の安全を確保するよう県に求める。

４ 土石流災害の防止対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

4-1 土石流危険渓流及び危険区域の把握、周知

国が指定した砂防指定地及び県が調査した土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等についての資料を整備し、ハザードマップ等を活用し、土石流危険渓流など土石流災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に対し周知徹底を図る。

4-2 警戒・避難体制の整備

大雨警報発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報、これを補足して県が土砂災害予警報システムにより提供する土砂災害危険度情報等を参考に、土石流危険渓流ごとの警戒・避難基準を策定し、県ホームページのマップｏｎしまね及びハザードマップ等の活用により、周辺住民等への周知徹底を図り防災意識の啓発に努める。

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難地に関する事項等を記載した印刷物の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努める。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、円滑な警戒避難が行えるようにする。

4-3 住宅移転の促進等

町は、関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用により人命、財産等を保護するため、危険住宅の移転に努める。

５ 治山事業、砂防事業等の推進・協力

◆担当部署【環境整備課】

県が実施又は施行の勧告を行う以下の土砂災害対策事業・工事について、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

① 急傾斜地崩壊防止工事
② 治山事業山腹工事
③ 保安林指定による立木の伐採等の規制
④ 地すべり防止工事
⑤ 砂防工事
⑥ 土地の形状変更、立木の伐採、土石の採取等の制限

６ 土砂災害防止法による防止対策

◆担当部署【総務課】

県は、土砂災害防止法により渓流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、県が指定した「土砂災害警戒区域」において、土砂災害から住民の生命を守るため、警戒区域の周知を進め、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備に努める。

＊土砂災害の危険個所については資料編　資料 14 災害危険区域等一覧を参照

＊土砂災害警戒情報については資料編　資料 20 土砂災害警戒関係資料を参照

土砂災害警戒情報の補足情報（危険度レベル）

危険度（目安）	表示	状況及び行動の目安
レベル１	黄	3 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 （要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者には避難を、それ以外の者には避難の準備を呼びかけることが必要な状況）
レベル２	桃	2 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 （避難勧告等の発表が必要な状況）
レベル３	赤	1 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 （危険箇所等の近くの住民が避難を終えたことを確認する必要がある）
レベル４	紫	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合 （土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況）

（危険度表示メッシュのイメージ図）

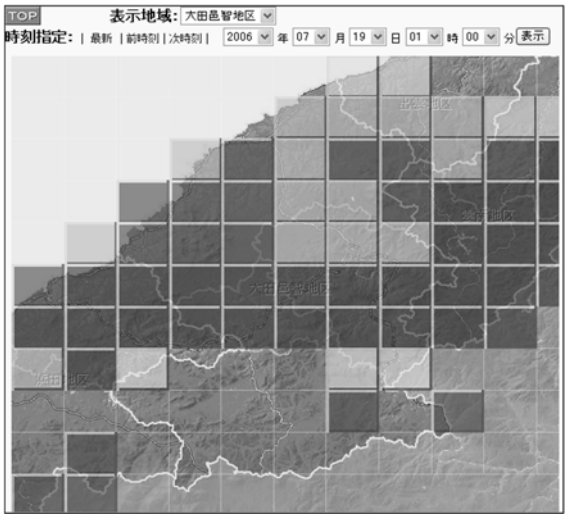

（島根県砂防課ホームページより）

第３節 都市構造の防災化

１ 基本的な考え方

地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりを推進するため、防災的な土地利用の推進、都市の不燃化の推進、防災空間の確保等、防災環境の整備事業を推進する。

本町では「総合振興計画」に基づき、各種法令・諸制度に基づく市街地整備事業等の実施による適正な土地利用を進め、災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。

２ 防災的な土地利用の推進

◆担当部署【総務課、環境整備課】

各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施し、宅地造成による人工崖面には、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁設置等の安全措置を講ずる。

また、造成後は、違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。

３ 都市の不燃化の推進

◆担当部署【総務課、環境整備課】

3-1 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化、各種面的整備等により道路・空地等を確保・拡充し、老朽木造住宅による密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3-2 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止に努める。

3-3 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

3-4 その他の災害防止事業

火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討し、公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

４ 防災空間の確保

◆担当部署【総務課、環境整備課】

多重性・代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備を計画的にすすめ、避難所や広域避難地に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備を図る。

５ 工作物対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

次の事項について、工作物等の安全化措置を講ずる。

擁壁の安全化	・道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる
ブロック塀等の安全化	・広報紙を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について印刷物を作成し普及に努める ・通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める ・ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する
窓ガラス等落下物の安全化	・3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う ・既存の建物に対し、比較的危険と思われる窓ガラス、外壁等について、安全対策についての指導に努める
屋外広告物に対する規制	・建築基準法や県条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める

第４節 建築物・公共土木施設災害の予防

１ 基本的な考え方

災害時に避難、救護、その他応急活動の拠点となる防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、水道等のライフライン施設、道路・橋梁等の交通施設、砂防、治山等のその他の公共土木施設並びに文教施設において、安全性を確保し、災害の防止対策を推進する。

２ 建築物の災害予防

2-1 防災基幹施設の安全化

◆担当部署【総務課、環境整備課、健康福祉課、教育委員会】

本庁、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保し、本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備を図る。

2-2 各種データの整備保全

◆担当部署【関係各課】

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を図る。

３ まちの防災対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

3-1 防災指導等による不燃化、安全化の促進

次に示すとおり、一般建築物の不燃化、安全化等を推進する。

一　般　建　築　物　に　対　す　る　防　災　指　導	
災害危険区域内における防災指導及び建築制限	高潮、出水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導、住居の用に供する建築物の建築制限を行う
危険予想地域内建築物の安全措置の指導	がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等について、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する
保安上危険な建築物に対する指導	保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う

3-2 町民等への意識啓発

次のとおり、町民に対する意識啓発を行う。

(1) 建築物の不燃化等の必要性に関する啓発（老朽化した建築物について重点的に実施）

① 既存建物の改修時における相談
② 印刷物の配布、防災講習会等の実施

(2) 危険地域の住宅等の安全性確保に関する啓発

① がけ崩れや浸水等が予想される危険地域の建築物や敷地等の安全性確保のための措置
② がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事等の対象にならない住宅の移転促進（助成による誘導措置等）

3-3 特殊建築物等の安全化

建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に規定される特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店等不特定の人が集まる施設、医療機関、学校、旅館・ホテル等多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設等）について、次のとおり安全化推進のための対策を実施する。

① 特殊建築物の不燃化等の促進
② 所有者及び管理者による、敷地、構造及び設備の状況に関する定期的な調査・検査の実施
③ 年間を通じたパトロールの実施による、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に関する積極的な指導

４ ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町及び県、ライフライン事業者は、上下水道、電気、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

4-1 電力施設

◆担当部署【中国電力（株）、総務課】

(1) 現況

本町には、送電線路、変電所、配電線路等の設備が整備されている。

(2) 安全化対策

(ｱ) 発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっているが、巡視・点検等を徹底し、被害の未然防止に努める

(ｲ) 専門知識の普及、印刷物の配布等を通じ、従業員の防災意識の高揚に努める

(ｳ) 年１回以上防災訓練を実施する

4-2 ＬＰガス施設

◆担当部署【島根県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者、総務課】

(1) 現況

本町におけるＬＰガス関係施設の現況は次のとおり。

施 設	ＬＰガス貯蔵設備（タンク）	オートガススタンド	ＬＰガス消費プラント
箇所数	－	1	－

資料：島根県地域防災計画（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(2) 安全化対策

安全化対策として、新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

(ｱ) ＬＰガス設備全般について、ガス埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進めるなど安全性が確保できるよう整備を進める

(ｲ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する

(3) 防災教育・防災訓練の充実

防災教育等の充実策として、次の事項の対策を行う。

① ソフト面の充実

(ｱ) 風水害等防災訓練の実施

(ｲ) 災害時の対応マニュアルの作成等

② 啓発活動

風水害等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

(ｱ) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する

(ｲ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売業者の点検を受けるよう指導する

(ｳ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する

4-3 簡易水道施設

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 安全化対策

簡易水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う 2 送水管・配水管は大きな被害を受けるため、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える 3 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する 5 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する 6 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す
防災教育防災訓練	各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る

町は、住民に安全で良質な水の安定供給を確保するため、施設の保守・点検に努めるとともに、施設の安全化対策を推進する。また、応急給水を円滑に実施するために、活用可能な水源、配水池等を最大限利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

4-4 下水道施設

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 安全化対策

下水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1 災害時の停電に備え、中継ポンプ場及び終末処理場に自家発電装置を備えるとともに、遠隔監視等管理体制の充実に努める 2 定期的な整備、保守・点検を行う 3 協定等に基づく相互応援体制を整備する 4 災害時用の資機材を整備する
防災教育防災訓練	災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する

町は、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道・集落排水施設等の機能を保持できるよう、施設の整備・保守・点検に努めるとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

4-5 電気通信施設

◆担当部署【NTT 西日本他】

(1) 安全化対策

現状の電気通信設備の更なる整備拡充を図るとともに、各事業者において、次に掲げる訓練を実施する。なお、県、町及び関係機関が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

① 非常召集の訓練
② 災害予報及び警報等の伝達訓練
③ 災害時における通信疎通確保の訓練
④ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
⑤ 消防及び水防の訓練
⑥ 災害用伝言板サービス等の運営

4-6 災害情報の収集・伝達体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課、各ライフライン施設の管理者】

災害発生時に事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図り、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的に実施する。

4-7 災害応急活動体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課、各ライフライン施設の管理者】

災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

4-8 資機材の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課、各ライフライン施設の管理者】

(ｱ) 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める

(ｲ) 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める

(ｳ) 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う

(ｴ) 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく

(ｵ) 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る

4-9 防災知識の普及・啓発

◆担当部署【総務課、環境整備課、各ライフライン施設の管理者】

防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

５ 交通施設の安全化

◆担当部署【環境整備課、地産地商課】

町は、ライフラインとして多様な機能を果たしている交通施設の災害時の安全性を確保していくため、県と協力しながら予防対策を推進する。

また、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。道路と県管理の施設については、県の防災計画への協力をすすめる。

5-1 道路施設

(1) 現況

本町における道路の整備状況は資料編（資料 12）を参照。

(2) 安全化対策

(ｱ) 災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う

(ｲ) 落石等による通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る

(ｳ) 橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る

(ｴ) 所管するトンネルの安全点検調査を実施し、必要な箇所については、補強対策工事を行う

5-2 港湾施設

(1) 現況

町内には、町管理港湾 6 港及び県管理港湾 2 港の計 8 港湾がある。

各港湾施設において、古い施設については現在の設計基準を満たしていないおそれがある。

また、現在、海士港が「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」における防災拠点港として位置付けられているが、大規模災害時には対策本部が置かれる役場と海士港を結ぶ道路が崩土及び家屋の倒壊等により遮断される可能性が高く、避難・救助活動及び物資輸送に対応するための諸条件が整っておらず、現状としては防災拠点港としては不適である。

(2) 安全化対策

上記状況から、海士港を防災拠点港から除す。

一方で、海士町管理港湾である諏訪港は、災害時の広域緊急防災拠点・集積備蓄基地として位置付けられている海士町役場並びにヘリポートに近接しており、また港湾背後にストックヤードとなるスペースがあり、災害が発生した際の救援物資や災害復旧の建設機械、または資材の受け入れ、管理、仕分け、搬出及び詰め替え等を行う輸送基地としての適性が高く、人と物流の唯一の生命線である新たな防災拠点港として、被災後から復興までの離島航路の維持を視野に入れた岸壁並びに関連施設の整備に努める。

さらに、各港湾において必要に応じ安全性を点検し、補強工事の対策を実施するとともに、大規模災害が発生したとき、現有の岸壁・防災広場（緑地施設・野積場等）を避難救助、海上輸送活動等に供用するためにも、同対策の実施が必要である。

5-3 漁港施設

(1) 現況

町内には、町管理漁港 4 港及び県管理漁港 2 港の計 6 漁港がある。

各漁港施設において古い施設については、現在の設計基準を満たしていないおそれがある。

また、菱浦漁港が「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」における防災拠点港として位置付けられているが、大規模災害時には対策本部が置かれる役場と菱浦漁港を結ぶ道路が崩土及び家屋の倒壊等により遮断される可能性が高く、避難・救助活動及び物資輸送に対応するための諸条件が整っておらず現状としては防災拠点港としては不適である。

(2) 安全化対策

上記状況から、菱浦漁港を防災拠点港から除し、併せて、各漁港において必要に応じ安全性を点検し、補強工事の対策を実施するとともに、大規模災害が発生したとき、現有の岸壁・防災広場（緑地施設・野積場等）を避難救助、海上輸送活動等に供用するためにも、同対策の実施が必要である。

６ 文教施設の安全化

学校・教育施設等*において、次のとおり安全化対策を実施する。

＊ 本計画では、保育園、小学校、中学校、特別支援学校を「学校」、小学校、中学校、特別支援学校及び社会教育施設を「学校・教育施設等」と定義する。

6-1 学校・教育施設等の防災体制

◆担当部署【総務課、教育委員会】

(1) 学校・教育施設等における防災対策の整備

平素から防災に関する計画を立て、防災体制を整備しておく。特に、地域の実状等に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制等について考慮する。

また、災害時における文房具及び通学用品の調達について、業者等との間で協定の締結に努める。

(2) 発災時間と応急対策との関連

被害の影響が登下校時間、在校時間（授業中、休憩時間、放課後等）、あるいは夜間・休日等となる場合も考えられるため、それぞれのケースに対応し得るよう、各学校、各施設、地域ごとに発災時間帯別の対応マニュアル、連絡体制等を整備するとともに、訓練の充実に努める。

(3) 被災時の避難所としての役割への対応

学校・教育施設等は災害時の避難所として指定されている場合が多いため、避難所としての設備機能の充実を図り、避難所としての運営方法や教職員の役割分担を明確にしておく。

また、休日や夜間等の管理は無人化していること等を考慮し、鍵の受渡し等の方法等について事前に学校・教育施設等と所管課との間で定めておく。

6-2 文化財の保護

◆担当部署【教育委員会】

国・県・町指定建造物及び登録文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を推進する。また、耐震予備診断を進め、状況把握するとともに、必要に応じて耐震補強を実施する。

石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、日常的な管理の徹底と計画的な整備を行い、樹木等の災害に弱い天然記念物については、日常的な管理やパトロールの実施に努める。

古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるよう記録しておく。

また、映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておく。

7 その他公共土木施設の安全化

7-1 河川堤防の安全確保

◆担当部署【環境整備課】

町は、災害時の堤防決壊による二次災害を防止するため、河川堤防等について、県等との協力により、強化、改良等の安全性向上対策を実施する。

(1) 堤防・排水施設の改修・改築

町は、施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防のかさ上げ等の応急対策のほか、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する必要がある。

また、排水施設についても、災害に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

第５節 農林漁業施設災害の防止

１ 基本的な考え方

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

２ 農業施設災害の防止対策

◆担当部署【地産地商課】

時期的、各作物別の細部技術的な面についての予防措置並びに対策を平素より指導し、恒久的な対策として、防風林、防風垣、灌漑施設等の設置及び補強整備について指導を行う。

農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、適正な管理を行い、老巧化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を行い適切な維持管理に努める。

３ 漁業施設災害の防止対策

◆担当部署【地産地商課】

3-1 漁港

本章第４節　建築物・公共土木施設災害の予防を参照。

県管理の施設については、県の防災計画への協力をすすめる。

3-2 陸揚げ施設等

荷さばき施設等漁業関連の陸揚げ施設は、漁港・港湾地区に集中しており、高潮や津波等による被害が発生するおそれがあるため、災害を受けやすい状態にある施設の防災対策を検討する。

3-3 漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は沿岸域にあり、汚濁水や土砂等の流入による被害が発生するおそれがあるため、防災を考慮した整備を検討する。

3-4 漁船

漁業協同組合は、台風情報等によりあらかじめ危険が察知されるときは、船舶の所有者等に対し、出航を見合わせる等の措置を徹底し、出漁中の漁船に対する無線等による災害情報の緊急連絡体制を整備する。

第６節 防災活動体制の整備

１ 基本的な考え方

災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、町及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。

２ 災害対策本部体制の整備

◆担当部署【総務課】

2-1 初動体制の整備

(1) 動員計画の策定

災害時における職員の動員計画を定める。なお、動員の系統及び時系列順の連絡方法等について、可能な限り具体的に計画する。

(2) 非常参集体制の整備

非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制及び携帯電話のメール機能等を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努め、災害対応に関する知識を有する職員の有効活用を図る。

(3) 活動マニュアル等の運用

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容等を具体的に記した活動マニュアルを職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。

2-2 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

2-3 災害対策本部室等の整備における留意事項

以下の点に留意し、対策本部室等の整備を行う。

① 災害対策本部室・本部事務室の整備、本部室の運営体制の整備
② 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
③ 電話の余裕回線の確保及び非常用電話回線の増強、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
④ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
⑤ 応急対策用地図及びデータ等の配備
⑥ 交替勤務者用の仮眠室等の整備

３ 防災中枢機能等の確保・充実

◆担当部署【総務課】

町、防災関係機関及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図るとともに、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、町は緊急輸送のための拠点整備を行う。

４ 広域応援協力体制の整備

◆担当部署【総務課】

4-1 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。

また、近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模災害に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

4-2 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等の整備に努める。

4-3 自衛隊との連携体制の整備

町と自衛隊は各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。

町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておくとともに、どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておく。

町は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資機材等について必要な準備を整える。

4-4 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

町は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努める。

また、個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努めるとともに、災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。

5 災害救助法等の運用体制の整備

◆担当部署【総務課】

5-1 災害救助法等の運用への習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備し、災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

5-2 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。

6 複合災害体制の整備

◆担当部署【総務課】

災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えておく。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する。

7 罹災証明書の発行体制の整備

◆担当部署【総務課、住民生活課】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第７節 情報管理体制の整備

１ 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに町民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

また、町及び防災関係機関は、県の総合防災情報システムを有効に活用できるよう体制の整備を進める。

２ 情報通信設備の整備

◆担当部署【総務課】

2-1 防災行政無線

町は、当該地域内における災害情報の通信に防災行政無線を用いる。

2-2 非常通信

町及び防災関係機関は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

2-3 衛星通信ネットワークシステム

通信衛星を利用し、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び都道府県防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の2重化を図る。

なお、災害時における回線の優先割付、ホットライン機能を有するとともに、音声やファクシミリ電送機能を有する。

2-4 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

国からの緊急情報を瞬時に受信できるJ-ALERTを活用し、防災行政無線を自動起動して町民へ迅速に情報を伝達する。

2-5 県総合防災情報システムの活用

島根県総合防災情報システムは、県内各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達できるようになっている。

町は本システムを活用し、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害情報の迅速な把握及び的確な情報提供を図る。

また、総合防災情報システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図り、災害時に円滑な運用ができるように努める。

３ 気象等観測・伝達体制の整備

◆担当部署【総務課】

町は、県、松江地方気象台、報道機関等と、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第 57 条）を締結し、その円滑化を期する。また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用（電波法第 52 条、災害対策基本法第 57 条）についても考慮し、体制の整備を図る。

第８節 広報体制の整備

１ 基本的な考え方

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、町民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するよう、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般町民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

２ 町民への的確な情報伝達体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

町は、被災者への情報伝達手段として、特に町防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

2-1 ライフラインについての情報伝達

町及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

2-2 要配慮者等への情報伝達

広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

2-3 特別警報及び警報等の情報伝達

町は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

2-4 避難者への広報体制整備

町は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2-5 広域避難者への情報伝達

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

３ 報道機関との連携体制の整備

◆担当部署【総務課】

町及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定に基づく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年１回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制の構築に努める。

４ 災害用伝言サービス活用体制の整備

◆担当部署【総務課】

一定規模の災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、町民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、町は関係機関と協議するなど検討しておく。

第９節 避難予防対策

１ 基本的な考え方

風水害時には、河川出水、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数多く発生するため、出火防止、初期消火等の被害軽減のための措置を講ずるとともに、あらかじめ避難計画を定め、災害時において住民等が安全・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。

また、避難勧告・指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象地区の住民に対して避難勧告・指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準について取りまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成を検討する。

２ 避難勧告等の基準の策定

◆担当部署【総務課】

2-1 避難勧告・指示等の類型

住民に対して避難準備を呼びかけ、要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人に対して避難行動を開始することを求める「避難準備（要配慮者避難）情報」を制度的に位置づけるとともに、「避難準備（要配慮者避難）情報」、「避難勧告」、「避難指示」の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

避難勧告・指示等の３類型は次のとおり。

種　別	発　令　時　の　状　況	住民に求める行動
避難準備情報 （要配慮者 避難情報）	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動（避難支援者は支援行動）を開始する ・上記以外の者は家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始する
避難勧告 （事前避難）	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する
避難指示 （緊急避難）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

2-2 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、本町における具体的な判断基準等を定めた「海士町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

2-3 ハザードマップの活用

土砂災害警戒区域等の地図情報を基に、町内における災害危険箇所等の情報を掲載したハザードマップを活用し、災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

2-4 防災マップの活用

発災時に住民等が円滑に避難を行うため、防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定避難所の所在地、避難経路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報を住民に周知する。

３ 避難体制の整備

◆担当部署【総務課、関係各課】

3-1 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

次の事項に留意の上、避難計画を作成し、自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

① 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める避難勧告等の基準
② ハザードマップによる災害危険箇所等
③ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
④ 避難所への経路及び誘導方法
⑤ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ---------- 県と協議
(ｱ) 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
(ｲ) 負傷者に対する応急救護
⑥ 指定避難所、福祉避難所の管理に関する事項 ---------- 施設管理者と協議
(ｱ) 避難所の秩序保持
(ｲ) 避難者に対する災害情報及び応急対策実施状況の伝達・周知
(ｳ) 避難所の職員との事務分担等連携に関する事項
(ｴ) 避難者に対する各種相談業務
(ｵ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
⑦ 指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難所及び広域避難地等の整備に関する事項
⑧ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
(ｱ) 平常時における広報（広報紙、パンフレット等の発行、住民に対する巡回指導・防災訓練等の実施）
(ｲ) 災害時における広報（広報車による周知、住民組織による広報）
⑨ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項
(ｱ) 避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
(ｲ) 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項

(ｳ) 避難行動要支援者の支援における町、町内会、自主防災組織、避難等関係者支援者、福祉関係者等の役割

(ｴ) 福祉避難所及び社会福祉施設等への移送・誘導方法

(2) 防災上重要な施設の避難計画

医療機関、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。

避難計画作成にあたっての留意事項は次のとおり。

診　　療　　所	患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する
不特定多数の者が出入りする施設等	人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する

(3) 学校等の避難計画

所管する学校等においては、多数の幼児、児童生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するよう指導する。避難計画作成にあたっての留意事項は次のとおり。また、小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難誘導を行うため、保育園等についても、具体的な避難計画を作成するよう指導する。

臨時休校・下校措置等に備えた体制整備	・家庭訪問、児童カード等により児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨によりはん濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更等に備える ・臨時休校・下校措置の決定にあたり、教育課との連絡のとり方を明確にしておく ・臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく ・災害時の学校の対応について、学校の広報紙、ＰＴＡ総会等を利用して保護者に理解を得ておく
学校周辺の危険箇所の把握	大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく
多数の児童等を学校から避難させる方法	避難場所、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する

3-2 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

避難方法に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難勧告・指示等の実施要領の明確化

避難勧告・指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、明確な実施基準・要領を定め、既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難勧告・指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者を安全かつ迅速に誘導できるよう、以下の点に留意し誘導体制を整備する。

① 消防団や地区等のもとでの組織的な避難誘導
② 要配慮者の優先避難
③ 災害の種類、危険地域を考慮した避難経路の指定と周知徹底
④ 状況に応じて、車両による移送等の検討
⑤ 大規模災害時を想定した、他の市町村との応援協定の締結等による広域避難の具体的な方法・手順の検討

(4) 自主避難体制の整備

土砂災害や河川の増水等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対しあらかじめ広報紙等のあらゆる機会を通じてその指導に努める。また、孤立予想地区においては、衛星携帯電話等の多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器についての非常用電源の整備に努めるとともに、通信設備障害時に備えた自主防災組織、消防団員、アマチュア無線等によるバックアップ体制について検討する。

(5) 避難勧告・指示等の伝達体制の整備

避難計画において、危険区域ごとに避難勧告・指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難計画に基づき、以下の点に留意し、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備を図る。

(ｱ) 日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に、避難勧告・指示等が確実に伝達できる手段・方法を定める
(ｲ) 地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、地域ぐるみの避難誘導方法を具体的に定める
(ｳ) 地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性、高齢者や障がい者の介護等に必要な設備や備品等について十分配慮したうえで避難地や避難路を定める
(ｴ) 避難生活が長期化することが予想される場合には、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所や旅館・ホテルの借り上げ等、多様な避難所の確保に配慮する

(7) 要配慮者関連施設の避難を確保するための措置

① 避難確保計画

災害時の防災体制整備に努める。

(ｱ) 利用者の水害時の避難の誘導に関する事項

(ｲ) 利用者の洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(ｳ) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

(ｴ) その他利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

② 洪水予報等の伝達

利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画が必要な浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、洪水予報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

③ 土砂災害に関する情報の伝達

利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

４ 避難地及び避難路の整備・周知

◆担当部署【総務課、健康福祉課、関係各課】

4-1 指定避難所・福祉避難所

(1) 指定避難所の確保

災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた町民や、被害を受けるおそれのある町民等が滞在する施設として、地区及び災害種別ごと（風水害、地震災害、津波災害、土砂災害）に法令に基づく指定避難所について必要な数、規模の施設等を指定し、町民へ周知する。指定を取り消した場合についても同様に、町民へ周知する。

指定した指定避難所については、県へ報告する。また、指定を取り消した場合についても同様に県へ報告する。なお、指定避難所については、定期的な状況確認・安全点検の実施や整備・改修等を実施する。

＊指定避難所は資料編　資料 21 避難所リストを参照

① 指定避難所の施設基準

「安全性が確認され*1、かつ、避難者を一時的に受け入れ、保護し、避難者の生活機能を確保することができる*2、町が指定・運営する施設であること」とする。

＊1 次の事項が確認されていることをいう。

a 地震災害時の避難所としては耐震性が確認されていること
b 洪水時の避難所としては浸水しない施設であること
c 土砂災害（特別）警戒区域に入っていない棟であること

＊2 町において、原則として下記の対応が可能であることをいう。

a 避難所の開設管理
b 負傷者や救急患者への救援活動
c 避難者確認及び名簿の整理
d 生活情報の提供及び相談窓口の開設
e 避難所自治組織の運営指導
f 避難者及び地域住民への食料、飲料水の確保及び給食活動
g 施設管理者との調整
h 安否確認への対応
i その他避難者の日常生活（トイレ・風呂の設置等）の安定を図るための支援活動
j ボランティアの受け入れ

(2) 福祉避難所の確保

指定避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、福祉避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ可能人員等を把握し、運用の方法とともに町民へ周知する。

福祉避難所は、施設のバリアフリー整備状況（多目的トイレの整備等）を勘案して選定し、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。

＊福祉避難所は資料編　資料 21 避難所リストを参照

(3) 避難所設備の充実

給食施設、冷暖房設備、シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ、非常用電源等の整備を推進する。

(4) 備蓄等の推進

住民による生活に必要な物資等の備蓄を推進し、町においても必要な物資等の備蓄を行い、避難の長期化に備え、物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

(5) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

町は、避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や旅館、ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

4-2 指定緊急避難場所、一時避難所及び広域避難地

(1) 指定緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害など異常な現象ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する。

災害発生直後の緊急時の一時的な避難場所として、災害発生時に速やかに避難場所が開設できるよう管理体制がもたれている施設とする。また、災害の発生のおそれがない区域に立地している所とする。

＊指定緊急避難場所は資料編　資料 21 避難所リストを参照

(2) 一時避難所の確保

大規模災害が発生した場合又は災害の発生のおそれがある場合において、住民が一時的に安全を確保し、地域で安否確認を行うことのできる施設を一時避難所として確保する。

一時避難所は、自治会等の組織や地域住民において定め、運営は自治会・自主防災組織等地域で行うことを基本とし、一時的な安全確保を目的としているため、避難日数はおおむね2～3 日を限度とする。また、避難生活における支援が必要な場合は、自治会・自主防災組織の要請により町が行う。

(3) 広域避難地の確保

密集地における要避難地区の住民を対象に、あらかじめ広域避難地を選定確保する。

4-3 避難路の選定と確保

地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

4-4 避難施設等の住民への周知

避難先、避難路等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

① 広報紙・パンフレット・防災マップ等の印刷物、インターネット

② 誘導標識、避難先案内図、避難先表示板等の設置
③ 防災訓練の実施

＊ やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

4-5 避難誘導標識の整備及び住民への周知

避難施設、避難場所等への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難施設等の周知方法に準じて関係住民への周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

① 広報紙・パンフレット・防災マップ等の印刷物、インターネット
② 誘導標識、避難先案内図、避難先表示板等の設置
③ 防災訓練の実施

＊ やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

4-6 避難所となる施設の管理者との事前協議

避難施設として指定する施設の管理者との間で、使用方法、連絡体制について事前に協議を行う。また、指定管理者により管理されている施設については、委託契約に基づき、当該指定管理者との間であらかじめ必要な調整を行う。

4-7 避難所運営マニュアルの整備

避難所の運営等の円滑化を図るため、避難所運営マニュアルの作成を検討する。

また、福祉避難所の管理運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させる判断基準等を定めた福祉避難所運営マニュアルの作成を検討する。

4-8 避難所担当職員の配置

避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講ずるため、担当課は適切に職員の配置等を検討する。

4-9 避難所運営の知識の普及

平常時において、施設管理者のほか住民、自治会等に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。

５ 応急仮設住宅等の確保体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達体制を整備するとともに、建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備する。

災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制を整備する。また、災害時における応急仮設住宅等の確保については、県との協議を図りつつ、推進する。

第１０節 救急・救助体制の整備

１ 基本的な考え方

土砂崩れ、洪水、冠水等の発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

２ 救急・救助体制の整備

◆担当部署【総務課】

2-1 町及び関係機関等による救急、救助体制の整備

町は、救助対象者の状況に応じた救助体制の整備に努め、土砂崩れによる生き埋め等に対応する救助作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を含め十分に検討しておく。

孤立予想地区については、当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、事前に十分に検討しておくとともに、救急救助活動を効果的に実施するため、職員の教育訓練を充実させる。

傷病者の速やかな搬送を行うため、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、医療情報収集体制を強化し、民間の搬送業者等と連携し、多数の傷病者が発生した場合の搬送保護体制の確立を図る。また、必要な重機を確保するため、関係団体と協定を締結する等により連携を図る。

2-2 住民、避難支援者、自主防災組織等の救急、救助への協力

住民、避難支援者、自主防災組織等が防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努めるよう、これらの活動等を支援する。

2-3 消防団、自主防災組織、避難支援者、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、避難支援者、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

2-4 災害救援ボランティア組織との連携

関係機関等と日頃から相互連絡体制等について十分検討し、防災訓練等において相互の連携を図る。

３ 救急・救助用資機材等の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課、海士診療所】

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

第１１節 医療体制の整備

１ 基本的な考え方

発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成等、住民が医療の途を失った場合に町、県、医療機関及び防災関係機関が相互に連携した、応急的に医療・助産を実施し得る体制の整備を計画的に推進する。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」に準ずるほか、地域連携については、「隠岐島前地域災害医療対策会議」を通して緊密な連携を図る。

２ 情報収集管理及び初期医療体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課、海士診療所】

災害発生直後は、多種多様かつ多量の災害情報が発生するとともに、ライフラインの断絶等により初期医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、防災マニュアルを作成し、情報収集管理の手法、応急措置、緊急復旧等について関係者と協議する等、平素から医療体制の充実を図る。

３ 後方医療体制の整備

◆担当部署【健康福祉課】

隠岐島前病院と連携し、救護所等では対応できない重症患者等の搬送・治療及び入院等の救護体制を整備する。

４ 広域連絡体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

4-1 広域医療支援の強化

大規模災害時に、医師をはじめとした医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等の問題が生じる場合に備え、隣接県を含む他の自治体との連携等による広域的な医療協力体制を整備する。

4-2 情報連絡体制の充実

県及び関係機関と連携し、次に示す医療情報を迅速かつ的確に把握する体制を構築する。

緊急医療情報	各医療機関、消防組織等のネットワークによる医療機関の案内、当番医の状況及び患者搬送支援の情報等
応需情報	県、保健所、町、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、医療施設、国、他の都道府県間等に対する、災害時の診療科目ごとの診療可否、手術可否、男女別空床の有無等

５ 防災訓練等

◆担当部署【健康福祉課、総務課】

緊急度判定に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動、及び在宅難病患者等の搬送・救護など、関係機関との合同訓練等日頃から訓練・習熟に努め、救急活動の効果的な実施体制の整備を進める。

また、自主防災組織及び住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修、訓練等により周知徹底し、自主的救護体制の整備の推進に努める。

第１２節 交通確保・規制体制の整備

１ 基本的な考え方

交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。

２ 交通規制の実施責任者

◆担当部署【環境整備課、地産地商課】

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおり。なお、交通規制においては、県と連携を図りつつ、推進する。

区　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者	知事 町長	（道路法第 46 条） 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 警察機関	公安委員長 警察署長 警察官	（災害対策基本法第 76 条） 1 本県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき （道路交通法第 4 条～第 6 条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 町長	（港湾法第 12 条第 1 項第 4 号の 2） 水域施設（航路、泊地及び船どまり）の使用に関し必要な規則
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安官	（港則法第 37 条） 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき （海上保安庁法第 18 条） 3 海上における犯罪がまさに行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ急を要するとき

３ 交通規制の実施体制の整備

◆担当部署【環境整備課、地産地商課】

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区　分	整　　備　　方　　針
道路管理者	・道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する ・警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する ・災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成に努める
公安委員会 警察機関	・発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する ・交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める ・交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく
港湾管理者及び 海上保安機関	交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する

４ 緊急通行車両等の事前届出・確認

◆担当部署【総務課、関係各課】

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施する。

4-1 緊急通行車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第 50 条第 1 項（次に掲げる事項をいう。）に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

① 特別警報及び警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
③ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
④ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑤ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
⑥ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑦ 緊急輸送の確保に関する事項
⑧ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、県警察本部又は管轄警察署を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行うものとする。

4-2 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

① 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
③ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）は、県警察本部交通規制課又は各警察署を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行うものとする。

第１３節 輸送体制の整備

１ 基本的な考え方

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

２ 輸送体制の整備方針

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

2-1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

2-2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、救援物資等の多数の輸送需要が発生し、輸送能力が不足することが考えられる。このため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

３ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

3-1 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送するため、以下の輸送手段を確保しておく。

自　動　車	・災害応急対策実施機関所有の車両 ・公共団体等の車両 ・貨物自動車運送事業者所有の営業用車両 ・その他の民間の車両 ・石油燃料の輸送車両等
船　舶　等	・県有船舶　・海上保安本部所属の船舶　・民間船舶 ・漁船　・自衛隊所属の船舶

3-2 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画を作成する等、日頃から連携を図る。

3-3 輸送施設・集積拠点等について

災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設等について検討しておく。

４ 緊急輸送道路啓開体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

災害時に道路障害物除去を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり選定基準を設け、災害時に関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路障害物除去の作業を実施できるよう、マニュアルを作成する等、効率的な道路障害物除去体制の整備を図る。

平素から装備・資機材の整備を行うとともに、建設事業者等を通じて使用できる建設機械等の把握を行い、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路障害物除去作業が実施できるよう、協力関係の強化を図る。

自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう、受け入れ体制の整備に努める。

５ 緊急輸送のための港湾啓開体制の整備

◆担当部署【総務課、地産地商課】

災害時に効率的な港湾及び臨港道路の障害物除去作業を実施できるよう、平素から関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立する。また、平素から装備・資機材を整備し、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

災害時に迅速かつ的確な障害物除去作業が実施できるように、関係機関・団体との協力協定の締結を行うなど協力関係の強化を図る。

自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努める。

第１４節 防災施設、装備等の整備

１ 基本的な考え方

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に機能するよう、災害用臨時ヘリポートを整備するとともに、各種防災装備・資機材等の整備を推進する。

２ 広域防災拠点（防災活動施設）の活用

本町では、災害時広域航空応援のベースキャンプ機能及び緊急物資・資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点を整備検討する必要がある。

３ 災害用臨時ヘリポートの整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

3-1 臨時ヘリポートの選定及び管理

県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等からの選定を検討する。なお、孤立予想地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

また、臨時ヘリポートの管理にあたっては、平素から管理者と連絡を取り、常に使用できるよう配意する。

3-2 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に対し次の事項を略図添付のうえ報告する。なお、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

① 臨時ヘリポート番号
② 所在地及び名称
③ 施設等の管理者及び電話番号
④ 発着場面積
⑤ 付近の障害物等の状況
⑥ 離着陸可能な機種

４ 防災装備等の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

4-1 各種防災装備等の整備・点検

保有防災装備等については、定期的に点検を実施し、その結果を常に記録しておくとともに、損傷等が発見されたときは、速やかに補充・修理等を行う。

4-2 資機材等の調達

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、調達先の確認等をあらかじめ行っておく。

第１５節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

災害時の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

１ 基本的な考え方

1-1 災害への対応

災害発生時においては、飲料水、食料、医薬品、医療資機材等、燃料等生活必需品、通信機器、応急活動用資機材等を速やかに用意する必要があり、町は、必要資機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な備蓄、調達、輸送体制を確保する。

1-2 備蓄

公的備蓄数量の目標値は夜間人口を基準とするが、昼間人口の多い中心市街地の事業所における備蓄体制、観光客等の一時滞在人口等にも配慮し設定する。

また、災害により輸送経路が被災し、町外及び遠隔地からの輸送が困難となることも考慮する。

1-3 発生時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮したうえで備蓄品目を選定する（冬季用の防寒用品、夜間用の照明等）。

1-4 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

要配慮者及び男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等に十分配慮のうえ、品目を選定する。

1-5 備蓄物資の分散と集中

町域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。

1-6 孤立予想地区における備蓄

孤立予想地区においては、生活物資等の備蓄が必要であるため、住民との協働により、孤立予想地区の避難所等において人口規模に応じた優先備蓄を行う。

また、孤立予想地区においては、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯における備蓄強化に努める。

２ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

2-1 対象者及び品目等

(1) 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(2) 品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビン、飲料水も併せ確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

2-2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2-3 食料及び給食用資機材の備蓄

県、町及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のおおむね３日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、町外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

町は、食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

民間事業所は、町からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

2-4 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

町は食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

2-5 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

2-6 食料及び給食用資機材の集積地の指定

町は、集積地、その所在地、経路等についてあらかじめ定めておく。

３ 飲料水及び給水用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対しては、給水体制の確保を行うとともに飲料水の供給を実施する。

3-1 給水の実施

被災者に対する応急飲料水の供給は町が実施することとし、供給作業に人員が不足する場合にあっては、消防団、地区役員等に協力を要請するものとする。

ただし、被災内容、規模等の状況により本町において実施できないときは、県若しくは隣接町村に応援又は協力を要請する。

応急給水体制を実施するときは、被災者、被災地区に給水方法、給水場所、給水時間等について防災行政無線、電話等で周知を行うものとする。

なお、飲料井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査の指導を行う。

3-2 対象者及び飲料水・資機材の備蓄

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地域に居住している者に対して行う。

住家、家財の被害がない場合でも、その地域において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。

(2) 飲料水、給水資機材の確保

災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめその対策をたてておく。

(ｱ) 給水源（井戸等）の所在地、給水可能量を調査し水質検査をしておく

(ｲ) ろ水器、給水容器及び容器運搬用車両その他給水に必要な資機材等を確保し、整備点検を行い、その使用方法について関係者に熟知させる

(ｳ) 飲料水の消毒薬品（さらし粉、次亜鉛素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、その保管場所、配置場所をよく検討する

3-3 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給又は確保することを検討しておく。

(ｱ) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ水器により浄化して供給する

(ｲ) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源から容器により運搬供給する

(ｳ) 飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときは、浄化剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する

3-4 家庭における備蓄の推進

風呂のため水、水道水の備蓄、雨水の貯留、市販水の確保等により、各家庭において生活用水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

3-5 他の機関への協力要請

災害時における飲料水の供給の協力を、県又は隣接町村に要請する場合は、次の方法による。

(ｱ) 町は、自ら飲料水の供給が困難な場合は、他町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する

(ｲ) 県は、町からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊等への飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する

(ｳ) 県は、町の実施する飲料水の供給につき、特に必要があると認めたときは、他町村に応援するよう指示する

3-6 実施期間

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要な場合は、知事に報告し、知事は内閣総理大臣の承認を受ける。

4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

4-1 基本的事項

(1) 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 備蓄品目

必要とする備蓄品目は以下のとおり。

備蓄品目	・寝具（毛布災害用マット）	・要配慮者向け用品
	・外衣	・簡易トイレ、仮設トイレ
	・肌着	・トイレットペーパー、ティッシュペーパー
	・身回り品	・紙おむつ（子ども大人用）
	・日用品（懐中電灯を含む）	・女性用衛生用品
	・炊事用具	・作業着
	・食器	・小型エンジン発電機
	・燃料、光熱材料	・土のう袋
	・カセットコンロ、カートリッジボンベ	・ブルーシート

(3) 民間事業者等への協力の要請

昼間人口の多い中心市街地等において、事業所在勤者を対象とした燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(4) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法等について整備する。また、民間事業者との応援協定を検討する。

4-2 燃料等生活必需品の備蓄

県、町及び町民は全体で、被害想定に基づく短期避難所生活者のおおむね 1～3 日分に相当する量を備蓄目標として、備蓄と調達を検討する。

4-3 燃料等生活必需品の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について生産者及び販売業者と十分に協議を行い、協定の締結に努める。

５ 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

5-1 基本的事項

(1) 目的及び備蓄品目等

避難所及び広域避難地において、短期避難所生活者の受け入れ・保護活動に用いることを目的とする。

(2) 備蓄品目

必要とする備蓄品目は以下のとおり。

備蓄品目	・ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽	・発電機、投光器
	・バール、ジャッキ、のこぎり	・テント、防水シート
	・懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池	・仮設トイレ（簡易トイレ）
	・移送用具（自転車、バイク、船外機、担架等）	・ハンドマイク
	・道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材	
	・間仕切り、女性用更衣テント等の避難所でのプライバシー保護に必要な資機材	

(3) 備蓄計画の策定と運用

災害を想定し、避難所の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握のうえ、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。

5-2 災害救助用物資・資機材の備蓄

災害を想定し、要救助活動の指標（倒壊建物数、被災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を進める。備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等を考慮のうえ決定する。

また、地域における物資や資機材の備蓄等の防災活動に対する支援に努める。

5-3 災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。

６ 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

6-1 基本事項

(1) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、町及び県、町が要請した機関とする。

(2) 品目

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資機材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

6-2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達

町は、備蓄すべき医療救護資機材、避難所設置等、医薬品、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等を定めた調達計画の策定に努める。

(ｱ) 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び更新に努める

(ｲ) 薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にする等、自主対策の推進に努める

6-3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療資機材の集積所、救護所、避難所等への輸送について県と協議しておくほか、輸送業者と協定の締結に努める。

第１６節 廃棄物等の処理体制の整備

１ 基本的な考え方

建物の浸水や流失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を効率的に処理できるように、廃棄物等の処理体制を整備する。

２ 廃棄物処理体制の整備

◆担当部署【環境整備課、総務課】

2-1 対象

風水害に伴い大量に発生した、粗大ごみや流木等の災害廃棄物とする。

2-2 実施責任者

町の責任において実施するのを原則とするが、被害が甚大で町において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

2-3 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2-4 維持管理対策

廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

2-5 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定する。

① 他の応急対策活動に支障のないこと
② 環境衛生に支障がないこと
③ 搬入に便利なこと
④ 分別、焼却、最終処分等に便利なこと

2-6 廃棄物発生量の推定

災害廃棄物としては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋外等の破損落下物等が考えられる。

３ し尿処理体制の整備

◆担当部署【環境整備課】

3-1 対象

風水害時に発生したし尿とする。

3-2 実施責任者

町の責任において実施するのを原則とするが、被害が甚大で町において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

3-3 し尿処理要領の習熟と体制の整備

し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

3-4 災害用仮設トイレの整備等

あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図り、仮設トイレの備蓄を計画的に推進する。

また、災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

3-5 し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加が予想される。また、被災世帯の処理量に、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わることも予想される。

４ 応援協力体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定により、体制を整えておく。

また、廃棄物処理体制の整備にあたっては、広域的な協力体制・被害情報収集体制を構築するため、県及び関係団体等との連携を密にし、調整を図る。

第１７節 防疫・保健衛生体制の整備

１ 基本的な考え方

町は、風水害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生体制等を整備しておく。

２ 防疫・保健衛生体制の整備

◆担当部署【環境整備課、健康福祉課】

災害時の防疫・保健衛生については、隠岐保健所と連携を図り対策を推進する。

防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。また、防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

３ 食品衛生、監視体制の整備

◆担当部署【健康福祉課、交流促進課】

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

４ 防疫用薬剤及び器具の備蓄

◆担当部署【環境整備課、健康福祉課】

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

５ 動物愛護管理体制の整備

◆担当部署【環境整備課】

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第１８節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化

１ 基本的な考え方

大規模災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて町民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

２ 消防団の育成強化

◆担当部署【総務課】

2-1 消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

・過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少

・団員の高齢化に伴う消防力の低下

本町における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は資料編参照

2-2 重点実施項目

今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。

(ｱ) 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する

(ｲ) 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する

(ｳ) 消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る

(ｴ) 公務員等の入団促進を図る

(ｵ) 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層の入団促進を図る

(ｶ) 水防団、水防協力団体の育成強化

３ 自主防災組織等の育成強化

◆担当部署【総務課】

3-1 重点実施項目

本町においては、自主防災組織の強化に努めており、自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。

(ｱ) 住民の関心を高めるため、研修会や公民館単位での説明会を開催する等の啓発活動を展開する。その際には、自主防災組織の役員に積極的に女性を登用することで、地域における活動の活性化にもつながることから、自主防災組織の役員などへの女性の参画の促進に努める。

(ｲ) リーダーの養成、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等組織の活性化を推進する

(ｳ) 防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る

(ｴ) 活動拠点施設において、必要な資機材等の整備を推進する

(ｵ) 地区が主体となって企画運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う
(ｶ) 自主防災組織活動マニュアル等を作成し、組織の活性化に努める

3-2 自主防災組織の活動内容

地区の実情にあわせ、各組織で決定する。
代表的な活動内容は次のとおり。

平常時における活動	災害時における活動
1 防災に関する知識の普及 2 防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築 3 地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、要配慮者の有無等）、危険箇所（がけ崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び周知 4 地域防災マップの作成 5 防災上の予防措置 6 情報収集・伝達体制の構築及び確認 7 防災資機材等の備蓄・点検等 8 防災訓練等の実施・参加 9 その他地域防災の充実に関すること	1 地域住民の安否確認 2 地域の要配慮者への支援 3 出火防止及び初期消火 4 負傷者の救出・救護 5 情報の伝達収集 6 避難誘導、避難生活の指導 7 避難所等における給食・給水活動 8 その他災害時対応に関すること

4 住民による地区の防災活動の推進

◆担当部署【総務課】

4-1 住民主体の地区防災計画

地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

4-2 地区防災計画の策定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第１９節 企業（事業所）における防災の促進

１ 基本的な考え方

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

町は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などを推進するよう努める。

２ 防災体制の整備

◆担当部署【総務課】

町は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備･充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進するよう努める。

３ 事業継続の取り組みの推進

◆担当部署【総務課、交流促進課】

町は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するよう努める。

４ 事業者による地区防災活動の推進

◆担当部署【総務課、交流促進課】

町内事業者は、当該地区の防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

第２０節 災害ボランティアの活動環境の整備

１ 基本的な考え方

災害非常時においては、被災者の生活の安定と再建を図るうえで、個人や専門分野のボランティア等の災害応急活動が大きな役割を果たす。

このため、災害非常時で必要がある場合は、町、海士町社会福祉協議会が連携して、「海士町災害ボランティアセンター」を設置する。

平素は、ボランティア活動が効果的にいかされるよう、受入れ体制等の整備を推進する。

２ 連携体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

町においては、災害ボランティア受け入れ体制の確立を図るうえで、平常時からの活動支援施策の充実と、海士町ボランティアセンター及び海士町社会福祉協議会等の関係団体との連携強化を図る。

３ 協力体制の充実

◆担当部署【総務課、健康福祉課、海士町ボランティアセンター、海士町社会福祉協議会】

3-1 専門的ボランティア

海士町ボランティアセンター及び海士町社会福祉協議会等との協議、調整のもと、専門的なボランティアの把握に努める。専門的ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおり。

① 高齢者・障がい者・幼児等の要配慮者の介護等
② 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する業務
③ 援助物資等の輸送に関する業務
④ 言語及び手話等の通訳に関する業務
⑤ アマチュア無線に関する業務
⑥ その他専門的知識や技術を有する業務

3-2 一般ボランティア

一般ボランティアの募集・登録・派遣先のあっせん等、災害非常時における具体的運用方法を検討整備する。一般ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおり。

① 被災生活者の支援(物資の仕分け・配給、炊き出し等)に関する業務
② 避難所の運営に関する業務
③ 安否情報、生活情報等の収集及び伝達に関する業務
④ 清掃等の衛生管理に関する業務

４ 環境整備

◆担当部署【海士町ボランティアセンター、海士町社会福祉協議会】

4-1 ボランティアの事前登録

海士町ボランティアセンターを中心として、海士町、日本赤十字社島根支部等の関係機関と連携し、ボランティアの事前登録について推進を図る。

4-2 ボランティア等の訓練

災害非常時におけるボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティアの受付、派遣、調整等の訓練を実施するとともに援助技術の研修等を実施し、ボランティアコーディネータ等の養成を図る。

4-3 ボランティア活動の普及

シンポジウム等の開催により、災害非常時におけるボランティア活動のあり方、活動の支援内容等について普及を図る。

第２１節 防災教育

１ 基本的な考え方

町民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

２ 職員に対する防災教育

◆担当部署【総務課】

町職員に対する防災教育の方法及び主な内容は次のとおり。

方法	1 講習会、研修会の実施 2 各種防災訓練への積極的参加の促進 3 防災活動マニュアルや啓発資料の作成・配布 4 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
内容	1 洪水、台風、高波、高潮等についての一般的知識 2 気象情報の収集とデータ分析の方法 3 防災対策の現況と課題 4 地域防災計画、各種マニュアルの内容 5 関係機関の防災体制と各自の役割分担 6 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等） 7 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等） 8 県総合防災情報システムの操作方法

３ 町民に対する防災教育

◆担当部署【総務課】

3-1 普及の方法

町民に対する防災教育の方法は次のとおり。

地域コミュニティ等を通しての普及	1 自治会、自主防災組織等の団体を対象とした防災学習会等の開催 2 運動会等の地域イベント等の活用
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災ビデオ 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

3-2 周知内容

防災教育において町民に周知する内容は次のとおり。

1 町内の防災対策
2 風水害（豪雨、台風、高潮等）に関する一般的知識と過去の災害事例
3 風水害に対する平素の心得
(ｱ) 高波、高潮、浸水や土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
(ｲ) 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
(ｳ) 家庭内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
(ｴ) 応急救護等の習得
(ｵ) 防災用語の意味（避難準備情報、避難勧告・指示等）
(ｶ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
(ｷ) 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成に合わせて準備）
(ｸ) 火災の予防
(ｹ) 自主防災組織の結成
(ｺ) 要配慮者及び観光客、外国人への配慮
(ｻ) ボランティア活動への参加
4 風水害災害発生時の心得
(ｱ) 災害発生時にとるべき行動
(ｲ) 出火防止と初期消火
(ｳ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
(ｴ) 救護活動
(ｵ) テレビ・ラジオ、防災行政無線、エリアメール等による情報の収集
(ｶ) 避難実施時に必要な措置
(ｷ) 避難場所での行動
(ｸ) 自主防災組織の活動
(ｹ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
(ｺ) 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
5 警報等発表時や避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

４ 学校教育における防災教育

◆担当部署【教育委員会】

4-1 学校行事としての防災教育

避難訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造等を十分考慮し作成し、避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図る等により、事前事後指導を意図的に実施する。

避難訓練は、休憩時間や放課後等の授業時間外や、校外で活動中に発生した場合も想定した訓練を実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導する。また、避難訓練は、地域の一般住民に参加を呼びかける等、活性化の工夫により継続して行うよう努める。

その他、防災専門家や災害体験者の講演会、町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた教育も実施する。

4-2 教職員に対する防災研修

災害時における校内の連絡体制、児童等及び施設の安全確認、児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、初期消火の方法、児童等の心のケア等災害時に特に留意する事項に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

５ 防災上重要な施設の職員等に対する教育

◆担当部署【総務課】

防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員に対する講習会や防災訓練の実施を指導する。また、防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

６ 事業所における防災の推進

◆担当部署【総務課、交流促進課】

町は、事業所及び同職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

７ 災害教訓の伝承

◆担当部署【総務課】

過去に発生した大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理・保存し、町民に公開することにより、災害の教訓や災害文化の啓発を行うとともに、町民の災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第２２節 防災訓練

１ 基本的な考え方

災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

２ 総合防災訓練

◆担当部署【総務課】

総合防災訓練は、地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力態勢の緊密化及び住民の防災思想の高揚を図る。

３ 個別訓練

◆担当部署【総務課】

町及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、以下から訓練種目を選定し、個別的な訓練に努める。

気象等の特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達及び通信訓練	・気象等の特別警報、警報、注意報及び気象情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用、又は有線通信途絶の想定の下に町消防団緊急連絡網による訓練を行う ・必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び気象情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する
情報収集・非常通信訓練	災害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・救助訓練	消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する

水防訓練	災害において堤防の決壊等による被害を最小限にするため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する
避難訓練	学校、医療機関、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する
避難所の運営・体験訓練	避難所において、避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営にあたっての問題点等を、避難所運営マニュアルを基に検証する。
災害応急復旧訓練	・道路、港湾施設の交通確保 ・復旧資材、人員の緊急輸送 ・決壊堤防の応急修復 ・電力、通信施設の応急修復
その他の訓練	・定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練ＤＩＧの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ・防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する

4 シミュレーション訓練

◆担当部署【総務課】

シミュレーション（図上）訓練は、それぞれ定められた災害応急対策計画及び活動マニュアル等に基づいて地図等を使用して行い、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

4-1 応急対策に従事し、又は協力する者の初動行動等の訓練

町職員が応急対策に速やかに対応できるよう、平時に災害を想定してシミュレーション訓練を実施することを検討する。

4-2 町民の防災意識啓発のための訓練

町民の防災意識を向上させるとともに、自主防災組織の設立を促進するためのシミュレーション訓練を検討する。

第２３節 要配慮者等安全確保体制の整備

１ 基本的な考え方

高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。

＊1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。

＊2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

２ 避難行動要支援者等支援体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課、関係各課】

関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、福祉関係事業所等、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。

＊ 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。

2-1 避難計画の策定における留意事項

本章第９節に定める避難計画の策定にあたっては、次の点に留意する。

① 要配慮者及び避難行動要支援者への避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
② 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項
③ 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における町、避難支援等関係者の役割

2-2 避難行動要支援者名簿の作成

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新する。また、避難支援等関係者として定めたものに対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。

なお、避難支援等関係者を以下のとおり定める。

① 消防機関（消防署、消防団）
② 警察機関（警察署）
③ 民生委員・児童委員
④ 社会福祉協議会
⑤ 各地区の区長

⑥ その他、町長が特別に認める者

次に、名簿作成にあたって避難行動要支援者の範囲を、以下のとおり定める。

① 75 歳以上のひとり暮らし高齢者又は 75 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者で、災害発生時に支援を必要とする者

② 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 号の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者

③ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳（A，B）の交付を受けている者

④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 号第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者

⑤ 介護保険における要介護認定を受けている者

⑥ その他、町長が特に必要と認めた者

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に掲げる次の事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所又は居所

⑤ 電話番号その他の連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする事由

⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係課で把握している要介護認定者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、町で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

2-3 名簿の管理、名簿情報の提供

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、町及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報は、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し同意を得たうえで提供することとする。

なお、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。

(ｱ) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

(ｲ) 町内の一地区の自主防災組織に対して、町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しな

いなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないよう指導する

(ｳ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する

(ｴ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する

(ｵ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する

(ｶ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する

(ｷ) 名簿情報の取扱状況を報告させる

2-4 避難行動要支援者への情報伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、それぞれの障がい等の状況に応じた情報伝達手段・伝達方法を定める。

2-5 個別の避難支援

個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、避難支援プラン等の作成を行う。

2-6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

３ 地域における要配慮者対策

◆担当部署【総務課、健康福祉課、交流促進課】

3-1 防災設備、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進する。

また、要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制の整備を推進する。

その他、町は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

3-2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないようにするために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練において、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3-3 防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備する。社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

3-4 観光客対策

観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努め、災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。

3-5 外国人住民対策

住民登録の際などにおいて、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行うとともに、町内で生活する外国人に対して、「やさしい日本語」や多言語の印刷物等による防災教育・講習会の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等を行う。

災害時における通訳等語学ボランティア活用体制や「やさしい日本語」や外国語による多言語の印刷物による情報提供等広報体制の整備、緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記等を推進する。また、災害時に円滑な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。

なお、災害時における相談窓口の設置等について、マニュアル等の整備により具体的に定め

ておく。

４ 社会福祉施設・医療機関等における要配慮者対策

◆担当部署【健康福祉課】

4-1 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育園、医療機関等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

4-2 組織体制の整備

社会福祉施設や医療機関等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。社会福祉施設や医療機関等の管理者は、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

4-3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設や医療機関等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は、多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

4-4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や医療機関等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

4-5 防災基盤の整備

避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、医療機関等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第２４節 孤立地区対策

１ 基本的な考え方

大規模災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1-1 孤立の定義

本計画においては、次の要因等により道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になる状態をいう。

① 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
② 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
③ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

２ 通信手段の確保

◆担当部署【総務課】

2-1 多様な通信手段の確保

町は、災害発生時の通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2-2 被災に備えた通信設備の運用

町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切替え、保守点検、非常用電源の確保を図り、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

2-3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により地区の状況が把握できない場合に備え、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

３ 物資供給・救助体制の確立

◆担当部署【総務課】

3-1 孤立予想地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目は次のとおりとする。

伝達項目	・負傷者の有無及び負傷の程度	・要配慮者の有無
	・地区内の人数	・備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）

3-2 ヘリコプター離着陸適地の選定

孤立時の救助、避難、物資供給に資するため、ヘリコプターの離着陸適地の選定に努める。

４ 孤立に強い地区づくり

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

4-1 備蓄の整備・拡充

食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で１週間程度は自活できるような体制を目標に、公的な備蓄に加え、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者（高齢者、病弱者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）への配慮にも努める。救援部隊の到着までに最低限の応急処置がとれるよう、医薬品、救助用器具等の備蓄に努める。

4-2 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難可能な場所を地区内に指定するとともに、少なくとも 72 時間は連続運転可能な非常用電源の整備を進める。

また、ハザードマップの配布や孤立を想定した防災訓練等を通じ、危険箇所、避難場所等を住民へ周知する。

4-3 マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等を整備し、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を推進する。

4-4 要配慮者の実態把握

平素より、優先して救護すべき要配慮者（高齢者、病弱者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）の実態を把握しておく。

4-5 自主防災組織の育成

消防機関等の到着までの間に適切な応急措置が行えるよう、地区内住民による自主防災組織の結成を強く推進するとともに、日頃から近隣者との連携を強化し、防災意識の啓発に努める。

4-6 要配慮者支援会議の育成

町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

５ 道路寸断への対応

5-1 対策工事の実施

◆担当部署【環境整備課】

緊急輸送道路について、う回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、耐震化及び土砂災害対策等の必要な施策を実施する。

5-2 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う体制を整備する。

第２５節 水防計画

本町における洪水又は高潮に際し、水災を警戒防御するために、関係機関の連絡及び、水防に必要な資材、器具、設備の運用等について、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 1 項の規定により定められた県水防計画に準じて定める。

本町の水防は、洪水又は高潮が単一的に被害をもたらすことが無く、そのほとんどが風雨又は大雨等と同時進行型で表れるために独立した水防計画では、その機能を十分発揮できないおそれがある。したがって水防についての諸対策は、第 2 節に記載している。

１ 概況

主な河川は、諏訪川と境川の 2 河川があり、流域面積 5 ㎢、延長 3 ㎞以内の小河川で、日本海に注いでいる。

地質は、玄武岩を主として構成されており、河川の流域は山地が急峻で岩山が多く保水力に乏しく、河川沿いの平坦部は下層が砂礫層であるため伏流出し、干天が連続すれば極度に用水不足をきたす状態である。

1-1 治山

山地災害から町民の生命・財産を守るとともに、町民共通の財産である島の豊かな自然環境を保護するためにも、治山事業による森林の保護・整備を推進する必要がある。

1-2 治水

各河川とも上流支渓は勾配が急で、風化が進んだ地質であるため流送土砂が多く流路が蛇行している。そのため、下流への影響も大きく災害も比較的多い。

山地崩壊による流出土砂に対しては、堰堤工によって直接或いは間接に防止するが、浸食渓流には流路工によって浸食を防ぐなど改修を進める。

２ 水防組織

◆担当部署【総務課】

町における水防組織系統は、他の防災系統と同一である。

３ 水防の責任

◆担当部署【総務課】

町は、水防体制の確立、強化を図るとともに、第 1 次的責任を有する公共団体として、区域内の水防を十分に果たす責任を有する。(*1)

町に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から出動の要請があれば進んで協力し、水防に従事しなければならない。(*2)

＊1 水防法第 3 条
＊2 水防法第 24 条

４ 水防資材器具等

◆担当部署【総務課】

町は、水防活動に備え、次のとおり水防倉庫を設置し、必要な資材器具を備えるものとする。

4-1 水防倉庫

・隠岐郡海士町大字海士 1490 番地　海士町役場内

4-2 備蓄資材器具基準数量

名　称	員　数	単　位	名　称	員　数	単　位
掛　矢	5	個	8#鉄線	15	kg
鋸	5	丁	10#鉄線	10	kg
斧	5	丁	ペンチ	5	丁
スコップ	10	丁	懐中電灯	10	個
鎌（長）	10	丁	杉丸太	30	本
鎌（短）	10	丁	縄	400	kg
空俵	500	枚			

５ 警戒区域の監視

◆担当部署【総務課】

異常降雨等により河川の水位が上昇しているときは、水防団（消防団）が警戒及び監視に当たるものとし、決壊等のおそれがあると判断されたときは直ちに水防管理者へ通報するものとする。(*1)

＊1 水防法第 9 条

河　川　名	出　　動　　区　　分
諏訪川	本部班、中里班、東班、北分班
境　川	本部班、福井班、西・日須賀班、中里班

その他水路・渓流については、所在地の分団が出動する。

６ 工作物の防災管理

◆担当部署【地産地商課】

溜池、樋門等農業用施設等の工作物の管理者は、平常から施設の点検、整備を十分にし、流域に対する防災上の管理と、災害時における体制を確立しなければならない。(*2)

＊2 河川法第 45 条

７ 道路及び橋梁の防災管理

◆担当部署【環境整備課】

道路及び橋梁の水害予防については、それぞれの管理団体において、側溝、暗渠の整備、橋脚の補強、崩土及び落石の防止について、平常から維持補修を行い、災害の拡大防止と災害時の交通確保に留意すること。

８ 農業に関する水害予防

◆担当部署【総務課、地産地商課】

町は、農地について豪雨・洪水等災害発生時を予想し、危険個所を把握するとともに、管理及び保全指導の徹底を期すため、災害防止について必要な計画を定める。

基本計画編(風水害他)

◆　第３章　応急対策計画

第１節 応急活動体制

１ 基本的な考え方

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。

■応急対策の概要

災　害	対　　策	小区分	主　　な　　対　　策
進行中	災害応急対策 住民の生命・身体の保護を第一義とし、併せて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。	事 前	警戒---------- 気象予警報、災害予警報、警告 避難---------- 勧告、誘導、指示、避難所の開設 事前措置-------- 水防、消防、救難、救助の準備
		事 中	水防等施設の防護-------- 水防工法の実施 消防---------- 消火その他の措置 救出救護---------- 人命救助 障害物の除去
		事 後	障害物の除去 施設の応急復旧 負傷者、行方不明者の捜索 死者の捜索、収容、処理 医療、助産 収容施設の供与（応急仮設住宅） 炊出し、飲料水の供給 被服、寝具の供与 清掃、防疫 住宅の修繕 生業資金資材の給与または貸与 応急教育

２ 応急活動体制の基準

応急活動体制の基準は、災害の種類、規模、程度等に応じ、次のとおりとする。

なお、設置基準の数値等は、別途策定するマニュアルに記載し、それに基づき対応する。

■災害体制の基準

	種別		時　期（基準）	体 制 の 決 定	体 制 の 内 容
災害警戒本部	第１災害体制	災害警戒体制	1. 気象警報の発表あるいは、河川の増水など災害発生のおそれが予想される場合 2. 降り始めからの雨量が 100mm を超えた場合	気象警報が発表された場合自動配備 ＜災害警戒本部設置＞ 総務課長が副町長、教育長及び関係課長と協議して、必要と認めるときは副町長が決定し、町長に報告する	1. 関係各課において、気象および災害情報等について情報収集、連絡活動を行うとともに必要な措置を講ずる 2. 必要に応じて第２災害体制に迅速に移行する準備を行う 3. 職員は気象情報等の推移に留意するとともに、時間外においても、すぐに登庁できるように自宅等において待機する
		巡視体制	1. 軽微な災害が発生し、必要と認めた場合で、二次災害を警戒留意して行う		
	第２災害体制		1. 気象警報等の更新あるいは、河川の冠水などにより人家への災害の危険が極めて増大した場合 2. 降り始めからの雨量が 200mm を超えた場合 3. 町内で災害が発生した場合で必要と認める場合	＜災害対策本部設置＞ 総務課長が副町長、教育長及び関係課長と協議し、必要と認めるときは町長に報告し、町長が決定する	1. 関係各課（各対策班）においては防災活動に従事するとともに、関係機関と相互に情報の連絡を行い、対策を協議する 2. 状況に応じて第３災害体制に迅速に移行する準備を行う 3. 災害対策本部設置準備または設置を行う
災害対策本部	第３災害体制		1. 災害が拡大し、第２災害体制では対処できない場合	災害対策本部長が決定する	1. 各対策部は全面的に防災活動を行う
	特別体制		1. 町内に突発的に事故及び災害が発生した場合で、必要と認めた場合	災害対策本部長が決定する	1. 災害対策本部長がその都度指示する

３ 災害警戒本部設置の体制

◆担当部署【総務課、関係各課】

対策本部の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため災害警戒本部(以下「警戒本部」と称する)を設置する。

3-1 災害警戒本部の組織

警戒本部の組織については対策本部の組織を準用する。

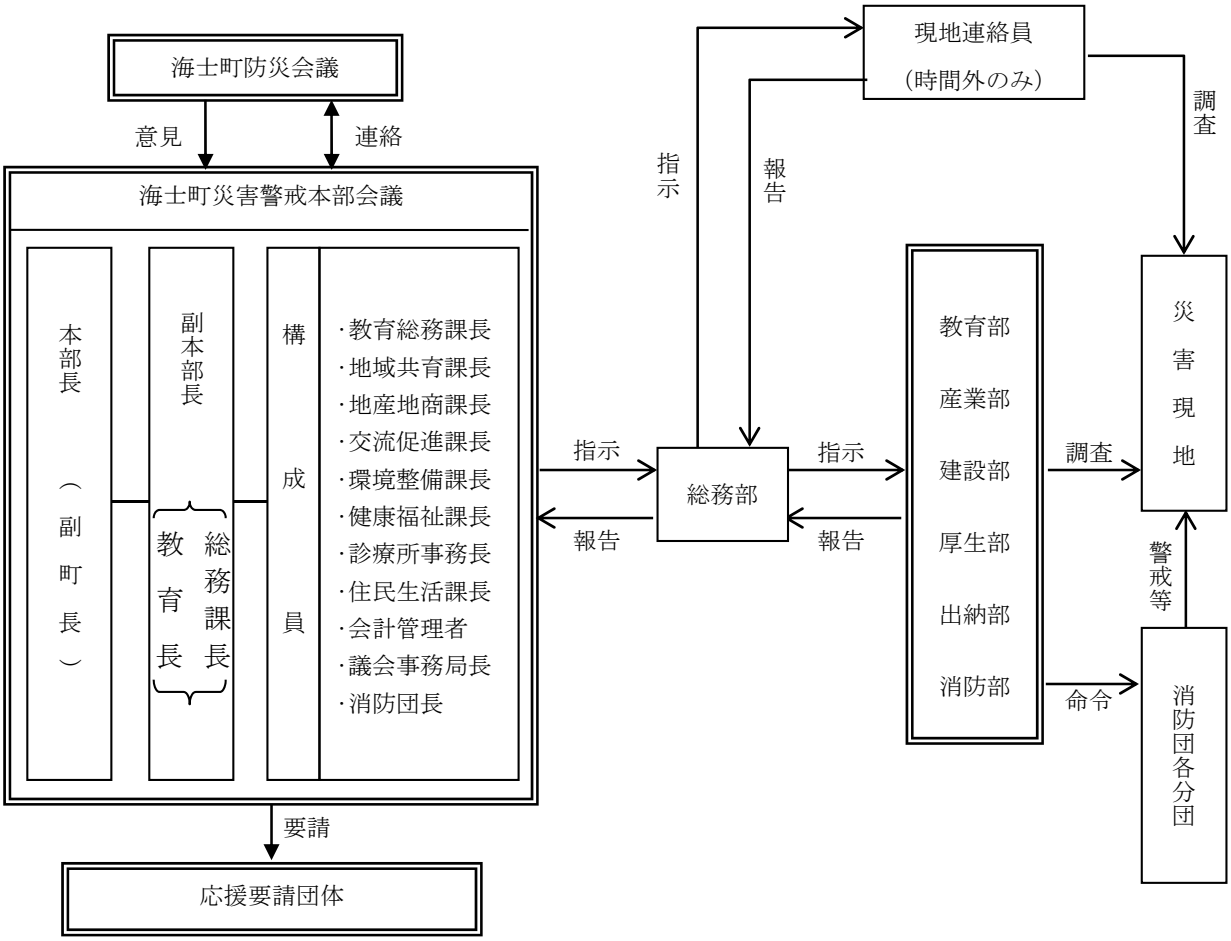

3-2 災害警戒本部設置基準

警戒本部は以下に示す項目に該当する場合に設置する。

① 町内に注意報、警報等の気象情報が発表された場合、あるいは河川の増水など災害発生のおそれが予想される場合

② 副町長が必要と認めたとき

3-3 災害警戒本部廃止基準

警戒本部は、警戒本部長が以下の基準で廃止する。

① 海士町災害対策本部が設置されたとき
② 発生が予想された災害に係わる危険がなくなったとき
③ 当該災害に係わる災害予防及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき

3-4 災害警戒本部の任務

警戒本部は、対策本部の任務を準用する。

3-5 災害警戒本部の設置場所

警戒本部は、対策本部の設置場所に準じて設置する。

3-6 設置及び廃止の通知公表

対策本部の設置及び廃止の通知公表に準じる。

3-7 災害警戒本部会議

警戒本部会議は、対策本部会議に準じて運用する。

3-8 災害警戒本部の構成及び所掌事務

警戒本部の構成及び所掌事務は、対策本部の構成及び所掌事務を準用する。

4 災害対策本部設置の体制

◆担当部署【総務課、関係各課】

町長は、防災対策または災害応急対策等を講ずるため、必要に応じて海士町災害対策本部条例(昭和 37 年海士町条例第 15 号)の規定に基づく災害対策本部を設置する。

4-1 災害対策本部の組織

災害対策本部は、対策本部長、対策副本部長、対策本部会議をもって構成する。

なお、組織体制は以下の図を参照

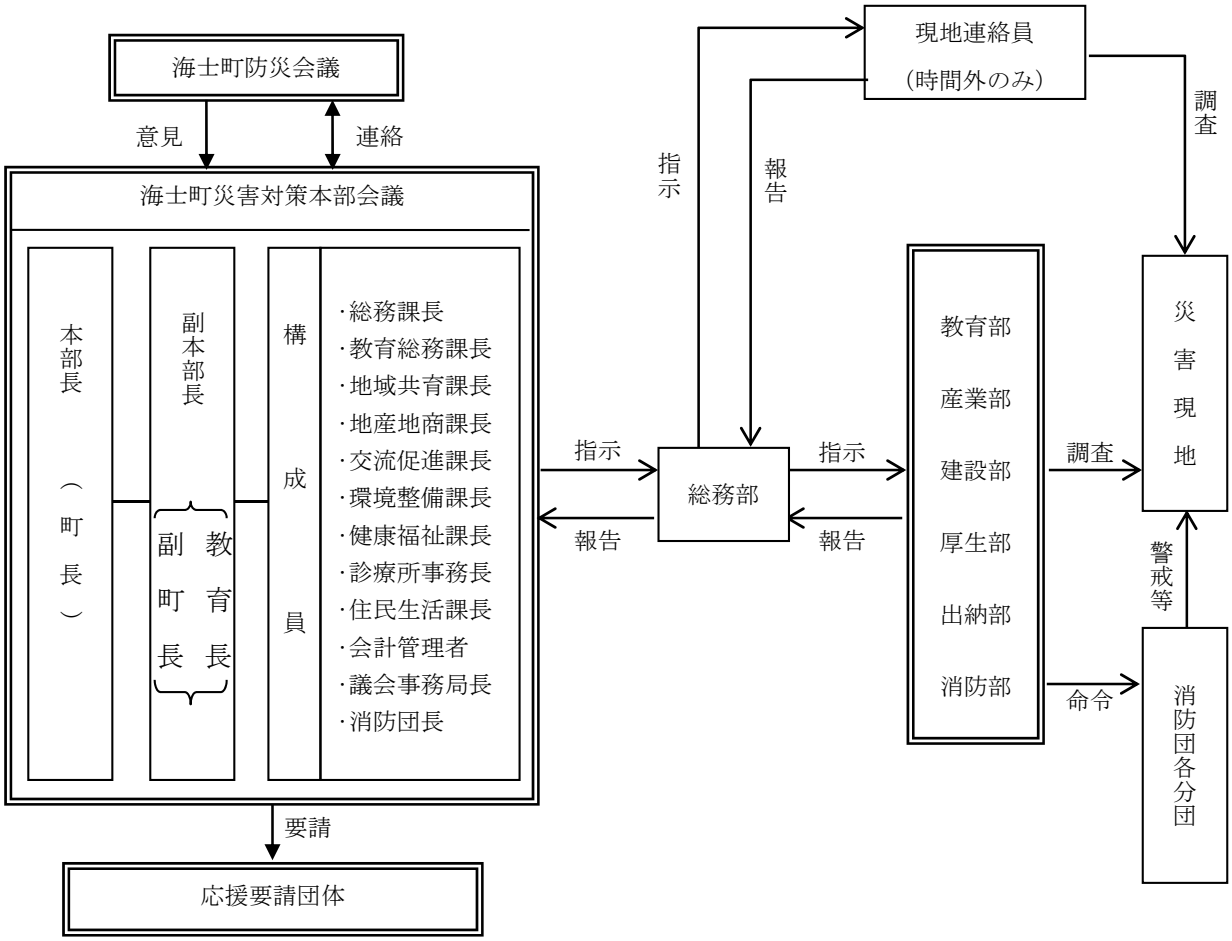

4-2 災害対策本部設置基準

次の各号に該当し、町長（本部長）が必要であると認めるときに対策本部を設置するものとする。

ただし、町長が不在等のときは、① 副町長、② 教育長、③ 総務課長の順位により設置の判断を行うものとする。

① 隠岐地区に特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪）が発表されたとき

② 降り始めからの雨量が 200㎜ を超え、大規模な災害が発生するおそれがあるとき

③ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき

④ 災害警戒体制・巡視体制（第 2 災害体制）で対処が困難なとき

⑤ 町長が必要と認めたとき

4-3 災害対策本部廃止基準

対策本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

① 発生が予想された災害に係わる危険がなくなったとき

② 当該災害に係わる災害予防及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき

4-4 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、海士町防災会議と緊密な連絡の下に災害応急対策を実施する。

4-5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本町役場に置く。

住所：〒684-0403　島根県隠岐郡海士町大字海士 1490 番地

ただし、外部からの連絡員等により人員が庁舎に収容できなくなる場合や、庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときには町長は本部を移設することができる。

4-6 設置及び廃止の通知公表

災害対策本部を設置したとき又は災害対策本部を廃止したときは、その旨を次表のとおり通知公表するとともに、災害対策本部の標識を本町役場前に掲示する。

通　知　先	方　法	連　絡　先	担　当
島根県防災危機管理課	電話または防災無線	0852-22-5885	総　務　課
島根県隠岐支庁	電話または防災無線	08512-2-9797	
防災会議構成機関	電話		
消防団	電話または防災無線	08514-2-0111	
浦郷警察署	電話または防災無線	08514-6-0121	
一般住民	防災無線その他		

通　知　先		方　法	連　絡　先	担　当
隣接町村	西ノ島町	電　話	08514-6-0101	総　務　課
	知夫村		08514-8-2211	総　務　課
	隠岐の島町		08512-2-2111	総　務　課
報道機関	ＮＨＫ松江放送局	電　話	0852-32-0700	総　務　課
	山陰放送		0859-33-2111	総　務　課
	日本海テレビジョン		0857-27-2111	総　務　課
	山陰中央放送		0852-23-3434	総　務　課
	ＦＭ山陰		0852-27-5111	総　務　課

4-7 災害対策本部会議

(1) 本部会議の構成及び任務

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(2) 本部会議の開催

(ｱ) 本部長は、町本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する

(ｲ) 総括班長は、総務課長をもって充てるものとする

(ｳ) 総括班長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部長に申し出るものとする

(3) 災害対策本部会議協議事項

次項（4-8 災害対策本部の構成及び所掌事務）に掲げる。

(4) 協議事項の実施

災害対策本部会議の決定事項については、関係班長は他の班長と密接な連絡の下にその実施を図るものとする。

(5) 災害対策本部会議の庶務

災害対策本部会議の庶務は、総務課が担当する。

(6) 関係課長会議

関係課長会議は、災害対策本部を設置していない場合に災害対策に関する事項を協議するために開催されるもので、会議の構成、開催協議事項については、災害対策本部会議に準じて行うものとする。

4-8 災害対策本部の構成及び所掌事務

災害対策本部の構成及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても次の所掌事務にしたがって防災対策を実施するものとする。

■災害対策本部の構成及び所掌事務

部	構　　成	所　掌　事　務　ま　た　は　業　務
総務部	部長 　総務課長 副部長 　総務課防災担当主査 総　務　課	1　本部会議に関すること 2　各班との連絡調整に関すること 3　県及び官公署、その他機関との連絡調整に関すること 4　職員の動員に関すること 5　本部及び現地連絡員に関すること 6　協力団体との連絡調整に関すること 7　避難所の管理運営に関すること 8　広報活動に関すること 9　情報の収集、被害近況の調査、報告に関すること 10 緊急物資の調達に関すること 11 関係団体との連絡調整に関すること 12 財政に関すること 13 その他、他の班に属さないこと
教育部	部長 　教育長 副部長 　教育総務課長 　地域共育課長 教育委員会	1　学校施設の災害対策に関すること 2　学校に避難所を設置する場合の協力に関すること 3　学校間の連絡調整に関すること 4　児童生徒の避難に関すること 5　応急教育に関すること 6　教育災害状況調査に関すること 7　地区公民館の災害対策に関すること
産業部	部長 　地産地商課長 副部長 　交流促進課長 地産地商課 交流促進課	1　被害農作物の応急技術対策に関すること 2　罹災家畜の収容等畜産被害応急対策に関すること 3　農地及び農業施設災害対策に関すること 4　港湾、漁港、海岸の災害対策に関すること 5　災害応急対策用生産資材に関すること 6　水田、畑の排水に関すること 7　農林災害状況の調査把握に関すること 8　漁船に関すること 9　漁業資源の災害対策に関すること 10 商工鉱業関係災害対策に関すること 11 観光施設災害対策に関すること 12 商工観光関係災害状況調査把握に関すること 13 関係機関、諸団体との連絡調整に関すること

部	構　　成	所　掌　事　務　ま　た　は　業　務
建設部	部長 　環境整備課長 副部長 　環境整備課主査 環境整備課	1　道路、橋梁、河川、その他公共土木施設の災害対策に関すること 2　林産物及び治山林業施設災害対策に関すること 3　水防資材及び輸送車両に関すること 4　交通不能箇所の調査に関すること 5　土木関係官公署との連絡調整に関すること 6　下水道施設災害対策に関すること 7　し尿、ごみ処理に関すること 8　飲料水に関すること 9　水道施設災害に関すること
厚生部	部長 　健康福祉課長 副部長 　診療所事務長 　住民生活課長 健康福祉課 診　療　所 住民生活課	1　災害救助物資に関すること 2　罹災者の生活保護法及び身体障害者福祉法の適用、その他罹災者の更生に関すること 3　罹災者の被害調査に関すること 4　救護関係機関との連絡調整に関すること 5　保育園の災害対策に関すること 6　感染予防及び防疫に関すること 7　応急医療に関すること 8　その他の衛生に関すること 9　医療衛生関係機関との連絡調整に関すること 10 死体の処理、埋葬に関すること
出納部	部長 　会計管理者 副部長 　議会事務局長 会　計　課 議会事務局	1　災害対策費の経理に関すること 2　災害関係物資の出納に関すること
消防部	部長 　消防団長 副部長 　消防団副団長	1　消（水）防に関すること 2　消防団の動員に関すること 3　人命救助及び捜索に関すること 4　災害危険箇所の査察警戒に関すること 5　消（水）防機関との連絡調整に関すること
現　地 連絡員	災害の規模及び範囲によりその都度任命派遣 （用員はあらかじめ別に定めておく）	1　現地と本部との連絡に関すること 2　現地間の連絡に関すること 3　現地動員組織との連絡調整に関すること 4　その他災害対策に関する連絡調整に関すること

4-9 県地区災害対策本部からの現地情報収集員の受け入れ

町災害対策本部は、県地区災害対策本部からの現地情報収集員を受け入れる場合、町役場内に現地情報収集員用の受入スペースを確保する。町災害対策本部会議が開かれる場合には、現地情報収集員を参加させるものとする。

4-10 中国地方整備局からの現地情報連絡員の受け入れ

町災害対策本部は、「災害時における情報交換に関する協定（リエゾン協定）」に基づく中国地方整備局の現地情報連絡員（リエゾン）を受け入れる場合、町役場内に現地情報連絡員（リエゾン）用の受入スペースを確保する。町災害対策本部会議が開かれる場合には、現地情報連絡員（リエゾン）を参加させるものとする。

５ 動員計画

◆担当部署【総務課】

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、情報連絡活動及び防災活動を推進するためにとるべき体制は、次のとおりとする。

5-1 関係機関における災害対策要員の動員

災害応急対策を迅速的確に実施するため、関係機関の災害応急対策責任者は、それぞれ平素から災害時における動員体制を確立しておく。

ただし、それぞれの機関においてその業務に関し災害対策要員の応援を必要とするときは、系統機関に対する応援要請によって要員の確保を図る。

また、町においては県又は他町村に対する応援要請等所要の措置を講じ要員を確保する。

5-2 災害対策要員の動員

災害の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、体制別動員マニュアル等を整備し、災害に対処する体制（以下「災害体制」という）を整え、この災害体制に従って要員の動員を行う。体制別動員マニュアルは総務課で管理し、更新を行う。

5-3 動員人員の増減

各班の長は、災害の状況、情勢に応じて適当な範囲内において、人員を適宜増減することができる。

5-4 対策要員の指名

所属長は、あらかじめ職員のうちから対策要員（災害体制別）を指名しておくものとする。

5-5 動員の系統

町における職員の動員は、次の系統で伝達し動員するものとするが、各課（室）においては、それぞれ責任者においてあらかじめ動員の系統、動員順位、連絡方法等について、具体的に計画しておくものとする。

また、町長は、必要に応じ、現地協力員（区長）等に情報提供等の協力を依頼するものとする。

(1) 災害対策本部設置前

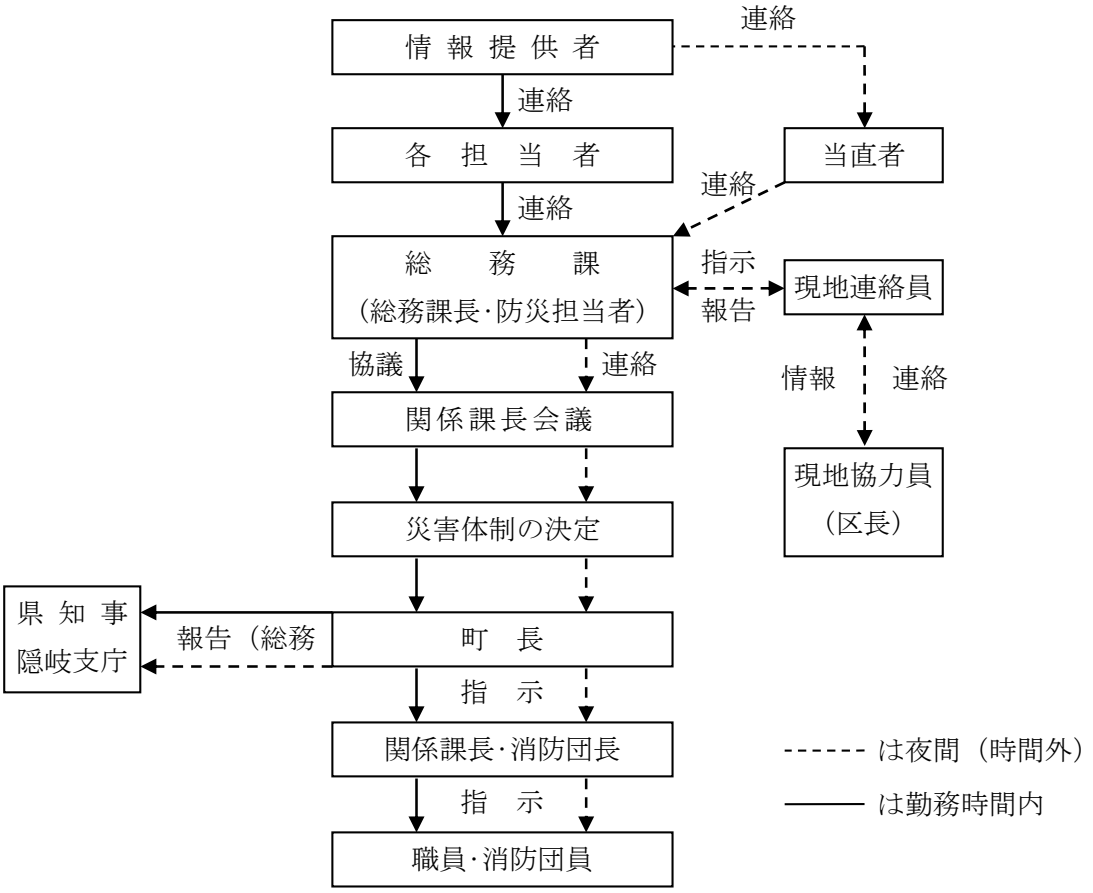

(2) 災害対策本部設置後

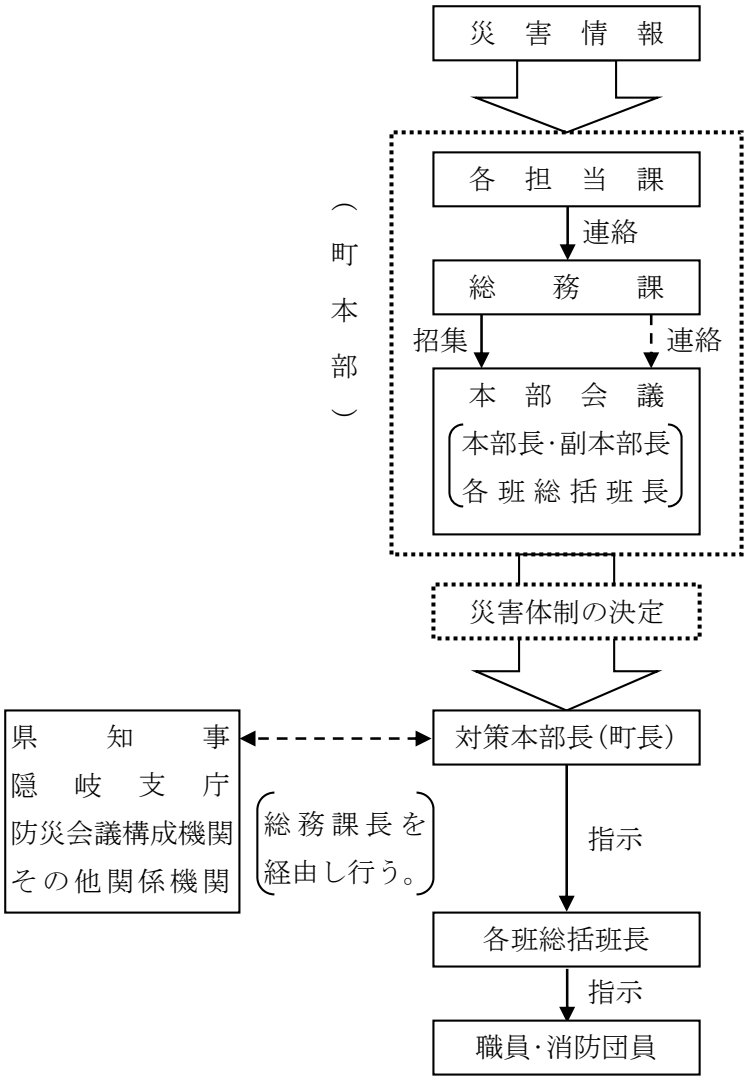

5-6 連絡方法

災害体制の決定、対策本部の設置及び動員の通知は、無線･電話又は伝令等最も迅速な方法により通知するものとする。

5-7 対策要員の心掛け

対策要員は、常に気象情報等に注意し緊急事態の発生或いはそのおそれがあると判断したときは、動員の通知の有無に関わらず要請があった場合に備えて登庁することができるように準備を整えておかなければならない。

なお、動員の通知があった場合、昼夜の別又は交通機関の有無にかかわらず要請があった場合に登庁できるよう体制を整えなければならない。

5-8 勤務時間外における連絡及び動員

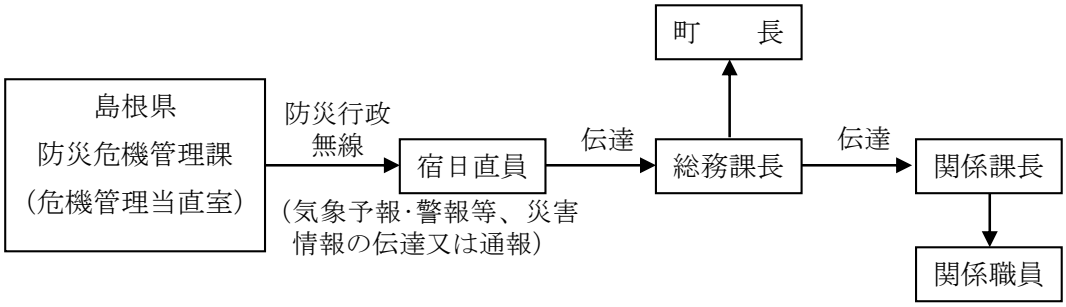

(ｱ) 総務課長は、宿日直員から災害に関する情報を受けたときは「体制別動員計画」に基づき、関係課長に対して配備のため緊急連絡の措置をとる

(ｲ) 総務課長から連絡を受けた関係課長は、関係職員に連絡を行わなければならない。その際、交通事情等の危険性が予想される場合には、自らの判断で措置をとることができる。

(ｳ) 総務課長は、宿日直員から伝達された情報について必要があるときは、関係課長と情報を交換し、又は非常体制の措置について協議連絡する。また、必要に応じて町長に伝達し、指示を受ける。

（注）勤務時間外とは、次の時間帯をいう。

1 平日 0 時 00 分から 8 時 30 分まで及び 17 時 15 分から 24 時 00 分までの間

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日　全日

3 年末、年始（12 月 29 日～1 月 3 日）　全日

5-9 災害時における各班担当地区

災害時における情報収集活動をより円滑に行い、災害対策の判断を迅速かつ効果的に下すために２名１組を原則とし、町内の巡視を行う。

部　名	班　名	担　当　地　区　等	使 用 車 両	防 災 あ ま 無 線 No.
総 務 部	総務班	各部の連絡調整		
教 育 部	第１班	東･豊田方面	総務課	108
建 設 部	第２班	保々見･知々井･御波方面	環境整備課	107
	第３班	多井･崎方面	環境整備課	106
	第４班	中里･西･日須賀方面	環境整備課	109
厚 生 部	第５班	菱浦･福井方面	健康福祉課	102
	第６班	中里･北分･宇受賀方面	総務課	104

5-10 標識

(1) 腕章

町長、副町長、教育長、課長その他の職員は、災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、腕章を帯用するものとする。

(2) 標旗

災害時において使用する町本部の車両には、規則等において別段の定めがあるほかは、原則として別図による標旗をつける。

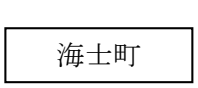

（備考）
地色＝緑色
文字＝黄色

（腕章）

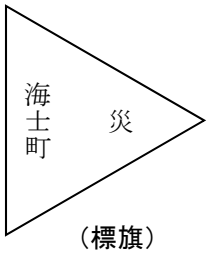

（備考）
地色＝緑色
文字＝黄色
災　＝赤色

（標旗）

６ 労働力の確保

◆担当部署【総務課】

6-1 奉仕団の応援協力、労働雇用等

関係機関において災害応急対策を実施するために当該機関の災害応急対策員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うことを原則とするが、不可能な場合においては、次の応援要請事項を示して、対策本部へ要請するものとする。

（応援要請事項）

① 応援を必要とする理由
② 従事場所
③ 作業内容
④ 人員
⑤ 従事期間
⑥ 集合場所
⑦ その他参考事項

(1) 奉仕団の応援協力

町長は、関係機関からの要請に基づき、必要と認めたときは、協力要請対象団体のうち適宜団体の責任者若しくは管理者に協力を求める。

① 協力要請対象団体
(ｱ) 地区住民
(ｲ) 日本赤十字社奉仕団その他労働奉仕を申し出た団体
なお、奉仕団の作業内容は、危険を伴わない比較的軽易な作業とし、おおむね次のとおりとする

② 奉仕団の作業内容
(ｱ) 炊出し、保育その他災害救助活動の協力
(ｲ) 清掃及び防疫
(ｳ) 災害応急対策用物資、資材等の輸送
(ｴ) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

(2) 労務者の雇用

災害応急対策実施のために必要な労務者雇用供給は、関係機関の要請により、対策本部において調整のうえ、実施するが、この場合賃金等費用は、要請機関において負担するものとし、申込手続きは、次のとおりとする。

① 申込手続

(ｱ) 求人者名

(ｲ) 求人数及び作業内容

(ｳ) 就労現場名及び場所

(ｴ) 就労期日

(ｵ) 賃金

(ｶ) 就労現場責任者名

(ｷ) 就労現場が徒歩通勤距離２km以上のときの労務者の輸送方法

（注）・交通機関を利用して輸送するときは、交通費を支給のこと。
・賃金は、現場で作業終了後本人に支払うこと。（日払とする）
・日雇雇用保険、健康保険印紙を貼付すること。（本人負担分保険料は、賃金から差し引くこと）

6-2 協力命令、従事命令等

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員等の方法によって、なお不足し、他の供給方法がないときは、協力命令及び従事命令等により執行する。

(1) 協力命令及び従事命令の種類と執行者

協力命令及び従事命令の種類、執行者等は、次の表に掲げるとおりである。

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　律	執　　行　　者
消防作業	従　事	消防法第29条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従　事	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業（災害救助法適用救助のため）	従　事	災害救助法第７条	知事
	協　力	〃　第８条	
災害応急対策作業（災害救助を除く）	従　事	災害対策基本法第71条	知事 町長（委任を受けた場合のみ）
	協　力	〃　　〃	
災害応急対策作業（全般）	従　事	〃　第65条第１項	町長
		〃　第65条第２項	警察官又は海上保安官

(2) 協力命令及び従事命令の対象者

協力命令及び従事命令の種類別による対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

命　令　区　分	従　事　対　象　者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 （災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	1 医師、歯科医師又は薬剤師
	2 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
	3 土木技術者又は建築技術者
	4 大工、左官又はとび職
	5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
	6 自動車運送事業者及びその従業者
	7 船舶運送業者及びその従業者
	8 港湾運送業者及びその従業者
災害救助その他の作業 （協力命令） ※町長が委任を受けた場合のみ	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般（災害対策基本法）による町長、警察官、海上保安官の従事命令	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

(3) 協力命令及び従事命令の施行

町対策本部における協力命令及び従事命令の執行については、災害対策基本法第 65 条第 1 項に基づく災害応急対策のための従事命令とするが、知事に委任された場合は、災害対策基本法第 71 条に基づく、災害応急対策のための従事命令、協力命令も執行する。

なお、警察官、海上保安官が災害対策基本法第 65 条第 2 項に基づいて従事命令を執行したときは、所轄警察署長、海上保安署の長に報告するとともに直ちに町長に通知する。

6-3 公用令書の交付

災害対策基本法第 71 条に基づく従事命令、協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、または取り消すときは、次の令書を交付する。（知事から委任を受けた場合は、町長が交付する。）

なお、前頁の「(1) 協力命令及び従事命令の種類と執行者」表中に掲げる、消防作業、水防作業の際に発する従事命令及び災害対策基本法第 65 条第 1 項、第 2 項を根拠とする従事命令については令書の交付は必要ない。

① 災害対策基本法による従事、協力命令
② 同上命令の変更命令
③ 同上命令の取消命令

6-4 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業を従事又は協力することができない場合には、事由を付して知事に届け出る。

6-5 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区　分	災害救助 （知事命令）	災害対策基本法 （知事命令）	町長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」に係る損害補償の各条例
補償等の種　類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 （打切補償）	療養補償 休業補償 第 1 種障害補償 第 2 種障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

7 県防災ヘリの活用

◆担当部署【総務課】

大規模な災害が発生した場合、県防災ヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、緊急輸送等の体制を整備する。

7-1 県防災ヘリの応援要請

町長は、必要と認める場合、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、知事に対して応援要請を行う。

7-2 県防災ヘリの運用

(1) 活動内容

① 災害対策活動（被害状況等の情報収集･伝達、避難指示、緊急輸送等）
② 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
③ 救助活動（事故等による捜索･救助等）
④ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
⑤ その他

(2) ヘリの運用

原則として、上記(1)の活動内容について、運航要領に基づいた運用が行われるが、町が応援を求めた場合は、「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用が徹底される。なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用を行う。

(3) 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備･指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、県が適当な場所を選定し活用する。町は、離発着場の選定後速やかに、関係機関等にその旨を周知する。

(4) 離着陸にあたっての諸準備

県防災ヘリ離着陸時の諸準備については、本章「第５節　自衛隊の災害派遣体制　4 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等　4-4 ヘリコプターの離着陸にあたっての諸準備」を参照のこと。

第２節 災害情報の収集･伝達

１ 基本的な考え方

風水害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び町民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うように努め、警報、注意報及び気象情報等、被害状況その他の災害情報の収集･伝達を行うための体制を整備する。

２ 情報管理体制の確立

◆担当部署【総務課】

2-1 町の情報管理体制の確立

(1) 情報管理体制の構築

県防災行政無線、防災行政無線及び有線通信を基幹的な通信系統とするが、被災状況等により困難な場合には、実情に即した方法で行う。なお、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急･非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の事前措置を講ずる。

(2) 情報管理手段の確保

防災行政無線のほか、一般加入電話、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組合せ、重要通信を確保･運用できる体制を確立する。

(3) 移動無線局及び移動電源車の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、県消防総務課を通じて中国総合通信局に移動無線局及び移動電源車の派遣を要請する。

(4) 県総合防災情報システムの活用

常にシステムの防災端末を立ち上げ、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信･連絡、気象観測情報･基礎情報等の各種情報の収集･検索、被害状況等の登録等に活用する。

2-2 防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 情報管理体制の構築

関係機関が整備･保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集･伝達できる体制を確立する。

(2) 情報管理手段の確保

関係機関等は、関係機関相互の通信が可能な総合防災情報システムや防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。特に、総合防災情報システムの防災端末を設置している機関相互においては、システムの活用による被害情報等の共有化を図る。

３ 警報、注意報及び気象情報等の収集･伝達

◆担当部署【総務課】

気象業務法に基づく気象等予警報、気象等情報、火災警報、土砂災害警戒情報及び知事、町長等が行う通報、警告（以下「予警報等」という）の発表及び伝達は災害予防上極めて重要であり、その取扱は次のとおりとする。

加えて、松江地方気象台と県が発表する「土砂災害警戒情報」及び県が発表する「土砂災害危険度情報」による情報も踏まえ、円滑な措置を講ずる。その際の周知は、防災行政無線により行う。

3-1 気象警報、注意報等の種類及び発表基準

気象警報、注意報等の種類及び本町における発表基準は次のとおり。

	種　類	発　　表　　基　　準
特別警報	暴　風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	大　雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 （指標は気象特別警報の指標参照）
	大　雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 （指標は気象特別警報の指標参照）
	高　潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
	波　浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
	地面現象 特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 （指標は気象特別警報の指標参照）
	噴　火 特別警報	噴火によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合。

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="9">警
報</td><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で 20m/ｓ､海上で 25m/ｓ以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>暴風雪
警　報</td><td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準（㎜）</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>海士町</td><td>R3=110</td><td>141</td></tr>
</table>
※R1 は 1 時間雨量、R3 は 3 時間雨量を示す。
※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
※平坦地とは概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25%以上の地域。
平坦地以外とは平坦地以外の地域。</td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
24 時間の降雪の深さが平地で 40 ㎝、山地で 70 ㎝（隠岐では 50 ㎝）以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>潮位基準</th></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>海士町</td><td>標高0.8m</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
波高（有義波高）が６ｍ以上になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準(㎜)</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>海士町</td><td>R3=110</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
※R1 は 1 時間雨量、R3 は 3 時間雨量を示す。
※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。
※平坦地とは概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25%以上の地域。
平坦地以外とは平坦地以外の地域。</td></tr>
<tr><td>地面現象
警　報</td><td>大雨、大雪等によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>浸水警報</td><td>浸水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　　表　　基　　準</th></tr>
<tr><td>警
報</td><td>噴火警報</td><td>噴火によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
<table>
<tr><th colspan="2">種類(ｷｰﾜｰﾄﾞ)</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td>噴火警報
（居住地域）</td><td>居住地域
厳重警戒</td><td>居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">噴火警報
（火口周辺）</td><td>入山危険</td><td>火口から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td></tr>
<tr><td>火口周辺
危　　険</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td></tr>
<tr><td>噴火警報
（周辺海域）</td><td>周辺海域
警　　戒</td><td>海底火山及びその周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="9">注
意
報</td><td>風　雪
注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s､海上で 15m/s 以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>強　風
注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で 12m/s､海上で 15m/s 以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>大　雨
注意報</td><td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準(mm)</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>海士町</td><td>R3=60</td><td>101</td></tr>
</table>
※R1 は 1 時間雨量、R3 は 3 時間雨量を示す。
※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。
※平坦地とは概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25%以上の地域。
平坦地以外とは平坦地以外の地域。</td></tr>
<tr><td>大　雪
注意報</td><td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件が該当するとき。
24 時間の降雪の深さが平地で 15 ㎝､山地で 30 ㎝（隠岐は 20 ㎝）以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>融　雪
注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>濃　霧
注意報</td><td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
濃霧によって視程が陸上 100m以下、海上 500m以下が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>乾　燥
注意報</td><td>空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想した場合で次の条件に該当するとき。
実効湿度東部と隠岐で 65%以下、西部では 60%以下、最小湿度 40%以下になると予想される場合。
（湿度の値は、気象官署ならびに特別地域気象観測所の値とする。）</td></tr>
<tr><td>着　氷
注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるとき。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="9">注意報</td><td>着　雪
注意報</td><td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときで次の条件に該当するとき。
24 時間の降雪の深さが平地で 15 ㎝､山地で 30 ㎝、（隠岐は 20 ㎝）以上になり、気温が-1℃～2℃になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>霜により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとき。
４月上旬から５月中旬までの晩霜で最低気温 3℃以下が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>低　温
注意報</td><td>低温によって農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
最低気温が平地で-4℃以下、山地で-8℃以下が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>高　潮
注意報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>潮位基準</th></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>海士町</td><td>標高0.6m</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>波　浪
注意報</td><td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次の条件に該当するとき。
波高（有義波高）が３m以上になると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>洪　水
注意報</td><td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
<table>
<tr><th>地区</th><th>市町村</th><th>雨量基準(㎜)</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>海士町</td><td>R3=60</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
※雨量基準若しくは流域雨量指数基準を満たした場合に注意報を発表。
※R1 は 1 時間雨量、R3 は 3 時間雨量を示す。
※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。</td></tr>
<tr><td>なだれ
注意報</td><td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。
具体的には次のいずれかの基準に到達することが予想されるとき。
(1) 積雪 100 ㎝以上。
(2) 積雪が 50 ㎝以上あり、30 ㎝以上の降雪が予想される場合。
(3) 積雪が 50 ㎝以上あり、最高気温が 8℃以上と予想される場合。（最高気温の値は気象官署の値とする）
(4) 積雪が 50 ㎝以上あり、かなりの降雨が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>地面現象
注意報</td><td>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td>浸　水
注意報</td><td>浸水によって災害が予想される場合。</td></tr>
</table>

（注）１．発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
２．特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
３．地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
４．山地とは、標高 100m以上の場所のことをいう。

気象特別警報の指標

<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>指　　標</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特別警報</td><td>大　雨
特別警報</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">地区</th><th rowspan="2">市町村</th><th colspan="3">50 年に一度の値</th></tr>
<tr><th>雨量 R48（mm）</th><th>雨量 R3（mm）</th><th>土壌雨量指数</th></tr>
<tr><td>隠岐</td><td>海士町</td><td>358</td><td>136</td><td>219</td></tr>
</table>
※R48 は 48 時間降水量、R3 は 3 時間降水量を示す。
※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
※「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる 5 ㎞格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。
※「50 年に一度の値」は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
※特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
</td></tr>
<tr><td>大　雪
特別警報</td><td>
<table>
<tr><th>地点名</th><th>50 年に一度の積雪深（cm）</th><th>既往最深積雪（cm）</th></tr>
<tr><td>西郷</td><td>80</td><td>107</td></tr>
</table>
※値が「－」の地点は、データ不足のため、50 年に一度の値が算出できないもの。
※50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
※特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
</td></tr>
</table>

3-2 気象情報の発表

松江地方気象台は、警報や注意報に先立って注意を喚起したり警報や注意報の内容を補完する情報を気象情報として発表する。

なお、気象情報のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量又は解析雨量*で１時間の降水量が県東部及び西部で 100㎜、隠岐地方で 100㎜の雨量を観測又は解析した場合に発表するものである。

＊「解析雨量」とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局・道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダスおよび自治体等の地上の雨量計を組み合わせて、それぞれの特性を活かし全国を１㎞四方に細かく区切って、30 分間毎の雨量を解析したもの。

3-3 警報、注意報及び気象情報等の伝達系統

総務課は、防災関係機関との連携により雨量、台風情報等の気象データを常時監視し、町長、副町長、所管課長に報告するとともに、必要に応じ各部局に情報伝達を行う。また、防災行政無線等を活用し、住民への周知を行う。

なお、消防法に定める火災警報等について、県から通知を受けた場合又は町長が自らの判断によって火災警報の発表･解除を行う場合は、打鐘、サイレン吹鳴その他の方法により住民に周知を図る。

3-4 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中において、土砂災害について、より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、松江地方気象台と県により市町村単位で発表される。

土砂災害警戒情報の伝達経路は、気象情報伝達系統に準ずる。

3-5 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は次のとおりとする。（災害対策基本法第 54 条[関連]消防法第 24 条、水難救護法第 2 条）

(1) 発見者のとるべき措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに総務課、警察署、駐在所等のいずれかに通報しなければならない。

(2) 通報を受けた者のとるべき措置

発見者から通報を受けた者等は速やかにその旨を総務課に連絡するとともに、地区内の住民への周知及び関係機関相互の連絡を図る。

４ 被害情報等の収集･伝達

◆担当部署【総務課】

4-1 災害通信計画

(1) 有線通信施設の優先利用によるもの

有線通信施設の被害のため、緊急通話の確保等連絡不十分な状況の場合においては、災害対策基本法第 57 条の定めるところにより、有線通信の優先利用による通信の確保を図る。

① 普通電話による通信 ･･･非常･緊急通話扱いとする

② ＩＰネットワーク

③ 警察電話による通信 ･･･警察電話を通じて通信する

(2) 無線通信施設の利用によるもの

有線通信施設が被災のため、通信途絶の状態になった場合において、人命救助又は非常災害に関し緊急措置を要する事態が発生したときは、防災行政無線、県防災行政無線、自治体衛星通信ネットワークシステム等を利用して連絡を図る。

4-2 被害状況の調査

(1) 調査対象

町の所管する公共建物、公共土木等施設及びその他の一般被害（電信、電話、電力等公共･公益事業関係及び防災関係諸機関の施設被害を除く）を対象とする。

(2) 調査実施者

(ｱ) 被害調査は、県及び防災関係諸機関（電信、電話、電力等公共･公益事業機関を含む）の管理する施設の災害を除き、町において行う

(ｲ) 次頁の図に定める担当課を情報収集主管課として調査する。ただし、被害の調査に技術を要する場合、被害が激甚で町において調査不能な場合は、県に応援を求めて行う。

(ｳ) 県の所管する公共建物、公共土木施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を所管する県の部局又は関係地方機関に通知する

(ｴ) その他防災関係機関の所管する施設において災害が発生した場合は、当該関係機関に状況の調査及び報告を要請する

(3) 調査の種別

調査は、災害時期別に次のとおり実施する。

発生調査	・災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する ・応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する
中間調査	・災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する ・被害の変動にともない諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、可能な限りその都度行う
確定調査	・災害が終了し、その被害が確定したときに各課が調査を行う ・応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるので、正確を期する

4-3 被害状況等の判定基準

被害状況等の判定基準については、資料編に記載のとおり。

4-4 災害情報の通報及び被害状況報告

(1) 災害状況の通報及び被害状況報告の伝達系統図

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告を行う。

図：災害状況の通報及び被害状況等の伝達系統

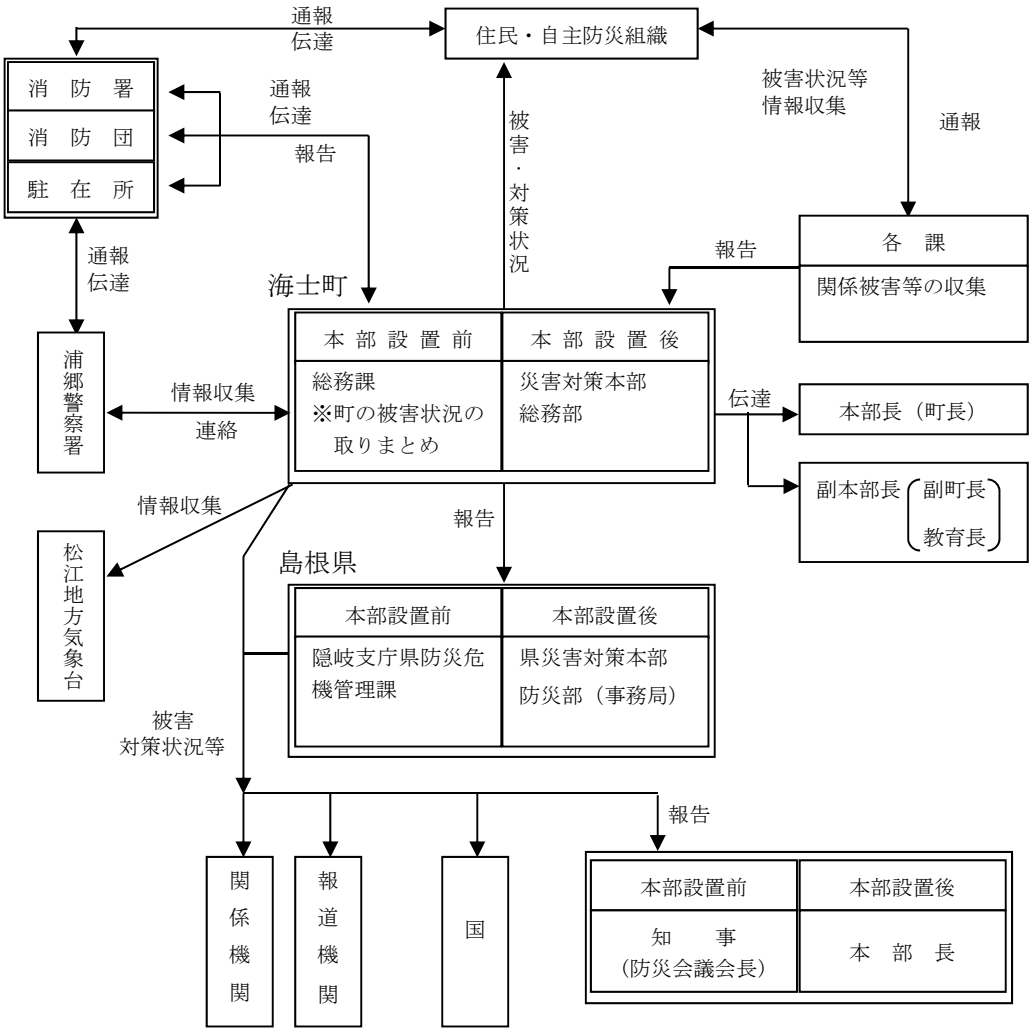

(2) 関係機関等の行う通報

関係機関が、それぞれの機関において収集した災害情報を系統機関に報告する際、必要な場合には、系統機関への報告内容について、関係機関に対し報告を求める。

(3) 町民からの通報の受付

町民からの災害通報の受付については、原則として災害対策本部において行う。

なお、災害対策本部設置前においては、各課にて受付を行い、各課は受け付けた内容を速やかに総務課に報告する。

(4) 被害情報の取りまとめ及び報告

(ｱ) 担当部課は、調査した被害状況を取りまとめ総務課へ報告する

(ｲ) 総務課は、町内の被害状況を取りまとめ、災害対策本部において実施し又は実施しようとする災害応急対策に関する情報と併せ、関係機関へ報告する。なお、関係機関へ報告した事項については、その都度浦郷警察署へ連絡する。

(ｳ) 総務課は、島根県総合防災情報システムにより所定の様式にて県へ報告を行う。システムによる報告ができない場合は、ＦＡＸまたは電話で報告を行う。また、県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、消防庁へ報告を行う。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

(ｴ) 人的被害のうち行方不明者数については、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該市町村又は県（外国人のうちの旅行者等の住民登録対象外の者については外務省）に連絡する

(5) 報告の種類及び内容等

報告の種類及び内容等は原則として次表による。

区 別	報 告 内 容	報 告 の 時 期 及 び 経 路	連 絡 方 法 等
災害発生即報	① 災害の発生状況 ② 災害に対してとった措置の状況 ③ 県等に対する応援要求 ④ 被害の概要（判定基準(即報用)以上のもの） ※様式第 0 号による	町→隠岐支庁県民局等･防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるので、昼夜を問わず電話電報無線等利用して報告すること
速報	各種被害等の状況 ※様式第 1 号による	町→隠岐支庁県民局等･防災危機管理課 ・概況が判明次第、随時 ・ただし、隠岐支庁県民局等に報告するものについては、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第 2 号～様式第 23 号による	町、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 ・被害等の状況が判明次第、逐次報告 ・ただし、県の出先機関が防災危機管理課へ行う報告は 13 時まで、県の関係課が防災危機管理課へ行う報告は 14 時までに行う	被害等の状況は諸応急対策の決定等の基になるものなので、関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする
確定報告	同　上	町、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 ・災害に対する応急措置を完了した後 20 日以内に報告	災害復旧計画等の基になるので正確を期すること
災害対策本部	① 災害対策本部の設置 ② 災害対策本部の解散	町、隠岐支庁県民局等、関係課→防災危機管理課	
被害地点報告	① 被害現場の状況 ② 被害現場の位置 ③ 被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課 ・被害の状況が判明次第、直ちに	
ライフライン	上水道、簡易水道、下水道の被害の状況	町、関係課→防災危機管理課 ・被害の状況が判明次第、直ちに	
林野火災	林野焼損面積 20 ヘクタール以上の火災	町→消防機関→防災危機管理課 ・鎮火した月の翌月末日までに報告	

（注）上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

(6) 報告様式及び様式別報告系統

報告様式別の報告系統は次のとおりとし、各課から県担当課へ報告された内容については、必ず総務課にも報告を行う。なお、報告様式は「被害状況報告様式」による。

1	災害発生即報	様式第０号	町 →①→ 防災危機管理課（県災対本部） 町 →①→ 隠岐支庁県民局総務課
2	被害状況速報	様式第１号	町 →②→ 隠岐支庁県民局総務課 →③→ 防災危機管理課（県災対本部）
3	教育関係被害	様式第３号の１～3	町 →④→ 教育庁総務課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
4	福祉施設関係被害	様式第４号	町 →④→ 健康福祉部各課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
5	商業及び鉱工業その他事業関係被害	様式第６号	町 →④→ 商工労働部商工政策課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
6	土木関係被害（港湾、都市計画、下水道、公営住宅関係を除く）	様式第８号の１	町 →④→ 隠岐支庁県土整備局 →⑤→ 土木部砂防課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
7	土木関係被害（港湾関係）	様式第８号の１	町 →④→ 隠岐支庁県土整備局 →⑤→ 土木部港湾空港課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
8	土木関係被害（下水道関係）	様式第８号の１	町 →④→ 隠岐支庁県土整備局 →⑤→ 土木部下水道推進課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
9	公営住宅被害	様式第８号の２	町 →④→ 隠岐支庁県土整備局 →⑤→ 土木部建築住宅課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）
10	農地農業用施設被害	様式第９号	町 →④→ 隠岐支庁農林局 →⑤→ 農林水産部農地整備課 →⑥→ 防災危機管理課（県災対本部）

11	農業被害速報	様式第 9 号の 4	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 農畜産振興課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
12	農作物関係被害	様式第 10 号の 1	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 農畜産振興課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
13	果樹園等樹体被害	様式第 10 号の 2	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 農畜産振興課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
14	農地非共同利用 施設被害	様式第 10 号の 3	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 農畜産振興課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
15	畜産関係被害	様式第 12 号	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 農畜産振興課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
16	農地共同利用 施設被害	様式第 13 号	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 農業経営課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
17	山林関係被害 (治山)	様式第 14 号の 1	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
18	山林関係被害 (林道)	様式第 15 号の 1	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
19	山林関係被害 (造林地等)	様式第 15 号の 2	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
20	山林関係被害 (苗木等)	様式第 15 号の 3	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
21	山林関係被害 (苗畑施設等)	様式第 15 号の 4	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
22	山林関係被害 (林産物)	様式第 15 号の 5	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 林業課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
23	山林関係被害 (林産施設)	様式第 15 号の 6	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 林業課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）

24	山林関係被害 (林産加工施設)	様式第 15 号の 7	町	④	隠岐支庁 農林局	⑤	農林水産部 林業課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
25	水産施設被害	様式第 16 号の 1	町	④	隠岐支庁 水産局	⑤	農林水産部 水産課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
26	水産物被害	様式第 16 号の 2	町	④	隠岐支庁 水産局	⑤	農林水産部 水産課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
27	漁港被害	様式第 16 号の 3	町	④	隠岐支庁 水産局	⑤	農林水産部 漁港漁場整備課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
28	医療施設関係被害	様式第 17 号	町	④	隠岐保健所 島前保健環境課	⑤	健康福祉部 医療政策課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
29	水道関係被害	様式第 18 号	町	④	隠岐保健所 島前保健環境課	⑤	健康福祉部 薬事衛生課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
30	災害廃棄物関係被害	様式第 19 号の 1	町	④	隠岐保健所 島前保健環境課	⑤	環境生活部 廃棄物対策課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
31	一般廃棄物処理場 関係被害	様式第 19 号の 2	町	④	隠岐保健所 島前保健環境課	⑤	環境生活部 廃棄物対策課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
32	産業廃棄物処理場 関係被害	様式第 19 号の 3	町	④	隠岐保健所 島前保健環境課	⑤	環境生活部 廃棄物対策課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
33	火葬場施設被害	様式第 20 号	町	④	隠岐保健所 島前保健環境課	⑤	健康福祉部 薬事衛生課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）
34	自然公園関係被害	様式第 22 号	町	④			環境生活部 自然環境課	⑥	防災危機管理課 （県災対本部）

凡例：①「即時報告」による報告
②「被害報告」による報告
③「被害速報集計確認」による報告
④「被害詳報」による報告
⑤「被害詳報集約報告」による報告
⑥「被害詳報県計報告」による報告

第３節 災害広報

１ 基本的な考え方

災害発生時には、町民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、町が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

２ 町による災害広報の実施

◆担当部署【総務課、関係各課】

2-1 広報の体制

(ｱ) 総務課は風水害が発生するおそれのある場合に、必要に応じて気象情報等の広報を行い、町民へ注意喚起と事前の備えを呼びかける

(ｲ) 災害対策本部は、風水害に関する災害情報のうち、浸水、土砂災害等による避難勧告･指示や避難所の開設状況等、町民の身体･財産に係る「緊急広報」を実施する

(ｳ) 総務課は、災害時の報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、報道発表の会場及び時間等の調整、その他報道対応全般に関することを実施する

(ｴ) 総務課は、一般情報（緊急広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等）の総合的な広報活動を実施する

(ｵ) 各課は、所管する施設等に対して、必要に応じて災害の状況を連絡するとともに、災害対策本部に対して定期的に災害情報、生活関連情報等を報告する

(ｶ) 災害対策本部事務局は、各課及び関係機関等から報告を受けた情報を整理して資料を作成するとともに、各課への情報提供を行い情報の共有化を図る

2-2 広報の内容

関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

災 害 情 報	1 地震及び津波等に関する気象情報 2 災害発生状況（地盤災害･土砂災害等の発生状況等） 3 災害対策本部等の設置と活動状況 4 避難誘導及びその他注意事項 5 町内の被害情報（人的被害、住家被害等の概括的被害状況） 6 家庭･職場での対策と心得 7 その他必要な事項
生活関連情報	1 電気、ガス、水道、下水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み 2 食料、生活必需品等の供給実施状況 3 道路交通状況（通行止等による交通規制区間等） 4 公共交通機関の状況（フェリー･内航船･バスの被害･運行状況） 5 医療機関の活動状況、救護所の設置状況 6 その他必要な事項
救援措置情報	1 罹災証明書等の発行状況 2 各種相談窓口の開設状況 3 税、手数料等の減免措置の状況 4 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等） 5 義援金･救援物資の受け入れ方法･窓口等に関する情報 6 災害援護資金等の融資情報 7 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 8 町業務の再開状況 9 その他必要な事項（防災機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望、被災地への救援物資発送にあたっての送り先、内容明示等の要望）

2-3 広報の方法

(1) 緊急広報

避難勧告･指示等の緊急広報の実施方法については､本章第８節｢避難活動｣を参照のこと。

なお、避難勧告･指示等を行った場合、総務課は、島根県避難勧告等情報伝達連絡会において定めた「避難勧告等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

(2) 一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、各担当課が連携して広報を実施する。

なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。

手　段	放　送　場　所　等	概　　要
防災行政無線	・災害対策本部（総務課） ・各地区	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び個別受信機の音声放送
エリアメール	・災害対策本部（総務課）	・エリアメールによる文字情報
ホームページ	・災害対策本部（総務課）	・ホームページによる文字情報等
広報車	・広報車両	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送
現地広報	・町職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）
広報刊行物等（臨時町報等）	・災害対策本部	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時町報等）を逐次発行

(3) 報道機関への発表

報道機関への情報提供は、原則として役場総務課を窓口として、総務課が対応し、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。

また、災害対策本部を設置した場合、総務課は速やかに記者発表を行い、町民に対して冷静な行動をとるよう呼びかけ、報道機関に対しては県と協議を行い発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救護措置情報等の提供を行う。

(4) 要配慮者に対する広報

各種障がい者団体やボランティア団体等に対して、情報提供を行うとともに、外国人住民に対して、多言語による広報刊行物等を活用して情報提供等を行う。

(5) 避難者への広報

情報入手手段が限られる、避難所等にいる被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に対して、それぞれの状況に配慮した適切な情報提供を行う。

(6) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

３ 防災関係機関による災害広報の実施

◆担当部署【総務課】

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、町民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、町及び報道機関に広報の実施を要請する。

3-1 防災関係機関の行う広報の内容

町の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害･復旧状況や所管業務に係る応急･復旧対策状況等に関する広報事項とする。

3-2 防災関係機関の行う広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携をとりながら広報活動を実施し、広報の実施にあたっては、視聴覚障がい者、高齢者、観光客、外国人等に十分配慮して行う。

４ 住民等からの問い合わせに対する対応

◆担当部署【総務課】

4-1 体制の整備

必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集･整理･発信を行う。

4-2 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加

害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第４節 広域応援体制

１ 基本的な考え方

大規模災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して町や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。

図：応援要請系統

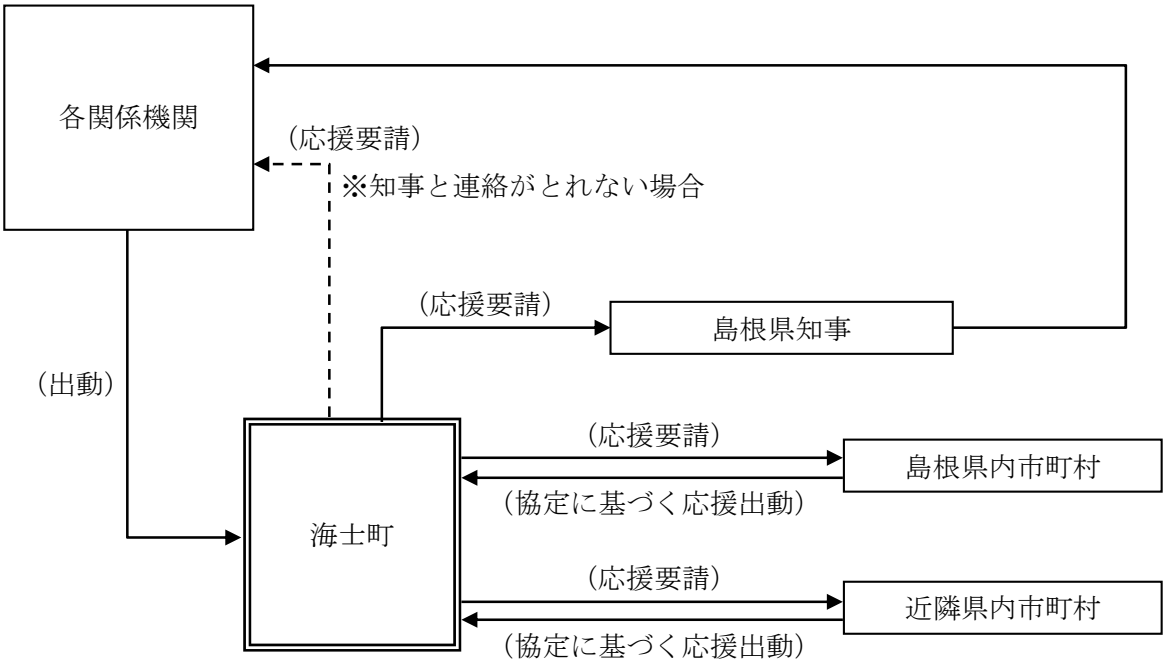

２ 災害情報･被害情報の収集･分析

◆担当部署【総務課】

災害対策本部は、把握した災害状況、被害状況、各班の応急対策等の情報収集･分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討を行う。

なお、応援協力の要請にあたっては、次の事項を要請先に示して行う。

① 応援を必要とする理由
② 作業内容
③ 従事期間
④ 従事場所
⑤ 人員
⑥ 受け入れ場所
⑦ その他参考となる事項

３ 町における相互応援協力

◆担当部署【総務課】

3-1 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

災害が発生した場合、隣接する市町村との間で応急措置の実施について相互に応援協力を行い、発生した災害が更に拡大した場合、県の隠岐地区災害対策本部の管轄区域内における応援について、県への要請を行う。

また、被害が大規模となり隠岐地区災害対策本部のブロックを越える応援が必要と判断される場合、県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請するとともに、県への依頼又は協定等に基づき、他県又は他県の市町村、防災関係機関等に応援を要請する。

3-2 関係機関及び民間団体等との応援協力

応急措置の実施にあたり必要な場合には、町内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関、町域を活動領域とする公共的団体及び民間団体等に対し応援要請を行う。

3-3 自衛隊、海上保安庁への災害派遣要請

自衛隊への災害派遣要請、海上保安庁への応援協力要請については、次節以降に示す。

４ 消防における相互応援協力

◆担当部署【総務課】

4-1 県内消防本部の応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する町等の消防力で災害の防御が困難な場合には、隠岐広域連合消防本部は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

4-2 緊急消防援助隊による応援

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、知事を通じ、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

(1) 応援要請

町長は、必要であると判断した場合には、知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で、知事と連絡が取れない際には、直接消防庁長官に対して要請を行う。

4-3 応援要請上の留意事項

(1) 要請の内容

要請先に応援要請の連絡を行う。その際、必要に応じ下記に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日、文書によりあらためて処理する。

(ｱ) 災害の状況及び応援を求める理由
(ｲ) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
(ｳ) 応援を必要とする場所、期間
(ｴ) 応援を必要とする活動内容
(ｵ) その他必要な事項(受け入れルート、受け入れ場所等)

(2) 応援消防隊及び緊急消防援助隊の受け入れ体制

応援消防隊及び緊急消防援助隊の円滑な受け入れを図るため、町は連絡係を設け次に示す体制を整える。ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊等に係る支援隊の派遣について要請を行う。

(ｱ) 消防隊の誘導方法
(ｲ) 応援消防隊及び緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
(ｳ) 応援消防隊及び緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第５節 自衛隊の災害派遣体制

１ 基本的な考え方

大規模災害による被害が拡大し、町及び防災関係機関では対処することが困難な事態が生じた場合における自衛隊の災害派遣要請及びその受け入れ体制について定める。

２ 自衛隊の災害派遣(撤収)要請の方法

◆担当部署【総務課】

2-1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることが基本となっている。

① 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならい必要性があること（公共性の原則）

② 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）

③ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと（非代替性の原則）

この際、人命に係るものについては、特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

2-2 要請基準

激甚な被害が発生し、町、関係機関及び隣接市町村の応援等により次に掲げる応急対策が不可能であると町長が認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

① 人命救助

② 消防、水防

③ 救援物資の輸送

④ 道路の障害物除去

⑤ 応急の医療、防疫、給水、入浴支援、通信支援

⑥ 緊急な公共施設の応急復旧

2-3 要請手続

次の事項を記載した文書を知事（県防災部）に提出し、派遣要請を依頼するとともに、この際、必要に応じてその旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

① 災害の情況及び派遣を要請する事由（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域、活動内容

④ その他参考となる事項

(ｱ) 派遣を希望する人員、任務（水防、給水、輸送等）及び装備の概要（特に船舶、航空機等特殊な装備を必要とするとき）

（ｲ）連絡場所（又は連絡者）

2-4 災害派遣要請の依頼ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を、次に示す指定部隊等の長に対し直接通知することができる。この場合、知事に連絡がとれ次第、速やかにその旨の報告を行う。

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
陸上自衛隊出雲駐屯地 第 13 偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	電話　0853-21-1045 防災無線　7-526-5，7-526-6 FAX　7-526-1
海上自衛隊舞鶴基地 海上自衛隊舞鶴地方総監部	京都府舞鶴市余部下 1190	電話　0773-62-2250 FAX　0773-62-2255
航空自衛隊美保基地 第 3 輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町 2258	電話　0859-45-0211

2-5 派遣要請系統図

災害派遣にあたっての要請系統図は次のとおり。

図：災害派遣要請系統

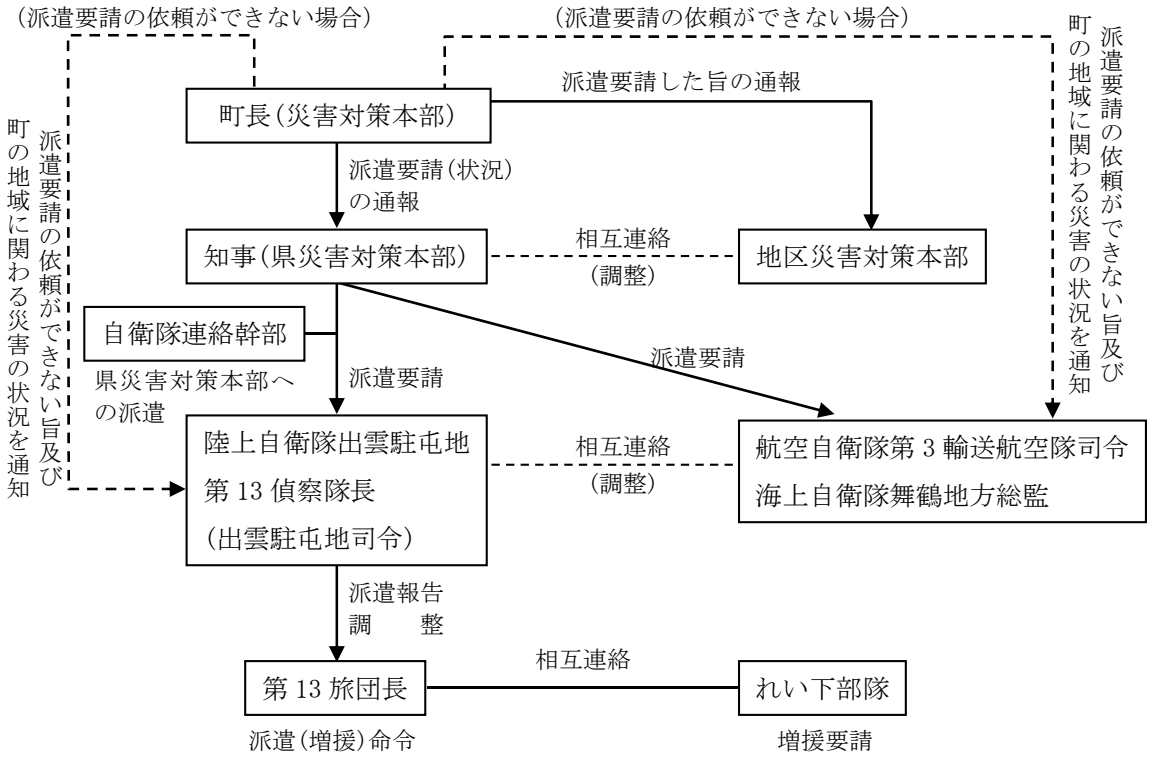

３ 自衛隊の災害派遣活動

自衛隊の災害派遣時に実施する救護活動の範囲は、通常次のとおりである。

項　　目	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	知事、町長等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害状況を把握する
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等を行う
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合は、被災者の応急医療、防疫、病虫防除等の支援を行う。薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動の必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する
その他	自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる

４ 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

◆担当部署【総務課、関係各課】

4-1 派遣部隊との連絡

派遣部隊の任務等については、直接派遣部隊に申し入れを行わず、県を通じて行う。

4-2 受け入れ準備

(1) 宿営施設

派遣部隊の宿営には、活動が必要な地区の学校、公民館等の公共建物を充てるものとし、水道、照明、寝具、炊事用具その他宿営に必要な設備を整える。

(2) 使用資器材等の準備

派遣部隊の作業に必要な資器材は、派遣部隊が携帯する次のものを除きすべて町において調達することを原則とするが、町において調達が不可能な場合は、県に要請し確保を図る。

① 部隊等装備資材
② 食料
③ 燃料
④ 衛生資材等

町または関係機関による調達が不能な場合において、派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として部隊撤収後に部隊へ返還又は代品弁償する。

また、使用資器材の準備については、事前に町の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して、所要の協議を行う。

(3) 交通規制

派遣部隊が町内で移動する場合は、浦郷警察署及び道路管理者と連携し必要な交通規制を行う。

(4) 誘導等

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各部は、被災地内における誘導並びに災害対策本部との連絡に当たるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

(5) 飛行機等による輸送

飛行機等による物資投下が決定したときは、直ちに職員を投下地点に派遣し、物資投下についての現地の指揮に当たる。また、緊急にヘリポートを設けた場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

(6) 応援作業

関係各部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関並びに地元関係者と協議をし、応援作業計画をたて派遣部隊と連絡をとり作業を実施する。

4-3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた町が負担する。また、本町以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して決定する。

① 必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する

4-4 ヘリコプターの離着陸にあたっての諸準備

ヘリコプターの離着陸場の適地として、平坦（勾配 4°～5°以下）な無障害地帯（基準(1)①）が必要である。また、積雪のある場合は無障害地帯（基準の倍）の除雪及び踏み固める等の準備をする。

(1) ヘリポートの設定

① 離着陸のための必要最小限の無障害地帯

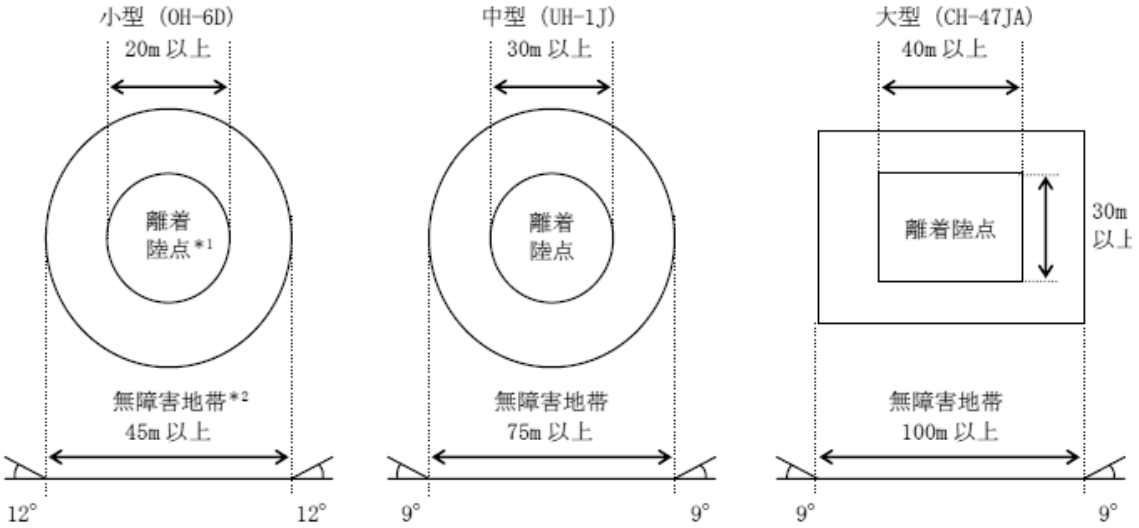

＊1 離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点をいう。
＊2 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域をいう。

② ヘリポートの標識等

(ｱ) 標識

災害時にヘリコプターを派遣して着陸するときは、町長は着陸地点に次の標識をする。

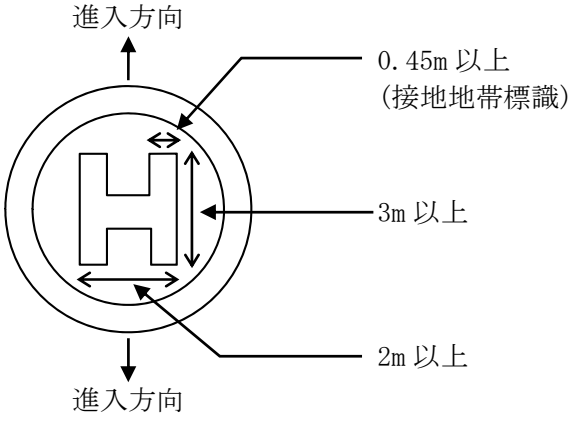

半径 2m 以上で石灰標示
積雪時は墨等で明瞭に標示

(ｲ) 吹き流し(風向指示器)

無障害地帯外に吹流し又は旗（細長い布）を設置（固定）し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。

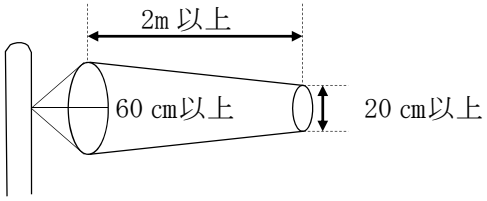

色は背景と反対色

大きさは基準であり
緊急の場合は異なってもよい。

③ 危険防止の留意事項

(ｱ) 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと

(ｲ) 着陸点付近に物品等を放置しないこと

(ｳ) 着陸場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること

(2) 飛行機（有翼機）による物料投下

天候、地形等により制限を受けるが次の要領により物料投下ができる。

① 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。

投下地点を中心として半径５km円内に、中心点を高度０として、約1.6kmの円周上に300m以上の山又は障害物、約３kmの円周上に400m、約５kmの円周上に500m以上の障害物がなく投下地点付近約300m以内に人家が存在しないことが必要である。

その他、巾300m以上の渓谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することとなる。

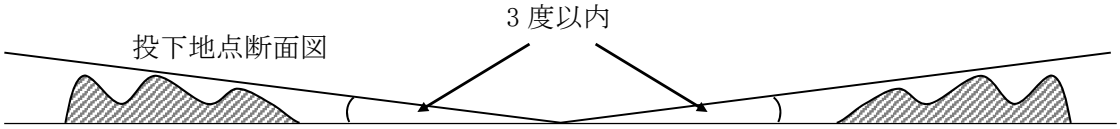

② 投下地点と標示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物約20枚程度を用意し、風上に対してＴ字型に並べる。このＴ字の左右100mの地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。

(3) 飛行経路

① 投下高度　　普通200～300mである

② 飛行経路

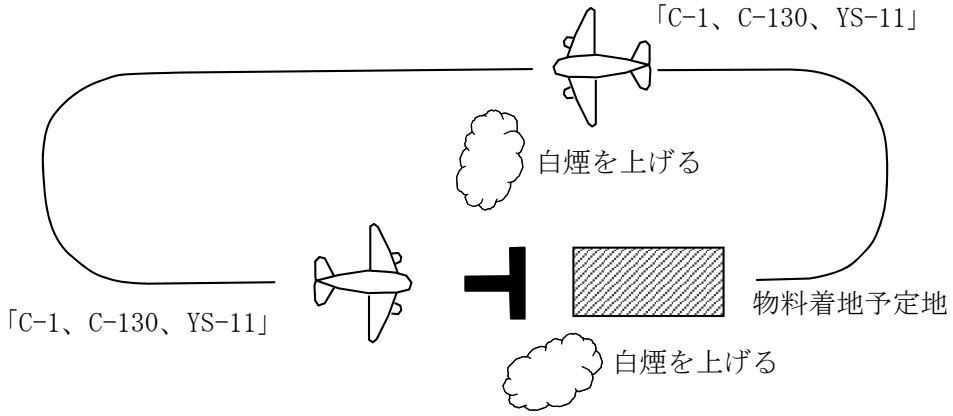

(4) 投下物資の梱包

(ｱ) 「Ｃ－1、Ｃ－130、ＹＳ－11」輸送機からの物料投下は落下傘をつけて行う。
輸送航空隊で使用する物料投下用落下傘の重量制限は、1 個約 10 kgから 1,000 kgまでの範囲である。

(ｲ) 梱包は、着地等の衝撃に耐えるようできるだけ丈夫にすることが必要である。
ただし、ヘリコプターの場合、状況によっては、容易なものでもよい。

(ｳ) ヘリコプターの輸送量は 400 kg程度であり、1 個の容積は 1 ㎥以内で 1 人で持てる程度に梱包する。

(ｴ) 落下傘で投下する物資は、必ずしも地上標識の位置に正確に着地せず、また着地速度も速いため、投下目標は人家等から離れていることが必要であり、地上の人員も上空に注意し危害防止に努めること。
なお、標準の投下地点以外の場所でも状況によっては投下可能の場合もあるため、事前に周囲の人家、障害物等の状況を部隊に連絡しておかなければならない。

(5) 落下傘の回収

物料投下に使用した落下傘は、後日回収して再使用するので、速やかに部隊に返送する。傘の洗濯は禁じられているため乾燥したのち付着した泥を布でぬぐい取っておく。

4-5 経費の負担

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として町長が負担するものとし、その概要は次のとおりとする。

① 派遣部隊が、救護活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
③ 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

第６節 海上保安庁への応援協力体制

１ 基本的な考え方

被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなった場合における海上保安庁への応援要請及びその受け入れ体制について定める。

２ 海上保安庁への救援協力要請

◆担当部署【総務課】

2-1 救援協力の要請

災害救援、応急･復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇･航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により県を通じて要請する。なお、文書を送付するいとまがない場合は、口頭又は電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行う。

① 要請者の氏名（職業、地位）
② 災害の概要及び救援活動を要請する理由
③ 救援活動を必要とする期間
④ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
⑤ 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

2-2 要請先

要請にあたっての連絡先は次のとおり。

機　関　名	所　在　地	電　　話
隠岐海上保安署	隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下 99 番地 2	08512-2-4999

2-3 救援活動の内容

① 被害状況の調査及び情報収集
② 避難指示、避難者の誘導
③ 陸上孤立者の救助
④ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
⑤ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

第７節 災害救助法の適用

１ 基本的な考え方

大規模災害に際して一定規模以上の被害が生じた場合に適用される災害救助法について、実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、迅速な応急的救助の実施に資する。

２ 災害救助法の実施機関

災害救助法適用後の救助事務は、知事が国からの法定受託事務として実施し、町長はそれを補助することとなっているが、救助の実施に関する権限の一部については、救助活動を迅速に行うために、知事から町長に委任されている（災害救助法第 13 条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条及び島根県災害救助法施行細則第 29 条）。町へ委任されている事項は次のとおり。

① 避難所の供与
② 応急仮設住宅入居者の決定
③ 炊き出しその他による食品の給与
④ 飲料水の供給
⑤ 被服･寝具･その他生活必需品の給与又は貸与
⑥ 被災者の救出
⑦ 被災した住宅の応急修理
⑧ 学用品の給与
⑨ 埋葬
⑩ 死体の捜索
⑪ 死体の処理
⑫ 障害物の除去

３ 災害救助法の適用基準

災害対策本部は、次の基準に基づき、災害救助法適用に該当するかどうかの判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合、災害救助法の適用手続を行う。

① 町内の住家滅失世帯数が、30 世帯以上であるとき（1 号基準）
② 県内の住家滅失世帯数が 1,000 世帯以上の場合で、かつ、町内の住家滅失世帯数が 15 世帯以上であるとき（2 号基準）
③ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（3 号前段基準）
④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（4 号基準）

4 被災世帯の算定基準

4-1 被災世帯の認定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。なお、床下浸水及び一部破損は換算しない。

4-2 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の判定にあたっての基準は次のとおり（内閣府政策統括官通知「災害の被害認定基準」による）。

被害区分	判　定　基　準
住家全壊 （全焼･全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。 1 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかのもの。 1 損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの
床上浸水	住家が床上浸水、土砂･竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

4-3 住家及び世帯の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

５ 災害救助法の適用手続き

◆担当部署【総務課、関係各課】

5-1 被害報告及び適用要請

町における災害が前記に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課：電話 0852-22-5885）に報告する。

６ 災害救助の実施方法等

◆担当部署【総務課、関係各課】

6-1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるため、町長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告を行う。

6-2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

6-3 救助の程度･方法及び期間

救助の種類	対　　象	期　　間	備　　考
応急仮設住宅の供給	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均１戸当たり29.7㎡であればよい 2 供与期間最高２年以内 3 県外からの輸送費は別枠とする 4 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上仮設便所設置費一切の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい

救助の種類	対　　象	期　　間	備　　考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与
助　　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1 期限内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自ら資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から1ケ月以内	

救助の種類	対　　象	期　　間	備　　考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は 1 ケ月以内、文房具及び通学用品は 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する
埋　　葬	1 災害の際、死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	1 自分では除去することができない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合	災害発生の日から 10 日以内	

（注）期間については、内閣総理大臣に協議し、同意を得たうえで期間延長することができる。

第８節 避難活動

１ 基本的な考え方

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを勧告*1 し又は指示*2 する等の措置をとる必要が生じる。

特に、町長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。

＊1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

＊2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

２ 要避難状況の早期把握･判断

◆担当部署【総務課】

2-1 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し、それ以外の者は家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始するための避難準備（要配慮者避難）情報を発令する。

町長は、避難措置実施の第１次責任者として、災害の危険のある場合に時機を失しないよう、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し又は指示する等の措置を行う。この場合、必要に応じて警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な避難措置を講ずる。

2-2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難

河川の出水による浸水等の被害が生じた場合、当該地域の住民が適切に避難できるよう、警報発表以降警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握のうえ、避難勧告･指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害からの避難

警戒活動により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域等、土砂災害の危険性の高い地域等の状況を把握し、地域の実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。この場合、降雨量等の情報を当該住民に広報し、避難のための準備について注意喚起を行う。

３ 避難勧告等の実施

◆担当部署【総務課、関係各課】

3-1 避難勧告･指示等の実施責任者及び時期

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告･指示等を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難勧告又は指示を行う。

避難勧告・指示等の実施責任者及びその時期については次のとおり。

表　避難準備（要配慮者、避難行動要支援者避難）情報の発令者及び時期

発令者	関係法令等	対象となる災害の内容（要件･時期）	対　象	内　　容	とるべき措置
町 長	防災基本計画 県及び町の地域防災計画 災害対策基本法	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	知事に報告 （窓口：防災危機管理課）

避難準備情報の指示系統図

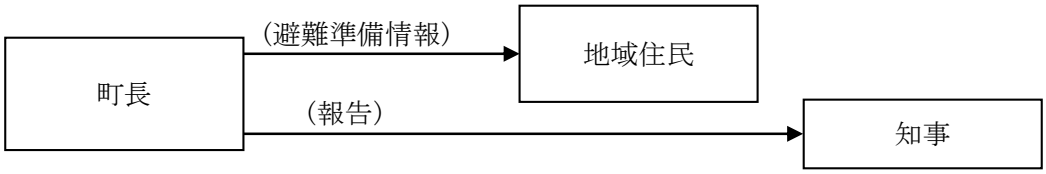

表　避難勧告･指示権者及び時期

指示*2 権者	勧告*1 権者	関係 法令等	対象となる災害の内容（要件･時期）	対　象	内　　容	とるべき措置
町長（委任を受けた吏員、消防団幹部又は消防職員）	町長（委任を受けた吏員、消防団幹部又は消防職員）	災対法第60条第1項､第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの勧告･指示 立ち退き先の指示 屋内での待避等安全確保措置の指示	知事に報告（窓口：防災危機管理課）
知事（委任を受けた吏員）		災対法第60条第6項	災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条第1項、第2項	全災害 町長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内での待避等安全確保措置の指示	町長に通知（町長は知事に報告）
		警察官職務執行法第4条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告､避難の措置（特に急を要する場合）	
海上保安官		災対法第61条第1項、第2項	全災害 町長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は町長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内での待避等安全確保措置の指示	町長に通知（町長は知事に報告）
自衛官		自衛隊法第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告､避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害･著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事（その命を受けた県職員）、水防管理者		水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害･洪水､津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

＊1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

＊2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

避難勧告・避難指示の指示系統図

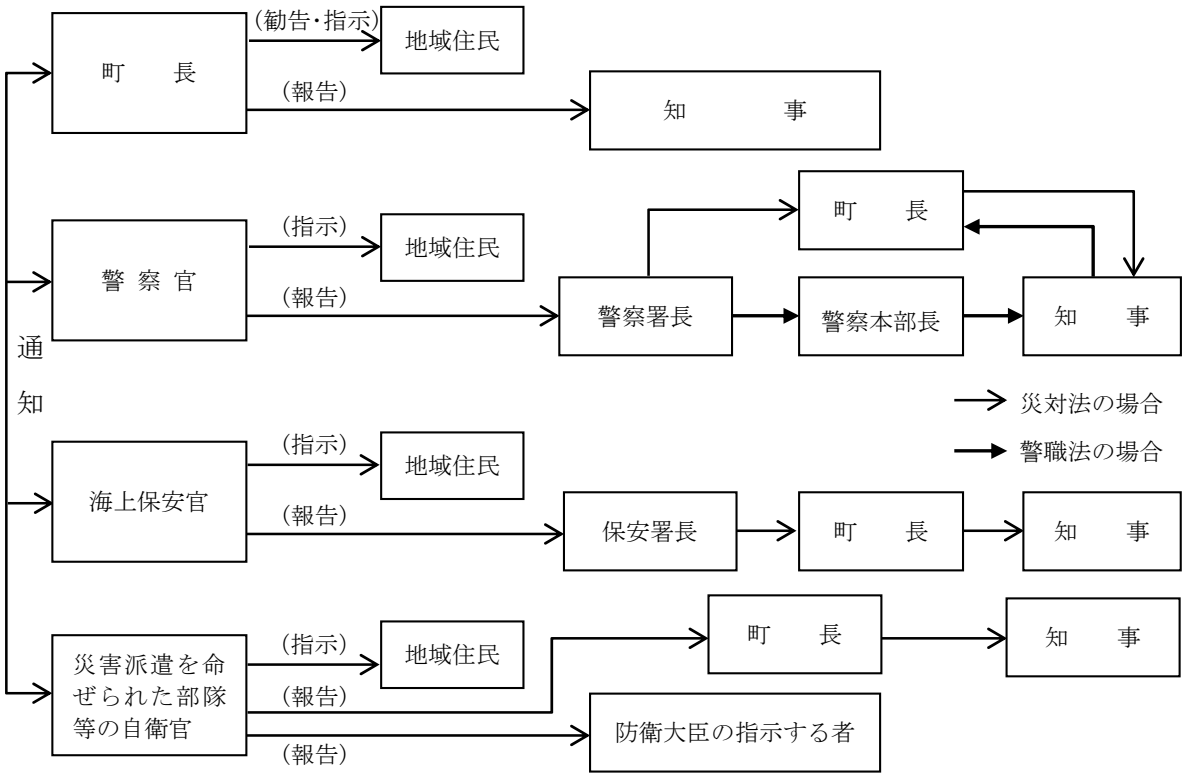

地すべり災害（洪水又は高潮災害）

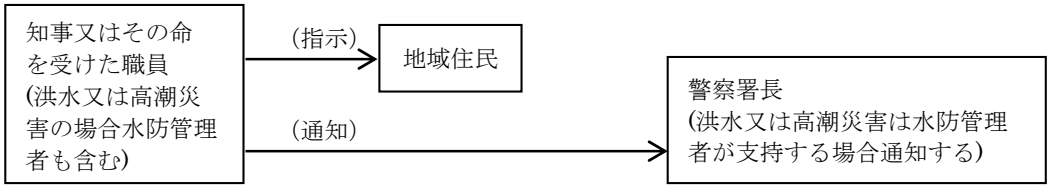

3-2 避避勧告･指示等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難勧告･指示等の基準と区分

避難準備情報（要配慮者避難情報）	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する
避難勧告（事前避難）	河川出水等による浸水、山･がけ崩れ、地すべり、出火･延焼等が予想される地域からの避難等、危険が事前に予想され早期避難が適当と判断される場合、事前に避難のための立ち退きを勧め又は促し、避難させる
避難指示（緊急避難）	山･がけ崩れ、土石流等の土砂災害の兆候を事前に把握したり、有毒ガス事故が発生する等、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強い。
屋内での待避等安全確保措置	避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる

(2) 相互の連絡協力

関係機関は、避難の必要があると予想されるとき、又は避難のための立ち退きの勧告、指示の措置をとった場合は、相互に通知･報告し、避難措置が迅速･的確に実施されるよう協力する。

3-3 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者･滞在者等に対し避難措置を実施する。避難勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知する。

① 避難すべき理由（危険の状況）
② 避難経路及び避難先
③ 避難後における財産保護の措置 ほか

(2) 避難対策の通報･報告

避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官･海上保安官等のほか、避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報し、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は隠岐地区災害対策本部）に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

3-4 診療所、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、来診者、入所者が要配慮者であることを考慮し、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、町は緊急避難体制及び連絡体制を強化する。

3-5 観光施設･フェリーターミナル等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

当該施設の管理者は、災害を想定し対策を立てるとともに町、近隣住民等と連携を図れる体制を整備する。

3-6 車両等の乗客の避難措置

公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施し、天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、町に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

3-7 学校･教育施設等における避難措置

学校、その他多数の者を収容する施設及び福祉施設管理者は、防災関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し、避難の万全に努める。

4 警戒区域の設定

◆担当部署【総務課】

4-1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づき、それぞれ実施する。

なお、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事に対し災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部の代行を要請する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。

警戒区域の設定権者は次のとおり。

区　　分	実　　施　　者
災害全般について	町長（災害対策基本法第 63 条第 1 項）
	警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
	海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
	自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）
火災について	消防吏員･消防団員（消防法第 28 条）
	警察官（消防法第 28 条）
水災について	水防団長･水防団員（水防法第 21 条）
	警察官（水防法第 21 条）
	消防吏員･消防団員（水防法第 21 条）
火災･水災以外について	消防吏員･消防団員（消防法第 36 条）
	警察官（消防法第 36 条）

4-2 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

(1) 実施にあたっての基準

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。

また、警察官若しくは海上保安官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。

さらに、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

4-3 避難所への受け入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がある場合は、町長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受け入れを行う。

５ 避難勧告･指示等の伝達

◆担当部署【総務課、関係各課】

5-1 避難勧告･指示等の伝達

町長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。

また、既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難勧告等の発令中の帰宅等の防止を図る。

5-2 関係機関への報告･情報提供

避難の勧告、指示を行った場合、島根県避難勧告等情報伝達連絡会において定めた「避難勧告等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。「避難勧告等情報伝達に関する申合せ」の様式等は資料編を参照。

5-3 要配慮者への配慮

要配慮者（高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、児童･乳幼児、妊産婦、外国人等）及び関連施設への伝達には特に配慮し、各種伝達手段･機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努める。土砂災害警戒情報の要配慮者が利用する施設への伝達は電話、ＦＡＸ等により行う。

６ 避難の誘導等

◆担当部署【総務課、関係各課】

6-1 避難誘導の実施

災害時に河川出水、土砂災害等が予想され、地域の避難の勧告･指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察機関、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

避難誘導体制の確立	・避難場所が比較的遠距離であり避難に危険が伴う場合等は、集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等から選ぶ）を定め、警察機関等の協力を得て自動車･船舶等を活用し、早急に集団避難できるようにする ・緊急を要する避難の実施にあたっては、警察機関等の協力を得て、誘導責任者･誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導にあたり､住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める
避難経路	・避難誘導に先立ち､災害の種類･危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知･徹底を図る ・災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける
避難順位	・避難誘導は原則として高齢者や障がい者等の要配慮者を優先し行う ・浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する
携帯品の制限	・携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする ・避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない
危険防止措置	・避難場所の開設にあたって、町長は、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する ・避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置や誘導員の配置を行う ・避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする
避難者の移送	・被災地域が広範囲にわたり､あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所の受け入れ可能人員を超えた場合には、県、警察機関及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する ・避難者の他地区への移送等について、必要と認める場合は、県に対し、関係機関への応援要請を行うよう協力を依頼する

6-2 自主避難の実施

災害発生の危険性を感じた場合や自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう、町民に対し呼びかけを行うよう努める。

自主避難の受け入れ	町民から避難所への自主避難の申し出があった場合、当該避難所の所管課は総務課と協議し、災害の状況（気象条件）、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受け入れを行う
携行品	避難所への自主避難に際しては、身の回り品、寝具、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する
自主防災組織、町内会及び自治会等の協力	避難所へ安全に避難できないと判断される場合は、自主防災組織、町内会･自治会等に対し移送を要請する

6-3 その他避難誘導にあたっての留意事項

避難誘導の実施にあたってのその他の留意事項は次のとおり。

避難行動要支援者の事前の避難誘導･移送	自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、近隣住民及び避難支援等関係者の協力を得る等により地域ぐるみで安全確保を図る。 状況によっては町が車両、船艇等を手配し、社会福祉施設又は福祉避難所等に事前に移送する措置をとる。
避難が遅れた者の救出等	避難の遅れた者を町において救出できない場合は、直ちに県又は関係機関に応援を要請し、救出と避難所への受け入れを図る
避難誘導時の安全確保	避難誘導や防災対応に当たる者の安全確保を前提としたうえで、避難行動要支援者等の避難支援等の緊急支援を行うよう努める

7 避難所の開設、運営

◆担当部署【総務課、関係各課】

7-1 避難所の開設

(1) 開設の方法

(ｱ) 避難所の開設は原則として町長が行うものとする

(ｲ) 避難所開設についてはマニュアルを作成し、マニュアルに基づいて行う

(ｳ) 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び避難所担当町職員が行う

(ｴ) 避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。また、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認したうえで管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館･ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(ｵ) 避難所を開設した場合は、その旨を速やかに広報するとともに、次項に留意し避難者の受け入れと保護を行う

(2) 避難者の受け入れと保護

① 避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

② 浦郷警察署等との連携

③ 既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携

④ 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

⑤ 避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化

⑥ 避難者名簿の作成

⑦ 要配慮者に対する配慮

民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を町に提供する。

7-2 避難所の運営

避難所を開設したときは、町は各避難所に必要に応じ、職員を派遣駐在させて、又は収容者内で責任者を選択し、避難所の管理と収容者の保護に当たる。

(1) 避難所の管理における配慮事項

町は、避難所の管理について、次の事項に配慮する。

① 避難所入所中の秩序保持

② 避難所生活者に対する災害情報の伝達

③ 避難生活者に対する応急対策実施状況の周知徹底

④ 避難生活者に対する各種相談業務

⑤ 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、女性についての配慮、要配慮者への配慮その他避難地等の整備に関する事項

7-3 避難が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難生活がおおむね一週間を超え長期化する見通しの場合、要配慮者や男女双方のニーズに配慮するなど、具体的には次の点に留意し運営を行う。

① 避難者の健康、生活全般に関する巡回相談の実施
② プライバシーの確保
③ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
④ 女性に対する暴力防止など安全性の確保
⑤ 救護所の設置
⑥ 仮設トイレの確保
⑦ 暑さ寒さ対策
⑧ 入浴、洗濯対策
⑨ 食品衛生対策
⑩ ごみ処理等の避難所の衛生対策
⑪ 家庭動物のためのスペースの確保
⑫ 感染症対策

7-4 避難所の閉鎖

災害の規模等に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

８ 避難所に滞在することができない被災者への対策

◆担当部署【総務課】

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

９ 広域一時滞在

◆担当部署【総務課】

災害の規模、被災者の避難･収容状況、避難の長期化等を鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要な場合、県内の他市町村に対しては当該市町村に直接協議し、県外の市町村に対しては県に対して当該都道府県との協議を求める。

第９節 消防活動

１ 基本的な考え方

消防団は、消防本部との連携の下に、住民、自主防災組織、町内会･自治会等と協力し、現有の消防力（装備･車両･水利等）の総力をあげ消防活動を行う。

２ 消防による消防活動

◆担当部署【総務課】

2-1 消防による消防活動

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては、119 番通報、参集職員の情報等により情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

町長は、災害の状況を把握し、応援要請等の手続きに遅れの無いようにする。

(3) 火災現場活動

消防団の指揮者は、人命の安全確保を最優先にして、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助･救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したとき	積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する
火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したとき	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する

(4) 救急･救助

消防署と連携をとり、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2-2 消防団による消火活動

消防団の活動決定に基づいて消火活動を行う。

(1) 出火防止

災害等の発生により、火災等の発生が予測された場合には、消防団員は居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス･電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を行う。

(2) 消火活動

単独又は消防本部と協力し、地域における消火活動と主要避難路確保のための消火活動を行い、損壊家屋や避難後の留守宅における、通電時の出火等の警戒活動も行う。

(3) 救急･救助

消防による活動を補佐し、要救助者の救助と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の勧告等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

2-3 町民の対策

出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等に努めるとともに、近隣の出火･延焼の拡大防止活動に協力する。

2-4 惨事ストレス対策

消防活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

第１０節 救急･救助活動

１ 基本的考え方

災害時には、広域的あるいは局地的に救急救助を必要とする多くの傷病者が出ると予想されるため、県及び関係機関と連携して初動体制を確立し、一刻も速い救急･救助活動を実施する。

２ 救急･救助活動の実施

◆担当部署【総務課】

2-1 町及び関係機関

(1) 実施責任者

被災者の救出は、町が奉仕労力によって車両、船艇その他必要な器具を借り上げて実施することを原則とするが、状況によっては医療、警察、隣接町村、県等関係機関に応援協力を求めて実施する。

(2) 対象者

被災者の救出は、災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者及び災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者に対して行う。

なお、救出は災害発生の原因、種別或いは被害とは関係なく必要に応じて実施する。

(ｱ) 火災の際に火中に取り残されたような場合
(ｲ) 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
(ｳ) 水害の際に流失家屋とともに流される、又は孤立した地点に取り残されたような場合
(ｴ) 山津波、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
(ｵ) 大規模な海難事故により多数遭難したような場合

(3) 救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、救出を要する状態が発生したときは、直ちに県等関係機関と連絡を密にし、速やかに救出作業を行う。

(4) 実施時間

災害救助法の適用の場合は、災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、状況により期間延長が必要な場合は、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受ける。

(5) 救急搬送

傷病者の救急搬送にあたっては、重症度に応じて振り分けを行い、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要するものを優先して搬送する。

また、搬送に際しては、消防、医療救護班及び県等の車両を活用するほか、重症患者等は必要に応じ県、自衛隊のヘリコプター等により行い、救護所等からの後方医療施設への移送

は、被災状況の推移を勘案して他機関と協力し行う。

(6) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

また、収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できる情報体制を確立し、救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

2-2 住民及び自主防災組織

自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力する。

2-3 惨事ストレス対策

救急･救助活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

第１１節 医療救護

１ 基本的な考え方

災害時には、救助･医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに、後方医療体制の確立を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」に準ずるほか、地域連携については、「隠岐島前地域災害医療対策会議」を通して連携した対応を図る。

２ 緊急医療の実施

◆担当部署【総務課、健康福祉課、海士診療所】

2-1 医療救護活動

災害時における医療救護は､町が第一次的に実施する｡町長は､災害の種類及び程度により、隠岐島前病院、海士診療所及び島前医師会等に医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行い、災害の程度により、町単独での対応が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

また、町長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

(1) 救護班の編成

救護班の編成は、おおむね 1 班につき医師 1 名、保健師、助産師又は看護師 4～5 名、事務担当者 1～2 名（運転手を含む。）とする。

(2) 救護所の設置

救護班は、被災者の収容所、その他適当な地点に応急救護所を設けることができる。

(3) 救護班、医療班

① 協力病院救護班

病　院　名	班数	１　班　の　編　成
隠岐病院	1	医師 1　看護師 4　事務員（兼運転手） 1　自動車 1

② 医師会協力救護班

班　名	班数	担　　当
島前医師会医療救護班	2	隠岐島前病院

医師会の協力救護班については資料編参照　　注）1 班の編成は協力病院救護班に準ずる。

③ 現地医療班

日本赤十字社海士町分区長は、町医療従事者の協力により現地医療班を編成する。

1 班の編成	医　師　1 名	看護師　2 名

〔資料〕独立行政法人国立病院機構本部中国四国ブロック事務所、日赤島根県支部、島根県医師会、県（医療対策課）

2-2 助産救護活動

町では対応が困難なため、町は県及び医療機関等との連携により後方医療機関へ搬送する。

2-3 緊急医療活動状況の記録

出動した医療（助産）救護班は、救助の実施状況及び取扱患者に関する次の事項を台帳に記載し備えるとともに、活動終了後に次頁に示す「出動報告書」を作成し提出する。

救助の実施状況等に関する事項	1 使用した医療用品の内訳（品名、数量、単価、金額、調整先その他） 2 救助の実施状況（患者数、傷病の内訳、その他）
取扱患者に関する事項	年月日、患者の住所･氏名･職業･年齢･性別･病名、遺体検案数等

３ 医薬品･医療用資器材等の調達

◆担当部署【総務課、海士診療所】

医療助産活動に必要な医薬品･医療用資器材等が不足する場合には、県（薬事衛生課）に対して災害救助に必要な医薬品･医療用資器材等の確保及び緊急輸送を要請する。

４ 傷病者等の搬送

◆担当部署【総務課、海士診療所】

4-1 傷病者等の搬送先医療機関の確保

傷病者の医療機関への搬送を必要とする場合は、隠岐島前病院を中心に行うこととするが、これが困難な場合はその他後方医療機関等の協力を求める。

4-2 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班は、医療救護又は助産救護を行った者について、重要度に応じた振り分けを行うトリアージタッグを活用し、後方医療機関に搬送する必要があるかを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

搬送にあたっては､町及び各医療機関等に配備してある救急車を使用する｡その他の車両、ヘリコプター及び船艇等の手配が必要な場合は、県及び関係機関に要請を行う。

(3) 傷病者の搬送

傷病の度合い等のあらかじめ定めた搬送順位に基づき、医療機関の受け入れ態勢を十分確認のうえ搬送する。

4-3 情報連絡体制の整備

医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報を確実に提供できるよう、災害時医療情報提供体制の充実を図る。

５ 医療救護活動状況の把握

◆担当部署【総務課、海士診療所】

5-1 被災地における医療ニーズの把握

避難所での医療ニーズ、医療機関･薬局の情報等を関係機関から得て、医療救護活動を迅速･的確に推進する。

5-2 医療救護活動の集約及び広報活動の実施

次の情報を集約のうえ、県を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に周知する。

① 医療機関の被災状況
② 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置状況
③ 現地での医薬品、人員等の確保状況
④ 移送が必要な入院患者の発生状況
⑤ 透析患者等への医療体制確立状況

６ 特別に配慮を要する患者への対応

◆担当部署【総務課、海士診療所】

6-1 透析患者への対応

町は、県と連携して近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制をとるようにする。

6-2 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設で救護する必要がある。

このため、町は県及び医療機関等との連携により後方医療機関へ搬送する。

第１２節 警備活動

１ 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、島根県警察本部が「島根県警察災害警備計画」に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出･救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

２ 災害警備措置への協力

◆担当部署【総務課】

警察機関が実施する以下の避難誘導措置等に対し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。

2-1 避難誘導

(1) 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

(ｱ) 高潮･浸水、火災等が広域にわたって予想される場合や、キャンプ地などで孤立が予想される場合などは、避難の指示を行う前であっても、町長と協議のうえ、避難するよう指導する。特に高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、妊産婦、児童･乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者に対し、早めの避難を指導する。

(ｲ) 避難対象地域が広範囲にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導を行う

(ｳ) 町内会、自治会、職場単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う

(ｴ) 医療機関、学校、その他多数人が利用する場所については、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。

(ｵ) 避難場所において、火災の発生や山（がけ）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、速やかに避難場所を変更する

(2) 避難誘導時の広報

避難誘導に当たっては、避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難場所、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

(3) 避難誘導時の安全確保

避難誘導に当たっては、避難誘導に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、避難行動要支援者等の避難支援などの緊急支援を行うものとする。

2-2 交通秩序の維持

本章第 13 節「交通確保、規制」を参照。

2-3 地域安全情報の提供

住民の要望、苦情等を収集･分析し、災害情報、生活関連情報等の必要な情報を広報紙等各種広報媒体を通じて広く住民に提供するとともに、流言飛語を防止する。

2-4 援助要請

災害警備上必要があるときは、自衛隊、警備業協会その他の関係機関･団体等に県災害対策本部を通じ又は直接支援要請等を行う。

2-5 惨事ストレス対策

警備活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第１３節 交通確保、規制

１ 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ること）し、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議のうえ、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開･応急復旧を行うものとする。

２ 交通規制の実施

◆担当部署【総務課、関係各課】

2-1 基本的事項

交通規制の実施者及び方法は、次のとおり。

<table>
<tr><th>実 施 者</th><th colspan="2">実　施　方　法</th></tr>
<tr><td>道路管理者</td><td colspan="2">道路、橋梁等の巡回調査を行い、危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに必要な規制を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公安委員会
警察機関</td><td>交通情報の収集</td><td>・航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する
・隣接県の警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う</td></tr>
<tr><td>交通安全のための規制</td><td>危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに、必要な規制を行う</td></tr>
<tr><td>緊急通行車両の通行確保のための規制</td><td>緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、一般車両の通行制限等の車両別交通規制、被災地の周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う</td></tr>
<tr><td>港湾管理者</td><td colspan="2">海上において災害応急対策の遂行、或いは、油、放射性物質等危険物の流失、航路障害、船舶火災等のため船舶の交通を規制する必要があるときは、海上保安官は港内においては禁止制限区域の設定又は交通整理や指導を行い、その他の海域においては、船舶の航行禁止、航路の変更等について指導を行う</td></tr>
</table>

2-2 交通規制にあたっての留意事項

交通規制の実施にあたっては、次の点に留意する。

(1) 町による交通規制の実施

調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に町道の交通規制を実施する。

(2) 警察機関との相互連絡

交通規制の実施にあたっては、浦郷警察署と密接な連絡をとり、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に連絡する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) 交通規制情報の提供

交通規制の実施にあたっては、国、県及び警察機関等に通知するとともに、次のとおり町民、道路利用者及び報道機関等に対し情報提供を行う。

① 町民･道路利用者への周知

町民及び道路利用者に対し、防災行政無線、インターネット等を通じて、交通規制情報の周知徹底を図る。

② 報道機関への伝達

交通規制による全面通行止めを実施する場合は、報道機関に対し緊急道路情報の提供を行う。なお、報道機関への情報提供は、全面通行止めを行う道路の管理者が行うことを原則とするが、複数の道路管理者にまたがる面的な規制の場合は、「災害時等における緊急道路情報の提供に関する確認事項」に基づき、県が情報を集約した上で情報提供を行う。

(4) う回路等の設定

緊急交通路及びう回路の指定にあたっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、浦郷警察署及び関係機関との緊密な連携をとったうえで実施する。

(5) 路上放置車両等に対する措置

町は路上放置車両等の効率的な排除のため、警察機関等との連携を密にし以下の活動が速やかに実施されるよう協力する。

① 警察官の措置命令等

警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。

② 自衛官・消防吏員の活動

自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定に基づき車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

(6) 規制の標識等

交通規制を行う場合は、法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。

災害対策基本法に基づく規制の標識の様式は次のとおり。

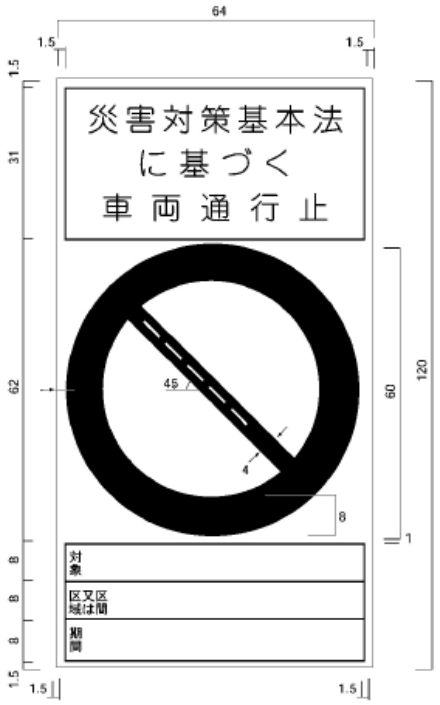

1 色彩は、文字、縁線及び区分を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする

2 縁線及び区分線の太さは 1 センチメートルとする

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする

4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる

(7) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する浦郷警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては県（隠岐支庁県土整備局島前事業部）又は道路交通情報センターに連絡する。

３ 緊急通行車両等の確認等

◆担当部署【総務課、関係各課】

3-1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を使用する場合は、県又は公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。

(2) 確認対象車両

確認対象の車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項による災害応急対策の実施責任機関（町及び関係する公共機関等）が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両である。

(3) 標章及び証明書の提示

申請を受けた県又は警察署が緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」)、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする

3-2 緊急通行車両の事前届出･確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化･効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

3-3 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会に、規制除外車両確認証明書の申請を行う。

(2) 確認対象車両

確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両である。

① 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
③ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
④ 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 標章及び証明書の提示

申請を受けた警察本部又は警察署が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

3-4 規制除外車両の事前届出･確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化･効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

４ 発見者等の通報と運転者に求める行動

◆担当部署【総務課】

4-1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者（県では県土整備事務所）に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

4-2 災害発生時において運転者のとるべき行動

① 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ｱ) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること

(ｲ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること

(ｳ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

② 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ｱ) 当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること

(ｲ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

(ｳ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない

５ 道路啓開

◆担当部署【総務課、環境整備課】

5-1 緊急に障害物を除去すべき道路の把握と優先順位の決定

(1) 情報収集等

緊急啓開*道路（「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路）に指定された路線について、障害物除去に関する情報収集･提供を行う。

＊ 啓開：土砂や災害廃棄物等を除去し、交通確保を図ること

(2) 障害物除去に関する優先順位の決定

障害物の除去が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し優先順位を決めて実施する。

5-2 道路障害物除去作業の実施

(1) 資機材等の確保

(ｱ) 保有する資機材及び応援協定等により、人員･資機材等を確保する

(ｲ) 人員･資機材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う

(2) 障害物除去作業

所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。なお、次の事項に留意し行う。

(ｱ) 道路啓開は原則として、指定緊急輸送道路を優先的に行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、優先障害物除去路線を決定する

(ｲ) 警察、自衛隊、消防機関等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う

(ｳ) 道路障害物除去に際しては、2 車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には 1 車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける

(ｴ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める

(ｵ) あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整したうえで、重複等のないように調達する

(ｶ) 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る

(ｷ) 道路障害物除去により発生する土砂･流木･災害廃棄物等の仮置場等について、関係機関との調整を行う

６ 港湾及び漁港啓開

◆担当部署【総務課、地産地商課】

6-1 緊急に障害物を除去すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定され、障害物の除去が必要な港湾及び漁港についての情報収集を行い、優先順位を決めて障害物除去作業を実施する。

6-2 港湾及び漁港障害物除去作業の実施

県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の障害物除去を的確かつ迅速に行う。また、障害物除去により発生した土砂、流木･災害廃棄物等の仮置場について、関係機関との調整を行う。

第１４節 緊急輸送

１ 基本的な考え方

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講ずる。

２ 緊急輸送の実施

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

2-1 実施責任者

輸送対象別の緊急輸送の実施責任者と、輸送にあたっての配慮事項は次のとおり。

輸　送　対　象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者	町長	1 人命の安全 2 被害の拡大防止 3 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資	災害応急対策を実施すべき機関の長	

2-2 対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、次の各段階において必要な対象を優先的に輸送する。

段　階	輸　送　対　象
第 1 段階 （警戒避難期）	1 救助･救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員･物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 輸送施設、輸送拠点の復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階 （事態安定期）	1 上記第 1 段階の続行 2 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階 （復旧期）	1 上記第 2 段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

３ 緊急輸送手段の確保

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

3-1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち町が確保可能なものから実施し、他の緊急輸送支援機関へ要請する必要がある場合は、その都度関係機関と調整のうえ要請する。

緊急輸送手段	確　保　順　位　・　方　法　等
自動車	1 応急対策実施機関所有の車両等 2 公共的団体の車両等 3 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 4 その他の自家用車両等 なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、島根県トラック協会及び貨物自動車運送事業者等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする
船舶等	次の場合において、それぞれの実施機関に直接要請する 1 道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合 2 島外にて物資･資材等を確保した場合、船舶により輸送することが適切な場合
航空機	県に輸送条件を明示して要請を行う

3-2 輸送条件

町長は、車両、船舶等の調達を必要とする場合、次の点を明示して要請する。

① 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
② 輸送を必要とする区間
③ 輸送の予定日時
④ その他必要な事項

3-3 費用の基準及び支払い

(ｱ) 輸送業者による輸送及び車両等の借り上げは、国土交通省の許可･届出を受けている料金による
(ｲ) 自家用車の借り上げについては、借り上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。
(ｳ) 輸送費あるいは借り上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する

3-4 緊急輸送のための燃料の確保

関係機関と連携し、災害時における燃料の調達･供給体制の整備を図る。

４ 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

4-1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路やう回路を選定し確保する。

島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路のうち、本町における主な指定道路は次のとおり。

区　　分	緊急輸送道路の内容	主な指定道路
第１次 緊急輸送道路	役場本庁舎及び救援物資等の備蓄･集積拠点となる広域的な防災拠点（運動公園等）と接続する道路	
第２次 緊急輸送道路	災害拠点病院等の医療機関、ライフライン施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄･集積拠点(漁港、フェリーターミナル等）の所在地と接続する道路	一般県道海士島線 町道宇受賀線 町道あいらんど１号線 新開１号線
第３次 緊急輸送道路	第１次、第２次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要な施設（県･国の関係庁舎、郵便局、ヘリポート、病床数の多い病院等）に接続する道路	

4-2 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の備蓄･集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を次のとおり確保する。

(1) 輸送拠点

町外から搬入される救援物資等を受け入れる輸送拠点は、次のとおりとする。

区分	地区名	施　設　名　称
陸上輸送拠点	海士	隠岐開発総合センター （救援物資等の集積地・備蓄拠点）
海上輸送拠点	福井	諏訪港
	町外	七類港
	町外	境港
航空輸送拠点		海士町ヘリポート　（専用ヘリポート）

4-3 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送の実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、緊急物資等の備蓄･集積拠点等について、県と協議し報道機関等を通じる等により関係機関及び住民等へ周知する。

第１５節 水防対策

１ 基本的な考え方

町内には未改修の河川等が存在し、これらの地域では、風水害時において、堤防の決壊等の被害が発生するおそれがあるため、水防計画により水防体制を確立し、活動を実施する。

また、過去の災害等の事例、自然条件及び水防施設状況を基に、重点的に水防活動を実施すべき地域をあらかじめ調査検討し、事前配備体制等を充実しておく。

２ 水防体制の確立

◆担当部署【総務課、環境整備課】

河川施設及び海岸施設に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を、確立する。組織図は次のとおり。

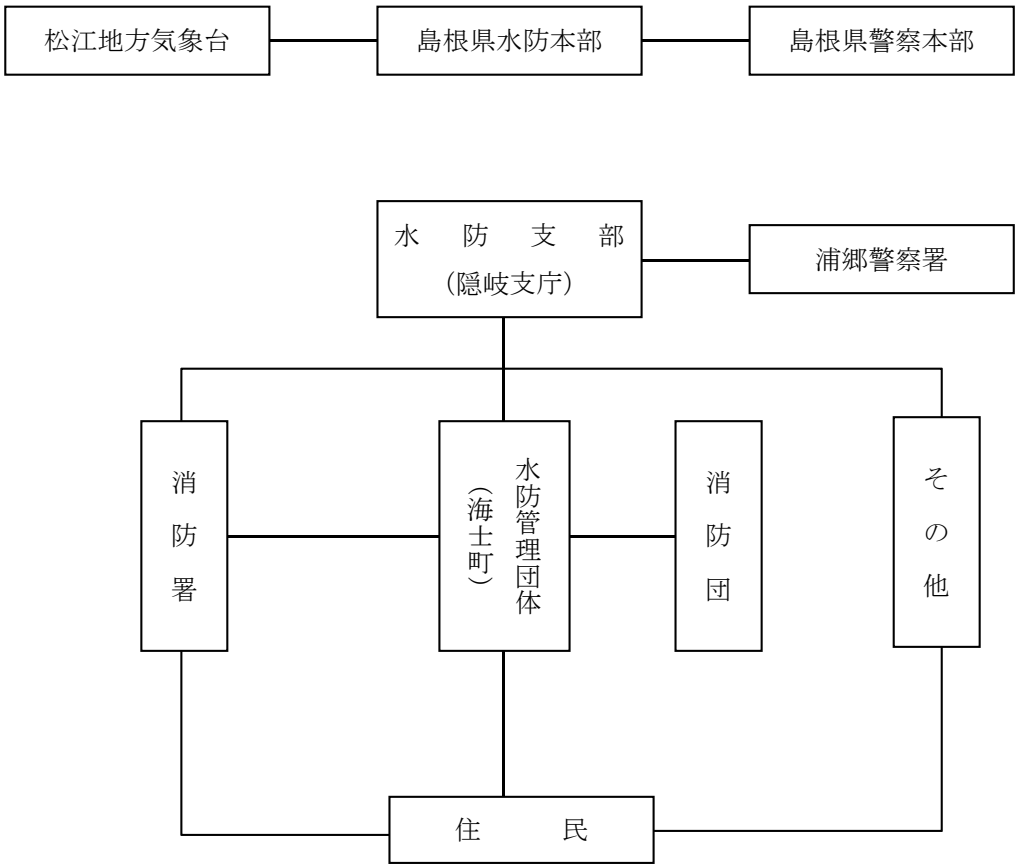

３ 河川出水･浸水及び高潮被害等の拡大防止

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

3-1 水防情報の受信･伝達

気象注意報･警報、洪水予報、台風情報及び各種水防警報を受信･伝達するほか、水防情報システム等により得られた雨量･河川水位等の諸観測値を県総合防災情報システムのほか、インターネット（県ホームページ)、携帯電話（国土交通省川の防災情報）等により監視する。

また、警戒区域、危険な個所及び二次災害につながるおそれのある河川施設、堤防、海岸護岸施設等の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

特に集中豪雨等による急激な出水、増水及び避難対策の実施に時間的余裕のある台風時の高潮発生等に迅速に対処するとともに、的確な情報収集･伝達に努め、町内の浸水被害箇所等、災害情報を地域から得ることができるよう、地域と連携を図る。

3-2 施設災害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、次の被害拡大防止措置を講ずる。

	河川･ため池等	海岸護岸施設
浸水防止	被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講ずる	被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講ずる
取水防止措置	河川堤防の損壊･亀裂等の被害実態に応じた出水防止措置を講ずる	海岸護岸の損壊･亀裂等の被害実態に応じた出水防止措置を講ずる
早期復旧	放置すれば、二次災害のおそれのある河川施設については、関係業者等を手配する等により早期に応急復旧措置を講ずる	放置すれば、二次災害のおそれのある海岸護岸施設については、関係業者等を手配する等により早期に応急復旧措置を講ずる
その他の水防活動の実施	1 出勤･監視･警戒･及び水防作業 2 通信連絡及び輸送 3 避難のための立ち退き指示 4 水防報告と水防記録、ほか	1 出勤･監視･警戒･及び水防作業 2 通信連絡及び輸送 3 避難のための立ち退き指示 4 水防報告と水防記録、ほか

第１６節 土砂災害対策

１ 基本的な考え方

風水害時において土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握するとともに必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視･警戒活動を行う。

２ 土砂災害防止体制の確立

◆担当部署【総務課、環境整備課】

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

３ 危険箇所周辺の警戒監視･通報

◆担当部署【総務課、環境整備課】

災害発生前、地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化し、土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努める。

土砂災害発生後は、特に二次災害の発生に対処するため、県と協力して降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

４ 土砂災害等による被害の拡大防止

◆担当部署【総務課、環境整備課】

4-1 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者及び消防･警察と連携を図り、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

4-2 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示･伝達

土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の指定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

必要に応じ、アドバイザー制度*1の活用や砂防ボランティア*2派遣等の要請を行う。

＊1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

＊2 砂防ボランティア：平成 8 年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。急傾斜地崩壊や地すべり等砂防の専門知識を活用し、危険箇所を点検した結果を警戒避難活動に役立てるもの。斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

第１７節 ライフライン施設等の応急復旧

１ 基本的な考え方

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、港湾･漁港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、応急及び復旧のための対策を迅速に実施する。

２ 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【総務課】

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、町、県、各ライフライン施設管理者等の関係各機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

３ 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課、関係各課】

ライフライン施設災害が発生した場合、町、県、各ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

４ 電気施設対策

◆担当部署【総務課、中国電力（株）】

災害発生により電気施設に被害があった場合、管理者である中国電力は、速やかに被害状況の情報収集・把握を行い、応急復旧対策措置を講じ施設の機能維持を図る。

復旧にあたっては被害状況により、応急送電･仮復旧の 2 体系に区分し、重要施設(診療所、避難所、災害対策本部等)及び被災者への生活電力の早期供給を実施する。

4-1 応急復旧

中国電力は、自社の定める災害対策マニュアルに基づき応急復旧体制をとるものとし「島根県地域防災計画」の定めるところにより町及び関係機関と連携を図り応急復旧を実施する。

4-2 拡大防止のための広報

(ｱ) 停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う

(ｲ) 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、町民に注意事項を広報する

(ｳ) 広報にあたっては、テレビ･ラジオ･新聞等の報道機関やインターネットを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する

5 ガス施設対策

◆担当部署【総務課、島根県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者】

県ＬＰガス協会及び県と協力し、ＬＰガス販売業者に対し次の事項を指導するとともに、ＬＰガス施設の応急復旧体制確立のための必要な措置を講ずる。

5-1 応急復旧

(1) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講ずる。

(2) 二次災害の防止

① 危険箇所（損壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示

② 洪水等による流出容器の被害状況確認の指示

③ 臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用されるＬＰガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導

(3) ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始

ＬＰガス販売業者は、ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。復旧は医療機関、避難場所等を優先して行う。

(4) 動員･応援体制

(ｱ) ＬＰガス設備の被害を覚知した場合、ＬＰガス事業者は地域の県ＬＰガス協会支部長に通報し、緊急措置を行う体制を整える

(ｲ) 県ＬＰガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対する支援要請の連絡体制を確立する

(ｳ) ＬＰガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を町、消防、警察機関及び県（防災危機管理）等の関係機関に通報する体制を確立する

(5) 電話相談窓口の開設（臨時）

県ＬＰガス協会は、避難場所等での応急的なＬＰガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

６ 上水道対策

◆担当部署【環境整備課】

被災した水道施設については、環境整備課及び関係事業者が速やかに施設の応急復旧を行い、施設が全般的に損傷を受け早期復旧が困難なため、給水が維持できない場合において緊急を要すると認めるときは、町長は県知事に給水の緊急応援を要請する。

6-1 応急復旧

(1) 応急復旧活動

町は、住民の生活用水確保を目途に的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画を策定し、速やかに復旧作業を進める。

(2) 資機材の確保

手持資機材により応急措置を行うが、資材不足の場合は最寄りの水道事業者から緊急輸送を受けて損傷個所の応急復旧を行う。

6-2 拡大防止

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データーを収集整理し、二次災害の防止措置を講ずる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

（応急給水対策は同章第 20 節　4 飲料水等の供給を参照）

７ 下水道対策

◆担当部署【環境整備課】

7-1 応急復旧

(1) 管路の損傷による路面の被害

交通の停止･通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と協力して応急復旧を行う。

(2) マンホール等からのいっ水

排水路等との連絡管梁、複数配管している場合、他の下水道管等を利用して緊急排水する。又は可搬式ポンプを利用して他の下水道管梁･排水路等へ緊急排水する。

7-2 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査･点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講ずる。

８ 電気通信施設対策

◆担当部署【総務課、西日本電信電話（株）島根支店】

ＮＴＴグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

8-1 応急措置と応急復旧

(1) 応急措置

① 重要通信の確保

(ｱ) 通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(ｲ) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておくものとする。

② 非常通信の確保

非常通話･緊急通話『１０２』扱い

③ 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等に特設公衆電話の設置に努める。

(ｱ) 臨時電話の設置

④ 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(2) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

① 災害対策用機器の活用

② 災害用伝言ダイヤル『１７１』の運用

③ 広報活動（拡大防止対策）

④ 広報車による広報活動を行なう

(ｱ) 被災地域と被災状況

(ｲ) 復旧のための措置と復旧見込み時期

⑤ 必要に応じてテレビ･ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする

９ 交通施設の応急対策

本章 13 節「交通確保」を参照のこと。

１０ 災害広報等の実施

◆担当部署【総務課、関係各課】

災害が発生した場合に町は、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど現有の広報手段を駆使するとともに、県、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

10-1 情報発信活動

(1) 各種情報の収集・整理

町は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(2) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町、県、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

10-2 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第１８節 要配慮者の安全確保

１ 基本的な考え方

災害時においては、高齢者、病弱者（難病患者を含む。）、障がい者、児童･乳幼児、妊産婦、観光客･旅行者、外国人等のいわゆる「要配慮者」は、行動等に制約があり、迅速･的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

２ 安否確認体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

要配慮者を災害から保護するため、町は避難について特に支援が必要な避難行動要支援者の名簿をあらかじめ作成し、要配慮者支援機関において情報を把握･共有し安否確認方法･支援対策を検討する。避難行動要支援者名簿の整備にあたっては海士町個人情報保護条例に基づく厳正な管理を行い、協定の締結や誓約書の提出等を活用するなど管理体制を確保し情報漏えいの防止に努める。要配慮者支援機関は、町職員、社会福祉協議会職員、ケアマネージャー等の福祉関係職員、民生児童委員、警察、消防署、消防団等とし、上記の管理体制の下に連携し情報提供･共有を行い、安否確認体制の整備に努める。

３ 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

3-1 町が実施する要配慮者対策

(1) 要配慮者への措置

町において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

(ｱ) 地域住民等と協力して避難所へ移送する
(ｲ) 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う
(ｳ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う

(2) 福祉サービスの提供

要配慮者に対するホームヘルパーや手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、発災後１週間を目途に組織的･継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3 日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

3-2 県への支援要請等

必要に応じて、県への支援要請を行う。

４ 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

避難所や在宅の一般の要配慮者に加え、次の点に留意して必要な対策を実施する。

4-1 町が実施する支援活動

(ｱ) 避難行動要支援者名簿等により、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う

(ｲ) 掲示板、広報紙、インターネット等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う

(ｳ) 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所への移動又は施設への緊急入所等必要な措置を講ずる

(ｴ) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館･ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める

(ｵ) 関係業界･団体･施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る

(ｶ) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る

4-2 県への支援要請等

必要に応じて、県への支援要請を行う。

５ 児童･ひとり親家庭等に係る対策

◆担当部署【総務課、健康福祉課、教育委員会】

5-1 要保護児童の援護

町は次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(ｱ) 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じて町へ通報がなされるような体制を確立する

(ｲ) 住民基本台帳による犠牲者の確認及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う

(ｳ) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する

(ｴ) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合は、親族による受け入れの可能性を探るとともに、県（児童相談所）へ連絡し、児童福祉施設への措置や里親への委託等の保護を要請する

5-2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

5-3 ひとり親家庭等の支援

(ｱ) 町は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う

(ｲ) 県及び関係機関と協力し、状況に応じ、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す

６ 観光客に係る対策

◆担当部署【総務課、交流促進課】

旅館･民宿等の観光施設管理者は、的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動を行う。

7 社会福祉施設等に係る対策

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

7-1 入所者･利用者の安全確保

(ｱ) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者･利用者の安全を確保する

(ｲ) 町は、個々の入所者･利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先を確保し、施設入所者の誘導を援助するとともに、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる

(ｳ) 保育園等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行ったうえで児童を引き渡す

7-2 支援活動の内容

(ｱ) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるように優先的な対応を各事業者へ要請する

(ｲ) ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している食料、飲料水、生活必需品等を入所者に配布する等の対応をとる。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、町及び県が当該物資等を提供する等必要な措置を講ずる。

(ｳ) ボランティア、近隣住民等へ情報提供等を実施し、人員を確保する

7-3 県への支援要請等

必要に応じて、県への支援要請を行う。

第１９節 孤立地区対策

１ 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

２ 孤立実態の把握

◆担当部署【総務課】

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、防災行政無線、アマチュア無線等の通信手段のほか、職員の派遣、消防団等の人力による等あらゆる方法により、被害状況の把握及び情報伝達を行う。

また必要に応じ、県の出動させる防災ヘリコプターから孤立地区のヘリテレ映像の提供を受ける。

３ 物資供給、救助の実施

◆担当部署【総務課】

3-1 救助の実施

人命の救助を最優先し、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用する等、迅速な救急及び救助活動を実施する。

3-2 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、漁船による海上運送、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

3-3 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

４ 道路の応急対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

道路の被災情報を速やかに収集し、関係機関で共有するとともに、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ障害物の除去や復旧作業を行う被災箇所への迅速な対応を行う。

第２０節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

１ 基本的な考え方

県及び防災関係機関等と連携し、災害時に不足する食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行う。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握及び備蓄物資等の供給体制を確立する。

２ 救援物資の管理体制

◆担当部署【総務課】

2-1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（総務課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各課の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、総務課は救援物資の管理、確保等をする。

2-2 救援物資の供給体制

(1) 救援物資の供給体制

大規模災害時には、備蓄している食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災した町民に効果的に供給を行う。

(2) 災害時の物資の供給方法

総務課は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に町の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。

また、救援物資は一元管理体制のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、関係各課は災害対策本部との情報連絡を密にし、互いに連携して行う。

３ 食料の確保及び供給

◆担当部署【総務課、交流促進課、地産地商課】

3-1 食料の調達

(1) 米穀の調達

(ｱ) 町の備蓄食料のみでは十分な食料の供給ができない場合は、県から災害時における広域的な見地による県の備蓄食料により、備蓄食料の補完を受ける。食料の確保が必要であると認めた場合には、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を行うよう、県に対し要請する。

(ｲ) 米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に対し、政府所有米殻の売渡しを行うよう、県に対し要請する

(ｳ) 災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米殻の直接売渡しを受けることができるので、県に対し他県からの応援及び、政府所有米殻の直接購入による米穀の供給を要請する

(2) その他の食品等の調達

町は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、町は、町において確保が困難な必要な品目については、県に供給を要請する。

図：食料の確保及び供給系統

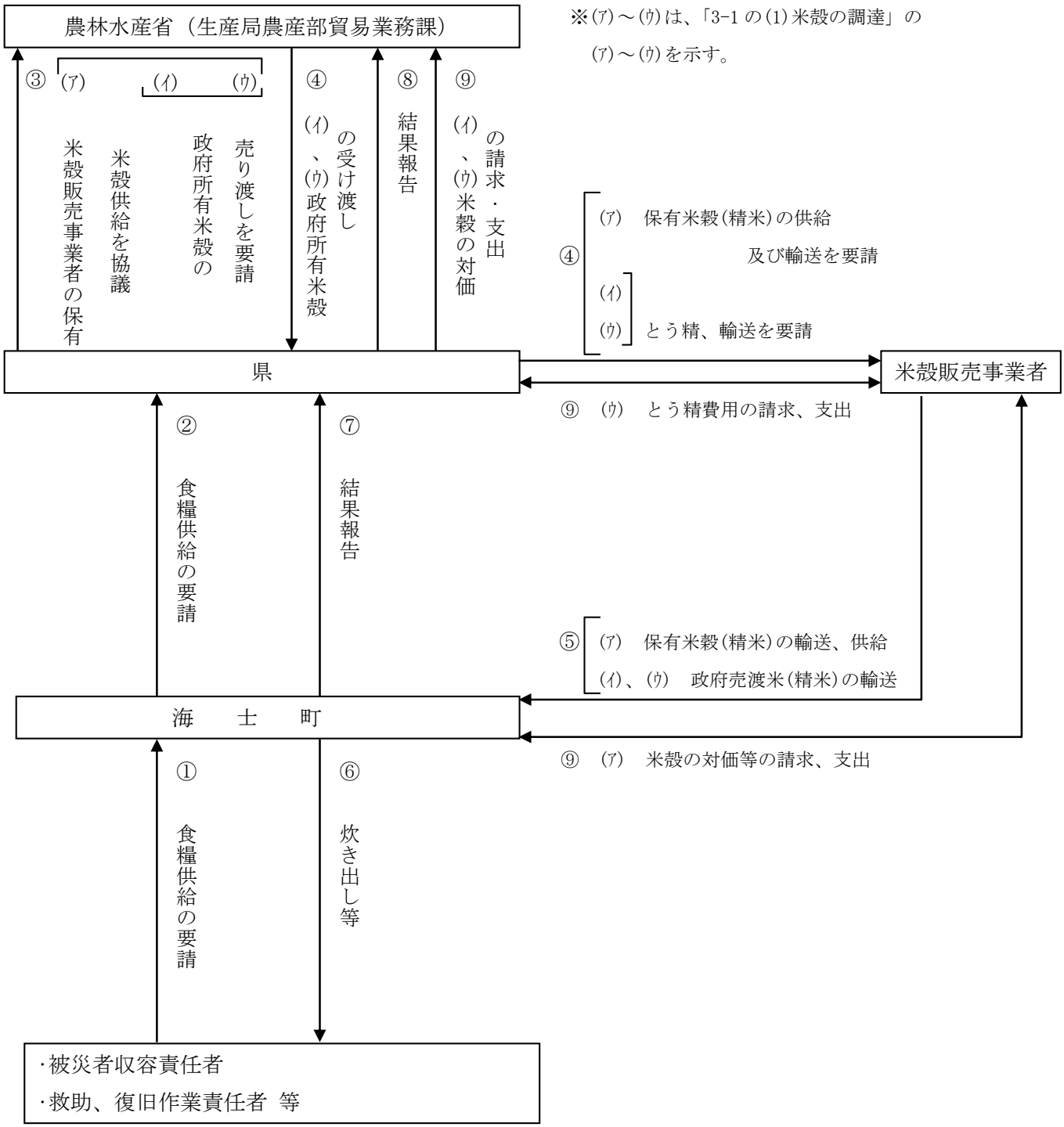

3-2 食料の供給

(1) 供給対象者

食料供給の対象者は次のとおり。

① 避難所に避難した者

② 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者

③ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者

④ 被災地において、救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない）

(2) 食料供給の手段･方法

食料供給の手段及び方法は次のとおり。

(ｱ) 被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する実施場所（避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う

(ｲ) 被災者に対する食料の配分にあたっては、次の事項に留意する

- 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- 住民への事前周知等による公平な配分
- 要配慮者への優先配分
- 食料の衛生管理体制の確保

(ｳ) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、町及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（調理の不要なもの）を支給する

(ｴ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする

(ｵ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して行う

(ｶ) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存学校給食施設の活用又は仮設給食施設の設置により、自ら又は委託して行う

(ｷ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、自衛隊の災害派遣、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る

(ｸ) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料を調達し、供給する

(ｹ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保･供給する

(ｺ) 甚大な被害により、町において炊き出し等の実施が困難と認められるときには、県に対し炊き出し等についての協力を要請する

(ｻ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する

(3) 給食基準

① 配食基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として島根県災害救助法施行細則に定めるところによる。

② 町の対応

あらかじめ定めた給食の順位、範囲、献立及び炊き出し方法等に基づき、食品等の給与を行う。なお、一人あたりの供給数量については次の基準を参考にする。

品　目	基　　準		
米穀等	被災者（炊き出し）	1 食あたり	精米換算 200 g 以内
	応急供給	1 人 1 日あたり	精米 400 g 以内
	災害救助従事者	1 食あたり	精米換算 300 g 以内
乾パン		1 食あたり	1 包（115 g 入）
食パン		1 食あたり	185 g 以内
粉ミルク	乳幼児	1 日あたり	200 g 以内

3-3 食料の輸送

(1) 県及び町による輸送

(ｱ) 広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、町の集積地等への輸送は県が行う

(ｲ) 県が調達した食料について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う

(ｳ) 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から町の集積地への搬送が困難な場合、県は町と協議のうえ適切な場所を定め卸売業者に輸送依頼し、又は町長に対し引き取りを指示する

(ｴ) 町が調達した食料について、町の集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町が行う

(ｵ) 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点及び輸送･集積拠点において引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、自衛隊による被災地までの輸送を知事に対し要請する。

(3) 輸送手段等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、県防災ヘリコプター及び船舶等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

輸送拠点、備蓄･集積拠点の中から、適切な場所を食料の集積地及び集配拠点として選定するとともに、選定した集積地を速やかに県に報告し、集積にあたっては、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

4 飲料水等の供給

◆担当部署【総務課、環境整備課】

4-1 給水の実施

(1) 情報の収集

次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

① 被災者や避難所の状況
② 医療機関、社会福祉施設等の状況
③ 給水状況
④ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

給水活動の実施にあたっては、次の点に留意する。

給水の対象	災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする
給水方法の選択	1 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ水器により浄化して供給する 2 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源から容器により運搬供給する 3 飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときは、浄化剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する
水質の確認	被害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

給水場所、給水方法、給水時間等について利用可能な広報手段を用いてきめ細かく住民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、発生後３日間程度を限度として１人１日 3ℓ(生命維持水量)の供給を目標とするが、復旧の状況に応じ給水量を増減する。

(5) 要員の確保

応急給水活動は広範囲にわたる場合があるため、迅速に要員を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を密にする。

(6) 応援要請

激甚災害等のため町単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足する等により給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

臨時の活動班を編成する等により、迅速･的確な対応を図る。

4-2 給水の方法

(1) 容器等での運搬給水

避難所への応急給水は、原則として環境整備課が容器等により行う。その他の医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等により行う。

(2) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

(3) ペットボトル等による応急給水

必要に応じ、備蓄用ペットボトルの活用や、製造業者への提供要請等により応急給水を行う。

4-3 生活用水の確保･供給

(1) 町による確保

環境整備課は、水道水の安定供給に努める。また、環境整備課及び関係各課は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水等の活用による生活用水を確保する。

(2) 町民による確保

町民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水を確保する。

4-4 災害救助法が適用された場合の措置

災害のために現に飲料水を得ることができない者を対象に、町が実施する。

支出できる費用は、水の購入費、資器材の借上費、修繕費、燃料費、薬品及び資材費とし、期間は災害発生の日から７日以内とする。

５ 生活必需品等の確保及び供給

◆担当部署【総務課、健康福祉課、交流促進課】

5-1 生活必需品の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、日本赤十字社島根県支部等と協力し、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により供給する。

(ｱ) 災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする

・被災者や避難所の状況

・医療機関、社会福祉施設の被災状況

(ｲ) 生活必需品等の給（貸）与のための備蓄･調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する

(ｳ) 町単独での対応が困難な場合には、隣接市町村又は県に対し応援を要請する

5-2 生活必需品等の給与

(1) 配布基準（対象者）

原則として、島根県災害救助法施行細則の定めるところによる。

(2) 配布品目

生活必需品として認められる品目は次のとおり。

① 被服、寝具及び身のまわり品

② 炊事用具及び食器

③ 光熱材料

④ 日用品

(3) 給与又は貸与の方法

(ｱ) 冬期、夏期それぞれについて、世帯の構成員別の被害状況に応じ配分計画を作成し、給与又は貸与する

(ｲ) 生活必需品を自力で受けとることが困難な者への支援を行う場合、被災者が多数発生した場合等においては、ボランティア等との連携を図り、配布要員を確保する

(ｳ) 激甚災害等のため町だけで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する

(ｴ) 救助物資とその他の義援物資とは、明確に区分する

(4) 給与又は貸与のための費用

給与又は貸与のため支出できる費用は、島根県災害救助法施行細則の定める金額の範囲内とする。

(5) 経費の負担区分

給与又は貸与のため必要な経費の負担は町長が行う。ただし、災害救助法の適用を受けた場合の経費（限度額内）の負担は知事が行う。

(6) 給与又は貸与の期間

災害救助法の適用時においては、物資が最終的に被災者の手に渡るまでの期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、知事の承認を受けて期間を延長する。

5-3 生活必需品等の輸送

本節「3 食料の確保及び供給　3-3 食料の輸送」に記載する方法に準じ、実施する。

第２１節 災害ボランティアの受け入れ、支援

１ 基本的な考え方

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、町及び県は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携して、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

２ ボランティアの受け入れ、支援

◆担当部署【総務課、健康福祉課、教育委員会】

2-1 災害救援ボランティアセンターの開設

町、町社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「海士町災害ボランティアセンター」という。）を設ける。なお、町及び社会福祉協議会等において別途マニュアルを作成して実施する。

① 災害及び被災状況の情報収集
② ボランティアニーズの把握
③ ボランティアの受付、登録
④ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
⑤ ボランティアの派遣･撤収の指示
⑥ ボランティア活動の企画･開発
⑦ ボランティア活動の記録
⑧ 災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
⑨ 災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
⑩ 関係機関との連絡調整 など

2-2 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、周辺地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関と連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

３ 海外からの応援の受け入れ

◆担当部署【総務課、健康福祉課、交流促進課】

海外からの救援隊の派遣にあたり、県の実施する対応に町は協力する。

第２２節 文教対策

１ 基本的な考え方

学校、保育園において、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施する。また、学校及び文化財の管理者等は、防災計画･応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、早期復旧に備える。

２ 初動対応

◆担当部署【教育委員会】

2-1 児童等の在校時に災害が発生した場合

児童等及び教職員の安全対策（二次避難の指示、人員確認等の初期対応）を迅速かつ的確に行う。

なお、初期対応が終了した後には、施設の被害拡大を防止するための応急対策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行う。

2-2 休校日及び夜間等、児童等の不在時に災害が発生した場合

施設の被害状況の迅速な把握と、被害拡大防止のための応急措置をとる。

なお、応急措置の後には、校外の児童等及び教職員の安否確認、教育委員会との連携等の対応を実施する。

３ 応急対策の実施

◆担当部署【健康福祉課、教育委員会】

所管する学校等と連絡をとり、気象情報、通学路の状況及び公共交通機関の運行状況を基に、臨時休校･下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校への避難指示及び関係機関への支援要請を行う。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り、以下の応急対策を講ずる。

応　急　対　策	1 校長は状況に応じ、児童等に対し緊急避難等を指示する。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めおくものによる。なお、教育委員会への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。 2 園長は状況に応じ、児童等に対し緊急避難等を指示する。園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めおくものによる。なお、健康福祉課への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。 3 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止する等の措置をとり、二次災害の防止に努める 4 被災状況に応じ、校長は教育委員会と、園長は健康福祉課とそれぞれ連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる 5 学校に避難所が開設される場合には、総務課が運営に当たる

４ 応急教育の実施

◆担当部署【総務課、教育委員会】

4-1 学校における被害状況の把握

校長･園長の指揮の下、関係各課は相互に連携して、校舎等の被害状況、二次的災害の誘発危険性の有無、教育の継続可能性、教育用備品の損害程度等を早急に把握し、隠岐教育事務所及び総務課が報告を行う。

校長･園長は、把握した被害状況に関し、応急教育の実施又は避難者の受け入れにあたり早期に対策を講じなければならないものと、時間を置いても支障のないものとに分けて優先順位を定めるとともに、教育委員会又は総務課、防災関係機関に報告を行う。

4-2 応急教育の実施準備

被害状況を把握した後、建築物の応急危険度判定の結果等を踏まえ、建物の安全性に関し、応急教育の実施が可能か否かの検討を行う。専門家の判断を求めることができない場合においては、あらかじめ定めおく安全点検マニュアル等によるものとする。

なお、応急教育の実施に際しては、次の項目について点検し、総合的に判断を行う。

応急教育の実施にあたり点検する内容	1 応急教育の実施場所 2 応急教育の実施方法 3 教育職員の確保 4 教材、学用品の給与 5 学校給食措置 6 児童及び生徒の安全措置（登下校時の措置） 7 教育事務の委託 8 被災生徒対策

4-3 応急教育の実施方法

応急教育にあたっては、校舎等の被害状況に応じ、おおむね次により実施する。

校舎等の被害が比較的軽微なとき	・それぞれの学校において速やかに応急措置をとり授業を行う ・学校が避難所として利用されている等により、体育館･運動場等が使用できない場合は、カリキュラムの編成等を変更する
校舎等の被害が相当に大きなとき	残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う
校舎等の使用は全面的に不可能だが、短期間の復旧が見込まれるとき	臨時休校の措置をとり、その期間中は家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示及び家庭訪問等により教育を行う
校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき	・近隣に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業等を行う ・児童等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う ・児童等が集団避難を行う場合は、避難先の教育委員会等と十分連携をとり、速やかに受け入れが図られるよう努める ・児童等を遠隔地へ集団で転校させる場合は、当該校の教職員が付き添うことが望ましいため、要員確保について配慮する

５ 学用品の調達･支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置

◆担当部署【教育委員会】

5-1 学用品の給与の対象

災害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒等を含む）であって、町長により被災者として確認された児童等を対象とする。

被災児童等の調査は、町長が各学校、教育委員会等を通じて行う。

5-2 学用品の給与の時期

教科書については災害発生の日から１ヶ月以内、文房具･通学用品については 15 日以内とする。

5-3 学用品の給与

(1) 学用品についての被害状況の把握

各学校において、学年ごとに最低限必要な学用品のリスト（品目、量）を作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、学校単位及び町全体での集計を行い、知事に報告する。

(2) 学用品の調達

文房具及び通学用品の調達は原則として町が行うが、町において調達が困難なときには、知事に要請を行う。

教科書については、町の報告に基づき、県が教科書提供所から一括調達を行う。なお、教科書、教材が県内の地域、学校によって異なる場合は、町長が学校長や教育委員会の協力を得て、調達から配分まで行うこともある。

(3) 学用品の配給

調達された学用品については、可能な限り速やかに被災した児童等に平等に配給する。

支援により外部から提供された学用品等を配給する場合は、搬入される基地をあらかじめ定め、学校ごとに一定の整理をした後に速やかに配給する。

5-4 教職員の確保

避難所の運営業務等により教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会に応援要請を行い、県及び近隣市町村の教育委員会等からの派遣を受ける。

６ 文化財の保護

◆担当部署【教育委員会】

6-1 被害の把握

文化財の所有者及び管理責任者は、被災後速やかに巡回を行って被害状況を把握し、その内容を教育委員会に連絡するとともに、自らが必要な応急措置を講ずる。

教育委員会は、被害の把握が確実に行われるよう、必要な体制の整備について指導･協力する。

6-2 被害の拡大防止

二次的な被害の拡大防止のため、おおむね次の対策を講ずる。

火災予防	発災後早急に文化財の巡回を行い、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険･延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する
倒壊防止	半壊状態で倒壊の危険がある文化財について､建造物は支柱設置等の応急補強対策を講じ、美術工芸品等搬出可能なものは安全な場所に収納するよう指導する
盗難対策	監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の措置を講ずる
風雨対策	ビニールシート等による応急対策を講ずる必要があり､ビニールシート､ロープ､ガムテープ等の保管及び調達に留意する

6-3 関係機関への情報連絡

県及び町の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして､応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

6-4 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起するうえで重要な役割を果たすものもあるため、助成措置や保護のための措置を検討する。

第２３節 廃棄物等の処理

１ 基本的な考え方

災害により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

２ 廃棄物の処理

◆担当部署【環境整備課】

2-1 廃棄物の発生量

災害時に排出されるごみとして、倒壊家屋及び浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状の廃棄物等が考えられる。これらの廃棄物について、運搬に使用するトラックの積載量を基に発生量･処理量を推定し、処理計画を策定する。

2-2 処理対策

(1) 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物

収集が可能になった時点からできる限り早く収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置き

災害時には粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されることが予想されるため、一時期の処理場への大量搬入を避け、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場（学校校庭、公共広場等）を指定し、暫定的に積置きする等の方策を講ずる。その際は、現場においてできるだけ分別収集を行い、仮置場に搬入する。

仮置場においては、災害廃棄物以外の物（土砂等）の持ち込みや、衛生害虫の発生等が起こらないよう、管理を徹底する。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等

倒壊家屋･浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが、町の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が処理を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

災害廃棄物については、土砂や水分等を多量に含み焼却に適さないため、原則として最終処分場において処理を行う。最終処分場の容量に余裕がない、または被害を受けて使用が不可能な場合等においては、事前に県と協議のうえ、代替措置を講ずる。

３ し尿の処理

◆担当部署【環境整備課】

3-1 し尿処理量

処理量を推定するに当たり町は、事前に町内における汲取便所の平均的総容量を把握しておくことが必要である。なお、避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

3-2 し尿処理対策

(1) 倒壊家屋等

倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、処理体制の確立を図る。また、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

(2) 避難所等

避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に実施する。また、避難所等においては必要に応じ、備蓄してある災害用仮設トイレを設置する。

なお、設置場所周辺に公共下水道等が整備されている場合、付近のマンホールを利用しての設置を検討する。

(3) 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯には、使用水の断水に対処するための水のくみ置き等を指導する。水洗トイレを使用している団地等においては、必要により、臨時の貯留場所の設置や民間のリース業者の協力による共同仮設便所の設置等の対策を講ずる。

(4) 処理場への搬入

し尿の処理については、原則として町内施設において行う。処理にあたっては計画的な搬入の実施に努め、場合によっては近隣市町村の処理場に処理を依頼する。

処理場への搬入のための輸送道路が確保できない場合、公共下水道等が整備されている区域においては、下水道管理者との間で処理方法を検討する。

４ 応援協力体制の確保

◆担当部署【環境整備課】

被害状況を勘案し、町単独では被災地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援協力を要請する。

５ 廃棄物処理機能の復旧

◆担当部署【環境整備課】

被害状況を把握し、処理機能の応急復旧を図る。なお、復旧に時間を要し収集作業に影響を与えるような場合には、県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動を行う。

災害復旧補助金を受ける場合には、県に対し早急に報告を行う。

６ 産業廃棄物の処理

◆担当部署【環境整備課】

事業者の被災により排出されるごみは、町が設置している最終処分場において処理を行い、排出事業者の責任において適正に処理するよう指導する。

第２４節 防疫･保健衛生、環境衛生対策

１ 基本的な考え方

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染病の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

２ 防疫活動

◆担当部署【健康福祉課、環境整備課】

2-1 活動体制

健康福祉課及び環境整備課は、県及び防疫薬剤取扱業者等と連携し、職員の動員と資材確保に関する計画を立て、活動体制を確立する。

2-2 活動内容

被災状況及び県の指導等に基づき、消石灰や逆性石けん液の配布による消毒を実施する。消毒剤の配布にあたっては、地域と連携し、公民館を拠点として行う。

３ 保健活動

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

被災地（特に避難所）においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県（保健所）と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

(ｱ) 必要に応じて避難所に救護所を設ける
(ｲ) 保健師による避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う
(ｳ) 保健師による健康相談の結果等により、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は、精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保健･医療活動を行う

４ 精神保健活動

◆担当部署【健康福祉課】

4-1 活動体制

町及び県（保健所）の保健師、町の社会福祉協議会等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健活動を行う。

4-2 活動内容

一般の被災者のほか、要配慮者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。

① 被災者の支援
② 社会福祉施設等との連絡調整
③ 被災者の精神保健福祉相談

５ 食品衛生指導

◆担当部署【健康福祉課】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する食品衛生指導に対し、補助･協力を行う。

① 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導

② 備蓄食品及び救援食品の衛生指導

③ 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導

④ 飲料水の衛生確保

⑤ その他食品に起因する危害発生防止の指導

６ 環境衛生対策

◆担当部署【健康福祉課、環境整備課】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する環境衛生指導に対し、補助･協力を行う。

① 滞水期間の営業の自粛

② 浸水を受けた施設の清掃･消毒

③ 使用水の衛生管理等

④ その他環境衛生上の危害発生防止についての啓発指導

第２５節 遺体の捜索、処理及び埋･火葬

１ 基本的な考え方

災害により発生した行方不明者の捜索、遺体の捜索、安置場所の設置、検視･検案、火葬等について、県･警察･海上保安本部･自衛隊･消防機関等と十分協議のうえ実施する。

２ 行方不明者及び遺体の捜索

◆担当部署【総務課、健康福祉課、住民生活課】

2-1 実施者及び方法

行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者及び遺体の捜索は、浦郷警察署等関係機関との連携の下、町において実施する。また、必要に応じて捜索に必要な車両、船艇及び建設重機等の借り上げを行う。

３ 遺体の処理

◆担当部署【総務課、住民生活課】

3-1 遺体の搬送

安置場所までの搬送にあたっては、町の所有する車両等で対応することを原則とするが、必要な場合は民間業者からの借り上げにより実施する。

3-2 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所(安置所)に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

町長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について、必要な事項を定めておくものとする。

４ 遺体の検視

◆担当部署【総務課、海士診療所】

4-1 遺体の検視･死体調査、身元確認等

検視･死体調査、身元確認等は警察機関により現地にて行われるので、必要に応じ、医師会等に対し協力を要請する。

4-2 身元確認及び遺留品の保管等

身元不明の死体については、警察機関に連絡してその調査に当たることとし、遺品の保管及び遺体の撮影をするとともに、性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

５ 遺体の埋･火葬

◆担当部署【住民生活課】

5-1 遺体の火葬

(ｱ) 身元が判明しない遺体の埋･火葬は、町において行う

(ｲ) 円滑な火葬を行うために、町内の火葬場の被災状況調査と死者数の把握を行う

(ｳ) 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送して行う

(ｴ) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う

(ｵ) 大規模災害により多数の死者が発生した場合は、町の火葬場の持つ処理能力を超えることが考えられるので、知事に対し、広域的な火葬の実施にあたっての支援を要請する

5-2 遺体の仮埋葬

(ｱ) 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する

(ｲ) 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する

(ｳ) 遺族等の都合により納骨できない場合や身元不明者の焼骨が多数に及ぶ場合は、応急的な納骨場所を確保する

第２６節 住宅確保及び応急対策

１ 基本的な考え方

住宅が災害により倒壊･損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介･あっせんを行う。

２ 応急住宅の提供

◆担当部署【総務課、環境整備課、健康福祉課、教育委員会】

2-1 入居者の選定等

(1) 入居者の選定

入居者の選定は、町が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

(2) 対象者

① 住家が全壊、全焼又は流出して生活できない状態となった世帯
② 居住する仮住宅がなく、また借家等の借り上げもできない世帯
③ 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

(3) 必要住宅戸数の把握

災害対策本部において住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県に報告する。

2-2 公的住宅の提供

(1) 方針

公的住宅の空き家のうち、提供可能なものを提供する。公的住宅の提供によっても不足する場合は、応急仮設住宅を建設し提供する。

(2) 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及び家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

(3) 提供可能住宅戸数の把握

提供可能住宅戸数を把握する。

(4) 県への援助要請

町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村から提供を受ける必要がある場合には、県に援助を要請する。この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

2-3 応急仮設住宅の建設

(1) 方針

応急仮設住宅の建設は町が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、町の要請に基づき県が建設し提供する。

敷地については、できる限り集団的に建築できる場所を公共用地等から優先し、町が選定する。診療所、商店等から離れた敷地を選定した場合は、交通手段の確保に配慮する。また、要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

(2) 建設場所

建設予定場所は原則として町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(3) 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、貸与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

(4) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

(5) 災害救助法の適用の場合

災害救助法の適用時においては、県との協議により決定した建設場所、建設戸数、規模･形及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県に要請する。

2-4 応急仮設住宅の運営管理

以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

① 応急仮設住宅における安心･安全の確保
② 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施
③ 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による、女性をはじめとする生活者の意見の反映
④ 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れへの配慮

３ 被災住宅の応急修理

◆担当部署【環境整備課】

災害により、被害を受けた住家に対し居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修し、居住の安定を図る。

3-1 実施責任者

住宅の応急修理は町が実施する。

3-2 対象者

(ｱ) 住家が半壊、半焼又は半流出し、そのままで当面の日常生活を営むことのできない世帯であること

(ｲ) 資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。住宅の修理については借家は家主が、社宅、寮等については会社が、また公社、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合は対象となり得る。

3-3 修理家屋の選定

町長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

3-4 修理戸数

(ｱ) 半壊及び半焼世帯数の合計の 3 割以内とする

(ｲ) 災害救助法適用の場合でやむを得ない事情により 3 割を超えて修理する必要があるときは、知事に要請を行う

3-5 修理基準

① 修理の範囲

戸数単位で居室、炊事場、便所等の日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。

② 費用

災害救助法による限度額以内とする。

③ 工期

災害救助法適用の場合、災害発生の日から 1 ヶ月以内に完成させる。期間内に完了できないときは、知事に報告し、知事は厚生労働大臣の承認を受けて、最小限度の期間を延長することができる。

3-6 修理方法

町長が建設業者に請け負わせるか又は町直営工事により実施する。

４ 住宅関係障害物除去

◆担当部署【環境整備課】

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、同法に則って行う。

５ 災害復旧用材の確保

◆担当部署【環境整備課】

建設資材は原則として請負業者が確保するものとするが、必要な場合には森林組合その他の関係機関及び県に対して協力を要請して調達し公給する。

第２７節 農林漁業関係被害の拡大防止

１ 基本的な考え方

災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達･配分等の対策を実施する。

２ 農産物、家畜対策

◆担当部署【地産地商課】

2-1 農産物対策

(1) 被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農産物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、隠岐支庁農林局を通じ県農林水産部に報告する。

(2) 病害虫防除対策

災害により発生が予想される農産物の病害虫防除対策は、次により実施する。

① 防除の指示及び実施

町は、県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

② 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会島根県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼する。

③ 防除機具の確保

町は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(3) 凍霜害防除

松江地方気象台から発表される霜に関する注意報について県から伝達を受けた場合は、農業協同組合と連携して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう促す。

(4) 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

2-2 家畜対策

(1) 実施責任者

畜産関係の災害応急対策については、町は県と密接な連携をとり、農業協同組合、農業共済組合、獣医師等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」）を編成し、必要な措置の実施に協力する。また、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者は町長へ届出るものとし、町長は死体の埋却又は焼却等について適切な指示をする。

(2) 家畜の診療

平常時の家畜の診療は、必要に応じて東部家畜診療所隠岐駐在の実施に協力するものとするが、災害のため平常時の方法によって実施することが不可能又は不適切であると認めるときは、被災地域における診療等組織の派遣による診療に協力する。

(3) 家畜の防疫

(ｱ) 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第 9 条の規定による県家畜保健衛生所の実施に協力する

(ｲ) 家畜伝染病の発生を予防するために必要があるときは、家畜伝染病予防法第 6 条の規定による予防措置を県に要請する

(ｳ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法による措置に協力する

(4) 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、又は発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させるものとするが、町は県及び各関係機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

町は、災害により飼料の確保が困難になったときは、県、農業協同組合等に対し必要数量の確保及び供給についてのあっせんを要請する。

３ 林産物対策

◆担当部署【環境整備課】

3-1 被害状況の把握

発災後速やかに巡視を行い、造林地、栽培施設等の被害状況を把握し、危険な場所への立ち入り禁止措置及び応急処置を行う。

3-2 災害対策技術者指導

県や森林組合等の協力を得て、苗木生産者、森林所有者等に対し、苗木の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

４ 水産関係対策

◆担当部署【地産地商課】

4-1 被害状況の把握

隠岐支庁水産局の行う漁業施設等の被害状況把握について、必要な協力を行う。

4-2 陸上施設の被災対策

県及び漁業協同組合等と連携し、施設の被害状況に応じ次の措置を講ずる。

(ｱ) 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整を行う

(ｲ) 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整を行う

(ｳ) 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等を行う

基本計画編(風水害他)

◆　第４章　復旧・復興計画

第１節 災害復旧・復興事業の実施

１ 基本的な考え方

災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機にまちをより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

２ 災害復旧・復興体制の整備

◆担当部署【総務課、関係各課】

2-1 災害復旧・復興方針の検討

応急対策がある程度完了し、災害対応が終息に向かった段階において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。方針の決定にあたっては次の点に留意する。

① 発災前の状態に復旧するだけで十分か、被害の原因を究明し抜本的な対策を実施すべきかについての方向性
② 復旧・復興に関する被災地住民からの意見聴取と、方針の住民説明並びに合意形成
③ 関係各課の連携による全庁横断的な対策を実施するための体制構築
④ 海士町総合振興計画及び関連計画等に定める重点項目等との整合性

2-2 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。

３ 災害復旧事業計画の作成

◆担当部署【関係各課】

公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整するとともに、所要の応急措置を講じた後、可及的速やかに復旧事業が完了するように努める。

3-1 災害復旧事業計画

災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討し実施するものであり、町が行う計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

① 河川
② 道路、橋梁
③ 港湾
④ 地すべり防止施設
⑤ 急傾斜地崩壊防止施設
⑥ 砂防設備
⑦ 漁港
⑧ 海岸
⑨ 林地荒廃防止施設
⑩ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上、下水道施設災害復旧事業計画

(4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(5) 公立学校施設災害復旧事業計画

(6) 公営住宅災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) 公共建築物災害復旧事業計画

(9) その他災害復旧事業計画

４ 災害復旧事業の実施

◆担当部署【関係各課】

4-1 基本方針

(ｱ) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、物資、資材、人材調達等を関係機関と協力して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う

(ｲ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする

(ｳ) 災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする

(ｴ) ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする

(ｵ) 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める

(ｶ) 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する

(ｷ) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める

(ｸ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う

4-2 国又は県による事業費の一部負担又は補助

災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

５ 災害復興計画の作成

◆担当部署【関係各課】

5-1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、高度かつ複雑で、大規模な事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

5-2 防災まちづくり

必要に応じ、再度災害防止により快適な環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

第２節 生活再建等支援対策の実施

１ 基本的な考え方

災害発生時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

２ 被災者の各種相談

◆担当部署【関係各課】

発災後速やかに、町役場本庁舎並びに避難所等において、被災者のための相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携のうえ、次に示す事項を主とした相談業務を実施する。

なお、相談業務の内容、開設場所及び相談時間などは、避難所での広報、避難所以外で避難している被災者のために報道機関に協力を依頼するなど確実に行う。

相談の内　容	1 罹災証明に関する事項（被害調査の実施、証明書発行受付等） 2 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等） 3 住宅に関する事項（片付けを行うボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等） 4 生活安定に関する事項（税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等） 5 健康相談、避難行動要支援者及び女性・児童等への支援 6 外国人への情報提供 7 職業のあっせん 等

３ 被災者の被災状況の把握

◆担当部署【関係各課】

災害により被害を受けた住民が、速やかに適切に生活安定のための措置を受けられるようにするため被災者世帯の被災状況（人的被害、家屋の全壊・半壊等）を調査・認定し、災害救助法の適用対象となった被災者世帯の被災状況（人的被害、家屋の全壊・半壊等）についての罹災台帳を作成する。この被害認定に基づき被災者の請求に応じて罹災証明書を交付する。

罹災証明書の内容により、被災者の受けられる支援内容が判断されるため、町は発災後直ちに被害認定の体制を構築し調査を行う。

3-1 罹災台帳の作成

(ｱ) 災害救助法の適用認定された被災者世帯についての被災状況（人的被害、家屋の全壊・半壊等）の台帳を作成する。なお、罹災台帳の記載については、被災状況と記載する内容とにくい違いを生じないよう被災者に確認を求め正確を期するものとする

(ｲ) 被災者の求めに応じて、事後明らかになった被災について、罹災台帳の記載内容の修正を行うものとする

3-2 罹災証明書の交付

被災者世帯の被害状況の調査確認を終了した後は、申し出により様式による「罹災証明書」を交付する。

3-3 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況、罹災証明書の交付状況、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者援護の漏れが無いよう総合的かつ効率的な実施に努める。

４ 被災者の生活の確保

◆担当部署【関係各課】

被災した民有施設等一般災害の早期復旧を図るため、必要な復旧資金並びに復旧計画の樹立又は実施等について、あっせん、指導を行い、又は必要に応じて資金の融資に伴う金利助成の措置等を講ずるとともに、被災者の住宅対策として公営住宅の建設、生業資金の融資のあっせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期復旧に努める。

4-1 住宅金融支援機構のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法に定められた災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

さらに、資金の融通を早くするために被災者が公庫に対して負うべき責務の補償等必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が 1 戸以上となったときは、被災者の希望により災害の実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融公庫に申し出るとともに、被災者に融資制度の内容を周知せしめるため必要な措置をとり、借入申込に際してはその手続き上の指導を行う。

(3) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資のあっせんについて、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4-2 農林漁業制度金融の確保

災害により、損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）が農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図るため次の措置を講ずる。

(ｱ) 農業（漁業）協同組合、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫が被害農林漁業者又は被害組合に対して経営資金の融資を行うよう要請するとともに、その指導を行う

(ｲ) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法による経営資金の融通措置を関係機関に要請するとともに、利子補給及び損失補償を実施する

(ｳ) 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金等の融通について関係機関に要請するとともにその指導を行う

(ｴ) 被害農林漁業者及び被害組合に対し、即貸付金（近代化資金等）の償還猶予措置等の

実施を要請するとともに、その指導を行う

4-3 中小企業融資の確保

災害により被害を受けた中小企業に対して、経営の維持安定を図るため、次の措置を講ずる。

(ｱ) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害貸付制度の適用を図るため関係機関に対する要請を行う

(ｲ) 中小企業高度化資金貸付制度及び設備貸与制度の貸付金（貸与料）の減免或いは償還期間の延長を関係機関に要請し、協力を求める

4-4 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 公営住宅の建設

災害により住居を滅失或いは焼失した低所得の被災者に対する住宅対策として必要に応じて公営住宅を建設し住居の確保を図る。

(2) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、おおむね次の措置を講ずる。

(ｱ) 生活保護法に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じ最低生活を保障して生活の確保を図る

(ｲ) 被保護世帯が災害のため家屋を失い、又は破損等により居住できなくなった場合、補修費等住宅の維持に必要な資金の援助又は導入に努める

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

(4) 被災者生活再建支援法等に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、被災者生活再建支援法（法律第 66 号。以下、「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から、拠出した基金を活用して被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活又は住宅を再建することが困難なものに対し、支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

そのため、町は支給制度の周知を図り、活用の促進に努める。

(5) 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、町は被災者生活再建支援法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する。この場合において、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、支援金相当額に 2 分の 1 を乗じて得た額を島根県被災者生活再建支援交付金として交付する。

５ 税等の徴収猶予、減免

◆担当部署【関係各課】

被災した町民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を行う。

町税の徴収猶予及び減免	被災者の納付すべき町税について、法令等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免を行う
国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保健医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う
福祉施設の費用負担の減免	福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者に対し法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を行う

６ 義援金、義援品の受付・配分

◆担当部署【関係各課】

町は、海士町社会福祉協議会、県、日本赤十字社島根県支部及び関係団体、関係機関と、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援品を、効率的に被災者に配分するため、その受付・保管・配分等について相互に協力する。

6-1 義援金の受付・配分

(1) 義援金の受付

町は、寄託された義援金及び町あての見舞金を受け付ける。そのため、義援金の受付体制を確立するとともに義援金の受付に関する計画を樹立する。

(2) 義援金の配分

町は、県又は日本赤十字社島根県支部等から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。

6-2 義援品の受付・配分

(1) 義援品の受付

町は、義援品の受け付けに関する計画を樹立し、受付体制を確立する。

(2) 義援品の配分

町は、県又は日本赤十字社島根県支部から送付された義援品を受け付けた場合、災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、速やかに避難所等において被災者に配分する。

7 観光産業への支援

◆担当部署【関係各課】

観光産業は、本町の経済や町民生活を支える重要な産業であるが、町内の文化財や交通機関等の直接的な被災及び風評被害等により、長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。このため、観光地としてのイメージの早期回復を目指し、観光協会及び旅館組合等と連携して次のような対策を検討する。

第３節 激甚災害の指定

１ 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

２ 激甚災害指定手続

◆担当部署【総務課、関係各課】

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を考慮のうえ、適用対象事業に関する査定事業費等を知事に報告する。知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

指定手続の流れは次のとおり。

図：激甚災害の指定手順

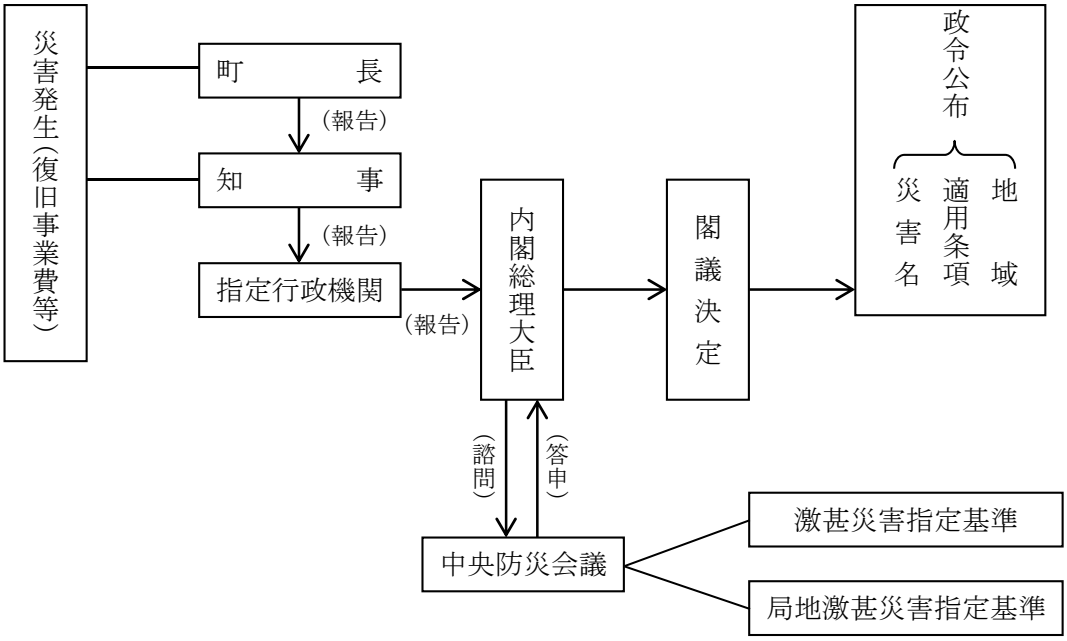

３ 激甚災害指定基準

激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準は、それぞれ次のとおりである。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に関するものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害の翌年から指定される。

3-1 激甚災害指定基準（H21.3.10 最新改正、H20.10.1 以後適用）

適用条項	適用措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
第２章 (第３条) (第４条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%
第５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% (2) 一の都道府県の査定見込額＞10 億円・・・・の県が１以上
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1) 第５条の措置が適用される場合　　又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合 ただし、(1),(2)とも、当該被害見込額が５千万円以下の場合は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5%　　又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合 ただし、(3),(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が５千万円以下の場合を除く。
第８条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3%
		ただし、A,Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第 11 条の２	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60%　　又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
		ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

適用条項	適用措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
第 12 条 第 13 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%　　又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円 ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 16 条 第 17 条 第 19 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業の補助 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≧4,000 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≧2,000 戸 かつ、次の要件に該当するもの 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200 戸又は住宅戸数 1 割以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≧1,200 戸 かつ、次の要件に該当するもの 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ただし、(1),(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合

適用条項	適用措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
第７条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第９条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

3-2 局地激甚災害指定基準（H23.1.13 最新改正、H22.1.1 以後適用）

適用条項	適用措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
第２章 （第３条） （第４条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①(ｲ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が１千万円未満のものを除く。） (ﾛ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が２億５千万万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×20% (ﾊ) 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×20%＋（当該市町村の標準税収入－50 億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）
第５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く） ただし、当該経費の合算額がおおむね５千万円未満である場合を除く ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 （当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く） ただし、当該経費の合算額がおおむね５千万円未満である場合を除く ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 （当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額が１千万円未満のものを除く） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね５千万円未満である場合を除く

適用条項	適用措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの）＞当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く） かつ (1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300 ha　　又は (2) その他の災害にあっては、要復旧見込み面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%
第 12 条 第 13 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が 1 千万円のものを除く） 　ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合

４ 激甚法に定める事業

◆担当部署【総務課、関係各課】

激甚法の適用対象事業及び町・県の関係部局は次のとおりである。

なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

適用条項	事　業　名	町関係部局	県関係部局
第３条	1 公共土木施設災害復旧事業	環境整備課	農林水産部 土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	環境整備課	農林水産部 土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	環境整備課	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉課	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業	健康福祉課	健康福祉部
第３条 第 19 条	11 感染症予防事業	健康福祉課	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第３条 第９条	13 堆積土砂排除事業	環境整備課	農林水産部 土木部
第３条 第 10 条	14 湛水排除事業	環境整備課	農林水産部 土木部
第５条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	環境整備課 地産地商課	農林水産部
第５条 第６条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	地産地商課	農林水産部
第７条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	環境整備課	農林水産部 商工労働部
第８条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	地産地商課	

<table>
<tr><th>適用条項</th><th>事　　業　　名</th><th>町関係部局</th><th>県関係部局</th></tr>
<tr><td>第 11 条
第 11 条
の 2</td><td>19 共同利用小型漁船の建造費の補助
20 森林災害復旧事業</td><td>地産地商課</td><td rowspan="4">農林水産部
商工労働部</td></tr>
<tr><td>第 12 条</td><td>21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</td><td rowspan="3">交流促進課</td></tr>
<tr><td>第 13 条</td><td>22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</td></tr>
<tr><td>第 14 条</td><td>23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業</td></tr>
<tr><td>第 16 条</td><td>24 公立社会教育施設災害復旧事業</td><td>教育委員会</td><td>教育庁</td></tr>
<tr><td>第 17 条</td><td>25 私立学校施設の災害復旧事業</td><td>－</td><td>総務部</td></tr>
<tr><td>第 20 条</td><td>26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例</td><td>健康福祉課</td><td>健康福祉部</td></tr>
<tr><td>第 21 条</td><td>27 水防資材費の補助の特例</td><td rowspan="2">環境整備課</td><td rowspan="2">土木部</td></tr>
<tr><td>第 22 条</td><td>28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</td></tr>
<tr><td>第 24 条</td><td>29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入</td><td>総務課</td><td>総務部
農林水産部
土木部
教育庁</td></tr>
<tr><td>第 25 条</td><td>30 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例</td><td>住民生活課</td><td>商工労働部</td></tr>
</table>

基本計画編(風水害編)

◆　第５章　各種災害対策計画

第１節 流出油事故災害対策計画

１ 災害予防

本町は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律上の防除措置、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の回収処理に係る責務はないものの、港湾法及び漁港漁場整備法の港湾・漁港管理者としての責務を有し、かつ地方自治法及び災害対策基本法の一般防災上の責務を有している。したがって、流出油事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油事故の覚知・評価、油防除並びに回収油の輸送・処理等の実施体制を次のとおり整備する。

1-1 油防除実施体制の充実強化

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課、交流促進課】

(1) 覚知及び初期評価体制の充実強化

初期評価を迅速かつ的確に実施するためには、海域又は河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、植生等に関する情報）を事前に把握しておくことが極めて有効である。

町は、漁業協同組合その他管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、これらの情報を収集・整理し、防災関係機関間で共有化できるように努める。

(2) 油防除（除去）体制の充実強化

① 防災関係機関相互の連絡体制の整備

県、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊及び山陰沖排出油防除協議会等の機関相互の緊密な連携が確保されるよう、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議を行っておき、災害発生時に即応できるよう、協力体制を整備する。

② 広域相互応援体制の整備

大規模な流出油事故の発生時には、町単独では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、県内外の広域相互応援体制を整える。

③ 防除資機材の整備

油防除（除去）活動には、次の表に掲げるような多くの資器材が必要となる。そこで、県をはじめ、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局、山陰沖排出油防除協議会及び漁業協同組合等と調整のうえ、流出油事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資器材の備蓄を推進する。特に、沿岸への漂着油の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油事故時にニーズの高かった次表中に「＊」印を付した品目の整備に努める。

また、災害時に必要な資器材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

資　機　材　の　種　類	具　　体　　例
油の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等*
油を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油を物理的に回収するための資機材	油吸着剤、油ゲル化剤等
油の分解を促すための資機材	油処理剤*
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等*
回収した油を一時貯留するための資機材	ドラム缶等*
漂流した油の清掃のための資機材	高圧温水洗浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動記録用のカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	船舶、車両等

④ 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

災害発生時に作業現場への周知を円滑に図れるよう、健康安全確保のための体制整備に努める。

1-2 被害回復対策等の充実強化

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

(1) 環境対策の充実強化

① 環境対策に係る情報及び知見の収集・整理

環境対策の実施に当たって、専門家による情報提供、助言等を迅速に得られるようあらかじめ、県と専門家等に関する情報の共有に努める。

② 水鳥救護対策の充実

油により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリテーション、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、県、獣医師会その他の関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。

③ 環境省等の実施する研修等への参加

環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討する。

(2) 風評対策の充実強化

① 基礎データの収集

事故発生後の調査結果と効果的に比較することができるよう、町内水産物の市場における取扱量・価格・各観光地における観光入り込み客数等の情報を収集し、整理しておく。

② 関係機関との連携体制の確立

災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、県、農業関係者、漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等との連携体制を確立しておく。

(3) 補償体制の充実強化

県の収集する、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用等）について、県の指導に基づき、農業関係者、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関等への周知を図る。

1-3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

◆担当部署【総務課】

(1) 油防除（除去）に係る訓練の実施

油等防除（除去）活動には、町、県、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、漁業協同組合、自衛隊等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油等防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的に実施する。

その際には、気象・海象条件、対応区域、排出油等の粘度等の事故想定を実体に即し、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

(2) 防災研修への参加の検討

流出油事故発生時には、町職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

２ 災害応急対策

2-1 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【関係各課】

本計画において想定する流出油事故が発生した場合、その影響が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、町及び関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急処置を実施できるよう、直ちに災害対策本部設置等の活動体制をとるとともに、県をはじめとする各防災関係機関等との緊密な連携の確保に努める。なお、災害対策本部等を設置した時は、県をはじめ、防災関係機関に通報する。

流出油災害が発生した時の主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れを次に示す。

図：流出油回収の基本的な流れ

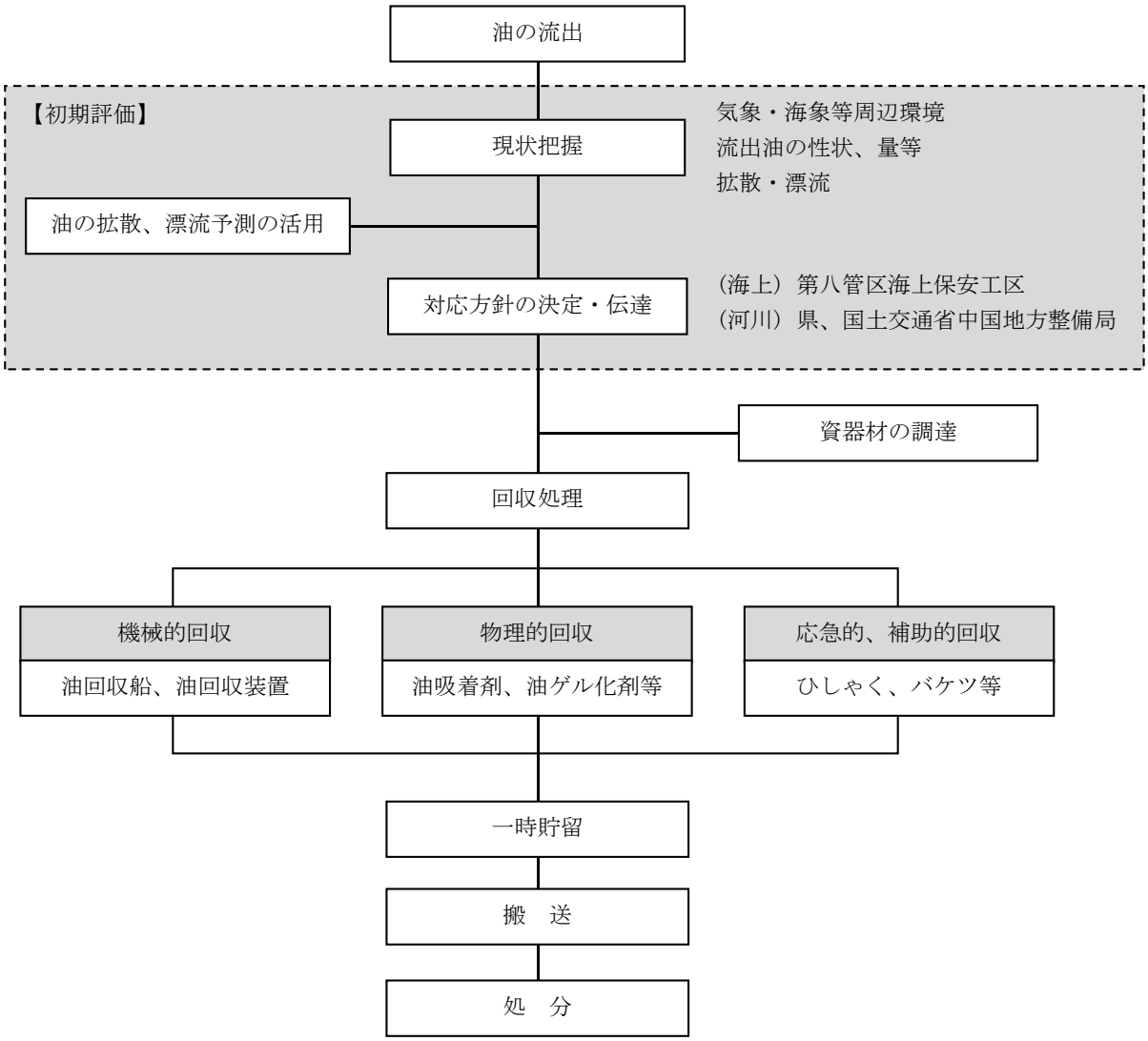

2-2 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【関係各課】

海洋における流出の場合、船舶の種類、船主の明確性の有無により、防除措置義務者、防除費用の負担者、漂着した油の廃棄物としての処理・処分責任者、処理費用負担等に違いがあるので、原因者の特定、漂着範囲、汚染程度の確認等を迅速に行う必要がある。よって、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局、県及びその他関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う。

(1) 事故情報の収集・伝達系統

① 事故情報の収集・把握

関係機関と相互に連携を図りながら、流出した油の種類と性状、油の流出量、流出油の状況（瞬間流出、一定時間の流出または流出が止まっているかどうか)、油の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

町においては特に、海岸の巡視と、事故状況及び被害状況等の情報収集に努める。

② 収集伝達系統

流出油事故情報の収集・伝達系統は、海洋における場合について、次ページに記載のとおり定める。なお、情報の収集伝達に当たっては、原則として県総合防災情報システムを使用するが、同システムが使用できない場合は、その状況下において最も迅速かつ確実な手段（電話またはＦＡＸ等）を使用する。

図：山陰沖排出油等防除協議会ルート（島根県地域防災計画より）

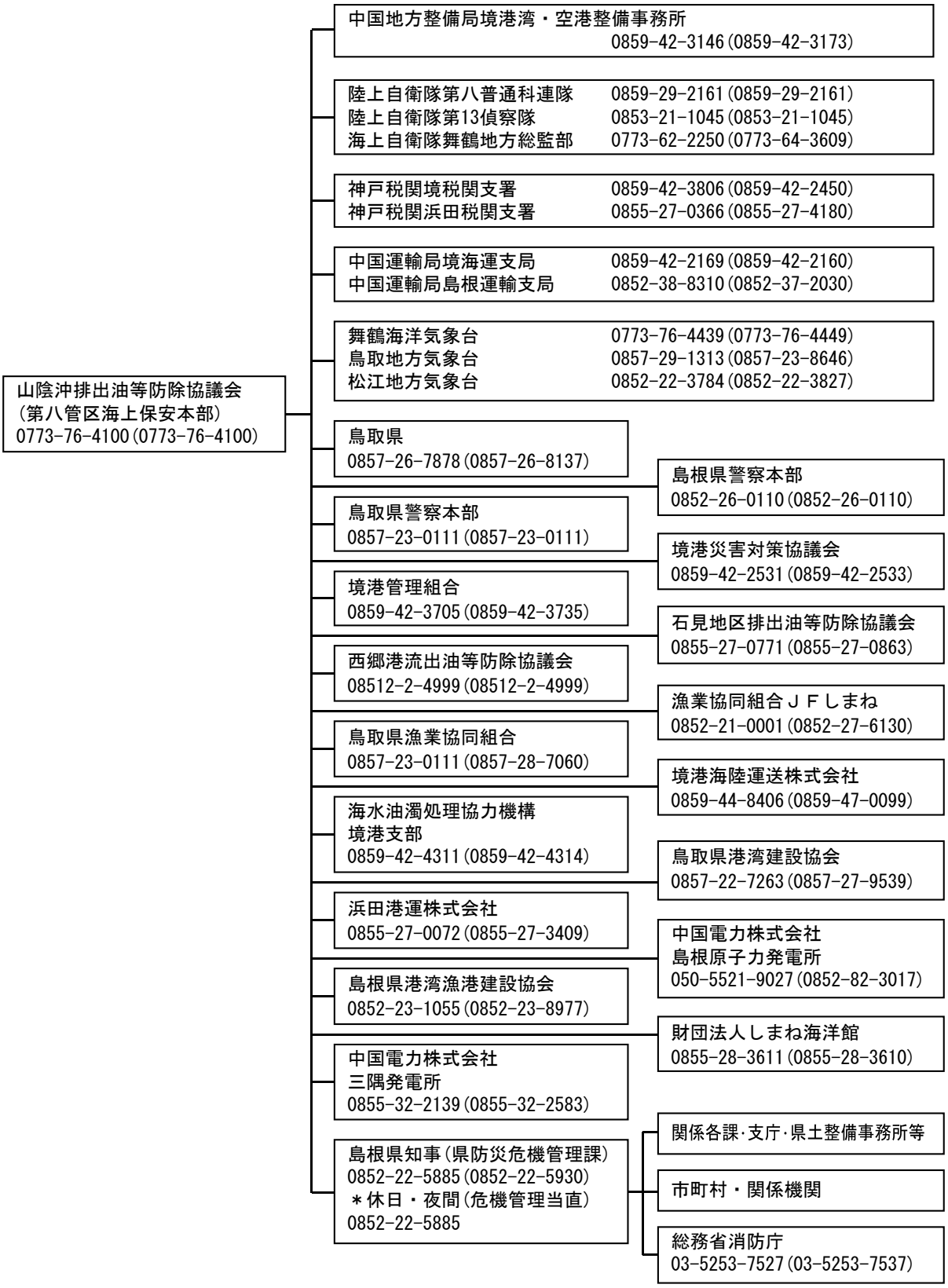

2-3 流出油に対する応急対策

◆担当部署【関係各課】

流出した原油又は重油は時間とともに拡散・風化し、作業が広範囲に及ぶだけでなく、回収しなければならない量も 2～3 倍に増えるため、第八管区海上保安本部、国土交通省中国地方整備局等と連携し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

なお、以下は海洋における流出油事故の場合を想定したものであるが、河川における流出油事故の場合はこれに準じて行う。

(1) 流出油の防除

① 流出油の回収方法等

流出油等の防除作業に当たっては、決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

(ｱ) 機械的回収

油回収船、油回収装置等を使用して回収する

(ｲ) 物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する

(ｳ) 応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する

(ｴ) 回収船、防除資機材の確保

町は県及び関係機関が行う回収船、防除資機材の確保に協力する

② 町における活動

町は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、消防、警察、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は町の備蓄品又は町内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

(ｱ) 沿岸の監視

(ｲ) 沿岸での除去活動の実施

(ｳ) 回収油等の一時集積場所への貯留

(ｴ) 除去活動情報の収集及び県への伝達

③ 海上保安庁長官からの防除要請への対応

海上保安庁長官から町長に海域における防除要請があった場合には、町は必要な支援体制を整え、相互に連携を図りながら油等防除を実施する。

この場合において、第八管区海上保安本部は、流出油等の状況に関する情報を基に回収範囲と役割分担の調整を図る。

④ 医療救護活動

県、医師会、島根県看護協会及び日本赤十字社島根県支部と連携を図り、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、除去作業者の安全・健康の保持を図る。

⑤ ボランティア活動の支援

事故発生直後から、県及びボランティア関係団体と連携し、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等の情報収集に努めるとともに、活動を支援するため必要な対策を実施する。

⑥ 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が町から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

⑦ 活動状況等の情報の共有化

県、第八管区海上保安本部及び関係機関等と流出油等防除連絡会議を適宜開催し、事故情報、流出油の漂流状況・回収状況・防除方針、関係機関の活動状況等について情報の共有化を図る。

(2) 回収油の運搬・処理

① 回収油等の位置付け

海岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者等が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われるため、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

② 油等処理に関する情報の収集提供

県と連絡を密にし、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

③ 漂着油等の回収方法及び処理方法

海岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮したうえで、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

④ 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定する。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉する。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

⑤ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

(3) 環境対策

① 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討を県及び関係機関と行い、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。

② 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

(4) 風評対策

① 連絡会議の設置

町は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て、連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

② 風評対策の実施

流出油風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して次に掲げるような風評対策活動を実施する。

(ｱ) 風評の発生予測（初期段階）
(ｲ) 風評の実態把握
(ｳ) 風評による観光、消費への影響調査
(ｴ) 風評に対応するための客観資料の収集
(ｵ) 風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
(ｶ) 各種メディアを通じたキャンペーン活動等

(5) 補償対策

① 関係機関における対応

町、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、県、海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。必要な場合には、県、海事鑑定人等に対し説明会の開催を求める。

② 関係機関の連携

町、県、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認める時は、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の出席を求める。

(6) 災害広報等

① 情報収集及び発信活動

(ｱ) 各種情報の収集・整理

防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(ｲ) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙等を通じて適切に提供する。

なお、町、県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課での対応のほか、各課での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

３ 災害復旧

3-1 被害回復活動の推進体制の確立

町は、油流出等による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、県及び関係課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

3-2 被災事業者、住民等の復旧支援

◆担当部署【総務課】

町は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

3-3 被災公共施設等の復旧

◆担当部署【環境整備課、地産地商課】

町は、国及び県と協力し、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当っては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

3-4 事後の監視等の実施

◆担当部署【総務課、環境整備課】

町は県と協力し、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携のうえ、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講ずる。

第２節 海難・水難事故災害対策計画

１ 災害予防

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生を未然に防ぐため、海難・水難防止活動を推進するとともに、事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制や民間救助組織の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備等、基本的な対策を推進する。

1-1 海難・水難防止の推進

◆担当部署【総務課、地産地商課】

要救助海難の発生原因を見ると、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱不良といった人為的要因によるものが 67 パーセントを占めている（平成 24 年版海上保安レポート）。このような要因による海難等を防止するため、海難等防止思想の普及・高揚並びに海難等防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る。

(1) 海難・水難等防止思想の普及

第八管区海上保安本部の実施又は開催する訪船指導、海難防止講習会及び海難防止強調運動等と連携し、海難等防止思想の普及に努める。

(2) 海上交通環境の整備

町は、港湾・漁港内における海上交通の安全性向上のため、県及び第八管区海上保安本部が行う防波堤、航路等の整備にあたり、必要な協力を行う。

(3) 運航管理規程等の作成

海上運送事業者に対し、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、運航管理規程を作成し、運航管理者の選任等船舶の運航管理組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めるよう指導する。

(4) 船内の巡視

海上運送事業者は、船舶の安全な運行を確保するため、「火災予防船内巡視実施要領」に基づき、毎航海出港直後及び航海中の一定時期に火災予防船内巡視を実施し、火災の予防及び早期発見に努める。

1-2 災害情報の収集・伝達体制の整備

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信設備の整備

県、第八管区海上保安本部及び防災関係機関の行う航空機、巡視船等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像情報の収集・連絡システムの整備に協力する。

(2) 県総合防災情報システムの活用

町は、県総合防災情報システムにより災害情報を収集・報告できるよう、訓練等を通じて使用方法等について習熟を図る。

1-3 災害応急活動体制の整備

◆担当部署【総務課】

町職員の非常参集体制の整備を図るとともに、初動体制、災害対策本部等の設置手順、使用機材の装備等の応急対応活動をまとめたマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携等について徹底を図る。

1-4 資機材の整備

◆担当部署【総務課】

捜索活動等の実施に必要な防災・救急救助用資機材の整備に努めるとともに、災害時において必要な資機材等の円滑な調達を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

1-5 防災訓練

◆担当部署【総務課】

県及び第八管区海上保安本部、日本水難救済会、運送事業者等の関係機関と連携し、水難事故発生時における初期活動訓練や、水難事故を想定した総合防災訓練を実施し、防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討を行う。

２ 災害応急対策

大規模な海難等事故が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずるため、直ちに必要な活動体制をとるとともに、防災関係機関との間で緊密な連携の確保に努める。

2-1 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【総務課】

第八管区海上保安本部、県、海上運送事業者及び防災関係機関と協力し、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達に努める。

また、関係機関及び海上運送事業者は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達する。

2-2 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課】

(1) 町の活動体制

迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 海上運送事業者の活動体制

運航管理規程及び事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し人命の安全の確保と損害の極限を図るとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常対策本部設置等必要な体制をとる。

2-3 海難・水難救助等及び消火活動

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

(1) 海難救助等

① 捜索救助

県警察本部及び第八管区海上保安本部その他の防災関係機関が実施する捜索救助に対し、必要な協力を行う。

② 水難救護

遭難船舶の救助は海上保安署において実施するほか、水難救護法に基づきおおむね次のとおり行う。

実施責任者	遭難船舶の救護は、水難救護法第 3 条に基づき町長が行う
発見者の措置	遭難船舶のあることを発見した者は水難救護法第 2 条に基づき町長、警察官又は海上保安官に通報し、通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長に通知する
町長の措置	遭難船舶のあることを認知した町長は、直ちに現場に臨み必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する

応援	町長は自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて警察機関、海上保安署、（社）水難救済会救難所、隣接市町村、海上輸送関係機関及び県等に応援を要請する
その他	遭難船舶の救護は、人命保護のため又は船長に悪意があると認められる場合を除いては、船長の意志に反してこれを行うことはできない(水難救護法第 5 条)。 その他水難救護に必要なことは、水難救護法の定めるところによる。

③ 医療救護

医師会、日本赤十字社島根県支部及び県と連携を図りながら、海難事故に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等を行う。

(2) 消火活動

① 船舶火災の協力措置

船舶火災が発生した場合、海上保安署及び消防本部は「海上保安庁の機関と消防本部との業務協定の締結に関する覚書（昭和 43 年 3 月 29 日)」に基づき、次の分担により相互に協力し行う。

消防本部	ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
海上保安署	その他の船舶

② 連絡調整

消火活動の効果的な実施のため、海上保安署と消防本部はおおむね次の事項につき連絡調整を行う。

(ｱ) 必要機材の保有状況等、あらかじめ掌握しておくことが必要な資料及び情報の交換
(ｲ) 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
(ｳ) 必要機材の集中使用の計画実施
(ｴ) 必要機材の整備の促進

③ 他の消防本部に対する応援要請

単独の消防力で火災の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求めるよう知事に要請する。

2-4 海上交通の確保

町は、第八管区海上保安本部の行う航行の制限又は禁止、航行船舶の火気使用禁止、港内在泊船舶に対する移動命令、その他必要な交通規制等に協力する。さらに、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

2-5 災害広報等

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信活動

① 各種情報の収集・整理

情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、海上事案にあっては第八管区海上保安本部を中心に、各種情報を収集・整理する。また、発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

② 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

また、情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

報道機関からの問い合わせの集中に備え、総務課での対応のほか、各課の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第３節 航空災害対策計画

１ 災害予防

県及び関係機関と協力して、情報収集・伝達体制や応急活動体制の整備、資機材の整備等基本的な対策を推進し、航空災害発生時の効果的な応急対策に備える。

1-1 災害情報の収集・伝達体制の整備

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信設備の整備等

航空災害の発生時に事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集・報告するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

(2) 総合防災情報システムの活用

県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

1-2 災害応急活動体制の整備

◆担当部署【総務課】

航空災害の発生時に効果的な応急対策を実施できるよう、関係機関と連携して防災体制を整備する。

1-3 広域応援協力体制の整備

◆担当部署【総務課】

航空機事故発生時には、空港管理事務所、消防本部、警察機関、医療機関等、自衛隊、第八管区海上保安本部、航空会社及び航空関連会社等相互の連携体制が重要であることから、これらの機関と応急活動及び復旧活動に関し、平常より連携を強化しておく。また、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。

1-4 資機材の整備

◆担当部署【総務課】

関係機関は、防災装備や資機材等について、その備蓄状況を消防本部に連絡するとともに、消防及び医療機関の指導を受ける。

また、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

２ 災害応急対策

県及び関係機関と連携し、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとる。

2-1 災害情報等の収集・伝達

◆担当部署【総務課】

(1) 情報等の収集

県、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、ＦＡＸ等により収集する。また、海上自衛隊又は第八管区海上保安本部等に災害派遣要請を行い、航空機による上空からの目視、ヘリコプターのテレビ電送システムの活用、船艇を用いた監視等により情報を収集する。

その他、現地災害対策本部を設置したときの派遣職員等から、携帯電話、無線等により情報を収集する。

(2) 情報等の伝達

収集した災害情報や被災情報は、県に報告する。

2-2 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課】

(1) 町の活動体制の確立

迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

県、防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努める。

2-3 救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動

◆担当部署【総務課】

(1) 捜索

墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になる等航空災害発生のおそれがある場合、消防本部は県警察本部と協力して、ヘリコプター及び船舶等を活用し捜索活動を実施する。

捜索は、県及び防災関係機関と協力して、人命危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、周辺に飛散した航空機搭載燃料への引火により、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、市街地火災の延焼防止、人命救助及び避難誘導を重点的に実施する。

(2) 消火活動

① 消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

2-4 交通規制の実施

◆担当部署【総務課、環境整備課】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。また、第八管区海上保安本部は、必要に応じて船舶の交通を制限又は禁止する。

(ｱ) 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
(ｲ) う回路等の設定
(ｳ) 規制の標識等の明示
(ｴ) 規制の広報・周知
(ｵ) 規制の解除時における連絡

2-5 災害広報等

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信活動

① 各種情報の収集・整理

(ｱ) 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する
(ｲ) 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める

② 情報発信

(ｱ) 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する
(ｲ) 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

報道機関からの問い合わせの集中に備え、総務課での対応のほか、各課の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第４節 道路災害対策計画

１ 災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

1-1 道路の安全確保

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 道路交通情報の充実

気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

また、通行規制の道路災害情報については、正確かつ迅速に道路利用者に提供する手段を検討する。

(2) 道路施設等の整備

道路パトロールの実施や応急復旧体制の整備のほか、道路管理連絡員制度や道路防災ボランティア制度等の活用により、道路施設等の監視・点検体制の整備を県及び関係機関とともに推進する。

管理する道路について、各種点検により判明した危険箇所のうち危険度・緊急性の高い箇所から対策を進め、早急に対策事業を完了させ、道路における災害の予防のため必要な施設の整備をより一層推進する。

1-2 災害応急・復旧体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

① 関係機関相互の連携の確保

県、消防本部、警察機関、医師会等と連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。

② 通信体制の整備

(ｱ) 既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図るとともに、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う

(ｲ) 平常時において無線通信設備の点検を実施するとともに、県及び関係機関と連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段の整備を推進する

(ｳ) トンネル内における非常通報設備の整備を推進する

(2) 組織体制の整備

① 職員の体制

(ｱ) 事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する

(ｲ) 道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する

② 防災関係機関の相互連携体制の強化

(ｱ) 道路管理者相互において、応急・復旧活動にあたり確実に相互応援を行える体制を構築する

(ｲ) 警察機関及び自衛隊等との間で、災害時の協力体制や役割分担について事前協議を行う

(3) 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

① 救急・救助活動

必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材を検証し、整備を推進する。

② 医療救護活動

医師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社、消防本部等の、関係機関相互の連絡体制の整備に努める。

③ 消火活動

道路災害における消火活動について、沿道の消防署及び道路管理者等と平常時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えておく。

(4) 交通の確保・緊急輸送体制の整備

(ｱ) 災害時の円滑な交通規制の実施のため、浦郷警察署と関係機関との各種訓練等を通じ実効性を高めるよう努める

(ｲ) 発災後に交通規制が実施された場合における車両の運転者の義務について、浦郷警察署と連携し、広く周知するよう努める

(ｳ) 災害応急対策活動の円滑な推進のため、緊急通行車両の事前届出を行っておく

(5) 危険物等流出防除活動体制の整備

消防本部及び道路管理者においては、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう体制を整備、検証し、必要な資機材の整備を推進する。

(6) 応急復旧活動体制の整備

災害時の道路障害物除去や応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、必要な資器材を確保しておくとともに、建設業協会等との協定の締結等により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。

また、必要に応じて重要な施設の構造図等の資料整備を推進する。

1-3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

◆担当部署【総務課】

(1) 防災知識の普及・啓発

道路利用者に対する通常の交通安全に関する通常の広報のほか、防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、道路災害発生時における対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

２ 災害応急対策

道路構造物の被災等により災害が発生した場合、以下の応急対策を実施する。

2-1 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 事故情報等の連絡

各道路管理者と連携し、情報交換を迅速かつ的確に行う。

(2) 被害情報等の収集・伝達

自衛隊、県及び警察等、その時点で特に必要のある機関に対し、優先して詳細情報を伝達する。

2-2 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課】

(1) 町の活動体制の確立

迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等、必要な体制を速やかに確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

2-3 交通規制の実施

◆担当部署【総務課、環境整備課】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。

① 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
② う回路等の設定
③ 規制の標識等の明示
④ 規制の広報・周知
⑤ 規制の解除時における連絡

2-4 緊急輸送手段の確保

◆担当部署【総務課、環境整備課】

以下の点に留意し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施する。

① 輸送車両の確保順位（応急対策実施機関所有の車両、公共的団体の車両等を優先して確保）

② 車両に不足を生ずるときの、県トラック協会等への応援要請

③ 車両、船舶等の調達を要請するときの明示事項（物資の品名、数量、重量、区間、日時等）

2-5 危険物等流出に対する応急対策

◆担当部署【総務課】

浦郷警察署と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、人命救助活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

2-6 災害広報等

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信活動

① 各種情報の収集・整理

情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。また、発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

② 情報発信

(ｱ) 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制など、ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する

(ｲ) 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

報道機関からの問い合わせの集中に備え、総務課での対応のほか、各課の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

３ 災害復旧

3-1 復旧事業

◆担当部署【総務課、環境整備課】

あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。

復旧のための資機材や人員が不足する状況下においては、優先順位（第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施する等、規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

3-2 緊急点検

◆担当部署【総務課、環境整備課】

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。緊急点検の実施に当たっては、応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第５節 危険物等災害対策計画

１ 災害予防

危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

また、危険物等施設の管理者にあっては自主的な保安体制の強化に努める。

危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施し、復旧する場合には、万全な対策を講じ計画を実行する。

1-1 災害情報の収集・伝達体制の整備

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信設備の整備

(ｱ) 危険物等取扱い施設及び毒劇物取扱い施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る

(ｲ) 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する

(ｳ) 消防本部は迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する

(2) 総合防災情報システムの活用

県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

1-2 災害応急活動体制の整備

◆担当部署【総務課】

危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備する。

関係各課及び各危険物施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。

また、防災資機材の整備、及び防災訓練や広報誌等の活用により、防災知識の普及に努める。

２ 災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、以下の各種応急対策を実施する。

2-1 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【総務課】

危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関においてこれらの情報を共有化することが必要不可欠であるため、関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達する。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用する。また必要に応じ、防災ヘリを運用して情報収集を図る。

2-2 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課】

(1) 町の活動体制の確立

迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等、必要な体制を速やかに確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

2-3 危険物等の漏洩・拡大防止活動

◆担当部署【総務課】

危険物等が流出・漏洩した場合においては、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない等の場合、施設管理者は消防本部及び関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

2-4 救急・救助、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と消防本部等関係機関が協力して消火救難活動を実施する。

2-5 災害広報等

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信活動

① 各種情報の収集・整理

情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。また、発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

② 情報発信

(ｱ) 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制など、ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する

(ｲ) 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

報道機関からの問い合わせの集中に備え、総務課での対応のほか、各課の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

３ 災害復旧

3-1 復旧事業

◆担当部署【危険物等施設管理者】

被災した危険物等施設を復旧する場合にあっては、管理者は万全な再発防止策を講ずる。

3-2 緊急点検

◆担当部署【危険物等施設管理者】

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第６節 大規模火災対策計画

１ 災害予防

大規模火災による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。

1-1 大規模災害に強いまちづくり

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 災害に強いまちの形成

(ｱ) 防災環境を整備するため、新規開発に伴う指導・誘導により適正な土地利用を推進する

(ｲ) 防火地域等の指定、避難施設・避難路の確保、消防水利・防火水槽等の整備、オープンスペースの確保等の各種対策を推進する

(2) 大規模火災に対する建築物の安全化

大規模火災時には広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、防災基幹施設及びライフライン施設の被災による影響は極めて大きいため、大規模火災に強い公共施設等の整備を推進する。

1-2 災害応急・復旧体制の整備

◆担当部署【総務課、健康福祉課、環境整備課、教育委員会、関係各課】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

(ｱ) 住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、屋内告知端末、サイレン等の伝達手段を整備する

(ｲ) 火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、大規模火災に対応した県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る

(ｳ) 県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等のヘリテレ映像による被害情報等を関係機関が共有できるよう、情報の収集・伝達体制の整備を推進する

(ｴ) 関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る

(ｵ) 無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を推進する

(2) 災害応急活動体制の整備

(ｱ) 火災の規模に応じた各段階における参集配備体制について整備しておく

(ｲ) 大規模火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する

(3) 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

① 救急・救助活動

町及び消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、災害に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

② 医療救護活動

(ｱ) 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、県、町、消防本部は、医療関係機関などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

(ｲ) 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(4) 消火活動体制の整備

① 消防水利の整備

消火栓のほか、防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

② 自主防災組織等との連携

消防団、住民・自治会・自主防災組織等との災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。

③ 資機材の整備

消防団用の消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の整備を推進する。

④ 被害想定の実施

町域における大規模火災の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

⑤ 広域応援体制の整備

関係機関と協議し、広域応援体制を整備する。

(5) 避難収容活動体制の整備

① 避難体制の整備

(ｱ) 浦郷警察署等と連携し、避難計画の策定と避難体制の整備を行う

(ｲ) 策定した避難計画の内容を事前に住民へ周知するとともに、要配慮者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施等の避難対策を実施する

② 指定緊急避難場所の指定

町長は法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して必要があると認めるときは、次の点に留意し、必要な数・規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。

なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(ｱ) あらかじめ管理者の同意を得ておく

(ｲ) 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする

(ｳ) オープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める

③ 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、次の点に留意し、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。

なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

(ｱ) あらかじめ管理者の同意を得ておく

(ｲ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする

(ｳ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする

(ｴ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする

(ｵ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる

(ｶ) 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する

(ｷ) 避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る

1-3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

◆担当部署【総務課、教育委員会】

(1) 防災知識の普及・啓発活動

全国火災予防運動や防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

(2) 各種防災資料等の配布

県の実施する防災アセスメントを活用し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

(3) 防災訓練

(ｱ) 全国火災予防運動および防災週間等において、大規模火災を想定し、消防本部や町等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する

(ｲ) 地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る

(4) 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

2 災害応急対策

大規模火災が発生した場合、以下の各種応急対策を実施する。

2-1 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【総務課】

(1) 発災直後の災害情報の収集・伝達

(ｱ) 火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。なお、消防庁ほか関係省庁への連絡は、県及び県警察本部が行う

(ｲ) 関係機関は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する

2-2 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課】

(1) 町の活動体制の確立

迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合（空中消火活動を行う場合等）には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

2-3 消火活動

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 自主防災組織等との連携

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、町、消防本部等はそのための連絡調整に努める。

住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 応援要請等

町は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、他市町村の消防署等による消火活動の応援要請を実施する。

2-4 交通規制の実施

◆担当部署【総務課、環境整備課】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。

① 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底
② う回路等の設定
③ 規制の標識等の明示
④ 規制の広報・周知
⑤ 規制の解除時における連絡

2-5 緊急輸送手段の確保

◆担当部署【総務課】

次の点に留意し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施する。

① 輸送車両の確保順位（応急対策実施機関所有の車両、公共的団体の車両等を優先して確保）
② 車両に不足を生ずるときの、県トラック協会等への応援要請
③ 車両、船舶等の調達を要請するときの明示事項（物資の品名、数量、重量、区間、日時等）

2-6 避難収容活動

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

浦郷警察署と連携し､次の点に留意して地域住民に対する避難勧告･指示及び避難誘導を行う。

(ｱ) 火災現場から風上、風横にある避難施設を開設する
(ｲ) 避難は、火災現場の風下に位置する住民から要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする
(ｳ) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する
(ｴ) 消防団員、町職員等により避難者の実態の把握と避難場所の警戒に努める
(ｵ) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る

2-7 災害広報等

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信活動

① 各種情報の収集・整理

情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。

また、発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

② 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町、県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、総務課での対応のほか、各課での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

3 災害復旧・復興

◆担当部署【総務課、環境整備課ほか関係機関等】

県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン関係機関及び交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第７節 林野火災対策計画

１ 災害予防

近年、森林レクリエーション等で山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨て等による出火の危険性が高まっている。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止又は軽減し、復旧を図るために以下の対策を推進する。

1-1 林野火災に強い地域づくり

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 林野火災に強い森林の造成

(ｱ) 森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、渓流沿い等において、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する

(ｲ) 下刈の励行、除伐・間伐を行うことにより林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める

(ｳ) 消防車両が進入できる林道の整備を推進するとともに、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく

(2) 消防水利の整備

(ｱ) 防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び海水、河川水等の自然水利、ため池等の活用等により、消防水利の多様化及び適正配置に努める

(3) 住宅地開発における指導

(ｱ) 林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（おおむね 10m未満）し、相互の延焼危険性が高くならないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する

(ｲ) 必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と 2 方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する

1-2 災害応急・復旧体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課、健康福祉課】

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

(ｱ) 住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、屋内告知端末、サイレン等の伝達手段を整備する

(ｲ) 火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、林野火災に対応した県総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る

(ｳ) 関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る

(ｴ) 無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制につ

いて、より一層の整備を推進するとともに、特に山間部における災害時の無線通信手段の確保に努める

(2) 災害応急活動体制の整備

林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合等、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。また、林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(3) 救急・救助、医療体制の整備

林野火災に対応した救急救助・医療用資機材等を検証し、整備を推進する。

(4) 消火活動体制の整備

① 空中消火体制

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び益田広域消防本部において資機材の配備等がなされている。このため、県、県警察本部、自衛隊及び消防本部による空中消火体制活動をより積極的に推進する。

また、効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておく。

② 自主防災組織等との連携

消防団、住民・自治会・自主防災組織等との災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。特に、火災の通報や家屋への予備注水等の初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう配慮する。

③ 資機材の整備

消防本部は、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の資機材の整備を進める。

④ 林野火災防御図の作成

町は、林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防水利などの情報を記入した林野火災防御図の作成を検討する。

⑤ 残火処理体制

大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所の発見に努め適切に対処する必要があるが、必要に応じ空中からの赤外線写真を利用する方法等を検討する。

(5) 避難収容活動体制の整備

① 避難体制の整備

(ｱ) 町は避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める

(ｲ) 浦郷警察署等と連携し、避難計画の策定と避難体制の整備を行う

(ｳ) 策定した避難計画の内容を事前に住民へ周知するとともに、要配慮者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施等の避難対策を実施する

② 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数・規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

(ｱ) あらかじめ管理者の同意を得ておく

(ｲ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする

(ｳ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する

(ｴ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する

(6) 広域応援体制

大規模林野火災発生時の広域応援体制について検討する。

(7) 二次災害の防止活動

(ｱ) 林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織、マニュアル等の整備を図る

(ｲ) 流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する

1-3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

◆担当部署【環境整備課】

林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火気取扱いのマナー等林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

また、林業関係者等関係機関と林野火災を想定した防災訓練の実施を検討する。

２ 災害応急対策

林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。

2-1 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【総務課】

(1) 情報の収集・連絡体制の確立

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。なお、消防庁、環境省及び林野庁への連絡は県が行う。

(2) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターのテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

2-2 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課】

(1) 町の活動体制の確立

迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策本部の設置等必要な体制を速やかに確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合（空中消火活動を行う場合等）には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

2-3 救急・救助及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

町は、救出・救助活動の必要性が判明した場合、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

また、所轄する組織で救助・救急活動の実施が困難と予想される場合においては、県に広域応援要請を行う。

(2) 医療救護活動

町は、林野火災にともなう傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

2-4 消火活動

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 自主防災組織等との連携

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、町、消防本部等はそのための連絡調整に努める。

住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 応援要請等

町は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、他市町村の消防署等による消火活動の応援要請を実施する。

2-5 交通規制の実施

◆担当部署【総務課、環境整備課】

交通渋滞の発生による救急・救助、消火活動等の支障を防ぐため、次の点に留意し迅速かつ適切に交通規制を実施する。

(ｱ) 道路管理者と警察機関の相互連絡の徹底

・う回路等の設定
・規制の標識等の明示
・規制の広報・周知
・規制の解除時における連絡

2-6 緊急輸送手段の確保

◆担当部署【総務課、環境整備課】

以下の点に留意し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施する。

(ｱ) 輸送車両の確保順位（応急対策実施機関所有の車両、公共的団体の車両等を優先して確保）

・車両に不足を生ずるときの、県トラック協会等への応援要請
・車両、船舶等の調達を要請するときの明示事項（物資の品名、数量、重量、区間、日時等）

2-7 避難収容活動

◆担当部署【総務課】

浦郷警察署と連携し、次の点に留意して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導を行う。

(ｱ) 火災現場から風上、風横にある避難施設を開設する

・避難は、火災現場の風下に位置する住民から要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする

・避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する

・消防団員、町職員等により避難者の実態の把握と避難場所の警戒に努める

2-8 災害広報等

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信活動

① 各種情報の収集・整理

(ｱ) 情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する

(ｲ) 発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める

② 情報発信

(ｱ) 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報を防災無線、インターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する

(ｲ) 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

報道機関からの問い合わせの集中に備え、総務課での対応のほか、各課の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

2-9 二次災害の防止活動等

◆担当部署【環境整備課】

(1) 治山事業等

降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境等への対応

林野火災による被害が国立公園等の自然環境に及んだ場合、県の行う応急・復旧措置が円滑に実施されるよう配慮し協力する。

３ 災害復旧

◆担当部署【総務課、環境整備課】

県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援するとともに、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第８節 雪害対策計画

１ 災害予防

豪雪時には交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の発生が予想される。このため、以下の予防対策を実施する。

1-1 雪害に強いまちづくり

◆担当部署【環境整備課、健康福祉課】

(1) 除雪体制の整備

① 道路除雪体制

積雪時における除雪については、道路交通の確保のため直営及び業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保に努める。

また、県・町の各道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画を作成する。

② 除雪支援体制

地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、町社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な避難行動要支援者支援対策として、平常時から、住居等の状況の把握に努め、必要に応じて、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備を行う。

(2) 凍結防止対策

橋梁、日陰のカーブ又は勾配の急な場所等、特に凍結の起こりやすい箇所及び危険な箇所に、事前に凍結防止材を設置する。

また、路線バスには凍結防止材を積込み、凍結が予想される場合に散布を行う等の措置を講ずる。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

町の管理する上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設、コンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講ずるとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 雪害に対する建築物の安全性の確保

フェリーターミナル等、不特定多数の者が使用する施設、住宅、学校、行政関係施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

また、庁舎、災害拠点医療機関等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

1-2 災害応急・復旧体制の整備

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 災害発生直前の体制整備

① 警戒・避難体制の整備

雪崩危険個所を監視する体制の整備を推進するとともに、雪崩が発生する危険のある場合等の避難勧告・指示や気象警報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講ずる。

② 住民の避難誘導体制の整備

積雪、融雪等に配慮した避難施設・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施等避難誘導活動のための対策を実施する。特に、高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より情報の把握・共有を行い、避難誘導体制の整備を図る。

(2) 災害発生直後の情報収集・伝達体制の整備

① 情報連携体制の整備

関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも迅速かつ確実に対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

② 画像情報の収集・連絡システムの整備

総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等においてヘリテレ映像を共有できるよう画像情報伝達体制の整備が図られているが、町、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

③ 通信体制の整備

各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。

また、無線設備の点検を実施し、平常時において連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段確保のための対策を推進する。

(3) 災害応急活動体制の整備

① 職員の体制

(ｱ) 事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する

(ｲ) 雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する

② 防災関係機関相互の連携体制

「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」の内容を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に、県、町による食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができるような体制にしていくことを検討する。

(4) 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

① 救急・救助活動

町は、地区住民、県及び消防本部と連携して、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや雪害を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

② 医療救護活動

(ｱ) 関係機関の連携体制の整備

町及び消防本部は、医療救護活動において、県、医療関係機関と相互に連携を図り、医療救護体制の整備に努める

(ｲ) 医薬品、医療用資器材等の整備

町は、各関係機関と連携して、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、雪害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める

(5) 緊急輸送活動体制の整備

(ｱ) 浦郷警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討する

(ｲ) 雪害時における孤立予想地区に連絡するアクセス道路において、除雪体制の整備等必要な交通路を確保するための対策を講ずる

(6) 避難収容活動体制の整備

① 避難体制の整備

浦郷警察署等と連携し、避難計画の策定と避難体制の整備を行う。なお、積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設を避難所として指定する。

また、策定した避難計画の内容を事前に住民へ周知するとともに、要配慮者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施等の避難対策を実施する。

② 指定緊急避難場所の指定

町長は法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して必要があると認めるときは、次の点に留意し、必要な数・規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。

なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(ｱ) あらかじめ管理者の同意を得ておく

(ｲ) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする

(ｳ) 積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離･時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする

③ 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、次の点に留意し、必要な数・規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。

なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

(ｱ) あらかじめ管理者の同意を得ておく

(ｲ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする

(ｳ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする

(ｴ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする

(ｵ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる

(ｶ) 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する

(ｷ) 避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る

④ 応急仮設住宅

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(7) 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

ライフライン機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が発生した場合に、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策等を考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

町の所管する施設のうち、特にライフライン施設については、事前の被害状況の予測・把握及び緊急時の応急復旧体制についてあらかじめ検討を行う。

1-3 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 防災知識の普及・啓発

① 雪害に関する普及・啓発

住民に対し、積雪時の歩行中の転倒、落雪による傷害の発生等雪による危険についての周知を図る。

② 自主的な除雪活動等の普及

自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討する。

(2) 防災訓練の実施

県の実施する防災訓練に協力する。

２ 災害応急対策

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の予防、被害軽減のため、関係機関は相互に連携し、住民と一体となった総合的な対策を講ずる。

また、雪害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、情報伝達や適切な避難誘導等の災害発生直前の対策が重要になる。雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するので、それぞれの特性に応じた対策が必要になる。

2-1 災害発生直前の対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

県から受けた気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等を、関係機関等必要な機関に伝達する。関係機関相互において、迅速で円滑な伝達に努める。

また、特別警報については、直ちに関係機関等に対し伝達し、町は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

(2) 雪崩に対する警戒・監視

町は、連携し迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落としなどの応急措置により事前に危険を排除する。また、町は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講ずる。

(3) 除雪作業についての注意喚起

雪下ろしをはじめとする除雪作業には多くの危険が伴うため、町は、作業中の安全対策等について、様々な広報媒体を利用して住民に注意喚起を行う。

(4) 住民に対する避難誘導

町は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難勧告・指示等を行い適切な避難誘導を実施する。

2-2 災害情報の収集・伝達

◆担当部署【総務課】

(1) 被害情報の収集・伝達及び被害規模の早期把握

災害の発生直後において、人的被害の状況、建築物の被害情報等を収集し、県総合防災情報システム等により県に連絡する。

人的被害のうち行方不明者数については、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該市町村又は県（外国人のうちの旅行者等の住民登録対象外の者については外務省）

に連絡する。

(2) 交通情報の伝達

県が県総合防災情報システムを活用して行う雪害による交通情報の提供について、円滑に実施されるよう必要な協力を行う。

(3) 航空機・ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターのテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

2-3 災害応急活動体制の確立

◆担当部署【総務課】

(1) 町の活動体制の確立

災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講ずる。なお、被害の規模により災害対策本部の設置には至らないが応急対策が必要な場合等については、風水害に準じ必要な体制をとる。

(2) 県、関係機関及び周辺自治体との応援協力体制の確立

被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、県及び他の市町村、消防本部に応援要請を行い、国等とも連携して広域的な応援体制を迅速に確立し、必要な場合、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他市町村等の応援によっても対処することが困難と予想される場合には、自衛隊の災害派遣を県に対し要請する。

2-4 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 除雪

(ｱ) 道路除雪において、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、あらかじめ定められたマニュアルにより、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める

(ｲ) 除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する

(ｳ) 住民への広報等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう、町民へ広報する

(2) 雪崩災害の防止

(ｱ) 県と連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩等の応急措置を講ずる

(ｲ) 避難勧告・指示の必要を認めた場合は、危険箇所の住民等に対し必要な措置を講ずる

2-5 災害救助法の適用

平年に比して異常豪雪で、積雪量が多く、又は短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合は、災害救助法を適用し、障害物の除去としての住宅の除雪等の救助を行う。

2-6 救急・救助及び医療救護活動

(1) 救急・救助活動

町及び消防本部は、相互に連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

なお、町及び消防本部のみで救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

(2) 医療救護活動

町及び消防本部は、医療関係機関と連携を図りながら、雪害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

2-7 交通確保・緊急輸送活動

◆担当部署【総務課、環境整備課、施設所管課】

(ｱ) 救援体制及び緊急輸送を確保するために県及び県警察本部が行う一般車両の交通規制の実施にあたり、必要な協力を行う

(ｲ) 被害の状況、緊急度及び重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧及び輸送活動を行う

(ｳ) 道路、港湾・漁港及び広域輸送拠点等を確保するため、各施設の管理者等は必要な連絡をとりながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する

2-8 避難収容活動

◆担当部署【総務課】

(ｱ) 地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導の実施に当たっては、県警察本部及び消防団等と連携し、雪崩災害等の危険及び孤立地区の対策を考慮のうえ避難場所及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る

(ｲ) 避難住民を収容する避難施設及び応急仮設住宅の設置に当たっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者等について配慮する

2-9 災害広報等

◆担当部署【総務課】

(1) 情報通信活動

① 各種情報の収集・整理

情報収集系統に混乱が生じないよう配慮のうえ、各種情報を収集・整理する。また、発災初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、正確な情報の収集に努める。

② 情報発信

(ｱ) 災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制など、ニーズに応じた情報を防災無線、インターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する

(ｲ) 情報の公表及び広報活動の際には、関係機関相互間において相互に連絡をとり実施する

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

報道機関からの問い合わせの集中に備え、総務課での対応のほか、各課の広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

３ 災害復旧・復興

3-1 被災施設の復旧等

◆担当部署【総務課、環境整備課ほか関係機関等】

県及び関係機関と連携し、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン関係機関及び交通輸送関係機関等は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

3-2 被災者の生活再建等の支援

◆担当部署【総務課、健康福祉課】

雪害発生時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻等が生じることを踏まえ、県及び防災関係機関等と協力し、生活再建等の支援を行う。

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援

第 4 章 第 2 節 生活再建等支援対策の実施　参照。

(2) 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

第 4 章 第 2 節 生活再建等支援対策の実施　参照。

(3) その他の生活再建等の支援方策

第 4 章 第 2 節 生活再建等支援対策の実施　参照。

第９節 ライフライン災害対策計画

１ 災害予防

第 2 章 第 4 節 建築物・土木施設災害の予防　参照。

２ 災害応急対策

第 3 章 第 17 節 ライフライン施設等の応急復旧　参照。

３ 災害復旧

3-1 復旧事業

◆担当部署【環境整備課、各ライフライン施設の管理者】

ライフライン施設管理者は被災した施設を復旧するに当たっては、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び関係業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

また、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3-2 再発防止

◆担当部署【環境整備課、各ライフライン施設の管理者】

被災施設の復旧に当たっては現状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

海士町地域防災計画

Ⅱ．　震災編

(地震災害対策計画)

(津波災害対策計画)

震災編（地震災害対策計画）

◆　第１章　総則

第１節 計画の概要 ----------1
１ 計画の目的 ----------1
２ 計画の性格 ----------1
第２節 計画の方針 ----------2
１ 震災対策の基本的な考え方 ----------2
２ 地震及び津波対策における基本的な課題 ----------2
３ 計画の目標 ----------3
第３節 地震防災環境 ----------4
１ 地震災害履歴 ----------4
第４節 地震・津波の想定 ----------5
１ 津波災害の想定 ----------5
第５節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱 ----------7

◆　第２章　予防計画

第１節 地盤災害の予防 ----------8
１ 基本的な考え方 ----------8
２ 液状化危険地域の予防対策 ----------8
第２節 建築物･公共土木施設災害の予防 ----------10
１ 基本的な考え方 ----------10
２ 建築物の耐震化の推進 ----------10
３ まちの不燃化 ----------11
４ ライフライン施設の安全化 ----------11
５ 交通施設の安全化 ----------13
６ 文教施設の安全化 ----------13
７ その他の公共土木施設の安全化 ----------13
第３節 危険物施設等の安全対策 ----------14
１ 基本的な考え方 ----------14
２ 消防法に定める危険物施設の予防対策 ----------14
３ 高圧ガス施設の予防対策 ----------14
４ 火薬類施設の予防対策 ----------15
５ 毒劇物取扱い施設の保安対策 ----------15
第４節 農林漁業施設災害の予防 ----------16
１ 基本的な考え方 ----------16
２ 農業施設災害の防止対策 ----------16
３ 漁業施設災害の防止対策 ----------16
第５節 防災活動体制の整備 ----------17
１ 基本的な考え方 ----------17

第６節 情報管理及び広報体制の整備 ----------18
１ 基本的な考え方 ----------18
２ 情報通信設備の整備 ----------18
３ 広報体制の整備 ----------18
第７節 避難予防対策 ----------19
１ 基本的な考え方 ----------19
第８節 火災予防 ----------20
１ 基本的な考え方 ----------20
２ 出火防止 ----------20
３ 初期消火力の向上 ----------20
第９節 救急･救助体制の整備 ----------21
１ 救急･救助用資機材等の整備 ----------21
第１０節 医療体制の整備 ----------22
第１１節 交通確保･規制体制の整備 ----------23
第１２節 輸送体制の整備 ----------24
１ 基本的な考え方 ----------24
第１３節 防災施設･装備等の整備 ----------25
第１４節 食料･飲料水及び生活必需品等確保･供給体制の整備 ----------26
第１５節 廃棄物等の処理体制の整備 ----------27
第１６節 防疫･保健衛生体制の整備 ----------28
第１７節 消防団及び自主防災組織等の育成強化 ----------29
１ 消防団及び自主防災組織の育成強化 ----------29
２ 事業所等の防災組織の育成強化 ----------29
第１８節 災害ボランティア活動環境の整備 ----------30
第１９節 防災教育 ----------31
１ 基本的な考え方 ----------31
２ 職員に対する防災教育 ----------31
３ 町民に対する防災教育 ----------31
４ 学校教育における防災教育 ----------33
５ 防災上重要な施設の職員等に対する教育 ----------33
６ 事業所における防災の推進 ----------33
７ 災害教訓の伝承 ----------34
第２０節 防災訓練 ----------35
１ 基本的な考え方 ----------35
２ 総合防災訓練 ----------35
３ 個別訓練 ----------35
４ シミュレーション訓練 ----------36
第２１節 要配慮者の安全確保体制の整備 ----------37
第２２節 孤立防止対策 ----------38

◆　第３章　応急対策計画

第１節 応急活動体制 ----------39
１ 基本的な考え方 ----------39
２ 応急活動体制の基準 ----------39
３ 災害警戒本部設置の体制 ----------40
４ 災害対策本部設置の体制 ----------40
５ 動員計画 ----------40
６ 労働力の確保 ----------41
７ 県防災ヘリの活用 ----------41
第２節 災害情報の収集･伝達 ----------42
１ 基本的な考え方 ----------42
２ 情報管理体制の確立 ----------42
３ 地震情報の収集･伝達 ----------43
４ 被害情報等の収集･伝達 ----------43
第３節 災害広報 ----------44
１ 基本的な考え方 ----------44
２ 町による災害広報の実施 ----------44
３ 防災関係機関による災害広報の実施 ----------44
４ 住民等からの問い合わせに対する対応 ----------44
第４節 広域応援体制 ----------45
第５節 自衛隊の災害派遣体制 ----------46
第６節 海上保安庁への応援協力体制 ----------47
第７節 災害救助法の適用 ----------48
第８節 避難活動 ----------49
１ 基本的な考え方 ----------49
第９節 消防活動 ----------50
第１０節 救急･救助活動 ----------51
第１１節 医療救護 ----------52
１ 基本的な考え方 ----------52
第１２節 警備活動 ----------53
第１３節 交通確保、規制 ----------54
第１４節 緊急輸送 ----------55
第１５節 浸水対策 ----------56
１ 基本的な考え方 ----------56
２ 水防体制の確立 ----------56
３ 浸水被害の拡大防止 ----------56
第１６節 土砂災害対策 ----------57
１ 基本的な考え方 ----------57
第１７節 ライフライン施設等の応急復旧 ----------58

１　建築物及び宅地の応急対策 ----------58
２　危険物施設の応急対策 ----------59
３　ライフライン施設の応急対策 ----------60
第１８節　要配慮者の安全確保 ----------61
第１９節　孤立地区対策 ----------62
１　基本的な考え方 ----------62
第２０節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給 ----------63
第２１節　災害ボランティアの受け入れ、支援 ----------64
第２２節　文教対策 ----------65
第２３節　廃棄物等の処理 ----------66
第２４節　防疫･保健衛生、環境衛生対策 ----------67
第２５節　遺体の捜索、処理及び埋･火葬 ----------68
第２６節　住宅確保及び応急対策 ----------69
第２７節　農林漁業関係被害の拡大防止 ----------70
１　基本的な考え方 ----------70

◆　第４章　復旧・復興計画
第１節　災害復旧・復興事業の実施 ----------71
第２節　生活再建等支援対策の実施 ----------72
第３節　激甚災害の指定 ----------73

震災編（津波災害対策計画）

◆　第１章　予防計画

第１節 津波災害の予防 ----------74
１ 基本的な考え方 ----------74
２ 津波災害対策の想定 ----------74
３ 海岸保全事業の推進 ----------74
４ 津波に強いまちづくり ----------75
第２節 情報伝達体制の整備 ----------77
１ 基本的な考え方 ----------77
２ 津波監視体制の確立 ----------77
３ 津波監視、情報伝達体制の整備 ----------77
４ 予報及び警報等伝達体制の整備 ----------78
５ 総合防災情報システムの運用体制の整備 ----------78
６ 災害広報体制等の整備 ----------78
第３節 防災活動体制の整備 ----------79
第４節 防災施設、装備等の整備 ----------80
第５節 孤立地区対策 ----------81
第６節 避難予防対策 ----------82
１ 基本的な考え方 ----------82
２ 避難計画の作成 ----------83
３ 避難誘導体制の整備 ----------84
４ 避難所等の選定、確保及び周知 ----------86
第７節 救急･救助体制の整備 ----------88
第８節 医療体制の整備 ----------89
第９節 交通確保・規制体制の整備 ----------90
第１０節 輸送体制の整備 ----------91
第１１節 食料･飲料水･生活必需品･防災資機材の確保･供給体制の整備 ----------92
第１２節 要配慮者等安全確保体制の整備 ----------93
第１３節 廃棄物等の処理体制の整備 ----------94
第１４節 防疫・保健衛生体制の整備 ----------95
第１５節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化 ----------96
１ 防災活動及び避難誘導等における安全確保 ----------96
第１６節 防災教育 ----------97
１ 基本的な考え方 ----------97
２ 職員に対する防災教育 ----------97
３ 町民に対する防災教育 ----------97
４ 学校教育における防災教育 ----------100
５ 防災上重要な施設の職員等に対する教育 ----------101
６ 事業所における防災の推進 ----------101

７　災害教訓の伝承 ----------101
第１７節　防災訓練 ----------102
１　津波防災訓練 ----------102

◆　第２章　応急対策計画

第１節　応急活動体制 ----------103
１　応急活動体制 ----------103
第２節　災害情報の収集 ----------104
１　基本的な考え方 ----------104
２　津波情報の種類 ----------104
３　津波に関する情報の伝達系統及び方法 ----------108
第３節　災害広報計画 ----------109
１　基本的な考え方 ----------109
２　町による広報の実施 ----------109
第４節　広域応援体制 ----------111
第５節　自衛隊の災害派遣体制 ----------112
第６節　海上保安庁への応援協力体制 ----------113
第７節　災害救助法の適用 ----------114
第８節　避難計画 ----------115
１　基本的な考え方 ----------115
２　要避難状況の早期把握・判断 ----------115
３　避難勧告・指示の実施 ----------116
４　避難の方法 ----------116
第９節　消防活動 ----------117
第１０節　救急・救助計画 ----------118
１　基本的な考え方 ----------118
第１１節　医療計画 ----------119
第１２節　警備計画 ----------120
第１３節　交通確保・規制計画 ----------121
第１４節　緊急輸送計画 ----------122
第１５節　ライフライン施設等の応急復旧計画 ----------123
第１６節　要配慮者の安全確保と支援体制 ----------124
第１７節　食料、飲料水、生活必需品等の供給計画 ----------125
第１８節　文教対策計画 ----------126
第１９節　廃棄物処理対策 ----------127
第２０節　防疫・保健衛生等に関する活動 ----------128
第２１節　遺体の捜索・処理及び埋・火葬 ----------129
第２２節　農作物、家畜及び関連施設の応急対策 ----------130
第２３節　河川施設及びその他の公共施設の応急対策 ----------131

第２４節 住宅確保及び応急復旧計画 ----------132

◆　**第３章 復旧・復興計画**

第１節 災害復旧・復興事業の実施 ----------133
第２節 生活再建等支援対策の実施 ----------134
第３節 激甚災害の指定 ----------135

海士町地域防災計画

Ⅱ．　震災編

(地震災害対策計画)

震災編（地震災害対策計画）

◆　第１章　総則

第１節 計画の概要

１ 計画の目的

この計画は、地震災害発生時に、本町並びにその他の防災関係機関が、応急対策を計画的、有機的に実施するにあたり必要な基本的事項を総合的に定め、もって、震災から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、本総則が「津波災害対策編」の総則を兼ねるが、津波災害の計画は「津波災害対策編」に定める。

２ 計画の性格

2-1 計画について

この計画は、海士町地域の防災対策に関する基本的計画であって、各種の防災に関する計画は、本計画の一環として体系づけるものである。

また、この計画は、町が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱をも掲げて、これらを総合化したものである。

本計画は、震災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本町が行うべき各種対策を「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の時系列ごとに配置している。

本計画の全体構成及び主な内容は、次のとおり。

以下、基本計画編（第１章 総則 第１節）に準ずる。

第２節 計画の方針

基本計画編（第１章　総則 第２節）に準ずる。なお、地震災害対策においては、以下の点に留意する。

１ 震災対策の基本的な考え方

平成７年１月 17 日に発生した「阪神・淡路大震災」は、6,430 余名もの尊い命を奪うとともに、被災地域に大きな痕跡を残した。また、平成 23 年３月 11 日に発生した「東日本大震災」（M9.0）は日本観測史上最大の地震となり、場所によっては波高 10m 以上、最大遡上高 40.1m にも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。こうした地震災害から町民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、これら既往の大災害から得られた数多くの教訓・課題を礎として、防災関係機関等の協力を得ながらあらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。

本町における震災対策に関する基本的な課題を踏まえ、以下に基本方針等を設定した。

２ 地震及び津波対策における基本的な課題

本町は、自然条件及び市街地形成過程等からみて、津波による災害の発生原因を内包している。これらの災害防止と町民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関等の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。

2-1 地震及び津波への対応

本町は、日本海に存する離島の町であり周囲を海に囲まれていることから、地震の震動による被害だけでなく、津波による災害を被る可能性が高い。過去にも、昭和 58 年の日本海中部地震の際、菱浦地区において津波による床上浸水等の被害が発生している。

2-2 火災への対応

東日本大震災では津波による住宅の損傷等により火災が発生しており、海岸部の木造老朽住宅の密集地には幅員の狭い道路が多く、災害時に消防活動の困難な区域が発生するおそれがある。

３ 計画の目標

地域防災力の向上にあたっては、上記の基本的な課題や本町における防災環境等を踏まえ、本町の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。

本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の項目を定める。

3-1 災害に強い島づくりの推進

① 避難場所の周知と防災訓練の実施
② 町全体や地区ごとの指示体制の確立
③ 防災無線の定期的なメンテナンスとデジタル化の検討
④ 備蓄倉庫等の整備の推進

3-2 火災に強い島づくり、地域づくりの推進

① 消火栓や防火水槽など消防設備の維持
② 地域での消化訓練の定期的な実施
③ 消防団員の知識向上の機会の創出
④ 消防団活動の充実と広域消防署との連携強化

第３節 地震防災環境

基本計画編（第１章 総則 第３節）に準ずる。なお、地震災害対策においては、以下の点に留意する。

１ 地震災害履歴

1-1 島根県における既往の地震災害

島根県内において過去に発生した（又は影響を及ぼした）地震のうち、被害の大きかったものは次のとおり。

既往の地震災害における島根県の被害状況

災害発生 年 月 日	北 緯 東 経	規 模 (ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	震 央 地 名 （ 地 震 名 ）	人的被害(人)		住 宅 被 害（棟）			
				死者	負傷	全壊	半壊	一部損壊	浸水
1872.3.14 明治５年	35° 15.0′ 132° 01.0′	7.1 ±0.2	島根県西部沿岸 (浜田地震)	551	582	4,506	6,072		
1964.6.16 昭和 39 年	38° 22.2′ 139° 12.7′	7.5	新潟県沖 (新潟地震)					38	床下１
1977.5.2 昭和 52 年	35° 09.0′ 132° 42.0′	5.6	島根県東部			被害 107			
1978.6.4 昭和 53 年	35° 05.0′ 132° 42.0′	6.1	島根県東部				29	39	
1983.5.26 昭和 58 年	40° 21.6′ 139° 04.4′	7.7	秋田県沖 (昭和 58 年(1983 年)日本海中部地震)		5				床上 152 床下 279
1991.8.28 平成３年	35° 19.4′ 133° 11.2′	5.9	島根県東部						
1993.7.12 平成５年	42° 46.9′ 139° 10.8′	7.8	北海道南西沖 (平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震)						床上 5 床下 78
2000.10.6 平成 12 年	35° 16.4′ 133° 20.9′	7.3	鳥取県西部 (平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震)		11	34	576		
2001.3.24 平成 13 年	34° 07.9′ 132° 41.6′	6.7	安芸灘 (平成 13 年(2001 年)芸予地震)		3			10	

（注）島根県地域防災計画(震災編)「地震災害履歴」より、主な事項を抜粋した。

1-2 本町における近年の津波災害による被害状況

(1) 日本海中部地震（昭和 58 年５月 26 日）

本町において、床上・床下浸水、船舶・漁具・養殖被害、道路、漁港港湾、砂防施設被害等、多大の被害が生じた。

第４節 地震・津波の想定

１ 津波災害の想定

「島根県地震被害想定調査」が実施され、以下に示す９の地震が想定された。

【陸域の地震】

① 宍道断層の地震

② 宍道湖南方の地震

③ 大田市西南方の地震

④ 浜田市沿岸の地震

⑤ 弥栄断層帯の地震

【海域の地震】

⑥ 佐渡島北方沖の地震

⑦ 出雲市沖合の地震

⑧ 浜田市沖合の地震

⑨ 隠岐北西沖の地震

想定の結果、佐渡北方沖（参考 M8.01）を震源とする地震による津波波高が最も高くなり12.02m、最大津波の到達時間は約 160 分、最大波が最も早く到達する地震は、出雲市沖合(断層南傾斜)を震源とする地震で、津波の最大波高は約 1.99m、最大津波の到達時間は約 75 分という結果が出ている。

但し、シミュレーションは特定の条件の下での想定であり、想定以上の津波が来る可能性には注意しなければいけない。

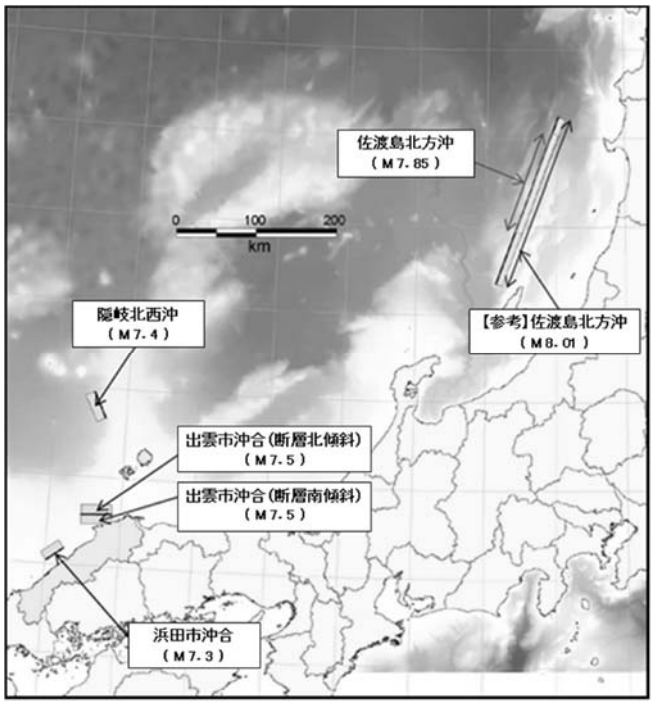

海士町での最大波高・到達時間

想 定 断 層	最大津波の地点	最大津波の高さ	最大津波の到達時間
佐渡島北方沖	明屋海岸	９．４７ｍ	１６２分
佐渡島北方沖 （参考値）	明屋海岸	１２．０２ｍ	１６２分
出雲市沖合 （断層北傾斜）	諏訪港 （諏訪川河口付近）	２．１１ｍ	８７分
出雲市沖合 （断層南傾斜）	菱浦漁港	１．９９ｍ	７５分
浜田市沖合	諏訪港 （境川河口付近）	０．９６ｍ	３３８分
隠岐北西沖	知々井港	２．０４ｍ	１４９分

※島根県津波避難計画策定指針　資料編（3）参考資料より

本町の地理的位置等により、島根県の想定している地震では津波による被害の他は、大きな被害は想定されていない。しかし、いつ想定を超える地震が発生しないとは言えない状況であり、本町でも地震災害に備えておかなければならない。

第５節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

基本計画編（第１章 総則 第４節）に準ずる。

震災編（地震災害対策計画）

◆　第２章　予防計画

第１節 地盤災害の予防

１ 基本的な考え方

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には、適正な土地利用を推進するとともに、土砂災害のおそれがある地域における被害軽減対策を実施する必要がある。

なお、震災後は地盤が緩んでいるため、風水害等の他の自然条件によっても土砂災害が発生しやすくなるため、二次災害の防止に向け、危険箇所の点検、降雨時の警戒基準の変更等を行う必要がある。

地盤災害の予防については、基本計画編（第２章 予防計画 第２節）に準ずる。

なお液状化対策についは以下の点に留意する。

２ 液状化危険地域の予防対策

◆担当部署【環境整備課、地産地商課】

2-1 液状化現象の調査研究

町の北東から南西にかけて沖積平野が広がっており、震災時には地盤の液状化現象が発生し、建築物及び地下埋設物に被害をもたらす可能性がある。

地盤の液状化現象に関する調査研究について、県、大学及び各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の各種資料の整備に努める。

2-2 液状化対策工法の指導

震災時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して以下の工法をはじめとする各種工法を、設置主体者及び設計者に対して普及させ施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設、橋梁及び下水道施設等）

地盤改良による工法と、構造物により対応する方法とがある。それぞれの概要は次のとおり。

	概要	代表的工法
地盤改良による工法	地盤を液状化しない材料と入れ替える工法	置換工法
	振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法	サンドコンパクション工法
	押さえ盛土により地盤を過圧密にする工法	盛土工法
	地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法	深層混合処理工法
	地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法	グラベルドレーン工法
構造物により対応する方法	構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法	連壁工法
	支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増し等、既設構造物の耐力を増す方法等	支持工法及び補強工法

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては地盤改良工法が有効であるが、液状化現象の発生時に建築物が大きな被害を受けないよう、建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

種別	概要	代表的工法
改良	置き換え、締固め、固化等有効な地盤改良を行う	置換工法、サンドコンパクション工法、深層混合処理工法
荷重分散	基礎を一体の鉄筋コンクリート造にし、接地荷重を分散し小さくする	布基礎、べた基礎等
支持	基礎杭を用いる	支持杭

(3) 地下埋設物

管路に施す工法と、地盤改良工法の二つに大別される。それぞれの工法の概要は次のとおり。

(ｱ) 管路に施す工法

・既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置及び地盤改良対策の推進を図る

・管渠の設計に先立ち、土質調査又は既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す

・ダクタイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継ぎ手等管路の耐震性向上に努める

・管渠の接続部には、可とう性継ぎ手を用いることにより耐震性の向上を図る

・ガス管においては、ポリエチレン管への切替を推進し、耐震性向上に努める

(ｲ) 地盤改良による工法

（土木施設構造物に対する対策工法と同じ）

第２節 建築物･公共土木施設災害の予防

１ 基本的な考え方

地震発生時の応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、港湾、その他の公共土木施設並びに文教施設において、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針の策定等により、耐震化･不燃化を促進し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講ずる。

２ 建築物の耐震化の推進

2-1 耐震化推進体制の整備と一般住宅の耐震化

◆担当部署【総務課】

(ｱ) 耐震診断･耐震改修及び応急危険度判定や、被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため、講習会の開催や情報の提供を行う。

(ｲ) 災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発･実施方策等について、平素より建築関連団体との協力･支援体制を整備し情報交換等を行う。

(ｳ) 地震に対する建築防災に関して、情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置等を行い、町民や建築技術者の意識の啓発と一般建築物の耐震化を促進する。

2-2 防災上重要な建築物･不特定多数の人が利用する建築物の耐震化

◆担当部署【総務課、教育委員会】

(ｱ) 防災上重要な施設のうち、重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等を行う。

(ｲ) 診療所等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める耐震診断･耐震改修の実施について指導する。

(ｳ) 役場等の防災上重要な施設や、学校、診療所、社会福祉施設等多数の者が利用する施設等の公共建築物については、耐震診断の実施状況や実施結果を基にした耐震性に係るリストを作成し、その結果を町民に公表するよう努める。

(ｴ) 耐震性が把握されていない民間社会福祉施設（昭和 56 年の新耐震基準導入以前に建築された施設）を対象に耐震診断を実施する場合の経費助成制度を活用して耐震診断を促進する。

2-3 各種データの整備保全

◆担当部署【関係各課】

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を図る。

３ まちの不燃化

◆担当部署【総務課、環境整備課】

3-1 建築物の不燃化

木造住宅等が密集する地域においては、大規模災害時に大火災が発生するなど防災上危険な状況にあることから、建築物の不燃化を促進する。

3-2 消火活動困難地域の解消

各種面的整備等により、道路･空地等を確保し、消火活動困難地域の解消に努める。

また、広幅員の道路･公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止に努める。

3-3 消防水利･防火水槽等の整備

消防力の基準に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化、消防水利及び防火水槽（耐水性貯水槽）の整備を推進する。

3-4 特殊建築物等の安全化

建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に規定される特殊建築物（不特定の人が集まる施設、診療所、学校、旅館･ホテル等多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設等）について、次のとおり安全化推進のための対策を実施する。

① 特殊建築物の不燃化等の促進

② 所有者及び管理者による、敷地、構造及び設備の状況に関する定期的な調査･検査の実施

3-5 町民等への意識啓発

老朽化した木造建築物を中心に、建築物の不燃化等の必要性について、印刷物の配布、講習会等の開催により周知を図るよう努める。

また、既存建物の改修を行う際の相談窓口の設置を検討する。

４ ライフライン施設の安全化

4-1 電力施設

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 4 節 4）に準ずる。

4-2 ＬＰガス施設

◆担当部署【島根県ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者、総務課】

(1) 現況

施設	LP ガス貯蔵施設（タンク）	オートガススタンド	LP ガス消費プラント
箇所数	―	1	―

(2) 安全化対策

ＬＰガス施設における安全化対策は次のとおり。

① 新規工事施工時及び定期の調査･点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める

(ｱ) ＬＰガス設備全般について、ガス埋設導管のポリエチレン管への切り替えを進めるなど安全性が確保できるよう整備を進める

(ｲ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する

(ｳ) 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める

(3) 防災教育･防災訓練の充実

① 防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る

② 二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う

(ｱ) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する

(ｲ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売業者の点検を受けるよう指導する

(ｳ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓･器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する

4-3 簡易水道施設

◆担当部署【総務課、環境整備課】

(1) 安全化対策

簡易水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、耐震性の低い施設の補強、増強等を行う 2 送水管･配水管は大きな被害を受けるため、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える 3 情報伝送設備や遠隔監視･制御設備、自家発電設備等を整備する 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する 5 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する 6 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す
防災教育防災訓練	1 各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る 2 地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る

以下、基本計画編（第 2 章 予防計画 第 4 節 4）に準ずる。

５ 交通施設の安全化

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 4 節 5）に準ずる。なお、地震災害対策においては、以下の点に留意する。

5-1 港湾施設

(1) 安全化対策

必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を実施する。震災時に避難救助活動の拠点となる港湾については、耐震対策を検討する。

5-2 漁港施設

(1) 安全化対策

必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を実施する。震災時に避難救助活動の拠点となる漁港については、耐震対策を検討する。

６ 文教施設の安全化

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 4 節 6）に準ずる。

７ その他の公共土木施設の安全化

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 4 節 7）に準ずる。

第３節 危険物施設等の安全対策

１ 基本的な考え方

地震による危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。

２ 消防法に定める危険物施設の予防対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

2-1 予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部改正による耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、軟弱な地盤地域においては施設が被災する危険性が依然として高いため、県及び関係機関と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

３ 高圧ガス施設の予防対策

◆担当部署【総務課】

3-1 予防計画

(1) 施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、銅管（溶接、又は機械的接合）等耐震性のあるものを用いるよう指導する。

(2) 保安指導、保安教育

県及び関係機関と連携し、関係法令（高圧ガス保安法･液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査･立入検査等を行い、以下の事項について指導する。

① 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の取扱い
② 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者及び保安係員等が非常時にとるべき措置

(3) 自主保安体制の確立

関係事業所は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

① 定期自主検査の実施と必要事項の保存
② 防災設備の維持管理、整備及び点検
③ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
④ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

４ 火薬類施設の予防対策

◆担当部署【総務課】

4-1 予防計画

(1) 保安指導及び保安教育

県及び関係機関と連携し、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いについて、保安検査･立入検査等により適正な保安管理を指導する。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

① 年２回以上の定期自主検査の実施（火薬庫の所有者又は管理者の場合）
② 防災設備の維持管理、整備及び点検
③ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
④ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

５ 毒劇物取扱い施設の保安対策

◆担当部署【総務課】

5-1 予防計画

県及び関係機関と協力して毒劇物取扱い施設の実態把握に努めるとともに、次の点に留意し自主保安体制を確立するよう事業所への指導を行う。

① 研修会等における耐震教育の徹底
② 立入検査時における耐震措置及び施設の耐震化の指導
③ 毒劇物の流出防止･中和等の除去活動体制の整備
④ 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
⑤ 治療方法を記した書類の整備

第４節 農林漁業施設災害の予防

１ 基本的な考え方

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

２ 農業施設災害の防止対策

◆担当部署【地産地商課】

① 農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、適正な管理を行う

② 老巧化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を行い適切な維持管理に努める

３ 漁業施設災害の防止対策

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 5 節 3）に準ずる。なお、地震災害対策においては、以下の点に留意する。

3-1 漁港

必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を検討し、震災時に避難救助活動の拠点になる漁港については、耐震対策を検討する。

3-4 漁船

出漁中の漁船に対する無線等による災害情報の緊急連絡体制を整備する。

第５節 防災活動体制の整備

１ 基本的な考え方

地震災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、町及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、地震災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。

以下、基本計画編（第 2 章 予防計画 第 6 節）に準ずる。

第６節 情報管理及び広報体制の整備

１ 基本的な考え方

災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集･整理し、町民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。

２ 情報通信設備の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 7 節）に準ずる。

３ 広報体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 8 節）に準ずる。

第７節 避難予防対策

１ 基本的な考え方

地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数多く発生するため、出火防止、初期消火等の被害軽減のための措置を講ずるとともに、あらかじめ避難計画を定め、災害時において住民等が安全･的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。また、避難勧告･指示等の発令･伝達に関し、どのような状況において、どのような対象地区の住民に対して避難勧告･指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準について取りまとめた「避難勧告等の判断･伝達マニュアル」の作成を検討する。

以下、基本計画編（第２章 予防計画 第９節）に準ずる

第８節 火災予防

１ 基本的な考え方

地震による被害のうち、火災は発生時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

２ 出火防止

◆担当部署【総務課、教育委員会】

2-1 住民等による出火防止措置

(ｱ) 地震時の出火要因として最も大きい、ガスコンロや灯油ストーブ等一般火気器具への耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具の周囲に可燃物を置かないこと等、出火防止措置に関する防災教育を徹底する

(ｲ) 電熱器具、電気器具及び屋内外配線を出火原因とする火災に備え、過熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難する等の方法の普及啓発を図る

(ｳ) 電動器具、電源コード類の発火を原因とする通電火災や油鍋等からの出火防止について啓発する

2-2 学校、事務所等の警戒

火災警報が発令された場合、消防法第８条に規定する学校、事務所等の防火管理者は、直ちに消防用設備、防火設備、火気使用設備、電気設備及びその他の防火、消防等の設備について検査、点検を行い、又は火気の使用を制限する等それぞれの防火管理規程に基づき、自主警戒に当たる。

３ 初期消火力の向上

◆担当部署【総務課】

地域、事業所における自主防災体制を整備強化し、防災訓練等を通じて初期消火力の向上に努める。

第９節 救急･救助体制の整備

１ 救急･救助用資機材等の整備

◆担当部署【総務課】

1-1 救助用装備･資機材等の整備方針

家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備･資機材等の整備を次のとおり図る。

消　防　団	・消防団員用救助用資機材 （大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等） ・担架（毛布を含む） ・救急カバン
自主防災組織	・担架（毛布を含む） ・救急カバン ・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ等） ・防災資機材倉庫等

以下、基本計画編（第 2 章 予防計画 第 10 節）に準ずる。

第１０節 医療体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 10 節）に準ずる。

第１１節 交通確保･規制体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 12 節）に準ずる。

第１２節 輸送体制の整備

１ 基本的な考え方

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

以下、基本計画編（第 2 章 予防計画 第 13 節）に準ずる。

第１３節 防災施設･装備等の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 14 節）に準ずる。

第１４節 食料･飲料水及び生活必需品等確保･供給体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 15 節）に準ずる。

第１５節 廃棄物等の処理体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 16 節）に準ずる。

第１６節 防疫･保健衛生体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 17 節）に準ずる。

第１７節 消防団及び自主防災組織等の育成強化

１ 消防団及び自主防災組織の育成強化

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 18 節）に準ずる。

２ 事業所等の防災組織の育成強化

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 19 節）に準ずる。

第１８節 災害ボランティア活動環境の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 20 節）に準ずる。

第１９節 防災教育

１ 基本的な考え方

町民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

２ 職員に対する防災教育

◆担当部署【総務課】

町職員に対する防災教育の方法及び主な内容は次のとおり。

方法	1 講習会、研修会の実施 2 各種防災訓練への積極的参加の促進 3 防災活動マニュアルや啓発資料の作成・配布 4 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
内容	1 地震、津波等についての一般的知識 2 気象情報の収集とデータ分析の方法 3 防災対策の現況と課題 4 地域防災計画、各種マニュアルの内容 5 関係機関の防災体制と各自の役割分担 6 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等） 7 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等） 8 県総合防災情報システムの操作方法

３ 町民に対する防災教育

◆担当部署【総務課】

3-1 普及の方法

町民に対する防災教育の方法は次のとおり。

地域コミュニティ等を通しての普及	1 自治会、自主防災組織等の団体を対象とした防災学習会等の開催 2 運動会等の地域イベント等の活用
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災ビデオ 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

3-2 周知内容

防災教育において町民に周知する内容は次のとおり。

1 町内の防災対策
2 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例
3 地震災害に対する平素の心得
(ｱ) 周辺地域における災害危険性(地盤災害、津波、火災、危険物災害等)の把握
(ｲ) 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
(ｳ) 家庭内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
(ｴ) 応急救護等の習得
(ｵ) 防災用語の意味（避難準備情報、避難勧告・指示等）
(ｶ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
(ｷ) 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成に合せて準備）
(ｸ) 火災の予防
(ｹ) 自主防災組織の結成
(ｺ) 要配慮者及び観光客、外国人への配慮
(ｻ) ボランティア活動への参加
(ｼ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
4 地震災害発生時の心得
(ｱ) 緊急地震速報を見聞きした時にとるべき行動
(ｲ) 地震発生時にとるべき行動
(ｳ) 出火防止と初期消火
(ｴ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
(ｵ) 救護活動
(ｶ) テレビ・ラジオ、防災行政無線、エリアメール等による情報の収集
(ｷ) 避難実施時に必要な措置
(ｸ) 避難場所での行動
(ｹ) 自主防災組織の活動
(ｺ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
(ｻ) 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
(ｼ) 避難所の運営管理に必要な知識
5 警報等発表時や避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

４ 学校教育における防災教育

◆担当部署【教育委員会】

4-1 学校行事としての防災教育

避難訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造等を十分考慮して作成し、避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図る等により、事前事後指導を意図的に実施する。

避難訓練は、休憩時間や放課後等の授業時間外や、校外で活動中に発生した場合も想定した訓練を実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導する。また、避難訓練は、地域の一般住民に参加を呼びかける等、活性化の工夫をし継続して行うよう努める。

その他、防災専門家や災害体験者の講演会、町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた教育も実施する。

4-2 教職員に対する防災研修

災害時における校内の連絡体制、児童等及び施設の安全確認、児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、初期消火の方法、児童等の心のケア等災害時に特に留意する事項に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

５ 防災上重要な施設の職員等に対する教育

◆担当部署【総務課】

防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員に対する講習会や防災訓練の実施を指導する。また、防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

６ 事業所における防災の推進

◆担当部署【総務課、交流促進課】

町は、事業所及び同職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

７ 災害教訓の伝承

◆担当部署【総務課】

過去に発生した大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理・保存し、町民に公開することにより、災害の教訓や災害文化の啓発を行うとともに、町民の災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第２０節 防災訓練

１ 基本的な考え方

地震災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

２ 総合防災訓練

◆担当部署【総務課】

総合防災訓練は、地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力態勢の緊密化及び住民の防災思想の高揚を図る。

３ 個別訓練

◆担当部署【総務課】

町及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、以下から訓練種目を選定し、個別的な訓練に努める。

気象等の特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達及び通信訓練	・気象等の特別警報、警報、注意報及び気象情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定の下に町消防団緊急連絡網による訓練を行う ・必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び気象情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する
情報収集・非常通信訓練	災害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する
消防、救急・救助訓練	消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する

水防訓練	災害において堤防の決壊等による被害を最小限にするため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する
避難訓練	学校、医療機関、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する
避難所の運営・体験訓練	避難所において、避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営にあたっての問題点等を、避難所運営マニュアル等を基に検証する。
災害応急復旧訓練	・道路、港湾施設の交通確保 ・復旧資材、人員の緊急輸送 ・決壊堤防の応急修復 ・電力、通信施設の応急修復
その他の訓練	・定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練ＤＩＧの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 ・防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する

4 シミュレーション訓練

◆担当部署【総務課】

シミュレーション（図上）訓練は、それぞれ定められた災害応急対策計画及び活動マニュアル等に基づいて地図等を使用して行い、その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

4-1 応急対策に従事し、又は協力する者の初動対応等の訓練

町職員が応急対策に速やかに対応できるよう、平時に災害を想定してシミュレーション訓練を実施することを検討する。

4-2 町民の防災意識啓発のための訓練

町民の防災意識を向上させるとともに、自主防災組織の設立を促進するためのシミュレーション訓練を検討する。

第２１節 要配慮者の安全確保体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 23 節）に準ずる。

第２２節 孤立防止対策

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 24 節）に準ずる。

震災編（地震災害対策計画）

◆　第３章　応急対策計画

第１節 応急活動体制

１ 基本的な考え方

地震･津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。

２ 応急活動体制の基準

地震災害に係る応急活動体制の基準は、災害の種類、規模、程度等に応じ、次のとおりとする。

なお、震度の階級については資料編に記載のとおり。

体制	任　　務	設　置　基　準
準備体制	1 町域で震度 3 の地震が観測されたとき 2 町沿岸に津波注意報が発表されたとき 3 災害時応援協定締結市町村において、地震による被害が予想されるとき 4 総務課長が必要と認めたとき	・地震情報（余震等含む）の収集･伝達 ・災害時応援協定締結市町村における被害情報の収集
警戒体制	1 町域で震度 4 の地震が観測されたとき（自動設置） 2 町沿岸に津波警報が発表されたとき（自動設置） 3 副町長が必要と認めたとき	・警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を行う ・各課職員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える
災害体制	1 町域で震度 5 弱以上の地震が観測されたとき（自動設置） 2 町沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき（自動設置） 3 町長が必要と認めたとき	・災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、所掌する業務を行う ・各課職員は、当該対策本部員の指示を受け、所掌する業務を行う

３ 災害警戒本部設置の体制

基本計画編（第３章 応急対策計画 第１節）に準ずる。

3-1 災害警戒本部設置基準

次の各号に該当するときに警戒本部を設置するものとする。

① 町域で震度４の地震が観測されたとき（自動設置）

② 町沿岸に津波警報が発表されたとき（自動設置）

③ 副町長が必要と認めたとき

４ 災害対策本部設置の体制

基本計画編（第３章 応急対策計画 第１節）に準ずる。

4-1 災害対策本部設置基準

次の各号に該当し、町長（本部長）が必要であると認めるときに対策本部を設置するものとする。

ただし、町長が不在等のときは、① 副町長、② 教育長、③ 総務課長の順位により行うものとする。

① 町域で震度５弱以上の地震が観測されたとき（自動設置）

② 町沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき（自動設置）

③ 町長が必要と認めたとき

５ 動員計画

◆担当部署【総務課】

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、情報連絡活動及び防災活動を推進するためにとるべき体制は、次のとおりとする。

5-1 動員の基準

① 町域で震度４以上の地震が観測されたとき、及び町沿岸に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときについては、動員対象となる職員は下記「動員方法」における指令の伝達を待つことなく、自主的に速やかに所定の参集場所へ参集しなければならない

② 震度３以下の地震発生時においても、必要に応じて動員の指令を発令することがあるので、職員はテレビ･ラジオ等の地震･津波情報に常に注意しておかなければならない

以下、基本計画編（第３章 応急対策計画 第１節）に準ずる。

６ 労働力の確保

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 1 節）に準ずる。

７ 県防災ヘリの活用

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 1 節）に準ずる。

第２節 災害情報の収集･伝達

１ 基本的な考え方

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び町民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、地震･津波情報、被害状況その他の災害情報の収集･伝達を行うための体制について定める。

２ 情報管理体制の確立

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 2 節）に準ずる。

３ 地震情報の収集･伝達

◆担当部署【総務課】

総務課は、町内に設置された震度計により、震度階級、計測震度及び最大加速度等の震度情報を収集するとともに、島根県震度情報ネットワーク（下図）を通じて、県総合防災情報システム及び松江地方気象台等より本町及び周辺地域の震度情報を収集し、関係各課等へ直ちに伝達を行う。

図：島根県震度情報ネットワーク

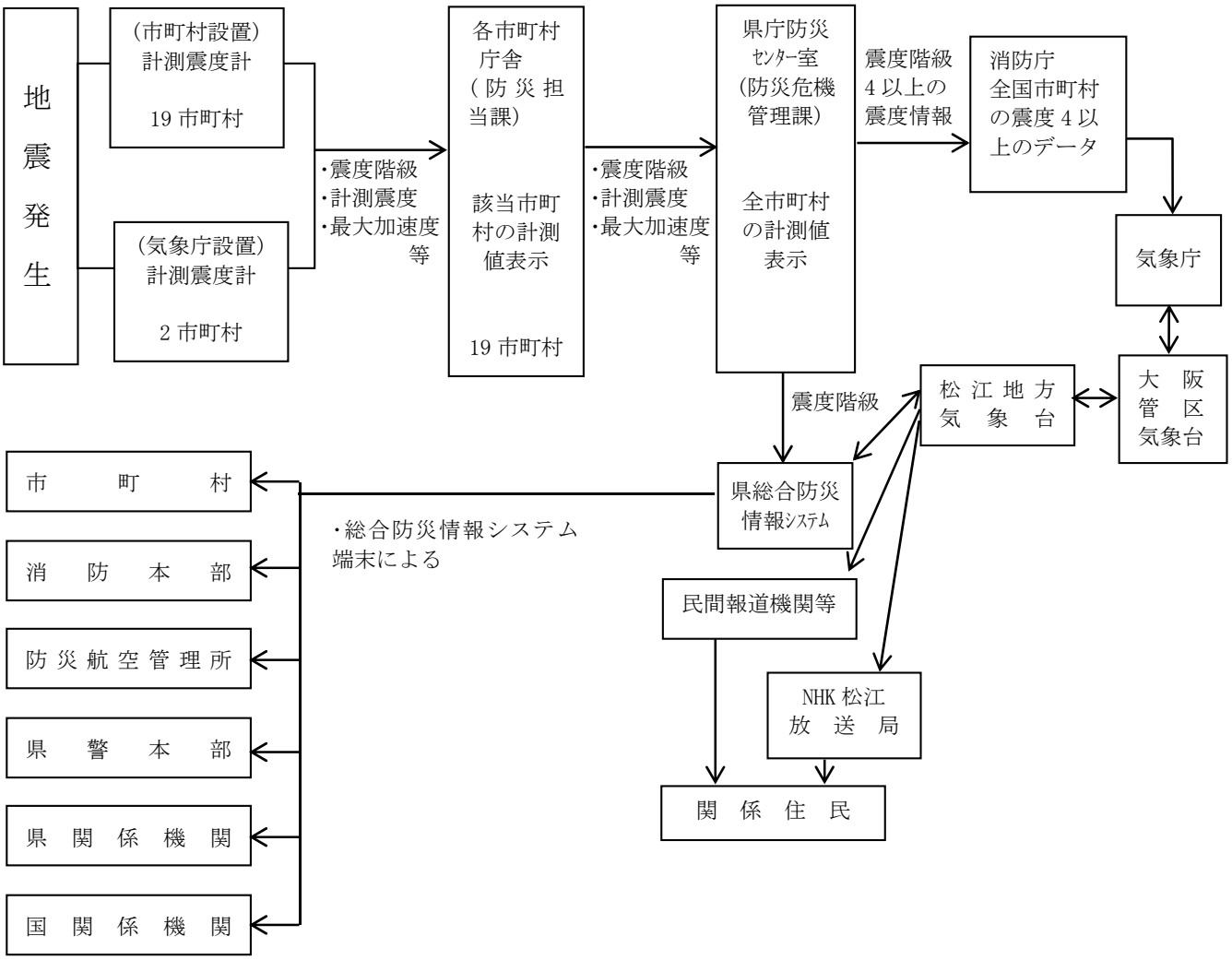

島根県震度情報ネットワークにより県が町に設置している震度計の位置（観測点）は次のとおり。

○海士町海士：海士町大字海士 1490　海士町役場敷地内

４ 被害情報等の収集･伝達

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 2 節）に準ずる。

第３節 災害広報

１ 基本的な考え方

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 3 節）に準ずる。

２ 町による災害広報の実施

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 3 節）に準ずる。

2-2 広報の内容

関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

災 害 情 報	1 地震及び津波等に関する気象情報 2 災害発生状況（地盤災害･土砂災害等の発生状況等） 3 災害対策本部等の設置と活動状況 4 避難誘導及びその他注意事項 5 町内の被害情報（人的被害、住家被害等の概括的被害状況） 6 家庭･職場での対策と心得 7 その他必要な事項
生活関連情報	1 電気、ガス、水道、下水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み 2 食料、生活必需品等の供給実施状況 3 道路交通状況（通行止等による交通規制区間等） 4 公共交通機関の状況（フェリー･内航船･バスの被害･運行状況） 5 医療機関の活動状況、救護所の設置状況 6 その他必要な事項
救援措置情報	1 罹災証明書等の発行状況 2 各種相談窓口の開設状況 3 税、手数料等の減免措置の状況 4 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等） 5 義援金･救援物資の受け入れ方法･窓口等に関する情報 6 災害援護資金等の融資情報 7 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 8 町業務の再開状況 9 その他必要な事項（防災機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望、被災地への救援物資発送にあたっての送り先、内容明示等の要望）

３ 防災関係機関による災害広報の実施

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 3 節）に準ずる。

４ 住民等からの問い合わせに対する対応

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 3 節）に準ずる。

第４節 広域応援体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 4 節）に準ずる。

第５節 自衛隊の災害派遣体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 5 節）に準ずる。

第６節 海上保安庁への応援協力体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 6 節）に準ずる。

第７節 災害救助法の適用

基本計画編（第３章 応急対策計画 第７節）に準ずる。

第８節 避難活動

１ 基本的な考え方

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

特に、町長は、避難措置実施の第１次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。

以下、基本計画編（第３章 応急対策計画 第８節）に準ずる。

第９節 消防活動

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 9 節）に準ずる。

第１０節 救急･救助活動

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 10 節）に準ずる。

第１１節 医療救護

１ 基本的な考え方

地震災害時には、救助･医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携の下、医療情報の収集伝達に努め、一刻も早い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに、後方医療体制の確立を図る。

以下、基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 11 節）に準ずる。

第１２節 警備活動

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 12 節）に準ずる。

第１３節 交通確保、規制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 13 節）に準ずる。

第１４節 緊急輸送

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 14 節）に準ずる。

第１５節 浸水対策

１ 基本的な考え方

地震の発生に伴い、ため池及び河川等の堤防決壊による浸水被害が生じるおそれがあるため、過去の地震発生時の事例、自然条件及び水防施設状況を基に、重点的に浸水対策を実施すべき地域について、点検及び監視を行う。

２ 水防体制の確立

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 15 節 2）に準ずる。

３ 浸水被害の拡大防止

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

3-1 点検･警備活動

① 河川堤防･海岸護岸・砂防施設等の所管課は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講ずる

② 許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する

③ 町内の浸水被害箇所等、災害情報を地域から得ることができるよう、地域と連携を図る

3-2 ため池の点検

① 地産地商課は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、緊急点検を行い、県を通じて中国四国農政局長に報告する。なお、町以外の管理者が存ずる場合は、点検を要請する。

② 上記の点検の結果、破堤等の危険がある場合、周辺住民に対し速やかに避難勧告等を行うとともに、緊急工事を実施する

第１６節 土砂災害対策

１ 基本的な考え方

地震災害時において降雨等がある場合には、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握するとともに必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視･警戒活動を行う。

以下、基本計画編（第 3 章　応急対策計画 第 16 節）に準ずる。

第１７節 ライフライン施設等の応急復旧

建築物、危険物施設及び電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、港湾・漁港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

1 建築物及び宅地の応急対策

◆担当部署【総務課、環境整備課】

1-1 応急対策実施体制の確立

建築物及び宅地に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、関係各課を中心に応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な連携をとり応急対策にあたる。

1-2 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

① 町が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う

② 十分な職員を確保できず、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する

1-3 建築物応急危険度判定の実施

① 地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は、対策本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。なお、町で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。

② 判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する

③ 被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に、建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する

1-4 宅地危険度判定の実施

① 地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民への周知を行う

② 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する

２ 危険物施設の応急対策

◆担当部署【総務課】

2-1 消防法に定める危険物施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合は、直ちに取扱い作業等を中止し、弁の閉鎖又は給油の緊急停止措置を行う
危険物施設の緊急点検	危険物取扱施設、消火設備及び保安電源並びに近隣状況の把握等の緊急点検を実施する
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等の異常が発見されたときは、必要に応じて応急補修及び危険物の回収等の適切な措置を行う
災害発生時の応急活動事態の確立	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、初期消火、危険物の流出防止措置を行う
防災関係機関への通報	災害を発見した者は、速やかに防災関係機関に状況を報告する
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う

2-2 高圧ガス施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、次の措置を講ずる。

被害状況の把握	早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講ずる
二次災害の防止	1 ガスの漏洩を防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う 2 応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する 3 施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜取り等の措置を行う。漏洩が確認されたときは、漏洩防止措置を行うとともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに防災関係機関に通報する
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺住民の安全を図るため、必要に応じて避難、広報等の措置を行う

2-3 火薬類施設の応急措置

火薬類取扱施設に災害が発生した場合は、県及び防災関係機関等と連携し、火薬類取締法第45 条に基づく緊急措置を命ずる。また、各事業者は、次の措置を講ずる。

① 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕があるときは、速やかにこれを安全な場所に保管し、見張り役をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する

② 道路が危険又は運搬に余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈める等の安全措置を講ずる
③ 運搬の余裕がないときは、火薬庫の入り口及び窓等を密閉し、可燃部については防火措置を講じ、かつ必要に応じ付近の住民に避難を呼びかける

2-4 毒劇物取扱施設の応急措置

毒劇物等による災害が発生した場合は、特に住民の保健衛生上の危害を最小限にとどめるため、県及び防災関係機関等と連携し、関係事業所等に次の措置を講ずるよう指導する。

① 保健所又は消防本部等への報告・届出
② 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除害措置
③ 被災していない貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置
④ 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
⑤ 緊急連絡等情報網の確立による状況に即した活動体制の確保

３ ライフライン施設の応急対策

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 17 節）に準ずる。

第１８節 要配慮者の安全確保

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 18 節）に準ずる。

第１９節 孤立地区対策

１ 基本的な考え方

大規模な地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

以下、基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 19 節）に準ずる。

第２０節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 20 節）に準ずる。

第２１節 災害ボランティアの受け入れ、支援

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 21 節）に準ずる。

第２２節 文教対策

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 22 節）に準ずる。

第２３節 廃棄物等の処理

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 23 節）に準ずる。

第２４節 防疫･保健衛生、環境衛生対策

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 24 節）に準ずる。

第２５節 遺体の捜索、処理及び埋･火葬

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 25 節）に準ずる。

第２６節 住宅確保及び応急対策

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 26 節）に準ずる。

第２７節 農林漁業関係被害の拡大防止

１ 基本的な考え方

災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達･配分等の対策を実施する。

以下、基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 27 節）に準ずる。

震災編（地震災害対策計画）

◆　第４章　復旧・復興計画

第１節 災害復旧・復興事業の実施

基本計画編（第４章 復旧・復興計画 第１節）に準ずる。

第２節 生活再建等支援対策の実施

基本計画編（第 4 章 復旧・復興計画 第 2 節）に準ずる。

第３節 激甚災害の指定

基本計画編（第 4 章 復旧・復興計画 第 3 節）に準ずる。

海士町地域防災計画

Ⅱ．　震災編

(津波災害対策計画)

震災編（津波災害対策計画）

◆　第１章　予防計画

第１節 津波災害の予防

１ 基本的な考え方

本町は日本海の島嶼にあり、過去、昭和 58 年日本海中部地震による、津波被害を受けてきたことから、津波災害に対する予防措置を推進しておく必要がある。

そのため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、津波予警報、避難指示等の情報伝達体制及び避難所･避難路等の整備に努め、津波に対する啓発対策を推進する。

２ 津波災害対策の想定

◆担当部署【総務課、地産地商課】

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

A 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

B 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

2-1 最大クラスの津波に対して

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難場所や避難路等の整備･確保など地域の状況に応じた対策を講ずるものとする。

2-2 比較的発生頻度の高い津波について

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設整備等地域の状況に応じた対策を講ずるものとする。

３ 海岸保全事業の推進

◆担当部署【総務課、地産地商課】

町は、海岸線を有し、震災による津波被害も想定されることから、海岸保全に関する予防措置を推進しておく必要がある。

3-1 海岸における危険予想箇所の把握

町は県及び関係機関と協力し、津波被害の予想される危険箇所について、防災マップの配布、説明会の実施により住民への周知を図る。

3-2 海岸保全施設整備の推進による津波に強い地域の整備

町は県及び関係機関と協力し、津波災害の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施し、また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

４ 津波に強いまちづくり

◆担当部署【総務課、環境整備課、地産地商課】

町及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行うものとする。

4-1 土地利用の適正化

(ｱ) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所･津波避難ビル等及び避難路･避難階段等の整備など、総合振興計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的･効果的に行われるよう配慮するものとする。

(ｲ) 町は、県が検討する津波災害特別警戒区域及び津波災害警戒区域の指定状況に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。また、町及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行うものとする。

(ｳ) 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報等伝達に関する事項、避難所等及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

(ｴ) 町は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画(推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

(ｵ) 町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図るものとする。また、町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

4-2 建築物･公共土木施設災害の予防

① 建築物の災害予防

(ｱ) 町及び県は、地域防災計画、総合振興計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、ハザードマップ等を用い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(ｲ) 町及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

② 危険物施設の災害予防

町は、県及び関係機関に協力し、津波による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上、津波に対する安全性の確保及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第２節 情報伝達体制の整備

１ 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集･伝達･処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そのため、町及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果や過去の災害時の教訓等を踏まえて整備された県総合防災情報システムの活用･拡充を図る。

２ 津波監視体制の確立

◆担当部署【総務課】

沿岸地域においては、強い地震(震度 4 程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想されるので、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な地点で海面を監視する体制を確立する。

また、海岸部の要所に防災用監視カメラを設置し、海面の状況を常時監視することを検討する。

３ 津波監視、情報伝達体制の整備

◆担当部署【総務課】

3-1 沿岸地域の住民に対して

沿岸地域の住民に対し、大津波警報、津波警報、津波注意報の夜間･休日の受信･伝達体制を確立しておき、大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達手段として、防災行政無線等を活用するとともに、関係機関(漁協）等と連携を図りながら、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

3-2 孤立地区について

津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、インターネット、エリアメール、SNS 等、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集･伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。なお、住民に対しては迅速な避難行動がとれるようあらかじめ避難経路、避難場所の周知をしておく。

3-3 海岸及び港湾等の管理者について

町は、多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立するよう努める。また、多くの漁船が沖合の日本海へ出漁していることから、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。

3-4 社会福祉施設･学校･医療施設について

町は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報等の伝達方法を定めるものとする。

４ 予報及び警報等伝達体制の整備

◆担当部署【総務課】

町は、県、報道機関等と協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定(災害対策基本法 57 条）を締結し、その円滑化に努める。

また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用（電波法 52 条･74 条、災害対策基本法 57 条）についても考慮し、体制の整備を図る。

津波警報･大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

５ 総合防災情報システムの運用体制の整備

島根県総合防災情報システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達することのできるシステムであり、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、災害情報の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。同システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図るともに、関係機関の連絡先、常備資機材の増減等の変更が生じた場合は随時更新を行い、災害時に円滑な運用できるよう備える。

６ 災害広報体制等の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 8 節）に準ずる。

第３節 防災活動体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 6 節）に準ずる。

第４節 防災施設、装備等の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 14 節）に準ずる。

第５節 孤立地区対策

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 24 節）に準ずる。

第６節 避難予防対策

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 9 節）に準ずる。なお、津波災害対策においては、以下の点に留意する。

１ 基本的な考え方

災害時には、住民等の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、避難計画を定めるとともに、町は、災害時において住民等が安全･的確に避難ができるように平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守るため、港湾、漁港などに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、避難施設の整備その他避難対策の強化などの取り組みを進めるものとする。

なお、特に以下の各点に留意する。

1-1 住民、行政及び防災関係機関の連携

避難計画の策定に当たって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難地及び避難路を分かりやすく示した防災マップの配布やインターネットなど複数の手段を用い、住民に周知徹底しておくことが重要である。

1-2 フェリーターミナル施設等の公共施設の避難予防対策の推進

フェリーターミナル等の不特定多数の人が利用する公共施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

1-3 夜間･停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

1-4 避難収容及び情報提供活動

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

２ 避難計画の作成

◆担当部署【総務課、関係各課】

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。

なお、避難所（被災者収容施設）の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

2-1 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療機関及び福祉施設等の管理者は、町の協力を得て、次の事項に留意してあらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

(1) 学校等

学校等においては、それぞれの地域の特性を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等の、学校がとるべき行動を定めた防災計画を作成する。

町は、津波浸水想定区域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとし、学校及び教育課は、児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難所の選定、収容施設の確保並びに、保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期すものとする。

① 防災計画の策定

津波災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時などを想定した津波発生時における教職員の参集体制、初動体制(児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等)、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成し、教職員個人の役割分担を明確にしておく。また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

沿岸部にある学校等においては、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

② 避難計画

津波発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。また、授業中、休憩時間、放課後、登下校時･校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断の下に統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法･避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

なお、震災後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

③ 施設及び設備の管理

学校等における施設及び設備は、敷地･施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておく。また、毎学期一回以上「安全点検日」を定めるなど､防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

④ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園等の施設と町、施設間の連絡･連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 医療機関及び福祉施設等

① 医療機関及び福祉施設等においては、患者や入所者を他の医療機関等又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

② 施設内に防災組織を整え、災害時の連絡体制、職員の動員体制、避難誘導体制の整備に努めるとともに、他の社会施設との相互応援協定や地域の自主防災組織、自治会、ボランティア団体等との協力体制の整備･充実に努める。

③ 行政機関や医療機関、障がい関係団体、地域の自主防災組織、民生委員･児童委員、ボランティア団体、利用者の保護者等と災害時の連絡網の整備を図る。

３ 避難誘導体制の整備

◆担当部署【総務課、関係各課】

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した時、混乱なく住民を安全に避難させるには、適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難誘導体制の整備が重要である。

3-1 避難計画等の習熟･訓練

2 で定めた避難計画及び津波災害対策計画第 2 章応急対策計画第 8 節「避難計画」に示す活動方法･内容等を習熟し、避難誘導訓練を実施する。

3-2 避難勧告･指示等の実施要領の明確化

町による避難の勧告･指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施要領を定め、実施基準を明確化しておく。

3-3 避難者の誘導体制の整備

避難者誘導を､安全かつ迅速に行うことができるよう､次のように誘導体制を整備しておく。

① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童･乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者の安全な避難を最優先する。

② 津波災害が想定される場合の避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、ハザードマップ等を活用し、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、津波による浸水、地震等による火災、斜面崩壊等のおそれがある危険箇所を避けるようにする。

③ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

④ 消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導･支援に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導･支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導･支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

⑤ 町及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難･受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

3-4 自主避難体制の整備

町は、沿岸部において住民が強い地震に遭遇したり「津波注意報」の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努めるものとする。

3-5 避難指示等の伝達体制の整備

町は、避難指示が必要な際、町民への迅速かつ確実な伝達が図れるよう伝達体制を整備しておく。災害時の伝達方法については、第 2 章第 8 節「避難計画」に示す。

また、避難誘導･避難支援等関係者等が大津波警報、津波警報、津波注意報を確実に入手するための複数の情報入手手段･装備や、消防団等の避難支援等関係者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

① 防災行政無線を利用して伝達する
② 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する
③ サイレンをもって伝達する
④ 広報車による呼びかけにより伝達する
⑤ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する

町は、避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、災害時に孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集･伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

3-6 要配慮者に対する避難誘導体制の整備

町は、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童･乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、以下の点に留意し、要配慮者にかかわる避難誘導体制の整備を図る。

また、避難支援が必要な避難行動要支援者情報について、町は、避難行動要支援者本人の同意のもと、公民館、民生委員･児童委員、消防等の救援機関、自主防災組織、避難支援等関係者等と登録情報を共有しておくものとし、ハザードマップ、避難場所等の情報を組み合わせ、災害時の効果的な避難支援を実施できるようする。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握･共有に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段･方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制･誘導方法の整備

町は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域住民をはじめ、自主防災組織、民生委員･児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との情報の共有に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導等の方法をあらかじめ具体的に定めておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の特性に応じた避難所等の指定･整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、高齢者や障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮するものとする。

4 避難所等の選定、確保及び周知

◆担当部署【総務課、健康福祉課、関係各課】

4-1 指定緊急避難場所、一時避難所及び広域避難地

(1) 指定緊急避難場所の確保

避難先の整備に当たり、これらを津波からの指定緊急避難場所として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

4-2 避難に関する広報

町は、津波に関する情報の伝達方法、避難所等及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、避難所や被害危険地を明示した防災マップを作成し、広報誌･ＰＲ紙等を活用して広報活動を実施する。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(1) 避難所等の広報

① 避難所の名称
② 避難所の所在地
③ 避難地区分け

④ 避難所への経路
⑤ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

① 避難のための知識の普及
② 避難時における知識の普及
③ 避難後の心得の普及

第７節 救急･救助体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 10 節）に準ずる。

第８節 医療体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 11 節）に準ずる。

第９節 交通確保・規制体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 12 節）に準ずる。

第１０節 輸送体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 13 節）に準ずる。

第１１節 食料･飲料水･生活必需品･防災資機材の確保･供給体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 15 節）に準ずる。

第１２節 要配慮者等安全確保体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 23 節）に準ずる。

第１３節 廃棄物等の処理体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 16 節）に準ずる。

第１４節 防疫・保健衛生体制の整備

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 17 節）に準ずる。

第１５節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 18 節）に準ずる。なお、津波災害対策においては、以下の点に留意する。

１ 防災活動及び避難誘導等における安全確保

町は、消防団員、水防協力団体等及び自主防災組織等防災対応や避難誘導･支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導等に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民に周知するものとする。また、訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

町及び県は、津波災害時の安全確保のため、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報を確実に伝達するための情報伝達体制の整備･確立、津波災害に対する知識と安全管理を高めるための教育訓練の機会の提供などの対策を、国や関係機関と連携して取り組む。

第１６節 防災教育

１ 基本的な考え方

町民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

２ 職員に対する防災教育

◆担当部署【総務課】

町職員に対する防災教育の方法及び主な内容は次のとおり。

方法	1 講習会、研修会の実施 2 各種防災訓練への積極的参加の促進 3 防災活動マニュアルや啓発資料の作成・配布 4 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
内容	1 地震、津波等についての一般的知識 2 気象情報の収集とデータ分析の方法 3 防災対策の現況と課題 4 地域防災計画、各種マニュアルの内容 5 関係機関の防災体制と各自の役割分担 6 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等） 7 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等） 8 県総合防災情報システムの操作方法

３ 町民に対する防災教育

◆担当部署【総務課】

3-1 普及の方法

町民に対する防災教育の方法は次のとおり。

地域コミュニティ等を通しての普及	1 自治会、自主防災組織等の団体を対象とした防災学習会等の開催 2 運動会等の地域イベント等の活用
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災ビデオ 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

3-2 周知内容

防災教育において町民に周知する内容は次のとおり。

(1) 津波災害に関する一般的知識と過去の災害事例

(ｱ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

(ｲ) 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度 4 程度以上) を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識。

(ｳ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報。

(ｴ) 地震･津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される大津波警報、津波警報、津波注意報の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定･予測の不確実性。

(ｵ) 地震･津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞･交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

(ｶ) 町及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、大津波警報、津波警報、津波注意報や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行うものとする。

(ｷ) 町及び県は、津波に関する想定･予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等がとることができるよう、防災教育などを通じた危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

(2) 津波災害に対する平素の心得

(ｱ) 周辺地域における津波災害の危険性の把握

(ｲ) 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具･ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防･安全対策

(ｳ) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め

(ｴ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）

(ｵ) 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄(1～3 日分程度)

(ｶ) 非常持出品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成に合せて準備)
(ｷ) 自主防災組織の結成
(ｸ) 要配慮者及び避難行動要支援者への配慮
(ｹ) ボランティア活動への参加
(ｺ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(3) 津波災害発生時の心得

(ｱ) 災害発生時にとるべき行動
a 強い地震（震度４程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
b 地震を感じなくても、津波警報･注意報が発表された時は直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
c 津波は繰り返しおそってくるので、津波警報･注意報が解除されるまで海浜に近づかない。
(ｲ) 救助活動
(ｳ) テレビ･ラジオ等による情報の収集
(ｴ) 避難実施時に必要な措置
(ｵ) 警報等発表時や避難指示、避難勧告等の発令時にとるべき行動、避難場所での行動
(ｶ) 自主防災組織の活動
(ｷ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
(ｸ) 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
(ｹ) 災害要援護者、災害の犠牲になりやすい人々への声かけ、手助け

(4) 船舶に対する内容

(ｱ) 強い地震（震度４程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する
(ｲ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する
(ｳ) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は直ちに港外に退避する
(ｴ) 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる
(ｵ) 津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで退避等を継続する

(5) 港の利用者等に対する内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

(6) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震･津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

4 学校教育における防災教育

◆担当部署【教育委員会】

学校における防災教育は、安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下「児童等」という）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神･ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

① 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする
② 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする
③ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、津波災害や防災についての基礎的･基本的事項を理解できるようにする
④ 教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする

4-1 各教科･道徳･特別活動･総合的な学習の時間における防災教育

関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動･ホームルーム活動、児童会活動･生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して、的確な判断の下に安全に行動できるようにする防災指導を行う。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、避難シミュレーションの実施やワークショップなどにより具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動･ホームルーム活動との連携を図るなど、事前事後指導を意図的に実施するとともに、状況に応じて考えながら対応できる実践的な防災教育に努める。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

さらに、避難にあたっては、在校中に津波が発生した場合の学校から家庭への引き渡しなどへの対応や家族間での避難の仕方などを決めておくなど、避難時の心得や方法の徹底を図る。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

4-2 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、

災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

さらに、学校は避難場所、避難所に指定されており、教職員は災害時には支援的な役割が求められるため、日頃より非常時の利用を想定した対応、対策を講ずることとする。

５ 防災上重要な施設の職員等に対する教育

◆担当部署【総務課】

防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員に対する講習会や防災訓練の実施を指導する。また、防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

６ 事業所における防災の推進

◆担当部署【総務課、交流促進課】

① 事業所の防災担当者に対し、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化･耐浪化、従業員教育等を積極的に推進するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を行うことについて、講習会等を通じ普及に努める。

② 事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画の内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を推進するとともに、可能なところから防災体制の整備に努めるよう、必要な支援を行う。

③ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則や安否の確認手段について平時から啓発を行うとともに、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄を促す等、帰宅困難者対策を推進する。

７ 災害教訓の伝承

◆担当部署【総務課】

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集･整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集･保存･公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第１７節 防災訓練

基本計画編（第 2 章 予防計画 第 22 節）に準ずる。なお、津波災害対策においては、以下の点に留意する。

１ 津波防災訓練

◆担当部署【総務課】

津波災害時には、町及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

防災訓練を実施するにあたっては、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波の被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

1-1 津波防災訓練の実施

町及び関係機関は、津波災害時に迅速･確実な情報伝達、住民避難等を実施するため、実践的な津波防災訓練を実施し、津波防災体制の強化に努める。

1-2 訓練に当たっての留意事項

① 町及び各防災関係機関等は、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割(基本法第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条) に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震･津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

② 救出･救護等における高齢者、障がい者、児童･乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

③ 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点･課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

震災編（津波災害対策計画）

◆　第２章 応急対策計画

第１節 応急活動体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 1 節）に準ずる。なお、津波災害対策においては、以下の点に留意する。

１ 応急活動体制

1-1 災害対策本部設置基準

① 町沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）

1-2 災害対策本部廃止基準

対策本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

① 発生が予想された災害に係わる危険がなくなったとき

② 当該災害に係わる災害予防及び応急対策がおおむね終了したと認められるとき

第２節 災害情報の収集

１ 基本的な考え方

津波災害時において町、県及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があることから、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、町、県、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

２ 津波情報の種類

津波災害時において、防災関係機関が、災害対策の初動対応及び津波災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2-1 津波予報等の発表基準及び、種類・区分・伝達

津波予報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報をいう。

(1) 発表基準

① 大津波警報、津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する

② 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する

③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する

(2) 区分及び種類

大津波警報、津波警報、津波注意報については、気象庁が発表又は解除することとなっている。

大津波警報、津波警報、津波注意報は次の区分により実施される。

津波予報区

津波警報は、予想される津波の高さにより「大津波警報」と「津波警報」の２種類に区分され、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表基準、発表される津波の高さは、次のとおりである。

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m＜高さ</td><td>10m 超</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。
警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>5m＜高さ≦10m</td><td>10m</td></tr>
<tr><td>3m＜高さ≦5m</td><td>5m</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>1m＜高さ≦3m</td><td>3m</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>0.2m≦高さ≦1m</td><td>1m</td><td>（表記なし）</td><td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

（注）

- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観察状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震推定規模の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。
- 最大波の観測地の津波の高さが予想されている津波の高さに比べて十分小さい場合は、「観測中」と記述。

表 津波予報

種類	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
	0.2ｍ未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

2-2 津波情報

津波情報には、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」「津波観測に関する情報」「津波に関するその他の情報」、「沖合の津波観測に関する情報」がある。

表 津波情報の種類と内容

津波情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素を併せて発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、震源要素も併せて発表する。
津波観測に関する情報	各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素も併せて発表する。
津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

３ 津波に関する情報の伝達系統及び方法

◆担当部署【総務課】

3-1 関係機関への伝達

町は関係機関から津波に関する情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって町内の防災関係機関・住民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずる。

3-2 町における津波に関する情報の取扱い

(ｱ) 津波に関する情報は、勤務時間中は危機管理室で受信し、関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講ずる

(ｲ) 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを危機管理室長又はあらかじめ指名された職員に連絡する

(ｳ) 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずる

3-3 住民等に対する伝達

町に伝達された津波に関する情報の住民等に対する伝達は、次により行う。

(ｱ) 町内の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する

(ｲ) 防災行政無線、広報車を利用し、住民に周知する

(ｳ) 災害のおそれのある地区の自治会長に連絡し、自治会長をして住民に伝達する

以下、基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 2 節）に準ずる。

第３節 災害広報計画

１ 基本的な考え方

津波災害時においては、町民に対し必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、報道機関、市町村広報組織等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

２ 町による広報の実施

◆担当部署【総務課、関係各課】

2-1 災害広報の確立

(ｱ) 津波による被害が激甚であり、特に人心の安定を必要とするときは、町、県、防災関係機関は、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、保有する広報媒体を総動員して災害広報を実施する。

(ｲ) 災害広報に当たっては、住民から求められた情報を提供するだけでなく、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など、住民が守るべき防災活動上のルールについての広報を徹底することに留意する。

(ｳ) 各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることを鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

(ｴ) 強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは大津波警報、津波警報、津波注意報を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、大津波警報、津波警報、津波注意報に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

(ｵ) 大津波警報及び津波警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

2-2 広報活動の方法

町は、地域に密着した範囲の災害に関する広報について、関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 広報内容

① 災害発生直後の広報

(ｱ) 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）

(ｲ) 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）

(ｳ) 避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報、津波注意報や避難勧告・指示発令を察知した場合は、即時広報）

② 災害による被害発生時の広報

(ｱ) 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）

(ｲ) 災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取組状況等)

(ｳ) 道路交通状況(道路通行不能等の状況、バスの被害、復旧状況等)

(ｴ) 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)

(ｵ) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(ｶ) 応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

③ 応急復旧活動段階の広報

(ｱ) 住民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)

(ｲ) 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等の配給状況

(ｳ) その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)

④ 支援受け入れに関する広報

(ｱ) 各種ボランティア情報(ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等)

(ｲ) 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

⑤ 被災者に対する広報

(ｱ) 津波時の行動に当たっての心得（高台等の安全な場所への速やかな避難、津波警報・注意報が解除されるまで海浜に近づかないこと、近隣の被災者救出活動への行動喚起、要配慮者に配慮した救援活動の呼びかけ等）

(ｲ) 安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(ｳ) 乗用車の使用自粛、避難時のブレーカ切断等

⑥ その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービス等の登録・利用呼びかけ、社会秩序維持活動への広報、呼びかけなど

以下、基本計画編（第３章 応急対策計画 第３節）に準ずる。

第４節 広域応援体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 4 節）に準ずる。

第５節 自衛隊の災害派遣体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 5 節）に準ずる。

第６節 海上保安庁への応援協力体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 6 節）に準ずる。

第７節 災害救助法の適用

基本計画編（第３章 応急対策計画 第７節）に準ずる。

第８節 避難計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 8 節）に準ずる。なお、津波災害対策においては、以下の点に留意する。

１ 基本的な考え方

地震時の津波災害等の発生に際して、町は、住民等が安全・的確に避難ができるよう、避難の勧告・指示の伝達や避難誘導などの措置を、防災関係機関及び自主防災組織等の協力の下、迅速、的確に行う。また、避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者などの要配慮者の安全避難に留意することとする。

２ 要避難状況の早期把握・判断

2-2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、津波警報等の発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度 4 程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、町、海上保安署、及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講ずる。

(ｱ) 町は、直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保出来る場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに、津波警報発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

(ｲ) 町に対する津波警報等の伝達は、ラジオ、ＴＶ等の放送による方が早い場合が多いので、発震後少なくとも 1 時間は当該地方のＮＨＫの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、津波警報が放送された時には、住民等に対して直ちに避難のための立ち退きを指示する。このほか県、警察及びＮＴＴ事業所等から津波警報が伝達された場合にも、同様な措置をとる。

(ｳ) 津波警報等及び避難の指示の伝達にもれがないようにするため、港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

(2) 関係住民のとるべき措置

発震後、沿岸付近の住民等は、町長の避難の指示の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取する。

３ 避難勧告・指示の実施

3-2 避避勧告・指示等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難勧告・指示の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合等に発する。

(2) 避難勧告・指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 相互の連絡協力

関係機関は、避難の必要があると予想されるとき、又は避難のための立ち退きの指示、勧告の措置をとった場合は、相互に通知・報告し、避難措置が迅速・的確に実施されるよう協力する。

(4) 集団避難の実施

孤立地区における人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

４ 避難の方法

4-1 避難の誘導等

町は、地震災害時に津波等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察機関、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

4-2 孤立が予想される地域の避難対策

町において孤立が予想される地域については、次の対策を行う。

(ｱ) 孤立集落等との通信の状況を確認し、途絶時には復旧に万全を期すとともに、孤立集落等の状況確認を行う

(ｲ) 被災者の有無を確認し、被災者発生の場合は速やかに救出活動を行う

(ｳ) 被災者の状況又は、通常の交通路確保が速やかに行えない場合は、関係機関に、ヘリコプター等の出動を要請し、救出活動を行う

(ｴ) 交通路の確保を行い、被災者を所定の避難所に避難誘導する

第９節 消防活動

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 9 節）に準ずる。

第１０節 救急・救助計画

１ 基本的な考え方

津波災害時における、家屋の流失等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、住民を救出し、救急・救助する必要が生じる。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

以下、基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 10 節）に準ずる。

第１１節 医療計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 11 節）に準ずる。

第１２節 警備計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 12 節）に準ずる。

第１３節 交通確保・規制計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 13 節）に準ずる。

第１４節 緊急輸送計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 14 節）に準ずる。

第１５節 ライフライン施設等の応急復旧計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 17 節）及び震災編(地震災害対策計画 第 3 章 応急対策計画 第 17 節)に準ずる。

第１６節 要配慮者の安全確保と支援体制

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 18 節）に準ずる。

第１７節 食料、飲料水、生活必需品等の供給計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 20 節）に準ずる。

第１８節 文教対策計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 22 節）に準ずる。

第１９節 廃棄物処理対策

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 23 節）に準ずる。

第２０節 防疫・保健衛生等に関する活動

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 24 節）に準ずる。

第２１節 遺体の捜索・処理及び埋・火葬

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 25 節）に準ずる。

第２２節 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 27 節）に準ずる。

第２３節 河川施設及びその他の公共施設の応急対策

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 15 節）及び震災編(地震災害対策計画 第 3 章 応急対策計画 第 15 節)に準ずる。

第２４節 住宅確保及び応急復旧計画

基本計画編（第 3 章 応急対策計画 第 26 節）に準ずる。

震災編（津波災害対策計画）

◆　第３章 復旧・復興計画

第１節 災害復旧・復興事業の実施

基本計画編（第４章 復旧・復興計画 第１節）に準ずる。

第２節 生活再建等支援対策の実施

基本計画編（第 4 章 復旧・復興計画 第 2 節）に準ずる。

第３節 激甚災害の指定

基本計画編（第 4 章 復旧・復興計画 第 3 節）に準ずる。

海士町地域防災計画

Ⅲ．　資料編

海士町地域防災計画　資料編

資料１　海士町防災会議条例----------1
資料２　海士町災害対策本部条例----------3
資料３　海士町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例 ----------4
資料４　海士町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例施行規則 ----------6
資料５　島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約---------- 12
資料６　避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ ---------- 13
資料７　島根県防災行政無線局---------- 16
資料８　一般無線局（隠岐地区）---------- 17
資料９　地域衛星通信ネットワーク地球局一覧---------- 18
資料１０　海士町消防団---------- 19
資料１１　海士町雨量観測所一覧---------- 22
資料１２　町道一覧---------- 23
資料１３　海士の指定文化財一覧---------- 44
資料１４　災害危険区域一覧---------- 46
資料１５　隠岐諸島に関係した地震、津波一覧表 ---------- 53
資料１６　防災アセスメントマニュアル---------- 54
資料１７　海士町に影響した台風経路図---------- 55
資料１８　島根県医師会医療救護計画---------- 79
資料１９　自衛隊の災害派遣要請について（依頼） ---------- 81
資料２０　土砂災害警戒情報関係資料---------- 83
資料２１　避難所リスト---------- 87
資料２２　被害判定基準---------- 90
資料２３　トリアージタッグ---------- 92
資料２４　島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 ---------- 93
資料２５　島根県災害時医療救護実施要綱---------- 94
資料２６　隠岐島前地域災害医療対策会議設置要領 ---------- 101
資料２７　震度階級関連解説表---------- 104

（資料１）

海士町防災会議条例

(昭和 37 年 11 月 30 日海士町条例第 14 号)
改正 平成 5 年 12 月 22 日条例第 19 号
平成 12 年 3 月 24 日条例第 5 号
平成 24 年 9 月 21 日条例第 23 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、海士町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。改正（平 12 条例第 5 号）

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）海士町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、海士町長に意見を述べること。

（４）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

改正（平24条例第23号）

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）島根県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（２）島根県警察の警察官のうちから町長が任命する者

（３）町長がその部内の職員のうちから指名する者

（４）教育長

（５）隠岐島消防署海士出張所長及び海士町消防団長

（６）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（７）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

改正（平 24 条例第 23 号）

６　前項第１号、第２号、第３号、第６号及び第７号の委員定数は、それぞれ２人、２人、５人、２人及び２人とする。 改正（平 24 条例第 23 号）

７　第５項第６号及び第７号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。 改正（平 24 条例第 23 号）

８　前項の委員は、再任されることができる。 改正（平 5 条例第 19 号）

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県職員、海士町職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 22 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日条例第 5 号）抄

（施行期日）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 23 号）

１ この条例は、公布の日から施行する。

２ 第３条第５項第７号の委員の最初の任期は、同条第７項の規定にかかわらず平成 25 年 3 月 31 日までとする。

（資料２）

海士町災害対策本部条例

(昭和 37 年 11 月 30 日
海士町条例第 15 号)
改正 平成 8 年 3 月 8 日条例第 3 号
平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、海士町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

改正（平 24 条例第 24 号）

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

追加（平 8 条例第 3 号）

（委任）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

繰下げ（平 8 条例第 3 号）

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 8 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

（資料３）

海士町防災行政無線の設置及び管理に関する条例

(昭和 60 年 3 月 23 日海士町条例第 6 号)

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２の規定に基づき、防災行政無線の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）等の諸法令に基づき地域における防災、応急救助及び災害復旧に関する事務並びに一般行政事務の円滑化を図り、住民の福祉に資するため海士町防災行政無線を次のとおり設置する。

（１）呼出名称

固定系無線局　「ぼうさい あまちょう」

固定系無線局　「ぼうさい ただやまちゅうけい」

移動系無線局　「ぼうさい あま」

（２）通信所の設置場所

島根県隠岐郡海士町大字海士 1,490 番地 海士町役場内

東経 133 度 05 分 058 秒

北緯 36 度 05 分 039 秒

（３）屋外等受信設備の設置場所

海士町の主な集落で町長が別に規則で定める場所

（４）戸別受信設備の設置場所

海士町内に住所を有する世帯及び町内の公共機関又は事業所等で町長が必要と認める場所

（通信業務）

第３条　防災行政無線による通信業務は、次のとおりとする。

（１）災害対策基本法、水防法、消防法、消防組織法、災害救助法、気象業務法等の諸法令に基づく地域における防災、応急救助、災害復旧に関する事項

（２）町の一般行政事務に関し、町長が必要と認める事項

（通信の業務区域）

第４条　通信業務を行う区域は、海士町全域とする。

（受信機等の貸与）

第５条　戸別受信設備等の貸与を受けようとする者は、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

２　戸別受信設備の貸与を受けることができる者は、海士町内に住所を有する者又は第 2 条第 4 号に掲げる公共機関及び事業所等の代表者とする。

３　貸与を受けることができる戸別受信設備の数は、一世帯、一公共機関又は一事業所について１台とする。

（設備の保全）

第６条　前条第１項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、戸別受信設備に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。

２　使用者は、受信機等の善良な保管に努め、異状を認めたとき又は前条第２項の要件を欠くに至るときは、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（承認の取消し）

第７条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

（１）承認の条件に違反したとき。

（２）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（３）その他、町長が使用を不適当と認めたとき。

（使用料等）

第８条　戸別受信機の使用は、原則として無料とする。

２　戸別受信設備の設置に要する経費は、原則として町の負担とする。ただし、第２条第４号の公共機関又は事業所等の経費は有料とすることができる。

３　戸別受信設備の維持管理に要する経費は、使用者の負担とする。

（権利の移譲）

第９条　使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

（損失補償）

第１０条　使用者は、故意又は重大な過失によって戸別受信設備を、亡失又は損傷したときは、町長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が損害額を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（資料４）

海士町防災行政無線管理運用規則

(昭和 60 年 3 月 28 日海士町規則第 1 号)
改正 平成 6 年 3 月 31 日規則第 6 号 平成 10 年 1 月 30 日規則第 16 号
平成 10 年 12 月 24 日規則第 31 号 平成 12 年 12 月 26 日規則第 20 号
平成 13 年 4 月 1 日規則第 10 号 平成 16 年 12 月 22 日規則第 10 号
平成 22 年 7 月 1 日規則第 5 号

（目的）

第１条　この規則は、海士町地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び一般行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する海士町防災行政無線（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは含まない。

（２）無線設備 無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。

（３）無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線の操作をしうる資格を有する者をいう。

（４）固定系親局 特定の二つ以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を行うため送信する無線局をいう。

（５）固定系子局 固定系親局からの電波を専ら受信するための設備をいう。

（６）移動系親局 移動系子局（陸上移動局）と通信を行うため役場庁舎内に開設する移動しない無線局をいう。

（７）移動系子局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中、親局（基地局）又は子局と相互に通信を行う「陸上移動局」をいう。

（８）無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた無線通信システムの全体をいう。

（９）災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象又は火災若しくは爆発その他の及ぼす被害の程度において、これらに類する原因により生ずる被害をいう。

（１０）防災 災害を未然に防止すること又は発生のおそれがある場合の事前準備、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。

改正（平 12 規則第 20 号）

（無線局運用の目的）

第３条　海士町の無線系に属する無線設備等を効率的に運用し、住民の生命、財産を災害から保護し福祉の増進に資するため、通報及び通信を行うこととする。

（管理運用組織）

第４条　無線系の管理運用のための組織は、次のとおりとする。

（１）総括責任者

総括責任者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督するものとし、この任は町長が充たる。

（２）管理責任者

無線系施設及び運用の管理者 総務課長管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督し、当該無線局の運用状況及び無線設備の状態等を把握しその機能が十分発揮できるようにするものとする。

（３）通信取扱責任者

管理責任者の命を受け、無線系の管理を行うとともに無線局の運用に係る 業務を所掌するものとし、この任には海士町職員を充てる。

（４）無線従事者

通信取扱責任者の指揮のもとに、無線系に属する無線局の無線設備の技術操作を行うとともに、無線業務日誌の記載を行うほか、通信取扱者の行う通信操作を指揮監督するものとし、この任には無線従事者の資格を有する海士町職員を充てる。

（５）通信取扱者

無線従事者の監督のもとに、無線局の通信操作を行う者であって海士町職員に限定する。

改正（平 13 規則第 10 号）

（総括責任者の業務）

第５条　総括責任者は、無線局の運用形態に応じ無線従事者を適正に配置する義務を負う。また適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

（運用時間等）

第６条　無線局の運用時間は常時とし、職員の配置は勤務時間内とする。ただし、管理責任者が特に命ずる場合はこの限りでない。

２　通信に使用する時刻は、24 時間とする。

（待機命令等）

第７条　管理責任者は、災害その他緊急の事態が発生するおそれがあるときは、必要な職員を待機させ通信に必要な措置をとらなければならない。

（通信事項）

第８条　無線局の通信事項は、次の各号のとおりとする。

（１）災害、防災等に関する事項

ア 火災、風水害、地震等の災害情報、警戒情報の伝達

イ 人命救助、災害救援、復旧等の情報伝達

ウ 交通、通信の確保又は秩序の維持に関する事項

（２）一般行政に関する事項

ア 住民の便益に係る突発的事項

イ 住民の理解、協力を得るための伝達事項

ウ 事業推進に係る情報伝達事項

エ その他一般行政連絡事項

（３）その他町長が必要と認める事項

（通信の禁止）

第９条　次の各号に該当する通信については、これを禁止する。

（１）特定の個人又は政党の宣伝及びこれに類する事項

（２）営利を目的とする宣伝等の伝達

（３）非常の場合を除き、免許された目的、通信の相手方、通信事項以外の通信を行うこと。

（通信の種別）

第１０条　無線局による通信の種別は、次の各号のとおりとする。
（１）非常、災害通信
（２）一般行政通信
（３）訓練通信
（４）その他町長が必要と認める通信
（非常時の通信）
第１１条　非常、災害時の通信は、次の各号による。
（１）非常、災害の通信は、総括責任者の指揮のもとに行い、一般行政通信に優先する。
（２）水防、災害対策本部が設置されたときは、その指揮下で行うものとし、通信の統制を行う。
（３）通信の統制は、水防、災害対策本部解散後総括責任者の命により解除する。
（平常時の通信）
第１２条　平常時における一般行政通信は、次の各号により行う。
（１）固定系による定時通報
ア　6 時 30 分　時報　朝のお知らせ
イ　12 時 00 分　時報
ウ　17 時 00 分　時報
エ　19 時 30 分（５月から９月までの時期は 20 時）　夜のお知らせ
（２）固定系による臨時通報
（３）移動系による一般業務連絡
（訓練通信）
第１３条　非常災害時の異常事態に備え、防災行政無線通信及び非常無線通信の円滑な運用を図るため、次の各号により訓練通信を行う。
（１）訓練は、通信統制、住民への警報通報及び災害情報収集を重点に行い、住民参加のもとで実施する。
（２）国、県との総合防災通信訓練に参加し、総合通信訓練を実施する。
（通報の手続）
第１４条　固定系における通信をしようとするときは、定められた用紙に通信事項を記載し、運用管理者に２日前までに提出しなければならない。ただし、臨時又は非常通信についてはこの限りでない。
（陸上移動局の運用）
第１５条　陸上移動局は、出動と同時に開局し、その旨を基地局に通報しなければならない。
２ 陸上移動局は、出動中故障又は正当な理由により基地局の承認を得た場合のほか、無線機を常に送受信状態に保たなければならない。
（屋内外受信設備の設置場所）
第１６条　海士町防災行政無線の設置及び管理に関する条例（昭和 60 年海士町条例第 6 号）第 2 条第 3 号に定める施設は、別表第 1 のとおりとする。
（移動無線局の種別、呼出名称等）
第１７条　移動無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表第２のとおりとする。
（備付書類等）
第１８条　無線局には、電波法及び関係法規に定める業務書類のほか、戸別受信設備貸与台帳を備えて整理しておかなければならない。

（提出書類等）

第１９条　次の各号の書類は、運用管理者が作成し、総括責任者の承認を得て提出する。

（１）日誌抄録無線業務日誌に基づく毎年１月から 12 月までの日誌抄録を中国電波監理局長に提出する。

（２）無線従事者選解任届 無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく中国電波監理局長に届け出る。

（設備の点検整備）

第２０条　無線設備の正常な機能を確保するため次の各号の点検整備を行う。

（１）毎日点検 無線従事者又は通信取扱者により通話状態の確認を行う。

（２）毎月点検 通信取扱責任者の監督のもとで無線従事者が行う。

（３）６箇月点検 監理責任者の監督のもとで機器納入業者に委託実施する。

（４）臨時点検 必要の都度６箇月点検に準じ実施する。

（５）その他予備装置、予備電波については、毎月１回以上その装置を動作させ機能の確認を行う。

（６）前各号の点検細目については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 6 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 1 月 30 日規則第 16 号）

この規則は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 24 日規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日規則第 20 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日規則第 10 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 22 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 7 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

別表第１（第 16 条関係）　改正（平16規則第10号）

施設名	子局番号	設置場所
屋外受信設備	1	海士町大字福井　968 番地 4
	2	海士町大字福井　1,365 番地 4
	3	海士町大字福井　776 番地 15
	4	海士町大字福井　457 番 1
	5	海士町大字福井　419 番 3 地先
	6	海士町大字福井　1,489 番地 1
	7	海士町大字福井　277 番地 3
	8	海士町大字福井　362 番地 3
	9	海士町大字海士　159 番地 1
	10	海士町大字海士　943 番 1 地先
	11	海士町大字海士　6432 番地 8
	12	海士町大字海士　26 番地先
	13	海士町大字海士　1,509 番地 1
	14	海士町大字海士　1,490 番地
	15	海士町大字海士　1,089 番地 8
	16	海士町大字海士　2,458 番地 3
	17	海士町大字海士　3,435 番地
	18	海士町大字海士　2,946 番地 1
	19	海士町大字海士　2,678 番地
	20	海士町大字海士　5,417 番地 1
	21	海士町大字海士　4,392 番地
	22	海士町大字海士　4,547 番地
	23	海士町大字海士　3,698 番地
	24	海士町大字海士　3,976 番地 1
	25	海士町大字海士　3,967 番地 5
	26	海士町大字海士　4057 番地 1 地先
	27	海士町大字海士　4,301 番地 1
	28	海士町大字宇受賀　202 番地 1
	29	海士町大字宇受賀　699 番地 1
	30	海士町大字宇受賀　338 番地 3
	31	海士町大字宇受賀　4,919 番地 1
	32	海士町大字宇受賀　26 番地 2
	33	海士町大字宇受賀　222 番地 9
	34	海士町大字豊田　146 番地 5
	35	海士町大字豊田　48 番地 1
	36	海士町大字知々井　498 番地
	37	海士町大字知々井　1,589 番地 10
	38	海士町大字御波　20 番地 5
	39	海士町大字御波　2,175 番地 1
	40	海士町大字御波 1,047 番地 1
	41	海士町大字崎　1,749 番地
	42	海士町大字崎　135 番地 11
	43	海士町大字御波　554 番地 3 地先
	44	海士町大字御波　429 番地 4
共同受信用親局		海士町大字崎　1,518 番地 1
		海士町大字崎　1,748 番地
		海士町大字崎　1,530 番地 3
		海士町大字崎　135 番地 9
非常時用第２空中線		海士町大字崎　1,666 番地 7

別表第２（第17条関係）　改正（平22規則第５号）

種 別	呼出名称	設　置　場　所
基地局	ぼ う さ い あ ま	海士町大字海士１４９０番地
陸　上 移動局	あ　　ま　　１０２	車載型（住民生活課）（ 7-25）
	あ　　ま　　１０４	車載型（総　務　課）（10-02）
	あ　　ま　　１０６	車載型（環境整備課）（ 5-24）
	あ　　ま　　１０７	車載型（環境整備課）（31-26）
	あ　　ま　　１０８	車載型（総　務　課）（73-50）
	あ　　ま　　１０９	車載型（健康福祉課）（44-09）
	あ　　ま　　１１１	車載型（消　防　車）（82-97）
	あ　　ま　　２０１	可搬型（無線室）
	あ　　ま　　２０２	可搬型（無線室）
	あ　　ま　　３０１	携帯型（無線室）

（資料５）

島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約

（目的）

第１条　島根県避難勧告等情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村と放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時に避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告及び避難指示が住民に迅速かつ確実に伝わることを目的とする。

（構成）

第２条　連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者を定めるものとする。

（会長）

第３条　連絡会に会長を置くものとし、島根県総務部消防防災課長をもってあてる。

（会長の職務、権限等）

第４条　会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

（連絡会の開催）

第５条　連絡会は、会長が、必要があると認める時に開催する。

（会務）

第６条　連絡会は、第１条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

（１）伝達する避難勧告、避難指示の内容

（２）市町村もしくは県から放送事業者への情報伝達方法

（３）情報伝達に用いる様式

（４）関係者連絡先

（情報伝達の方法）

第７条　避難勧告等の伝達方法については別に定める。

（事務局）

第８条　連絡会の事務を処理するため、島根県総務部消防防災課防災グループに事務局を置く。

附 則

この規約は、平成 17 年 7 月 15 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 19 日から実施する。（平成 18 年 4 月 19 日一部改正）

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 5 日から実施する。（平成 20 年 2 月 5 日一部改正）

（資料6）

避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ

（目的）

第１条　この申し合わせは、島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約第７条に基づき、災害時の避難勧告等の情報伝達について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる情報）

第２条　対象となる情報（以下「情報」とする。）は下記のとおりとする。

（１）避難勧告、避難指示及び避難準備（要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の発表

①災害対策基本法(以下「法」という。)第６０条第１項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示

②法第６０条第５項に基づき島根県知事が行う避難勧告及び避難指示

③市町村長が地域防災計画に基づき発令する避難準備情報

（２）避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除

①法第６０条第４項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の解除

②法第６０条第５項に基づき島根県知事が行う避難勧告及び避難指示の解除

③市町村長が地域防災計画に基づき発令する避難準備情報の解除

（情報の内容）

第３条　前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

（１）避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発表

（２）避難勧告、避難指示及び避難準備情報の解除

（３）対象地区

（４）発表時間

（５）対象人数

（６）対象世帯数

（７）発表事由

（８）必要であれば避難先

（伝達手段）

第４条　情報は別紙１で定めた様式で防災行政無線ＦＡＸにより伝達することを原則とし、必要な場合はＦＡＸ送信について電話で確認することとする。

（情報伝達系統）

第５条　情報伝達系統は別紙２のとおりとする。

（住民への伝達）

第６条　放送事業者は、市町村（場合によっては島根県防災危機管理課）から情報のＦＡＸを受信した場合は住民に周知するため、自主的な判断により放送するよう努めることとする。

＜別紙１＞
各放送事業者、県防災担当地方機関　　あて

避難勧告等発表情報　　第　　号

島根県　　市・町・村

送付日時：　　月　　日　　時　　分

担当者：　　電話番号：（　　）　　－

内　　容	□避難準備情報　□避難勧告　□避難指示 □避難準備情報解除　□避難勧告解除　□避難指示解除		
発表時間	日　　時　　分		
対象地区・人数	町　　地区	世帯	人
発表事由	□大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため □大雨により土砂災害の危険があるため □地震により土砂災害の危険があるため □地震により家屋崩壊の危険があるため □津波警報が発表されたため □その他（　　）		
避難先			
備　　考			

内　　容	□避難準備情報　□避難勧告　□避難指示 □避難準備情報解除　□避難勧告解除　□避難指示解除		
発表時間	日　　時　　分		
対象地区・人数	町　　地区	世帯	人
発表事由	□大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため □大雨により土砂災害の危険があるため □地震により土砂災害の危険があるため □地震により家屋崩壊の危険があるため □津波警報が発表されたため □その他（　　）		
避難先			
備　　考			

(注)該当する項目の「□」にはっきりとチェックを入れること。

(H25.4月現在)

＜別紙２＞

情 報 伝 達 系 統 図

（資料 7）

島根県防災行政無線局

無線局の区分			機関名	識別信号	施設場所	備考
統制局		県	島根県庁	ぼうさい	松江市殿町 1 番地 島根県庁内	
		関係機関	松江赤十字病院	しまねけんちょう	松江市母衣町 200 番地	県庁局内線
隠岐	合庁局	県	隠岐合庁局	ぼうさい	隠岐郡隠岐の島町港町字塩口 24 島根県隠岐合庁舎内	
	多重局	県	島前集合	ぼうさい どうぜんしゅうごう	隠岐郡西ノ島町別府字飯田 56-17	
	端末局	町	海士町	ぼうさい あま	隠岐郡海士町海士 1490 番地	
		関係機関（消防）	隠岐広域連合 消防本部	ぼうさい おきしょうぼう	隠岐郡隠岐の島町城北町 163	
	携帯局（車載）	県	隠岐支庁県民局	隠岐合庁 1	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 島根県隠岐合庁舎内	端末型半固定
				おき 1		
			隠岐支庁農林局	おき 2		
			隠岐支庁隠岐保健所	おき 3		
			隠岐支庁県土整備局	おき 4		
				おき 5		
				おき 6		
			隠岐支庁県民局	おき 7		災害時連絡用
				おき 8		災害時連絡用
				おき 9		災害時連絡用
				おき 10		災害時連絡用
			隠岐支庁県土整備局 島前事業部	島前集合 1	隠岐郡西ノ島町別府字飯田 56-17	端末型半固定
				どうぜん 1		
				どうぜん 2		

(資料8)

一 般 無 線 局

所属	所在地・電話番号・責任者	通信先	種別
隠岐海上保安署	隠岐郡隠岐の島町東町宇屋ノ下 99-2 08512-2-4999 隠岐海上保安署長	海上保安庁 所属船との間	携　帯 基地局
隠岐広域連合 隠岐島消防署	隠岐郡海士町大字海士 1483 08514-2-1119 海士出張所	隠岐島管内	固定局 (基地共用)
浦郷警察署	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎 218-4 08514-6-0121 浦郷警察署長	県下一円	固定局 移動局
ＪＦしまね 西郷支所	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一-62 08512-2-1431 ＪＦしまね西郷支所長	漁船との間	漁　業 湾岸局
ＪＦしまね 中村支所	隠岐郡隠岐の島町秦 779 08512-4-0211 ＪＦしまね中村支所長	漁船との間	漁　業 湾岸局
ＪＦしまね 浦郷支所	隠岐郡西ノ島町大字浦郷 544-15 08514-6-0201（昼） 08514-6-0204（夜） ＪＦしまね浦郷支所長	漁船との間	漁　業 湾岸局
海士町漁業 協同組合	隠岐郡海士町大字福井 776-17 08514-2-1333 海士町漁業協同組合長	漁船との間	漁　業 湾岸局

（資料 9）

地域衛星通信ネットワーク地球局一覧

【隠　岐　管　内】		
区　分	識　別　信　号	設　備　機　関・場　所
県機関	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ95	隠岐合同庁舎 隠岐の島町港町字塩口 24
	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ85	隠岐支庁県土整備局島前事業部 西ノ島町別府字飯田 56-17
市町村・消防	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ112	海士町役場 海士町海士 1490 番地
	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ74	隠岐広域連合消防本部 隠岐の島町城北町 163 番地
関係機関	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ58	浦郷警察署 西ノ島町大字浦郷 218 番地 4
	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ72	隠岐広域連合隠岐病院 隠岐の島町城北町 355 番地
車載・可搬	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ1	車載局
	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ8	可搬局 1
	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ9	可搬局 2
	ＳＣＣじちたいしまねけん しまねかはんちきゅうきょく　Ｖ10	可搬局 3

（資料 10）

海士町消防団

１．沿　革

明治 6 年　村上助九郎氏を中心に中里地区で民間消防組を発足
大正 15 年　海士村消防組結成
昭和 9 年　消防ポンプ操法を評価され島根県連合消防議会総会から金馬れん一条を授賞
昭和 14 年　消防組から警防団として発足
昭和 22 年 4 月 1 日　警防団から海士村消防団が結成
昭和 44 年 4 月 1 日　町政施行により海士町消防団に改名
昭和 46 年 2 月 20 日　日本消防協会長表彰団旗竿頭綬授賞
昭和 56 年 3 月 8 日　消防庁長官表彰竿頭綬授賞
平成元～7 年　小型動力ポンプ付積載車 12 台配備
平成 9 年 3 月　水槽付消防ポンプ自動車配備

（表彰）

昭和 30 年 9 月 8 日　島根県消防協会長から表彰旗を授与された。
昭和 53 年 1 月 1 日　島根県消防協会長から功労賞を授与された。
（昭和 52 年 8 月 8 日の豪雨災害への功績）
平成 15 年 2 月 7 日　(財)日本消防協会長から表彰旗及び指揮鳶を授与された。
平成 19 年 3 月 2 日　消防庁長官から表彰旗を授与された。

２．管轄区域

(1) 海士町全域（33.51ｋ㎡：国土地理院公表）

(2) 地区別世帯数・人口

地区名	世帯数	人口	地区名	世帯数	人口
菱浦	247	453	豊田	47	90
福井	46	117	保々見	29	69
西	51	111	知々井	48	82
中里	135	267	御波	70	136
東	161	337	多井	13	19
北分	116	242	崎	81	156
宇受賀	80	204	日須賀	9	21

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(1) 階級別消防団員定数　（平成 19 年 4 月 1 日現在）

団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	合計
1	1	2	2	13	98	117

３．消防団施設整備状況

（平成 20 年４月１日現在）

施 設 名		設　備　数
ポンプ等	水槽付消防ポンプ自動車	１台
	小型動力ポンプ付積載車	１２台
	小型動力ポンプ	３台
水　　利	防火水槽（40 ㎥以上）	２２台

４．海士町消防団 組織図

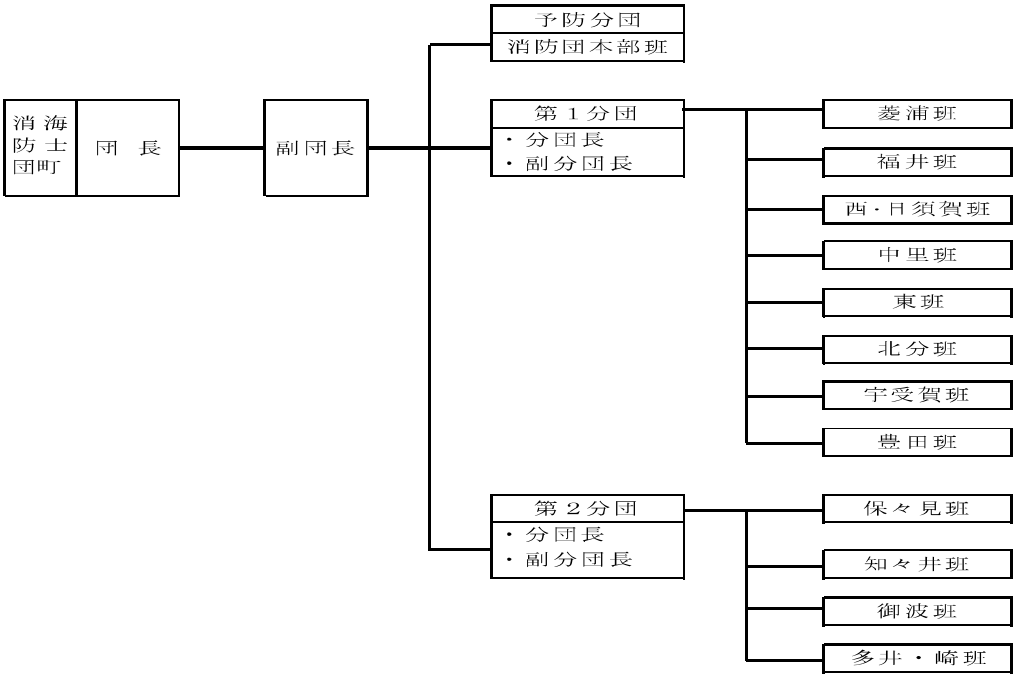

・海士町消防団の組織に関する規則　第２条　別表

区分	団長	副団長	分団		班	
海士町消防団（117 名）	団長　1	副団長　1	消防団本部（12 名）			12
			第１分団（69 名）	分団長 1 副分団長 1	菱　浦	10
					福　井	7
					西・日須賀	9
					中　里	10
					東	10
					北　分	7
					宇受賀	7
					豊　田	7
			第２分団（34 名）	分団長 1 副分団長 1	保々見	7
					知々井	7
					御　波	7
					多井・崎	11

５．地区火災時における出動体制

地　区　別　出　動　班　表

平成 18年8月1日施行

火災発生地区	第 1 出 動				第 2 出 動	第3出動
菱浦	本部班 12	／ 中里班 10	／ 菱浦班 10	／ 福井班 7	北分班/東班/西･日須賀班	全班
福井	本部班 12	／ 中里班 10	／ 福井班 7	／ 西･日須賀班 9	菱浦班/御波班/宇受賀班	全班
西	本部班 12	／ 中里班 10	／ 西･日須賀班 9	／ 福井班 7	菱浦班/東班/御波班	全班
中里	本部班 12	／ 中里班 10	／ 菱浦班 10	／ 福井班 7	西･日須賀班/東班/北分班	全班
東	本部班 12	／ 中里班 10	／ 東班 10	／ 豊田班 7	宇受賀班/北分班/福井班	全班
北分	本部班 12	／ 中里班 10	／ 北分班 7	／ 宇受賀班 7	東班/豊田班/菱浦班	全班
宇受賀	本部班 12	／ 中里班 10	／ 宇受賀班 7	／ 北分班 7	東班/豊田班/菱浦班	全班
豊田	本部班 12	／ 中里班 10	／ 豊田班 7	／ 東班 10	宇受賀班/北分班/保々見班	全班
保々見	本部班 12	／ 中里班 10	／ 保々見班 7	／ 知々井班 7	御波班/豊田班/西･日須賀班	全班
知々井	本部班 12	／ 中里班 10	／ 知々井班 7	／ 保々見班 7	御波班/豊田班/西･日須賀班	全班
御波	本部班 12	／ 中里班 10	／ 御波班 7	／ 知々井班 7	保々見班/西･日須賀班/多井･崎班	全班
多井	本部班 12	／ 中里班 10	／ 多井・崎班 11	／ 御波班 7	西･日須賀班/福井班/知々井班	全班
崎	本部班 12	／ 中里班 10	／ 多井・崎班 11	／ 御波班 7	西･日須賀班/福井班/知々井班	全班
日須賀	本部班 12	／ 中里班 10	／ 西･日須賀班 9	／ 福井班 7	御波班/菱浦班/宇受賀班	全班

※本部班と中里班は全町第１出動とする。

平成 27 年度　各班の定数表【(　) 内は実人数】

菱浦班	10	(9)	豊田班	7	(7)
福井班	7	(7)	保々見班	7	(7)
西･日須賀班	9	(9)	知々井班	7	(7)
中里班	10	(8)	御波班	7	(7)
東班	10	(10)	多井・崎班	11	(11)
北分班	7	(6)	本部班	12	(11)
宇受賀班	7	(7)	幹部	6	(6)
			合計	117	(112)

（資料 11）

雨量観測所一覧

島根県（土砂災害予警報システム関係（砂防課所管））

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
諏訪川	海士	海士町	海士	隠岐支庁	隠岐支庁	08512 2-9734	テレメーター

海士町

水系名	観測所名	所在地		施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
		市町村	大字等				
諏訪川	海士	海士町	海士	海士町	海士町役場	08514 2-0111	テレメーター

（資料12）

町道一覧

※路線認定調書より作成

1/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長　m	幅員	最大 最少
0001	宇受賀線	大字海士1492-1 大字宇受賀698	3,173.29		11.0 3.70
0002	豊　田　線	大字海士2762-1 大字豊田30-1	3,251.98		12.40 3.10
0003	中里・知々井線	大字海士1243-5 大字知々井1243-1	4,256.80		11.0 4.00
0004	崎・多井線	大字崎1530-1 大字崎1238	2,378.88		8.30 4.10
0005	多井・御波線	大字崎1092 大字御波805	2,775.36		10.00 2.90
0051	長　崎　線	大字海士4977 大字宇受賀341-1	774.85		7.20 3.20
0052	北分線	大字海士3426-3 大字海士4377	1,178.42		6.30 1.00
0053	西ノ原線	大字海士1456-1 大字海士91-4	1,808.97		9.50 4.30
0054	青　谷　線	大字崎1637-1 大字崎139-1	1,257.95		12.00 2.50
0055	中里・保々見線	大字海士1456-5 大字知々井929-1	2,187.67		9.70 3.20
0101	小　敷　線	大字豊田3347-2 大字豊田828	567.41		3.10 1.50
0102	豊田敷線	大字豊田484 大字豊田218-1	537.12		7.70 3.00
0103	野　田　線	大字豊田105 大字豊田197-1	494.2		7.30 3.90
0104	津ノ山干拓線	大字海士4390-1 大字海士4646-8	354.4		4.80 3.00
0105	鳥越中学校線	大字知々井1243-2 大字海士1140	2,239.47		1.70 0.80
0106	須賀線	大字御波455 大字御波478-2	415.11		4.90 3.40

■延長：総延長　　幅員：道路部幅員

2/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長　m	幅員	最大 最少
0107	那久奥線	大字御波554 大字御波1091	1,082.21	4.10 0.90	
0108	諏訪･布施線	大字海士1062-9 大字御波143-10	4,050.95	7.00 2.60	
0109	崎　線	大字崎1732-3 大字崎1712-1	333.38	6.20 2.70	
0110	国　原　線	大字海士421 大字御波490	2,025.50	7.00 1.80	
0112	今井・知々井線	大字海士1398 大字海士1186	2,441.24	6.50 0.80	
0113	上　方　線	大字御波219-1 大字御波720-3	1,107.62	2.30 1.00	
0114	多井1号線	大字崎89-5 大字御波722-5	1,574.43	4.20 1.00	
0115	天　川　線	大字知々井765 大字知々井763-3	768.62	2.90 0.60	
0116	灘屋小路線	大字豊田3-1 大字豊田21	78.67	2.10 1.80	
0117	門根・野田線	大字豊田721-1 大字豊田18-1	613.10	2.90 0.90	
0118	野田の上墓地線	大字豊田98-1 大字豊田96	52.67	2.00 0.80	
0119	豊田避病院線	大字豊田98-1 大字豊田231	163.87	4.00 2.70	
0120	奥小路線	大字豊田218-1 大字豊田231	49.94	3.20 2.80	
0121	奈伎良比売神社線	大字豊田489 大字豊田177-1	224.44	4.60 2.00	
0122	門屋海岸線	大字豊田113-1 大字豊田114	45.16	0.70 0.70	
0123	豊田敷海岸線	大字豊田200 大字豊田201-2	112.04	7.50 3.00	

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

3/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長　m	幅員	最大 最少
0125	敷・奥田線	大字豊田170-9 大字豊田429	111.00	1.90 0.70	
0126	奥田・清水線	大字豊田411 大字豊田360-6	386.75	4.60 0.70	
0127	豊　子　線	大字宇受賀5-1 大字宇受賀31-2	328.99	8.50 3.90	
0128	峯墓地線	大字宇受賀38 大字宇受賀73	106.33	2.40 1.70	
0129	前田空線	大字宇受賀229-2 大字宇受賀195-2	331.20	12.80 3.20	
0130	宇受賀谷線	大字宇受賀222-3 大字宇受賀242-1	95.80	5.50 3.60	
0131	宇受賀浜線	大字宇受賀692 大字宇受賀690	155.37	13.80 4.00	
0132	大津・吉津線	大字海士4245 大字海士4054-2	919.21	6.70 4.00	
0133	佐々木線	大字海士4502-1 大字海士4474-1	810.77	8.00 3.00	
0134	吉津・中里線	大字海士4033 大字海士1898-1	462.70	7.30 0.90	
0135	大津・菅沢線	大字海士4347-2 大字海士3737-2	633.21	5.50 1.00	
0136	大津・上佐々木線	大字海士4248-1 大字海士4263	87.86	2.40 2.20	
0137	諏訪・大津線	大字海士4348-1 大字海士1433	1,616.30	8.40 3.80	
0138	長　田　線	大字海士4881-3 大字海士4493-1	246.53	4.90 1.90	
0139	大津・小田線	大字海士4394-5 大字海士4789	542.98	11.00 1.30	
0140	上坂小路線	大字海士4373-12 大字海士4594-1	68.95	2.40 2.40	

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

4/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長　m	幅員	最大 最少
0141	奥　東　線	大字海士2678-1 大字海士2725	318.57		4.70 2.80
0142	高　石　線	大字海士2711-2 大字海士5414-1	1,487.59		2.40 0.50
0143	天神原線	大字海士253-5 大字海士2504-3	76.24		2.60 2.30
0144	高木線	大字海士2475 大字海士2479-2	162.73		3.30 0.90
0145	野屋小路線	大字海士2483-1 大字海士2574-1	190.53		3.50 2.10
0146	川崎小路線	大字海士2517 大字海士2417-1	79.90		3.00 2.10
0147	福松屋小路線	大字海士2672-2 大字海士2651	51.00		5.50 2.40
0148	寺坂墓地線	大字海士2722 大字海士2763-2	197.66		3.80 0.50
0150	神　崎　線	大字海士2626 大字海士2722	148.40		5.80 2.20
0151	上原小路線	大字海士2641 大字海士2706-1	75.74		5.10 3.00
0152	小　原　線	大字海士2770 大字海士2755	87.69		4.00 2.00
0153	今井・井の元線	大字海士1199-2 大字海士1132-1	667.37		1.00 0.80
0154	尾崎・石井線	大字海士1834-2 大字海士1690	252.18		3.50 2.00
0156	吉　田　線	大字海士1500 大字海士1923-10	191.48		4.30 3.00
0157	森　線	大字海士1918 大字海士1911	60.89		9.00 3.60
0158	森1号線	大字海士192 大字海士1919	115.32		3.70 2.90

■延長:総延長　幅員:道路部幅員

5/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0159	今井･御神尻線	大字海士1369 大字海士1461-1	316.04		5.80 4.00
0160	源福寺前線	大字海士1544 大字海士1310	85.41		2.50 1.00
0161	中村前線	大字海士1378 大字海士1378	16.45		2.70 2.70
0162	諏訪後線	大字海士1425-1 大字海士1004	233.40		7.00 4.00
0163	郡山・路久線	大字海士1089-43 大字海士2417-1	412.18		5.50 2.40
0164	郡山1号線	大字海士1089-39 大字海士1089-7	229.01		4.70 2.50
0165	郡山2号線	大字海士1089-5 大字海士1089-7	65.29		5.70 3.40
0166	今　井　線	大字海士1365-4 大字海士5931	420.08		5.10 1.50
0167	御神尻線	大字海士1634-1 大字海士5869	662.16		5.00 0.50
0168	福井浜線	大字福井340-5 大字海士1060-1	679.88		11.60 6.00
0169	井の元・丸山線	大字海士498 大字海士274	453.96		6.80 1.50
0170	西塔寺線	大字海士243-2 大字海士6211-2	367.33		8.50 2.00
0171	釜　出　線	大字海士162-1 大字海士88	406.81		5.60 0.70
0172	福井・西線	大字福井203-2 大字海士187-2	320.78		6.10 4.30
0173	西寺社線	大字海士943 大字海士930-2	53.88		3.30 2.40
0174	井の元線	大字海士718 大字海士915	175.64		5.20 1.30

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

6/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長　m	幅員	最大 最少
0175	河内小路線	大字海士884 大字海士832	322.84		3.30 2.20
0176	佃屋前線	大字海士737 大字海士747	139.51		2.30 1.10
0177	矢 原 線	大字海士55 大字海士2-1	236.29		5.50 2.80
0178	菊屋小路線	大字海士16 大字海士44	53.82		2.70 2.30
0179	日ノ津物揚場線	大字海士6449-7 大字海士6432-2	96.75		6.30 3.50
0180	今井墓地線	大字海士1183-2 大字海士1186-1	74.09		3.20 2.00
0182	郡崎小路線	大字福井126-1 大字福井133	45.23		2.80 2.30
0183	上　口　線	大字福井205 大字福井235	127.97		3.40 2.30
0184	千歳小路線	大字福井222-5 大字福井222-4	31.92		3.10 2.50
0185	福井中学校線	大字福井185-1 大字海士372	509.2		3.70 1.70
0186	神社前墓地線	大字福井273-3 大字福井265	68.25		3.30 1.50
0187	門脇小路線	大字福井128-2 大字福井128-1	18.66		2.00 1.00
0188	中　組　線	大字福井138 大字福井219-2	35.63		2.50 1.10
0189	村上墓地線	大字福井252-4 大字福井242-3	202.93		3.10 1.00
0190	吉　元　線	大字福井287-4 大字福井266-5	75.19		4.80 3.00
0191	花屋小路線	大字福井275-1 大字福井277-1	42.51		2.50 2.20

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

7/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0192	伊野・大石線	大字福井776-12 大字福井715-1	406.90		9.80 2.80
0193	伊野小路線	大字福井816-1 大字福井784-2	26.27		2.70 2.30
0194	伊野墓地線	大字福井855-2 大字福井802-1	161.89		3.40 1.60
0195	倉屋通線	大字福井877 大字福井866	71.35		1.70 1.50
0196	藤山通線	大字福井942-1 大字福井940-1	60.19		2.50 1.50
0197	井　尻　線	大字福井945-1 大字福井946-2	328.10		7.20 3.30
0198	笹屋小路線	大字福井963-2 大字福井979	260.92		3.50 3.00
0199	菱神社線	大字福井969 大字福井1164-1	207.60		4.70 1.90
0200	家督山線	大字福井1210-1 大字福井1685	970.31		2.10 1.00
0201	山木屋小路線	大字福井1231-2 大字福井976-3	36.25		1.60 1.60
0202	中新屋小路線	大字福井1232-1 大字福井1225	25.66		1.50 1.40
0203	出羽屋小路線	大字福井1249-3 大字福井1240-1	60.54		1.60 1.20
0204	柳谷墓地線	大字福井1230-2 大字福井1177-1	229.13		7.50 1.30
0205	伏見屋小路線	大字福井1263-1 大字福井1263	20.70		2.60 2.60
0206	松浦小路線	大字福井1269-1 大字福井1287-1	128.50		6.80 3.00
0207	二浦墓地線	大字福井1282-1 大字福井1301	152.03		2.10 1.20

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

8/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0208	京屋側通豪	大字福井1308 大字福井1271-3	77.97		1.50 1.20
0209	先灘小路線	大字福井1333 大字福井1334-1	29.61		1.40 1.40
0210	高　校　線	大字福井1340-2 大字福井1300-1	440.83		4.80 3.30
0211	前田海岸線	大字福井968-1 大字福井968-10	40.50		3.50 2.90
0212	二浦海岸線	大字福井1767-1 大字福井1267	31.01		5.70 4.10
0213	横　畑　線	大字福井455 大字福井484-3	508.68		7.00 4.20
0214	大阪横手線	大字海士5912 大字海士5899-1	212.57		1.20 1.00
0215	学校前線	大字海士3427-4 大字海士3427-1	78.95		4.80 2.60
0216	田の浦線	大字御波1091 大字御波1099	145.49		6.50 2.70
0217	田の浦小路線	大字御波1099 大字御波1106-1	101.27		4.00 1.80
0218	祝ケ谷線	大字崎1647-7 大字崎1652-1	60.56		3.60 2.00
0219	祝ケ谷1号線	大字崎1644-5 大字崎1646-1	93.09		3.00 1.00
0220	清水小路線	大字崎1732-3 大字崎1737-2	104.13		7.00 1.50
0221	戸野川谷線	大字崎1748 大字崎1731-2	65.10		3.50 1.70
0222	谷　線	大字崎1728-1 大字崎1470-5	62.23		2.60 2.20
0223	戸野川・大石の元線	大字崎1667-1 大字崎1668	23.63		2.30 2.30

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

9/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0224	富浜小路線	大字崎1729-2 大字崎1723-3	99.53		8.30 3.20
0225	柿谷小路線	大字崎1722-1 大字崎1714	129.14		5.50 2.30
0226	原　線	大字崎1698 大字崎1690-1	60.75		4.00 3.10
0227	宿　乞　線	大字崎1709 大字崎1702	81.68		3.00 2.20
0228	宿乞1号線	大字崎1704-2 大字崎1708-2	14.05		3.80 3.30
0230	松　屋　線	大字崎14-2 大字崎6-7	144.69		5.80 2.50
0231	七　松　線	大字崎6-7 大字崎3-7	56.75		2.50 1.90
0232	梶浜小路線	大字崎13-1 大字崎13-7	30.68		2.20 1.60
0233	松屋1号線	大字崎14-10 大字崎6-5	70.71		3.50 1.50
0234	松屋2号線	大字崎1686 大字崎1689-3	97.18		5.00 2.40
0235	松屋小路線	大字崎13-2 大字崎12-2	43.75		2.00 1.90
0236	松屋小路1号線	大字崎8-1 大字崎8-1	94.66		1.00 0.90
0238	青谷・箱ノ浦線	大字崎139-1 大字崎550	578.26		4.80 1.60
0239	青谷小路線	大字崎131 大字崎113-4	126.35		3.10 1.40
0240	大空小路線	大字崎夏132 大字崎132-1	29.58		2.80 1.30
0241	播摩小路線	大字崎1415 大字崎1414-1	114.20		5.30 1.80

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

10/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0242	東屋小路線	大字崎1406 大字崎1408-1	31.42	1.00 1.00
0243	石山小路線	大字崎1505 大字崎1517	46.69	1.90 1.10
0244	森　原　線	大字崎1555-6 大字崎1547-1	219.38	3.10 1.00
0245	小浦藤ケ尾線	大字崎1506 大字崎1541-1	403.78	3.50 2.30
0246	崎学校線	大字崎1600-6 大字崎1538-1	76.68	5.50 3.90
0247	崎海岸線	大字崎1753 大字崎1715-1	173.84	6.00 2.80
0248	堤　線	大字崎1574-1 大字崎702	1,147.41	11.50 4.20
0249	多井・今井門線	大字崎1014 大字崎982-1	1,464.03	10.80 3.90
0250	多井小路線	大字崎1048 大字崎1071	88.80	4.50 2.30
0251	多井神社線	大字崎1067-1 大字崎1052-3	65.62	3.80 2.00
0252	多井小路1号線	大字崎1047-1 大字崎1069	123.16	3.90 1.20
0253	多井海岸線	大字崎1061 大字崎1243-1	145.13	5.30 2.40
0254	長　才　線	大字崎855-3 大字崎861-2	369.64	1.20 0.80
0255	今　浦　線	大字御波169-6 大字御波805	519.19	2.50 1.50
0256	松本屋小路線	大字御波193-1 大字御波198-1	61.22	2.20 1.80
0257	京屋小路線	大字御波183 大字御波189	22.10	2.40 2.10

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

11/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0258	松岡小路線	大字御波766 大字御波764	46.09	0.90 0.70
0259	岸本屋小路線	大字御波234-1 大字御波231	86.91	1.80 1.30
0260	上田屋小路線	大字御波9 大字御波14	74.97	1.50 0.70
0261	二浦･御倉線	大字御波1269-1 大字御波91276	45.90	1.60 1.60
0262	太井大川線	大字御波2178-11 大字御波2175-2	195.50	2.80 1.40
0263	古小浦線	大字御波132-3 大字御波143	278.99	2.40 1.40
0264	浜線	大字御波159-1 大字御波146	89.18	2.80 1.70
0265	中線	大字御波159-1 大字御波154	48.30	1.30 1.00
0266	蓮生寺線	大字御波2177-3 大字御波2174-2	97.21	2.00 1.50
0267	塩入線	大字御波171-1 大字御波2174-2	84.00	1.80 1.50
0268	太井線	大字御波168-1 大字御波171-2	29.69	3.00 2.80
0269	桜本墓地線	大字御波2195 大字御波206	237.37	1.60 0.70
0270	古小浦・那須線	大字御波71-1 大字御波48	1,105.88	0.50 0.50
0271	加納屋小路線	大字知々井41 大字知々井39	30.17	3.40 1.50
0272	中上後小路線	大字知々井1628 大字知々井1631-1	61.12	1.80 1.10
0273	南小路線	大字知々井1593-1 大字知々井1578	65.87	3.50 2.00

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

12/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0274	乾燥場線	大字知々井1585 大字知々井1587-1	90.42	2.60 1.20
0275	松屋前海岸線	大字知々井1589-5 大字知々井1589-5	17.99	3.20 3.20
0276	若狭屋小路線	大字知々井1584 大字知々井1583	21.79	1.40 1.40
0277	谷小路線	大字知々井1574-1 大字知々井1543	235.02	3.40 0.80
0278	明石屋小路線	大字知々井1566 大字知々井1567	31.37	1.00 1.00
0279	手島小路線	大字知々井1576 大字知々井1581	90.39	1.90 1.50
0280	浜問屋後海岸線	大字知々井1652 大字知々井1650	64.88	2.90 2.00
0281	井上小路線	大字知々井1653 大字知々井1654	60.93	2.00 1.90
0282	喜佐屋前海岸線	大字知々井1663 大字知々井1663	34.06	2.30 2.00
0283	喜佐屋後線	大字知々井1664 大字知々井1664	52.75	2.10 1.10
0284	面屋前海岸線	大字知々井1671-1 大字知々井1671-1	12.58	2.20 2.20
0285	大隅海岸線	大字知々井1675 大字知々井1675	19.82	3.30 2.00
0286	高見小路線	大字知々井1666-3 大字知々井1667-1	37.93	1.80 1.80
0287	松新屋小路線	大字知々井1674 大字知々井1678-1	112.39	2.80 2.00
0288	高　滝　線	大字知々井1672-2 大字知々井100	139.83	2.00 1.00
0289	知々井海岸線	大字知々井1589-6 大字知々井1589-1	99.21	3.70 1.50

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

13/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0290	知々井海岸1号線	大字知々井1650 大字知々1677	163.35		6.90 1.40
0291	脇田海岸線	大字知々井441 大字知々井405	112.24		10.30 4.10
0292	中西小路線	大字知々井442-3 大字知々井455	41.95		2.20 1.70
0293	保々見若狭屋小路線	大字知々井495 大字知々井487	66.18		2.20 2.10
0294	問屋小路線	大字知々井904 字知々井903	67.31		1.70 1.30
0295	中脇小路線	大字知々井925 大字知々井924-1	17.42		2.90 2.90
0296	古住屋小路線	大字知々井932 大字知々井923	55.59		2.30 1.90
0297	須賀・御波線	大字御波603 大字御波206-1	1,157.81		2.70 1.00
0298	今井門・加入道線	大字崎982-1 大字御波720-3	701.25		1.50 1.00
0299	豊田・岩敷線	大字豊田69 大字豊田693-1	825.33		3.40 2.00
0301	東金光寺線	大字海士5239-2 大字海士5326-1	1,103.78		9.00 2.00
0303	金屋・舟原線	大字海士3380-1 大字海士219-1	898.52		4.30 1.80
0304	池尻上小路線	大字海士5323 大字海士3066	323.25		2.00 1.40
0305	中屋敷小路線	大字海士3516-4 大字海士3552	267.64		3.30 1.20
0306	石井前線	大字海士2976 大字海士1861	125.82		7.80 4.00
0307	石井原1号線	大字海士1874 大字海士3532-2	70.41		3.30 3.10

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

14/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0308	中　黒　線	大字海士2333 字海士2252	529.45		4.90 2.00
0309	日　平　線	大字海士2324 大字海士5714	616.80		3.70 2.50
0310	日平･世賀幾田線	大字海士2054-1 大字海士2099-1	364.78		2.90 1.00
0311	豊子郷線	大字宇受賀15-1 大字宇受賀4919-3	511.71		7.30 4.00
0312	家の上・丹後線	大字海士444 大字海士6211-10	274.67		2.00 1.60
0313	丸山線	大字海士567 大字海士527	116.26		5.90 4.40
0315	前田2号海岸線	大字福井968-12 大字福井968-8	34.36		4.70 2.80
0316	諏訪・新開線	大字海士1444-1 大字海士1943-1	193.74		10.20 4.10
0317	宇受賀・豊田線	大字宇受賀409-1 大字豊田5045	1,108.93		5.70 1.80
0318	小舟・長崎線	大字海士579 大字宇受賀279-1	759.63		3.70 1.40
0319	長崎1号線	大字宇受賀299 大字宇受賀310-1	232.34		3.20 0.80
0320	丸山1号線	大字海士713-3 大字海士705-3	38.53		3.50 1.70
0321	石臼線	大字海士3669-3 大字海士1689	511.23		2.90 1.00
0322	小足1号線	大字海士3748-2 大字海士3124	403.21		3.80 0.80
0323	柿田・持苗線	大字海士5004-6 大字海士2606	1,068.63		3.80 2.50
0324	宮ノ前線	大字海士693-3 大字海士417	115.60		4.70 3.80

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

15/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延 長 m	幅員	最大 最少
0325	五間田線	大字海士666 大字海士636-1	191.91	3.10 1.50	
0327	高職2号線	大字福井1162-1 大字福井1177-1	106.10	11.80 4.00	
0328	第1保育所線	大字海士4965-1 大字海士4959-1	153.10	7.40 1.00	
0329	知々井･保々見2号線	大字知々井1647-1 大字知々井442-3	1,053.78	3.10 0.80	
0330	曰佐久井線	大字海士2642 大字海士2648	101.31	3.60 2.90	
0331	京賀島線	大字海士4107-1 大字海士4174-3	128.62	3.50 1.00	
0332	岡田海岸線	大字福井770-3 大字福井770-5	31.96	2.90 1.90	
0334	前田海岸櫛線	大字福井968-1 大字福井968-11	27.44	2.00 1.20	
0335	豊子千歳線	大字宇受賀15-2 大字宇受賀13-1	13.95	2.20 2.10	
0336	慶　照　線	大字福井362-1 大字福井373-1	57.32	4.50 3.30	
0337	中の島海岸線	大字御波454 大字御波435	329.46	18.00 4.00	
0338	散出墓地線	大字福井1304 大字福井1286	105.73	1.50 1.00	
0339	菱・福井坂線	大字福井948-1 大字福井280	1,282.83	1.20 0.80	
0341	津ノ山線	大字海士4665 大字海士4665-2	365.38	1.80 1.00	
0342	津ノ山2号線	大字海士4665-3 大字海士4666-2	226.81	2.40 1.00	
0343	原　前　線	大字海士4591 大字海士4590	52.79	3.30 2.40	

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

16/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0344	菱敷墓地線	大字海士4304 大字海士4304-2	89.94		1.80 1.00
0345	前田･菱敷線	大字海士4347-1 大字海士4363-1	203.21		1.60 1.00
0346	菱敷海岸線	大字海士4334-2 大字海士4334-2	27.10		6.30 3.00
0347	峯堂線	大字海士3671-1 大字海士3666-1	125.60		1.20 1.00
0348	菅沢線	大字海士3737-2 大字海士3701	334.35		8.50 4.00
0349	井の元・才の神線	大字海士814-3 大字海士6025-1	1,033.06		3.30 1.00
0350	天日墓地線	大字海士729-3 大字海士746	209.45		2.30 1.00
0351	梅屋小路線	大字海士740-3 大字海士748	107.03		2.50 1.00
0352	宮田神社線	大字福井2773 大字福井280	89.08		4.30 3.10
0354	高松小路線	大字海士36 大字海士47	65.73		3.10 2.60
0355	矢原奥墓地線	大字海士3 大字海士20	119.15		4.00 2.00
0356	日ノ津墓地線	大字海士6448-3 大字海士6448-1	41.34		1.00 0.60
0357	須賀・高峯線	大字御波558 大字御波603	528.28		1.20 0.80
0358	菖蒲先線	大字御波537-1 大字御波539	65.03		1.00 0.70
0359	堂盤屋小路線	大字御波541 大字御波537-1	14.23		1.30 0.60
0360	菖蒲平小路線	大字御波529 大字御波530-2	19.13		1.30 1.20

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

17/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0361	家島小路線	大字御波527-3 大字御波509-3	91.09		1.90 1.40
0363	深田・須帰り線	大字宇受賀620 大字宇受賀631	379.65		1.70 0.80
0364	奥村横線	大字海士5039-1 大字海士5043-1	70.80		1.90 1.00
0365	番の木支線	大字宇受賀339-1 大字宇函賀345-1	133.10		2.80 2.10
0366	番の木線	大字海士5005-1 大字海士4950	173.32		1.20 0.50
0367	加志牙1号線	大字海士3482-3 大字海士3447	52.42		4.10 2.80
0368	客の峯線	大字海士4528-7 大字海士4529-3	42.92		1.10 1.00
0369	葉佐間支線	大字海士4523-1 大字海士4523-1	36.96		3.70 1.90
0370	大津空線	大字海士4476-3 大字海士4477	55.54		2.00 2.00
0371	葉佐間線	大字海士3636 大字海士3531	787.10		3.70 1.00
0372	片志和墓地線	大字海士2323-1 大字海士2241	159.21		4.50 1.00
0373	東・太井線	大字海士5741 大字御波2180-2	3,077.78		1.30 0.80
0374	太井・知々井線	大字御波2178-1 大字知々井2399	620.18		1.50 0.50
0375	太井・田中線	大字御波2177-3 大字御波2177-1	27.89		1.70 1.20
0376	赤石向墓地線	大字御波46 大字御波50	149.01		1.90 1.30
0377	御　波　線	大字御波50 大字御波206	269.58		1.00 0.70

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

18/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長　m	幅員	最大 最少
0378	小浦入口線	大字御波8 大字御波20-1	77.91		3.40 2.70
0379	赤石線	大字御波167-2 大字御波535	453.29		6.00 1.90
0380	布施･赤石線	大字御波159 大字御波157	72.24		1.40 1.00
0381	布施･赤石1号線	大字御波152-1 大字御波155-2	41.83		2.90 1.20
0382	田中線	大字御波165-1 大字御波162-1	66.78		6.00 4.00
0385	松の前線	大字崎904-2 大字崎1014	54.83		11.30 5.90
0386	川の本線	大字崎1041-2 大字崎1014	232.30		6.20 2.90
0387	松の前・川の本線	大字崎1022-1 大字崎1185-2	119.48		4.30 2.40
0388	川の本小路1号線	大字崎1133-1 大字崎1129-1	29.96		4.00 2.40
0389	多井小路2号線	大字崎1034 大字崎1041-2	114.71		4.80 2.40
0390	川の本小路線	大字崎1110-1 大字崎1110	41.93		2.00 1.80
0391	富田屋小路線	大字崎1088 大字崎1234-2	68.97		2.00 1.70
0392	多井・倉田線	大字崎1238 大字崎1274-1	654.70		6.40 1.10
0393	先墓々地線	大字崎1091-2 大字崎1234-2	99.29		2.10 1.30
0394	多井・崎線	大字崎1092 大字崎1394	1,256.27		3.20 0.30
0395	藤ケ尾線	大字崎1600 大字崎1609	227.14		1.00 1.00

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

19/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長 m	幅員	最大 最少
0396	寺道線	大字崎1666 大字崎1686	205.30	3.10 1.90
0397	松屋墓地線	大字崎16-2 大字崎8-1	130.13	1.90 1.00
0398	崎避病院線	大字崎20-2 大字崎9-3	147.93	1.30 0.50
0399	大野峯墓地線	大字崎1680 大字崎1679-2	51.40	1.60 0.50
0400	保々見海線	大字知々井9931 大字知々井935	127.07	8.50 5.20
0401	知々井避病院線	大字知々井154 大字知々井263	620.78	1.80 1.00
0402	新徳屋小路線	大字知々井101 大字知々井1677	38.13	2.10 1.10
0403	福中屋小路線	大字知々井1640 大字知々1628-1	55.02	1.90 1.60
0404	北野神社線	大字知々井1627 大字知々井1623-2	75.85	3.70 2.60
0405	明屋線	大字豊田72-3 大字豊田49-2	138.66	7.90 4.20
0406	大中線	大字宇受賀689 大字宇受賀686	119.74	3.60 2.20
0407	新開線	大字海士1480-2 大字海士1473-6	229.30	5.00 3.00
0408	花水線	大字海士1134-2 大字海士1137	140.56	3.30 2.30
0409	平田線	大字海士4241 大字海士4243-2	98.77	3.20 2.50
0410	東上口線	大字海士2576-1 大字福井2768-3	713.05	5.40 3.20
0411	桑本側通線	大字福井968-10 大字福井943-4	32.35	4.40 3.00

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

20/21

路線番号	路　線　名	起　点　から 終　点　まで	延長　m	幅員	最大 最少
0412	高石1号線	大字海士2611-1 大字海士5247-2	2,892.17	8.00 4.00	
0413	諏訪・豊田線	大字海士3966 大字海士3299	3,884.47	8.80 2.00	
0414	榊原線	大字海士1072-3 大字海士1072-1	44.14	6.00 4.00	
0415	多井・倉田1号線	大字崎1070-2 大字崎1274-1	471.95	7.40 5.00	
0416	木路線	大字崎655-6 大字崎498-17	2,942.13	19.80 4.10	
0417	木路支線	大字崎199-5 大字崎135-12	590.94	7.10 3.80	
0418	宮の原宿乞線	大字崎1683-3 大字崎1718-4	567.08	8.00 4.30	
0419	日須賀康	大字御波387-1 大字御波554-3	1,325.71	17.30 4.20	
0420	あいらんど1号線	大字海士1946-16 大字海士4012-3	454.44	12.30 4.20	
0421	あいらんど2号線	大字海士3967-8 大字海士3964	385.91	6.80 4.00	
0422	なぎら岩田線	大字豊田198-1 大字豊田495-8	213.61	4.90 3.90	
0423	豊田今津線	大字豊田154-13 大字豊田155-4	60.67	4.90 3.60	
0427	太田小路線	大字海士1524-8 大字海士1524-4	54.10	4.80 3.00	
0428	代官屋小路線	大字宇受賀334-1 大字宇受賀231-4	50.20	8.10 3.00	
0429	家督線	大字福井1375-2 大字福井419-13	4,029.00	7.00 4.00	
0430	家督支線	大字福井1220-1 大字福井1207-5	360.70	7.40 3.50	

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

21/21

路線番号	路　線　名	起　　点　　から 終　　点　　まで	延　長　m	幅員	最大 最少
0431	家督福井線	大字福井103-4 大字福井1749-2	447.30		7.70 4.20
0432	恵比寿線	大字福井776-17 大字福井765-4	216.30		10.40 4.90
0433	宮の原線	大字宇受賀419-4 大字宇受賀420-2	203.60		9.50 4.50
0434	新開2号線	大字海士1897-1 大字海士1947-2	470,40		9.70 5.70

■延長:総延長　　幅員:道路部幅員

（資料13）

海士の指定文化財一覧表

	分類	指定番号	名称	所在地	所有者住所及び氏名	指定年月日	備考
国指定	記・天		クロキヅタ	海士町福井(菱浦港) 島根県海士郡、大字福井菱浦湾ヨリ西南方芽崎鳥島ヲ見通シタ線内ノ海面	海士町大字福井　菱浦港	大正11年3月8日	
県指定	有・考	考第12号	銅　剣	島根県立古代出雲歴史博物館(貸出中)	海士町大字海士1490　海士町教育委員会	昭和47年3月31日	一口
	有・工	工第10号	太刀銘国光	海士町大字海士1784番地	海士町大字海士1785　隠岐神社	昭和38年7月2日	一振
	有・彫	彫第8号	木造聖観音菩薩立像	海士町大字知々井772番地	海士町大字知々井773　清水寺	昭和39年5月26日	一躰
	無・民	芸第8号	隠岐島前神楽	海士町大字福井959番地5	保存会代表　石塚芳秀	昭和36年6月13日	認定者17名
町指定	記・史	史第1号	東古墳	海士町大字海士2678番地	海士町大字海士2673-3　村井正治	平成9年7月10日	一所
	無・民	芸第1号	承久楽	海士町大字海士1475番地10	海士町大字海士1475-10　松枝初枝	平成9年7月10日	
	無・民	芸第2号	恵比須祭の風流〔だんじり〕	海士町大字崎　崎区	だんじり保存会　代表　清水昭一	平成9年7月10日	(九人)
	無・民	芸第3号	宇受賀命神社のあご石神事	海士町大字宇受賀747番地	海士町大字宇受賀747　宇受賀命神社	平成22年4月26日	
	有・書	書第1号	大般若経	海士町大字海士1521番地1 (海士町後鳥羽院資料館)	海士町大字宇受賀747　宇受賀命神社	平成9年7月10日	四三四巻
	有・書	書第2号	大般若経		海士町大字海士1723-2　源福寺	平成9年7月10日	二百八巻
	有・書	書第3号	源福寺隠岐院額			平成9年7月10日	一個
	有・工	工第1号	台子皆具一式		海士町大字海士1784　隠岐神社	平成9年7月10日	一式
	有・建	建第1号	宇受賀命神社本殿	海士町大字宇受賀747番地	海士町大字宇受賀747　宇受賀命神社	平成9年7月10日	一棟
	有・建	建第2号	隠岐神社社殿	海士町大字海士1784番地	海士町大字海士1784　隠岐神社	平成9年7月10日	一棟
	有・建	建第3号	村上助九郎邸	海士町大字海士1700番地2	海士町大字海士1490　海士町	平成9年7月10日	母屋一棟
	有・古	古第1号	紙本墨書　金光寺縁起書	海士町大字海士1521番地1 (海士町後鳥羽院資料館)	海士町大字海士5317-2　金光寺(東区)	平成9年7月10日	一巻
	有・彫	彫第1号	狛犬(内藤　伸　作)		海士町大字海士1784　隠岐神社	平成9年7月10日	一対
	有・彫	彫第2号	教海寺流仏	海士町大字海士4655番地2	海士町大字海士4655-2　北分区	平成9年7月10日	十二躰
	有・彫	彫第3号	木造矜羯羅童子像	海士町大字海士5317番地2	海士町大字海士5317-2　金光寺(東区)	平成9年7月10日	一躰
	有・彫	彫第4号	木造制鶯迦童子像			平成9年7月10日	一躰

	分類	指定番号	名　　称	所　　在　　地	所有者住所及び氏名	指定年月日	備　考
町指定	有・彫	彫第 5 号	木造如来形坐像	海士町大字海士 55 番地	海士町大字海士 55　安国寺	平成 9 年 7 月 10 日	一　躰
	有・彫	彫第 6 号	木造大日如来形坐像			平成 9 年 7 月 10 日	一　躰
	記・天	天第 1 号	オオバグミ林	海士町大字豊田抗美鶴一帯	海士町大字豊田	平成 9 年 7 月 10 日	一　群
	記・天	天第 2 号	イヌマキ	海士町大字豊田 489 番地	海士町大字豊田 489 番地　奈伎良比売神社	平成 9 年 7 月 10 日	一　株
	記・天	天第 4 号	オハツキイチョウ	海士町大字海士 4970 番地	海士町大字海士 4970 番地　海士町	平成 9 年 7 月 10 日	一　株
	記・天	天第 5 号	モチノキ	海士町大字海士 3563 番地	海士町大字海士 3563 番地　石井　洌	平成 9 年 7 月 10 日	一　株
	記・天	天第 6 号	ハマビワ	海士町大字豊田 30 番地 2	海士町大字豊田 26 番地　山根　健嗣	平成 9 年 7 月 10 日	一　株
	記・天	天第 7 号	イヌマキ	海士町大字海士 194 番地 1	海士町大字海士 196 番地 3　直塚治長	平成 9 年 7 月 10 日	一　株
	記・天	天第 8 号	スギ	海士町大字福井 281 番地	海士町大字福井 281 番地　宮田神社	平成 9 年 7 月 10 日	一　株
	記・天	天第 9 号	北野神社の椿・銀杏・杉	海士町大字知々井 1618 番地	海士町大字知々井 1618 番地　北野神社	平成 9 年 7 月 10 日	椿一株 銀杏一株 杉一本
	記・天	天第 10 号	タケシマシシウド群落	海士町大字豊田 73 番地 3 から 561 番地 2	海士町大字海士 1490 番地　海士町	平成 9 年 7 月 10 日	一　群
	有・工	工第 2 号	隠岐神社蔵太刀(内訳) 刀　池田靖光　作 刀　貞　　重　作 刀　月山源貞一　作 刀　守次則利　作 刀　吉原国家　作 刀　堀井俊秀　作 刀　佐藤昭則　作 刀　宗　　光　作 刀　満　　鉄　作 刀　備後国田幸住政信　作 太刀 加藤眞国祐国祐弘作 刀　源　義宗　作 刀　月山源貞光　作	海士町大字海士 1521 番地 1 (海士町後鳥羽院資料館)	海士町大字海士 1784　隠岐神社	平成 9 年 7 月 10 日	刀　十三振 太刀　一振 脇差　一振

（資料 14）

災害危険区域等一覧

1. 海士町内土石流危険渓流一覧表（1）

○ 土石流危険渓流（Ⅰ） その１

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
				郡・市	町・村	字
2諏訪川―海士―001 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	諏訪川	隠岐郡	海士町	東
2諏訪川―海士―002 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	真奥川		海士町	東
2諏訪川―海士―003 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	清水川			東
2諏訪川―海士―004 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	郷川			東
2諏訪川―海士―005 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	諏訪川左支渓			海士・中里
2諏訪川―海士―006 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	御神尻川			海士・中里
2諏訪川―海士―007 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	中里川			海士・中里
2諏訪川―海士―008 Ⅰ	諏訪川	諏訪川	横手川			海士・中里
2大川―海士―001 Ⅰ	大川	赤石川	赤石川			御波
2多井川―海士―001 Ⅰ	多井川	多井川	多井川水谷川			多井
2多井川―海士―002 Ⅰ	多井川	多井川	多井川左支渓1			多井
2多井川―海士―003 Ⅰ	多井川	多井川	多井川右支渓1			多井
2多井川―海士―004 Ⅰ	多井川	多井川	多井坂川			多井
2多井川―海士―005 Ⅰ	多井川	多井川	多井坂川			多井
2境川―海士―001 Ⅰ	境川	福井川	日ノ津川			海士・矢原
2境川―海士―002 Ⅰ	境川	福井川	福井川右支渓1			海士・矢原
2境川―海士―003 Ⅰ	境川	福井川	国原川			海士・釜出
2境川―海士―004 Ⅰ	境川	福井川	福井谷川右支渓1			福井
2境川―海士―005 Ⅰ	境川	福井川	福井谷川			福井
2境川―海士―006 Ⅰ	境川	福井川	宮田川			福井
2境川―海士―007 Ⅰ	境川	福井川	天ケ谷川右支淫1			海士・西
3その他―海士―002 Ⅰ	その他	井尻川	井尻川			福井・菱浦
3その他―海士―003 Ⅰ	その他	井尻川	井尻川			福井・菱浦
3その他―海士―004 Ⅰ	その他	菱川	菱川			福井・菱浦
3その他―海士―005 Ⅰ	その他	井尻川	西菱谷			福井・菱浦
3その他―海士―006 Ⅰ	その他	井尻川	井尻川			福井・菱浦
3その他―海士―007 Ⅰ	その他	その他	藤山川			福井・今浦
3その他―海士―008 Ⅰ	その他	長崎川	長崎川			宇受賀
3その他―海士―009 Ⅰ	その他	その他	豊田谷			豊田
3その他―海士―011 Ⅰ	その他	海士坂川	海士坂川			知々井・保々見
3その他―海士―012 Ⅰ	その他	長井手川	北谷川			知々井・保々見
3その他―海士―013 Ⅰ	その他	その他	保々見1			知々井・保々見

渓　流　番　号	水 系 名	河 川名	渓　流　名	所　　在　　地		
				郡・市	町・村	字
3その他ー海士ー014　Ⅰ	その他	知々井川	奥山川			知々井
3その他ー海士ー015　Ⅰ	その他	知々井川	奥山川			知々井
3その他ー海士ー017　Ⅰ	その他	その也	知々井1			知々井
3その他ー海士ー018　Ⅰ	その他	その他	手島川			知々井
3その他ー海士ー019　Ⅰ	その他	その他	東手島谷			知々井
3その他ー海士ー021　Ⅰ	その他	赤石川	長畑川			御波
3その他ー海士ー022　Ⅰ	その他	太井川	長畑川			御波
3その他ー海士ー023　Ⅰ	その他	太井川	下毛川			御波

○ 土石流危険渓流（Ⅰ）　その２

渓　流　番　号	水 系 名	河 川名	渓　流　名	所　　在　　地		
				郡・市	町・村	字
3その他ー海士ー024　Ⅰ	その他	太井川	下毛川			御波
3その他ー海士ー026　Ⅰ	その他	大川	赤石向			御波
3その他ー海士ー033　Ⅰ	その他	高平川	大浦奥谷高平			崎
3その他ー海士ー034　Ⅰ	その他	その他	三保川			崎
3その他ー海士ー035　Ⅰ	その他	その他	福井1			福井

計　４５箇所（内６箇所は、対策工事施工済み）

2. 海士町内土石流危険渓流一覧表（２）

○ 土石流危険渓流（Ⅱ）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		
				郡・市	町・村	字
2 大 川－海士－021 Ⅱ	大川	イカガ谷川	イカガ谷川	隠岐郡	海士町	御波
3 その他－海士-001 Ⅱ	その他	その他	井野川	隠岐郡	海士町	福井・井野
3 その他－海士-010 Ⅱ	その他	海士坂川	海士坂川	隠岐郡	海士町	知々井・保々見
3 その他－海士-016 Ⅱ	その他	知々井	奥山川	隠岐郡	海士町	知々井
3 その他－海士-020 Ⅱ	その他	その他	手島川	隠岐郡	海士町	知々井
3 その他－海士-025 Ⅱ	その他	その他	御波２	隠岐郡	海士町	御波
3 その他－海士-027 Ⅱ	その他	その他	南御波谷	隠岐郡	海士町	御波
3 その他－海士-028 Ⅱ	その他	その他	御波１	隠岐郡	海士町	御波
3 その他－海士-029 Ⅱ	その他	その他	須賀谷	隠岐郡	海士町	須賀
3 その他－海士-031 Ⅱ	その他	その他	須賀２	隠岐郡	海士町	須賀
3 その他－海士-032 Ⅱ	その他	その他	須賀３	隠岐郡	海士町	須賀
3 その他－海士-036 Ⅱ	その他	その他	長井出川	隠岐郡	海士町	保々見

計１２箇所

3. 海士町内地すべり危険箇所一覧表

○ 地すべり危険箇所（国土交通省関係）

箇　所　名		位　　置			
漢　字	カタカナ	郡市	町村	大字	カタカナ
菱　浦	ヒシウラ	隠岐郡	海士町	福井	フクイ
崎	サキ	隠岐郡	海士町	崎	サキ
豊　田	トヨタ	隠岐郡	海士町	豊田	トヨダ
知々井	チチイ	隠岐郡	海士町	知々井	チチイ

計４箇所

(内２箇所は、対策工事施工済み)

4. 海士町内急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（１）

○ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ｉ）その１

箇所番号	箇所名	位置			
		郡市	町村	大字	小字
２６２０	先灘（さきなだ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	福井（ふくい）	
２６２１	菱浦１（ひしうら）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	福井（ふくい）	菱浦
２６２２	菱浦（ひしうら）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	福井（ふくい）	菱浦
２６２３	菱浦２（ひしうら）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	福井（ふくい）	小田
２６２４	菱浦３（ひしうら）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	福井（ふくい）	
２６２５	北分１（きたぶ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	小船崎
２６２６	北分２（きたぶ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	新宮平
２６２７	宇受賀（うずか）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	宇受賀（うずか）	
２６２８	宇受賀２（うずか）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	宇受賀（うずか）	黒田
２６２９	宇受賀３（うずか）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	宇受賀（うずか）	長崎
２６３０	東上（ひがしうえ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	
２６３１	豊田（とよだ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	豊田（とよだ）	敷
２６３３	御波（みなみ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	御波（みなみ）	
２６３４	知々井２（ちちい）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	知々井（ちちい）	
２６３５	知々井（ちちい）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	知々井（ちちい）	
２６３６	保々見（ほぼみ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	知々井（ちちい）	

箇所番号	箇所名	位置			
		郡市	町村	大字	小字
２６３７	手島（てじま）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	知々井（ちちい）	
２６３８	今浦（いまうら）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	御波（みなみ）	
２６３９	多井（おおい）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	崎（さき）	
２６４０	崎（さき）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	崎（さき）	
２６４１	崎（さき）１	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	崎（さき）	崎（さき）
２６４２	崎（さき）２	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	崎（さき）	青谷（あおや）
２６４３	役場裏（やくばうら）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	中里（なかざと）
２６４４	須賀（すか）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	御波（みなみ）	須賀（すか）
２６４５	東（ひがし）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	
２６４６	中里（なかざと）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	
２６４７	御波東（みなみひがし）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	御波（みなみ）	
２６４８	丸谷（まるたに）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	崎（さき）	
２６４９	崎（さき）３	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	崎（さき）	崎（さき）
２８４２	菱浦（ひしうら）４	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	福井（ふくい）	菱浦（ひしうら）

○ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ｉ）その２

箇所番号	箇所名	位置			
		郡市	町村	大字	小字
２８４３	北分（きたぶ）３	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	北分（きたぶ）
３１６３	御波（みなみ）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	御波（みなみ）	
３１６４	北惣神社北（ほくそうじんじゃきた）１	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	北分（きたぶ）
３１６５	北惣神社北（ほくそうじんじゃきた）２	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	北分（きたぶ）
３１６６	ヘリポート西（にし）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	
３１６７	清次浜（せいじはま）	隠岐郡（おきぐん）	海士町（あまちょう）	海士（あま）	

計３６箇所
（内１１箇所は、対策工事施工済み）

5. 海士町内急傾斜地崩壊危険箇所表（２）

○ 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

箇所番号	箇所名	位置	
		郡　市	町　村
９７５６	北惣神社西１	隠岐郡	海士町
９７５７	北惣神社西２	隠岐郡	海士町
９７５８	北惣神社南１	隠岐郡	海士町
９７５９	北惣神社南２	隠岐郡	海士町
９７６０	宇受賀命神社北	隠岐郡	海士町
９７６１	慶照保育所北	隠岐郡	海士町
９７６２	海士小学校西	隠岐郡	海士町
９７６３	海士小学校南１	隠岐郡	海士町
９７６４	海士小学校南２	隠岐郡	海士町
９７６５	農村公園西１	隠岐郡	海士町
９７６６	農村公園西２	隠岐郡	海士町
９７６７	農村公園東	隠岐郡	海士町
９７６８	大歳神社西	隠岐郡	海士町
９７６９	明屋海岸西	隠岐郡	海士町
９７７０	西１	隠岐郡	海士町
９７７１	西２	隠岐郡	海士町
９７７２	布施神社西	隠岐郡	海士町
９７７３	連生寺南	隠岐郡	海士町
９７７４	保々見神社東	隠岐郡	海士町
９７７５	連生寺	隠岐郡	海士町
９７７６	保々見神社東	隠岐郡	海士町
９８２４	布施	隠岐郡	海士町

計２２箇所

6. ため池

市町村名	ため池名称	所在地
海士町	高　　佐	隠岐郡海士町大字宇受賀
海士町	落　　代	隠岐郡海士町大字宇受賀 572
海士町	小敷第二	隠岐郡海士町大字宇受賀 5142
海士町	小敷第一	隠岐郡海士町大字中受賀 539-1
海士町	尾　　船	隠岐郡海士町大字海士 3307
海士町	豊　　田	隠岐郡海士町大字豊田 3161-2
海士町	清　　水	隠岐郡海士町大字海士 5364
海士町	眞　　奥	隠岐郡海士町大字海士 2600
海士町	石 の 堂	隠岐郡海士町大字海士 5699
海士町	中　　黒	隠岐郡海士町大字海士 5686-1
海士町	郡	隠岐郡海士町大字海士 1087
海士町	宮　　田	隠岐郡海士町大字福井 279-2
海士町	吹 ノ 内	隠岐郡海士町大字海士 6200
海士町	矢　　原	隠岐郡海士町大字海士 6373
海士町	井 ノ 元	隠岐郡海士町大字海士 6095
海士町	中　　里	隠岐郡海士町大字海士 5888-4
海士町	原　　畑	隠岐郡海士町大字知々井
海士町	大　　阪	隠岐郡海士町大字知々井 676
海士町	清 浦 原	隠岐郡海士町大字崎 982-2
海士町	堤	隠岐郡海士町大字崎
海士町	青　　谷	隠岐郡海士町大字崎 343

（海士町資料より）

（資料 15）

隠岐諸島に関係した地震、津波一覧表

発震年月日	北緯	東経	規模 (ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	震央地名 （地震名）	被害状況
1705.10.4 宝永 2 年	不明	不明	不明	不明	大地震 30 分間
1833.12.7 天保 4 年	不明	不明	7.4	山形・庄内沖地震	初期波の約 2 時間後最大波襲来諏訪湾浸水高 2.6m、西ノ島船越浸水高 2.4mなど「隠岐諸島津波の歴史より」
1940.8.2 昭和 15 年	不明	不明	不明	神威岬沖地震津波	波高 1.5m西郷で浸水家屋 47 戸等の被害「隠岐諸島の津波の歴史」による
1964.6.16 昭和 39 年	38°22.2´	139°12.7´	7.5	新潟県沖 （新潟地震）	隠岐の島町、西ノ島町で住家床下浸水 1、住宅一部破損 38、水田冠水 10ha の被害があった。
1983.5.26 昭和 58 年	40°21.6´	139°04.4´	7.7	秋田県沖 （昭和 58 年（1983 年） 日本海中部地震）	この地震による津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、建物床上浸水 152、同床下浸水 279、水田冠水 18ha、畑冠水 11ha、橋梁流失 1、堤防決壊 2、船舶沈没 104、同流失 56、同破損 145、人災世帯 152、人災者数 496。 （1983 年 12 月現在　警察庁調べ）
1993.7.12 平成 5 年	42°46.9´	139°10.8´	7.8	北海道南西沖 （平成 5 年（1993 年） 北海道南西沖地震）	津波による被害は、隠岐島、島根半島を中心に、民家の床上浸水 17、床下浸水 160、土砂による家屋損壊 1、山・崖崩れ 21、道路損壊 2、船の被害は沈没 29、転覆 28 等。その他養殖いけす、漁具等にも被害が出た。

（参考資料）県地域防災計画、隠岐諸島の津波の歴史

（資料 16）

防災アセスメントマニュアル

(1)　津波規模と波高、被害程度の関係

津波規模（m）	波高（Hm）	被害程度
－1	0.5	（低湿地で軽微な被害）
0	1	軽微な被害
1	2	海岸沿いや船の被害
2	4～6	やや内陸で被害と養殖施設の被害
3	10～20	400km 以上の海岸線にわたる大被害
4	30	500km 以上の海岸線にわたる大被害

（資料）防災アセスメントマニュアル　自治省消防庁防災課　昭和 63 年

(2)　津波規模と地震のマグニチュードとの関係

津波規模 m と地震のマグニチュード M との間には、飯田による次のような経験式がある。

m＝2.5M－16.1（日本海）

この計算式を使って、ある海域における想定地震の M に対して、津波の波高 m を計算することができる。

ただし、この式で求めた波高は、津波被害を受けた海岸地形の平均的な値を示しており、防災指針として受け止めるべきである。

（資料）防災アセスメントマニュアル　自治省消防庁防災課　昭和 63 年

（資料 17）

海士町に影響した台風経路図

海士町に影響を及ぼした台風について、気象庁の資料を基に次ページ以降にまとめた。

昭和29年-13号

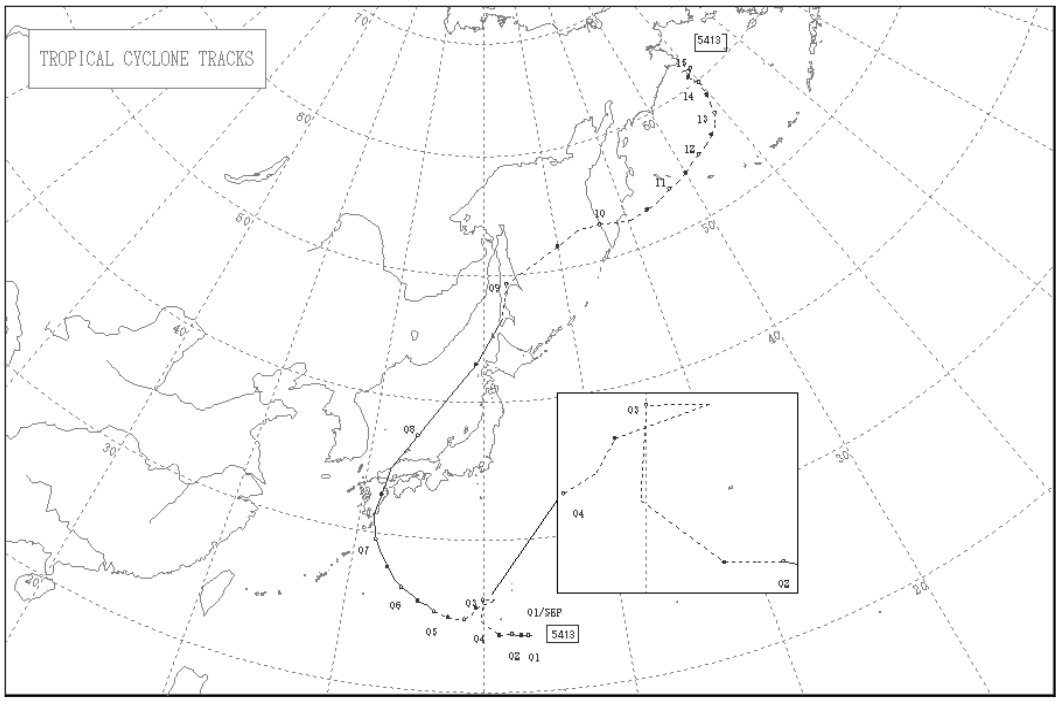

昭和30年-22号

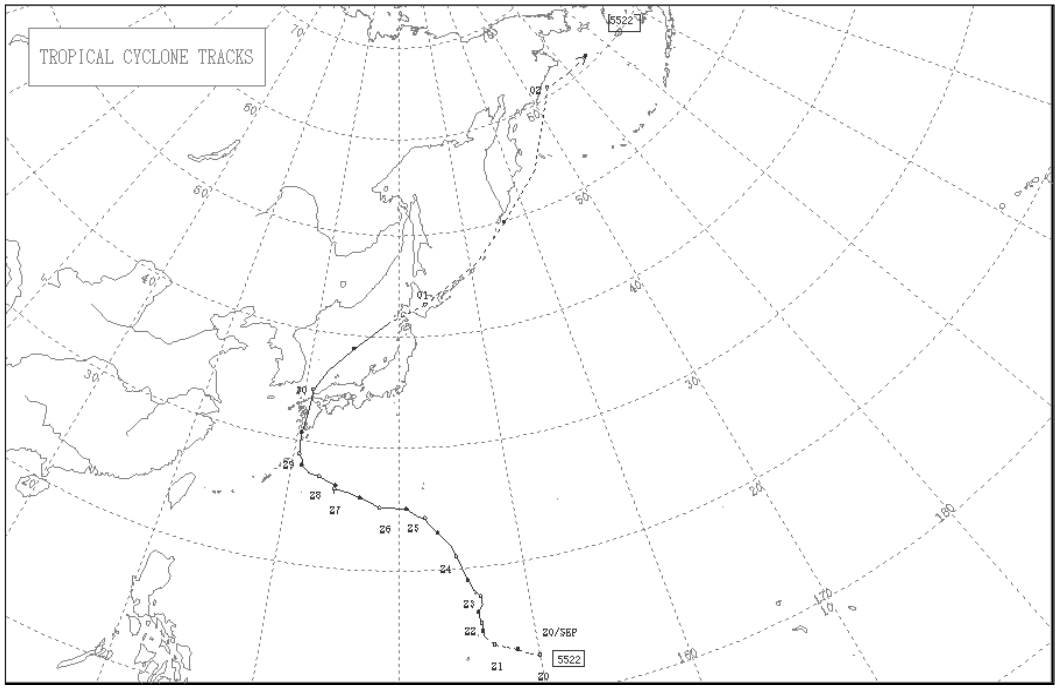

昭和31年-9号

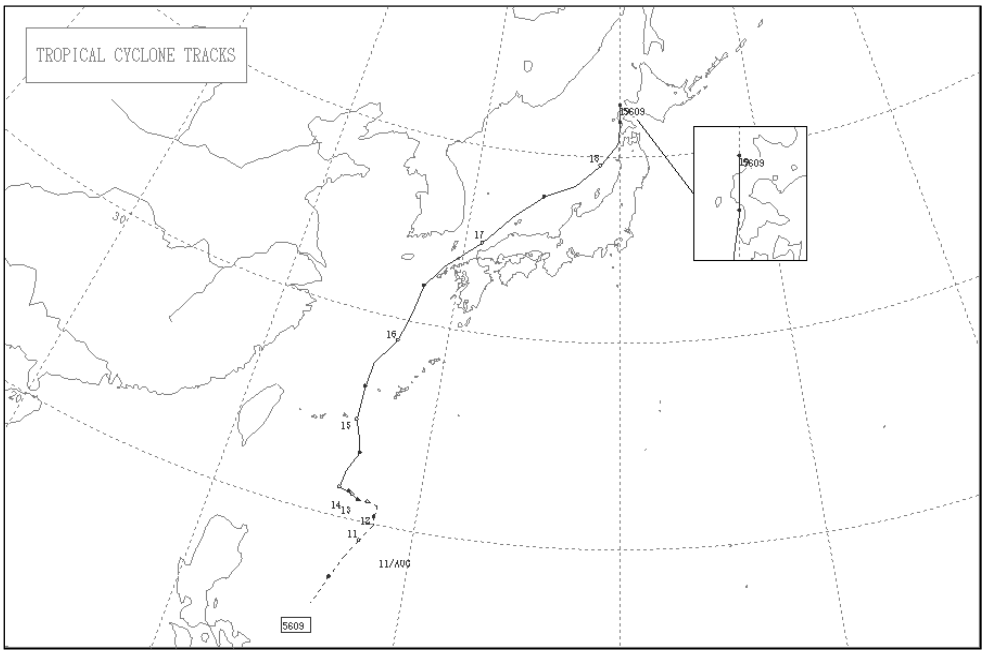
TROPICAL CYCLONE TRACKS
5609
18
17
16
15
14
13
12
11
11/00Z
5609
5609
30

昭和40年-15号

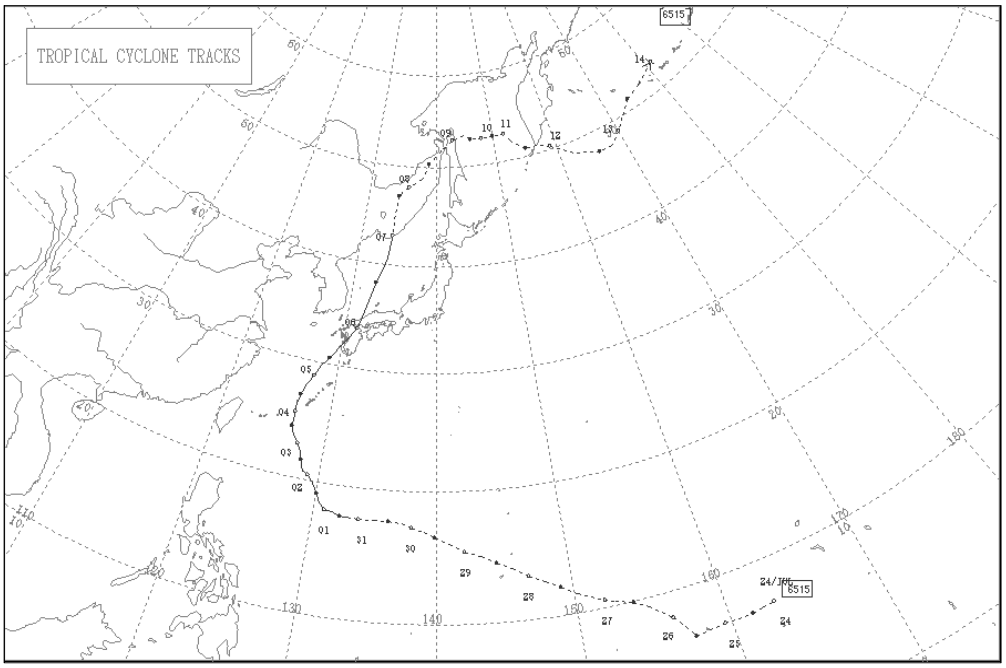

昭和41年-19号

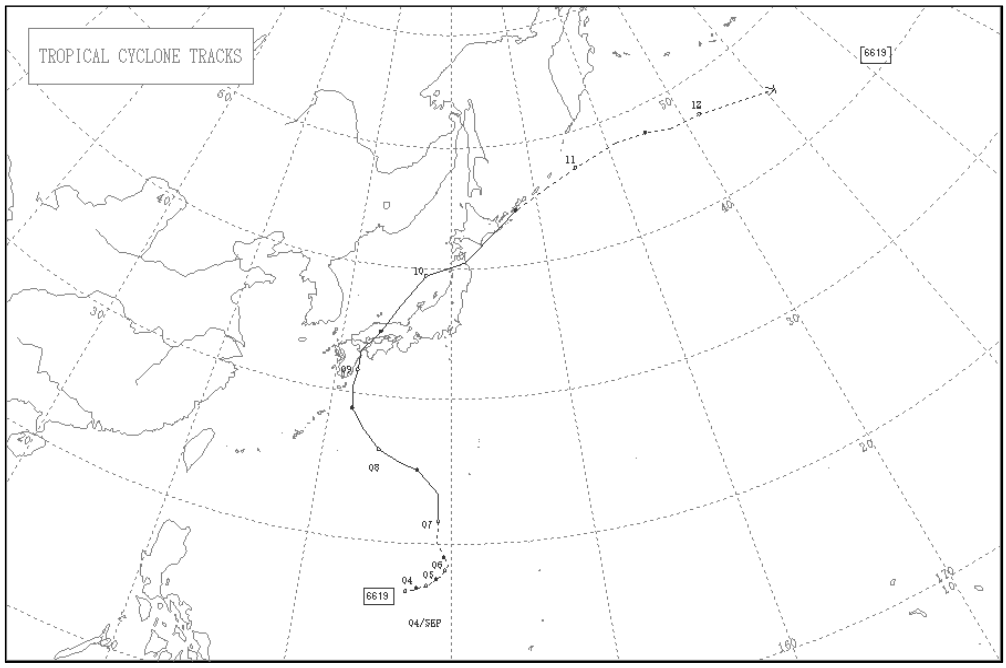

昭和45年-9号

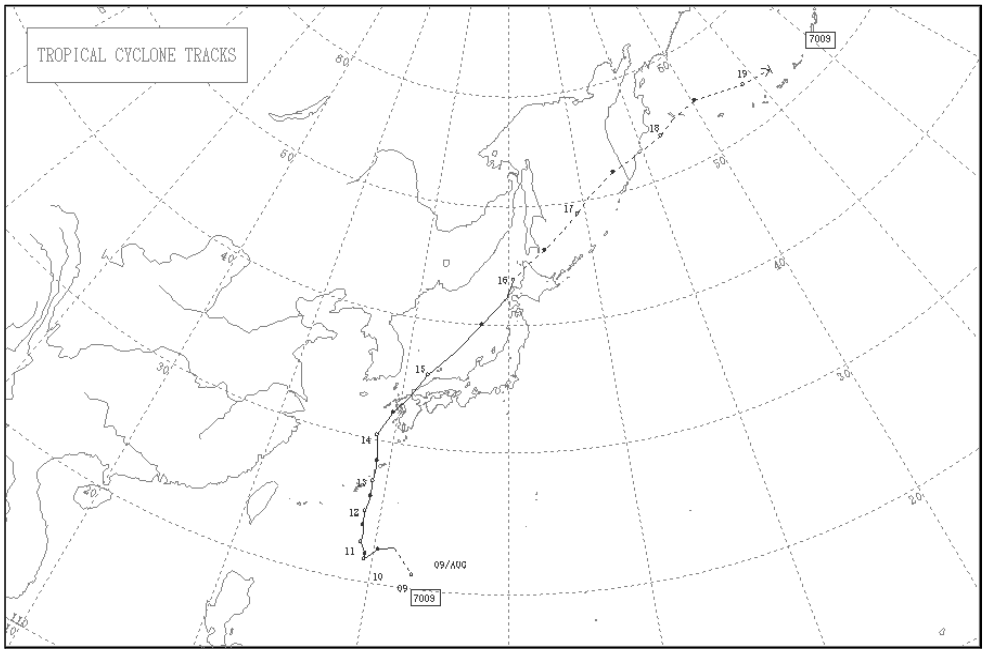

昭和45年-10号

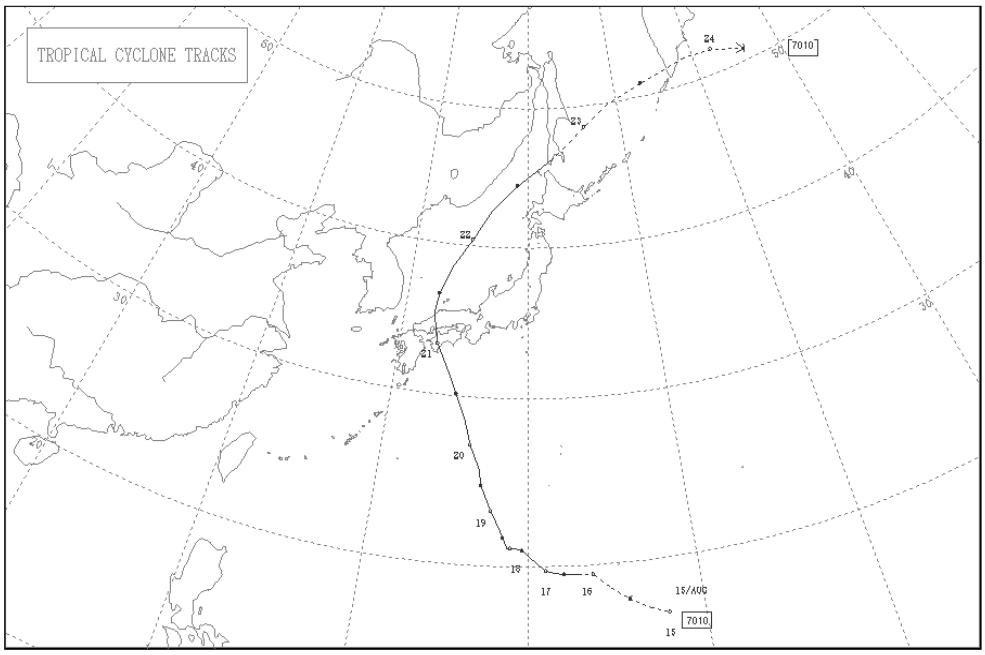

平成3年-17号

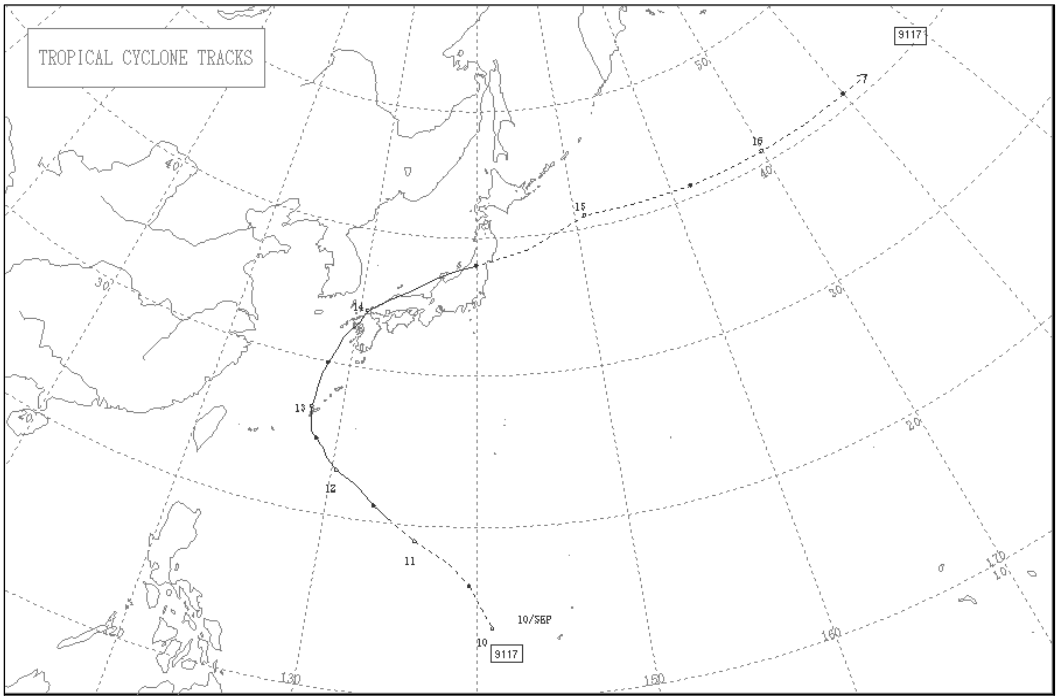

平成3年-19号

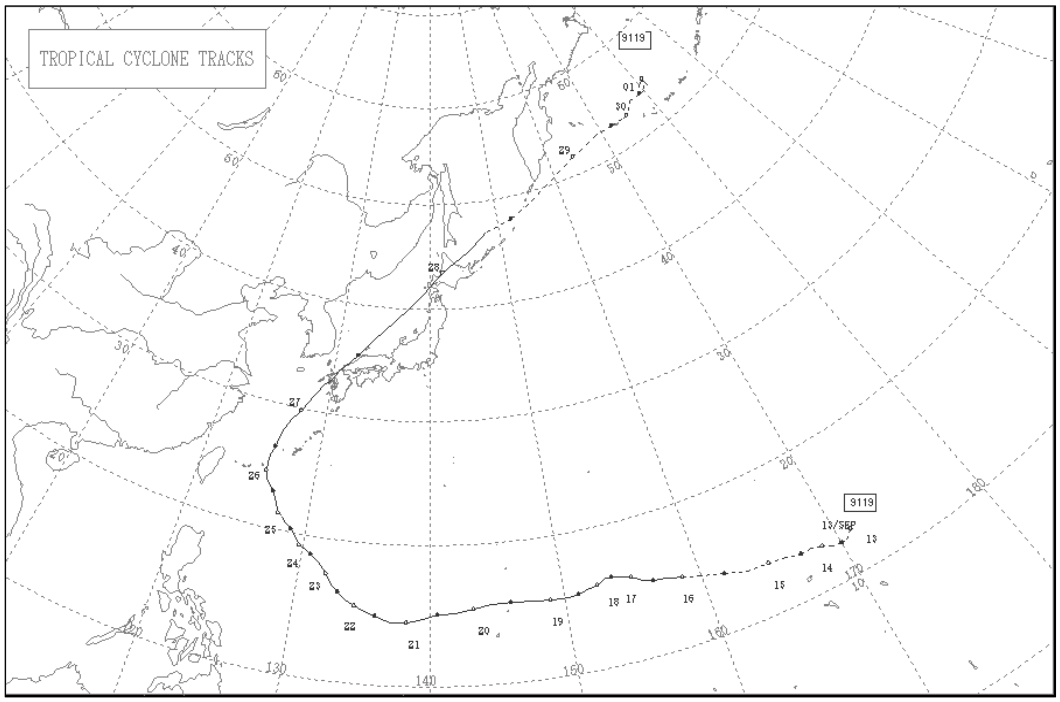

平成4年-10号

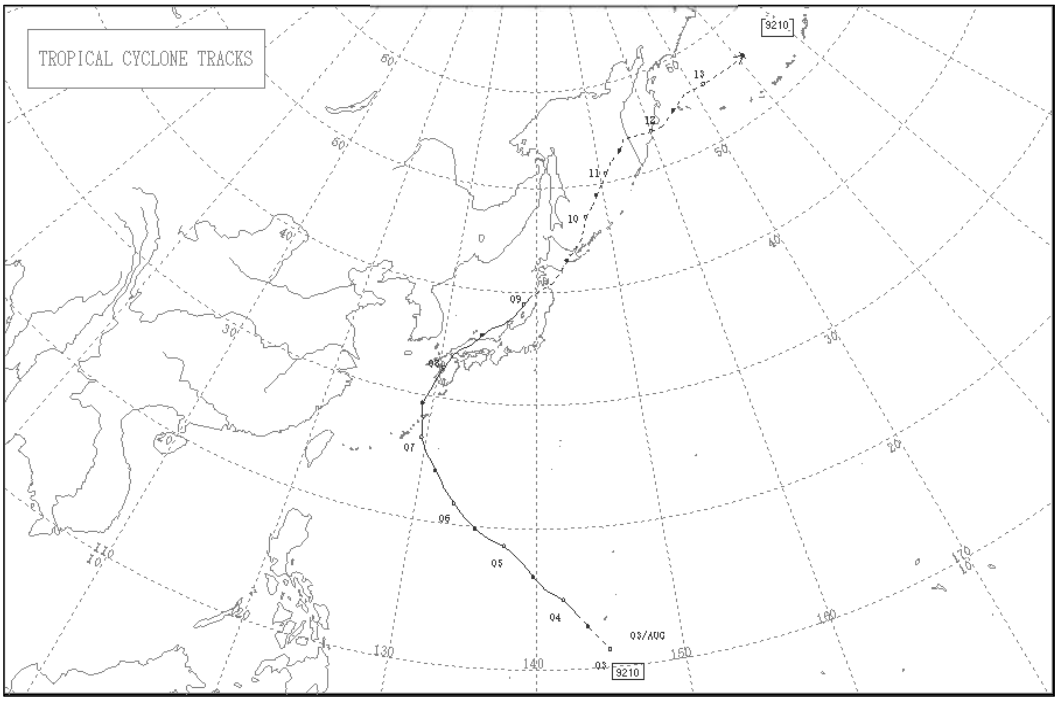

平成5年-4号

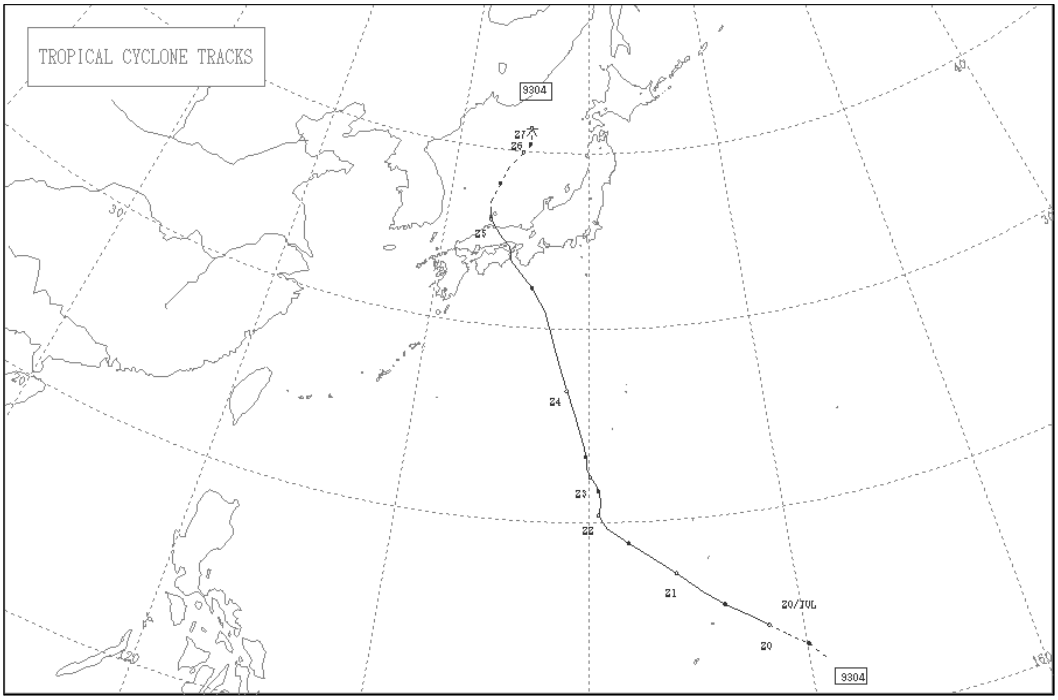

平成7年-14号

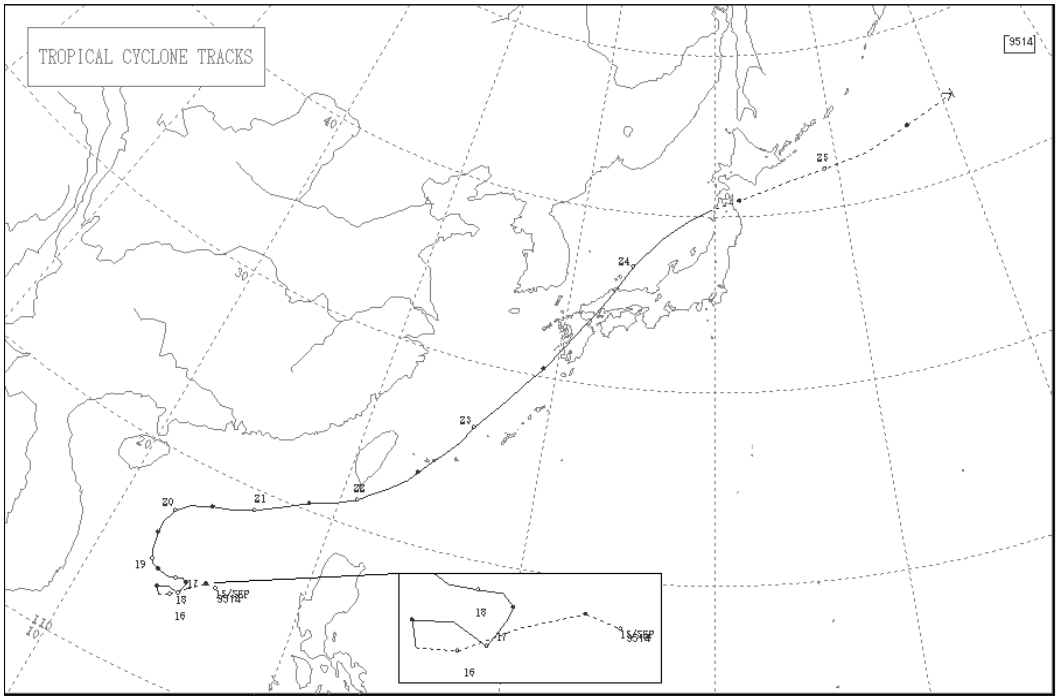

平成11年-18号

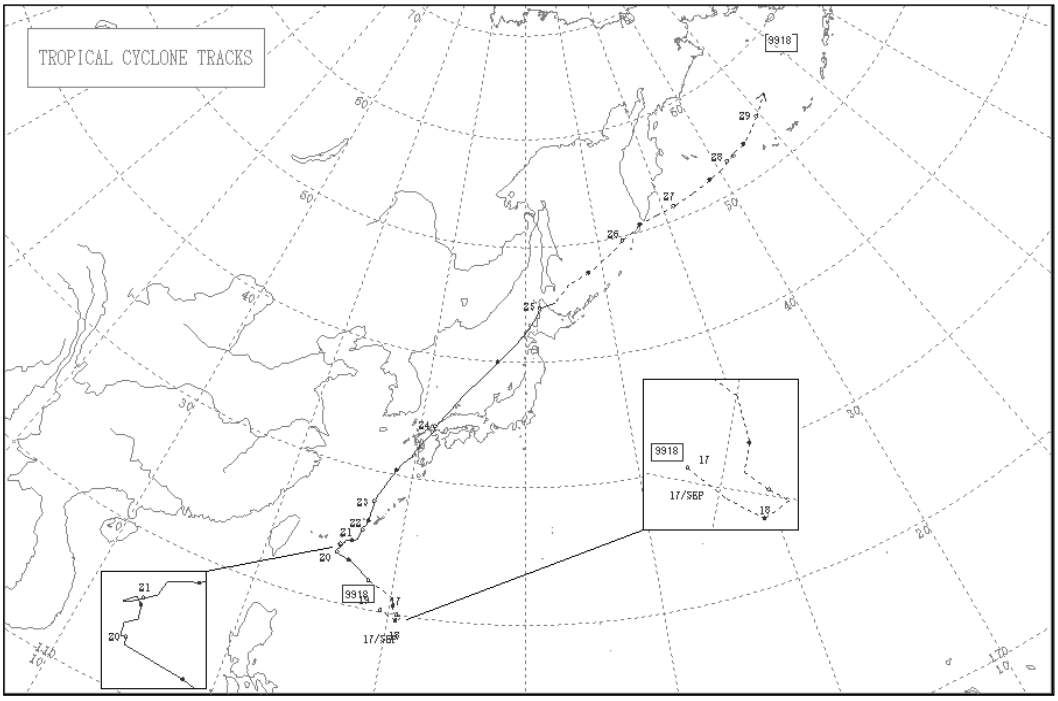

平成16年-15号

位　置　表

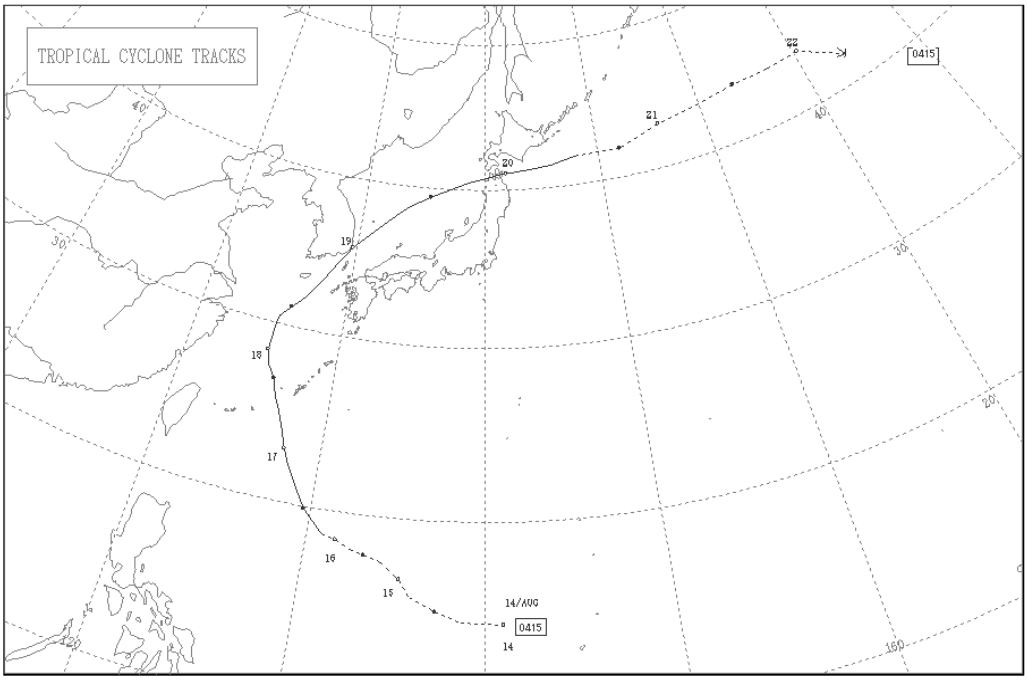

月 日 時	中心位置		中心気圧	**最大風速**	暴風域半径	強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km	km		大きさ	強さ
19 00	32.0	127.0	970	35	110	SE:650	NW:310	－	強い
3	33.1	127.8	970	35	110	SE:520	NW:310	－	強い
6	34.4	128.7	970	35	110	SE:520	NW:310	－	強い
9	35.6	129.7	970	35	130	SE:520	NW:330	－	強い
12	36.7	130.9	970	35	130	SE:520	NW:330	－	強い
15	37.7	132.2	970	35	130	SE:520	NW:330	－	強い
18	38.7	133.6	970	35	130	SE:520	NW:330	－	強い
21	39.5	135.4	975	30	110	SE:520	NW:330	－	－
20 00	40.1	137.1	975	30	90	SE:560	NW:330	－	－
3	40.6	138.6	975	30	90	E:560	NW:330	－	－
6	40.9	140.2	980	30	90	E:560	NW:330	－	－
8	41.1	141.0	980	30	90	E:560	NW:330	－	－
9	41.2	141.7	980	30	90	SE:600	NW:370	－	－
12	41.4	143.9	980	30	90	SE:600	NW:370	－	－
15	41.6	145.8	985	25	---	SE:600	NW:370	－	－
18	42.0	148.0	984	--	---		温帯低気圧に変わる		
21	42.0	152.0	984	--	---				

平成16年-16号

位　置　表

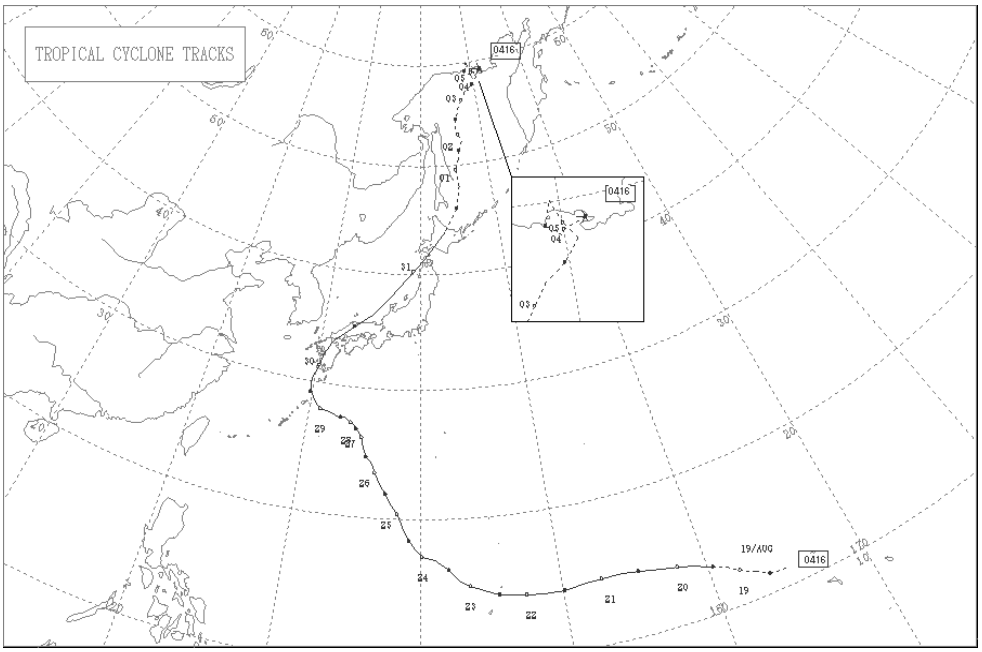

月 日 時	中心位置		中心気圧	最大風速	暴風域半径		強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km		km		大きさ	強さ
8 30 00	29.8	129.8	945	40	E: 240	W: 190	E:600	W:460	大型	強い
3	30.3	129.8	945	40	E: 240	W: 190	E:600	W:460	大型	強い
6	30.9	130.0	950	40	E: 220	W: 190	E:600	W:460	大型	強い
9	31.5	130.2	950	40	E: 220	W: 190	E:560	W:410	－	強い
12	32.5	130.5	955	40	E: 220	W: 190	E:560	W:370	－	強い
15	33.5	131.0	965	35	SE: 200	NW: 170	E:560	NW:370	－	強い
17	33.9	131.4	965	35	SE: 200	NW: 170	E:560	NW:370	－	強い
18	34.1	131.7	965	35	SE: 200	NW: 170	E:560	NW:370	－	強い
21	35.2	133.2	970	30	SE: 190	NW: 150	E:560	NW:370	－	－
31 00	36.4	135.0	970	30	SE: 190	NW: 110	E:560	NW:370	－	－
3	37.5	136.2	975	30	SE: 190	NW: 110	SE:650	NW:370	大型	－
6	38.8	137.6	975	30	SE: 190	NW: 110	SE:650	NW:370	大型	－
9	40.3	139.3	975	30	S: 190	N: 110	SE:650	NW:370	大型	－
12	41.4	140.5	975	30	S: 190	N: 110	SE:650	NW:370	大型	－
15	43.9	143.2	976	--	---			温帯低気圧に変わる		
21	46.0	145.0	976	--	---					
9 1 03	48.1	145.5	980	--	---					
9	49.7	145.3	980	--	---					
15	50.7	145.7	976	--	---					
21	51.5	146.0	984	--	---					

平成16年-18号

位　置　表

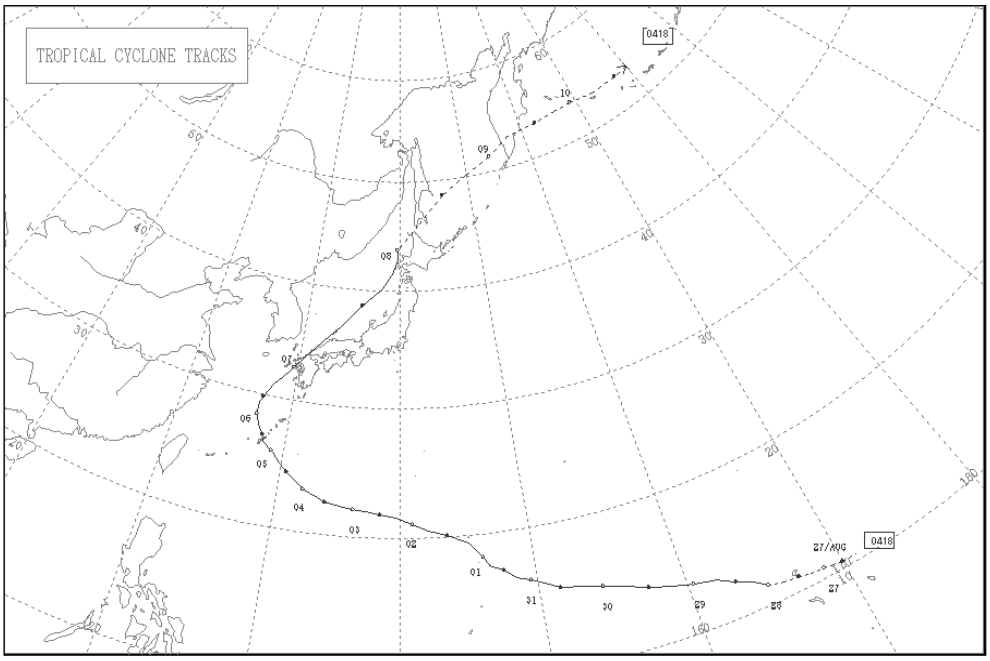

月 日 時	中心位置		中心気圧	最大風速	暴風域半径		強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km		km		大きさ	強さ
9 7 00	30.3	127.5	940	40	SE: 280	NW: 200	SE:700	NW:460	大型	強い
3	31.1	128.0	945	40	SE: 280	NW: 200	SE:700	NW:460	大型	強い
7 06	31.8	128.7	945	40	SE: 220	NW: 170	SE:650	NW:500	大型	強い
9	32.7	129.6	945	40	SE: 170	NW: 150	SE:600	NW:440	大型	強い
12	33.9	130.7	945	40	SE: 170	NW: 150	SE:600	NW:440	大型	強い
15	35.4	132.2	950	40	SE: 170	NW: 130	SE:600	NW:410	大型	強い
18	36.8	133.8	955	35	SE: 170	NW: 130	SE:600	NW:410	大型	強い
21	38.7	135.9	960	35	SE: 170	NW: 130	SE:600	NW:410	大型	強い
8 00	40.2	138.0	965	30	SE: 150	NW: 110	SE:600	NW:410	大型	－
3	41.7	139.2	970	30	SE: 150	NW:70	SE:600	NW:410	大型	－
6	42.8	139.8	970	30	SE: 150	NW:70	SE:600	NW:410	大型	－
9	43.8	139.7	968	--	---			温帯低気圧に変わる		
15	46.0	142.5	960	--	---			---		
21	48.7	146.1	968	--	---			---		
9 03	50.3	150.0	972	--	---			---		
9	51.6	153.9	974	--	---			---		
15	53.0	157.7	976	--	---			---		
21	53.3	162.4	978	--	---			---		
10 03	53.6	166.1	980	--	---			---		
09	53.7	169.0	984	--	---			---		
15	53.3	173.1	986	--	---			---		
21	53.4	177.5	988	--	---			---		
11 03	53.5	179.8	988	--	---			---		域外

平成17年-14号

位　置　表

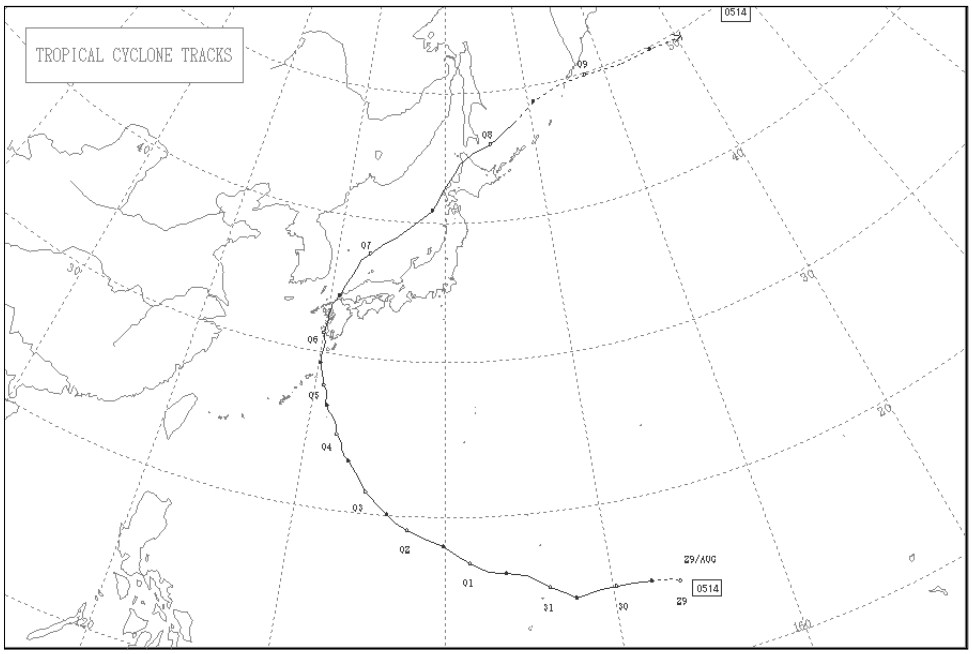

月 日 時	中心位置		中心気圧	最大風速	暴風域半径		強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km		km		大きさ	強さ
9 7 00	34.9	131.1	970	35	E: 180	W: 160	SE:650	NW:600	大型	強い
3	36.0	131.8	975	35	SE: 170	NW: 150	SE:650	NW:600	大型	強い
6	36.9	132.2	975	30	SE: 170	NW: 140	SE:650	NW:600	大型	－
9	37.5	133.0	980	30	SE: 150	NW: 130	SE:650	NW:600	大型	－
12	38.2	134.0	985	30	SE: 120	NW: 100	SE:650	NW:560	大型	－
15	38.8	135.2	985	25	---		SE:650	NW:560	大型	－
18	40.0	137.0	985	25	---		SE:650	NW:560	大型	－
21	41.0	138.7	985	25	---			561	大型	

平成18年-13号

位　置　表

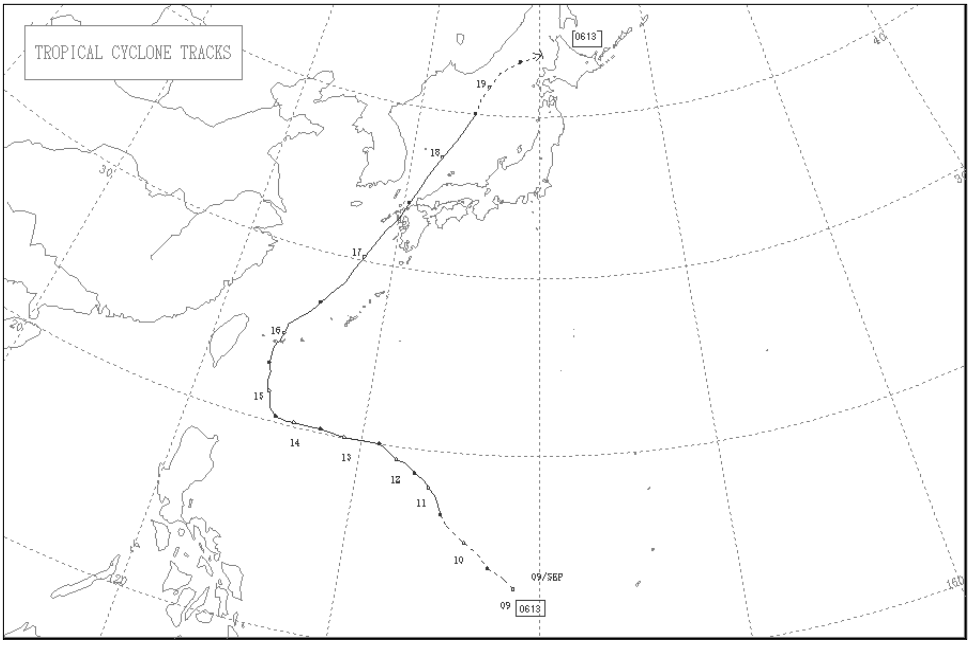

月 日 時	中心位置		中心気圧	最大風速	暴風域半径		強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km		km		大きさ	強さ
17 00	27.8	126.4	935	50	SE: 170	NW: 130	410		―	非常に強い
3	28.6	127.1	945	45	SE: 190	NW: 110	SE:410	NW:350	―	非常に強い
6	29.4	127.5	945	45	SE: 190	NW: 110	SE:370	NW:330	―	非常に強い
9	30.3	128.0	945	45	SE: 190	NW: 110	SE:370	NW:330	―	非常に強い
12	31.3	128.6	945	45	SE: 190	NW: 110	SE:370	NW:330	―	非常に強い
15	32.1	129.1	950	40	SE: 190	NW: 110	SE:370	NW:330	―	強い
18	32.9	129.8	950	40	SE: 190	NW: 110	SE:370	NW:330	―	強い
21	34.0	130.4	965	35	SE: 190	NW: 110	SE:370	NW:330	―	強い
18 00	34.8	130.9	970	35	SE: 170	NW: 130	SE:370	NW:330	―	強い
3	35.8	131.4	975	30	150		SE:370	NW:330	―	―
6	36.4	131.8	975	30	130		SE:370	NW:330	―	―
9	37.1	132.4	980	30	110		SE:370	NW:330	―	―
12	37.6	132.8	980	30	110		SE:370	NW:330	―	―
15	38.4	133.4	985	25	---		SE:370	NW:330	―	―
18	39.4	134.1	985	25	---		SE:370	NW:330	―	―
21	40.1	134.6	986	--	---			温帯低気圧に変わる		
19 03	41.1	135.0	988	--	---					
9 19 09	41.9	N	135.6	E	990	--	---			
15	42.9		136.5		992	--	---			
21	43.7		138.3		992	--	---			

平成19年-5号

位　置　表

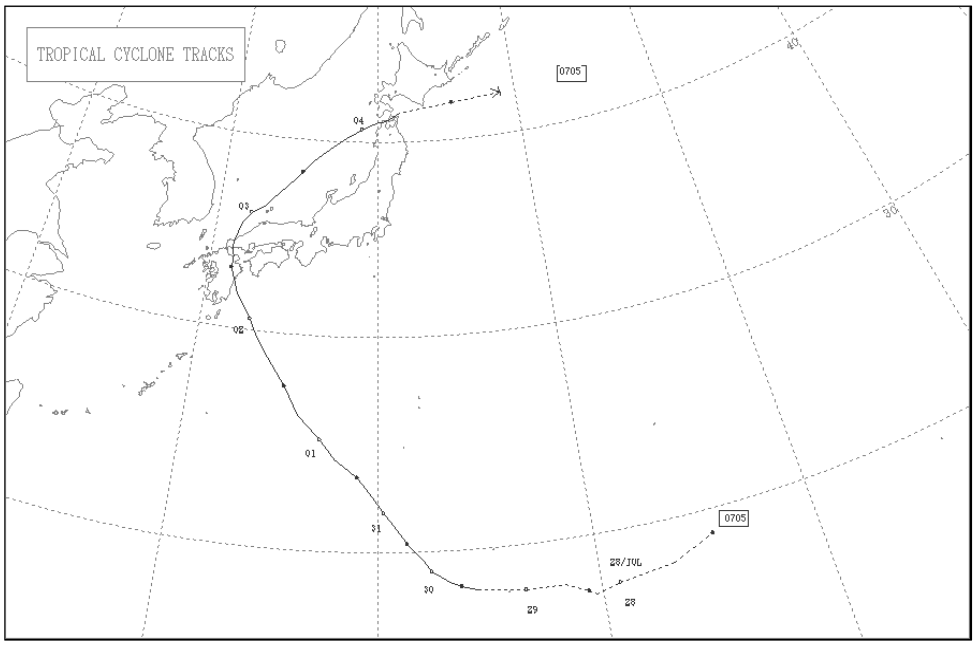

月 日 時	中心位置		中心気圧	**最大風速**	暴風域半径		強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km		km		大きさ	強さ
8　2 03	29.1	133.8	945	45	170		E:440	W:310	―	非常に強い
6	29.9	133.2	945	45	190		E:440	W:330	―	非常に強い
9	30.6	132.8	945	45	190		E:440	W:330	―	非常に強い
12	31.3	132.3	955	45	190		E:440	W:330	―	非常に強い
15	31.8	131.9	960	40	170		E:440	W:300	―	強い
17	32.3	131.7	960	40	170		E:410	W:300	―	強い
18	32.5	131.6	965	35	170		E:410	W:300	―	強い
21	33.0	131.4	975	30	SE: 150	NW:70	E:390	W:260	―	―
3 00	33.6	131.4	985	30	SE: 130	NW:60	E:390	W:220	―	―
1	33.9	131.3	985	30	SE: 130	NW:60	E:390	W:220	―	―
3	34.3	131.3	990	25	---		E:390	W:220	―	―
6	35.3	131.6	990	23	---		E:390	W:190	―	―
9	35.9	132.1	992	23	---		SE:390	NW:150	―	―
12	36.3	132.8	992	23	---		SE:390	NW:150	―	―
15	36.9	133.5	994	20	---		SE:370	NW:90	―	―
18	37.7	134.4	994	20	---		SE:370	NW:90	―	―
21	38.3	135.1	994	20	---		SE:330	NW:90	―	―
4 00	39.0	135.9	994	20	---		SE:330	NW:90	―	―
3	39.5	136.7	994	20	---		SE:330	NW:90	―	―
6	40.2	137.8	994	20	---		SE:330	NW:70	―	―
9	40.7	139.0	996	20	---		SE:330	NW:70	―	―
12	41.1	140.1	998	18	---		SE:280	NW:60	―	―
13	41.1	140.4	998	18	---		SE:280	NW:60	―	―
14	41.2	140.8	1000	18	---		SE:280	NW:60	―	―
15	41.6	141.6	1000	--	---			熱帯低気圧に変わる		
21	42.0	145.4	1000	--	---			温帯低気圧に変わる		

平成22年-4号

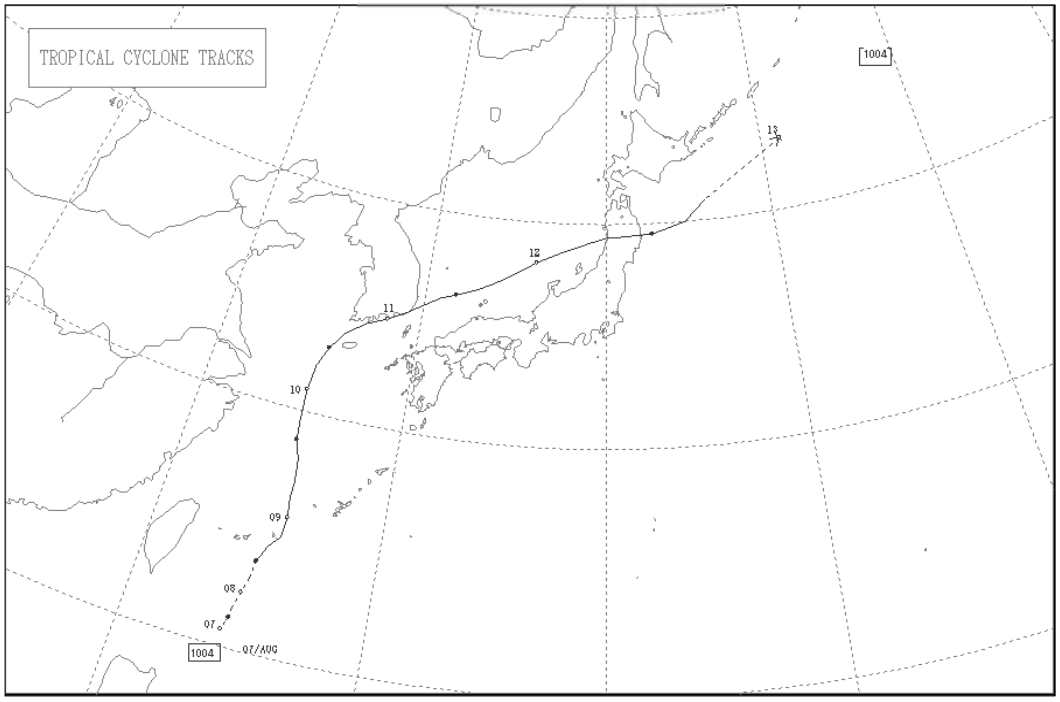

平成22年-9号

位　置　表

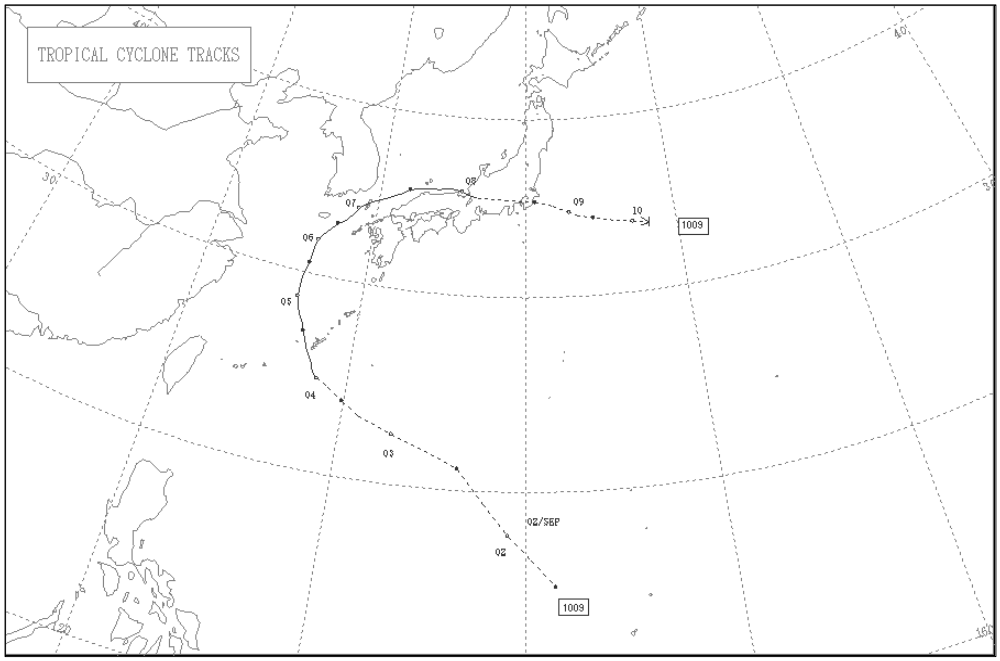

月 日 時	中心位置		中心気圧	**最大風速**	暴風域半径	強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km	km		大きさ	強さ
7 00	33.2	128.0	994	25	---	E:440	W:220	—	—
3	33.5	128.3	994	25	---	E:440	W:220	—	—
6	33.8	128.6	994	25	---	E:440	W:220	—	—
9	34.1	128.8	996	23	---	E:440	W:220	—	—
11	34.4	129.2	996	23	---	E:440	W:220	—	—
12	34.6	129.6	996	23	---	E:440	W:220	—	—
15	34.9	130.5	996	23	---	E:440	W:220	—	—
18	35.3	131.4	996	23	---	E:370	W:220	—	—
21	35.6	132.0	996	23	---	E:370	W:220	—	—
8 00	35.8	133.2	998	23	---	E:370	W:220	—	—
3	35.8	134.0	1000	20	---	E:260	W:220	—	—
6	35.9	134.7	1002	20	---	E:260	W:220	—	—
9	35.8	135.6	1004	18	---	E:260	W:220	—	—
11	35.6	136.0	1004	18	---	E:260	W:220	—	—
12	35.5	136.6	1004	--	---	---	熱帯低気圧に変わる		
15	35.4	138.7	1004	--	---	---			
21	35.3	140.6	1004	--	---	---			

平成23年-12号

位　置　表

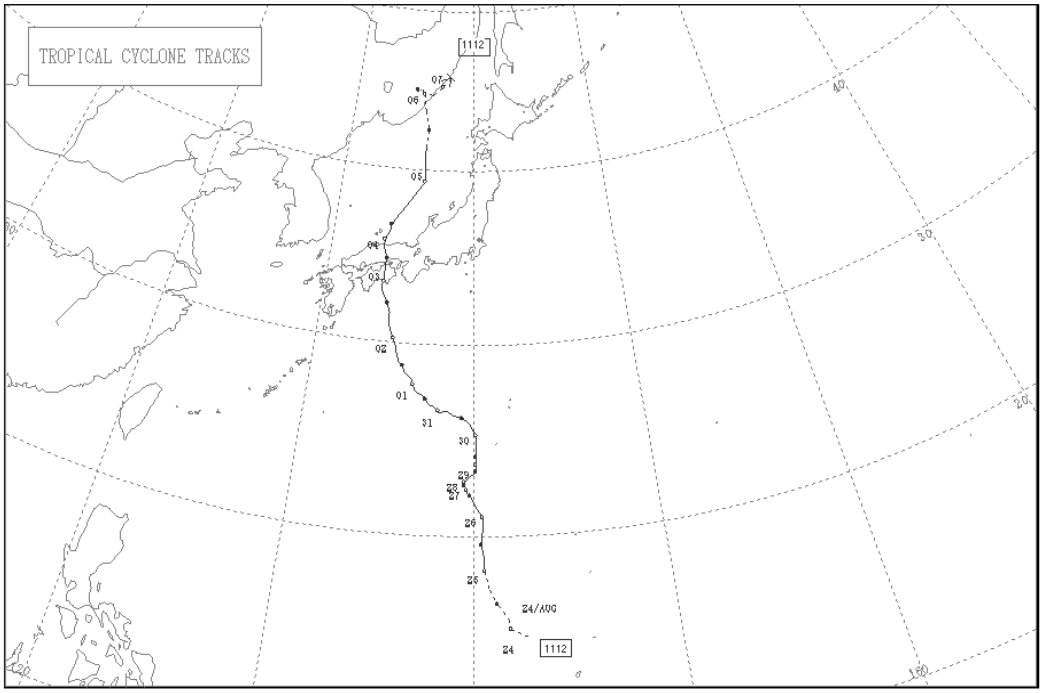

月 日 時	中心位置		中心気圧	最大風速	暴風域半径	強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km	km		大きさ	強さ
9　3 00	32.6	134.0	975	25	---	E:650	W:560	大型	－
3	33.0	133.8	975	25	---	E:650	W:560	大型	－
6	33.2	133.8	980	25	---	E:650	W:560	大型	－
3 09	33.4	133.9	982	25	---	E:650	W:560	大型	－
10	33.6	133.9	984	25	---	E:650	W:560	大型	－
12	33.8	133.9	985	25	---	E:650	W:560	大型	－
15	34.0	133.9	985	25	---	E:560	W:460	大型	－
18	34.4	133.9	988	23	---	E:560	W:460	大型	－
21	34.7	134.0	990	23	---	E:560	W:460	大型	－
4 00	35.0	133.9	992	23	---	E:560	W:460	大型	－
3	35.4	133.7	992	23	---	E:560	W:460	大型	－
6	35.6	133.7	994	20	---	E:560	W:460	大型	－
9	35.8	133.7	994	20	---	E:560	W:460	大型	－
12	36.0	133.8	994	20	---	E:560	W:460	大型	－
15	36.1	133.9	994	20	---	E:560	W:460	大型	－
18	36.4	134.0	994	20	---	E:560	W:460	大型	－
21	36.7	134.1	994	20	---	E:560	W:370	－	－
5 00	37.0	134.3	994	20	---	E:560	W:370	－	－

平成27年-11号

位　置　表

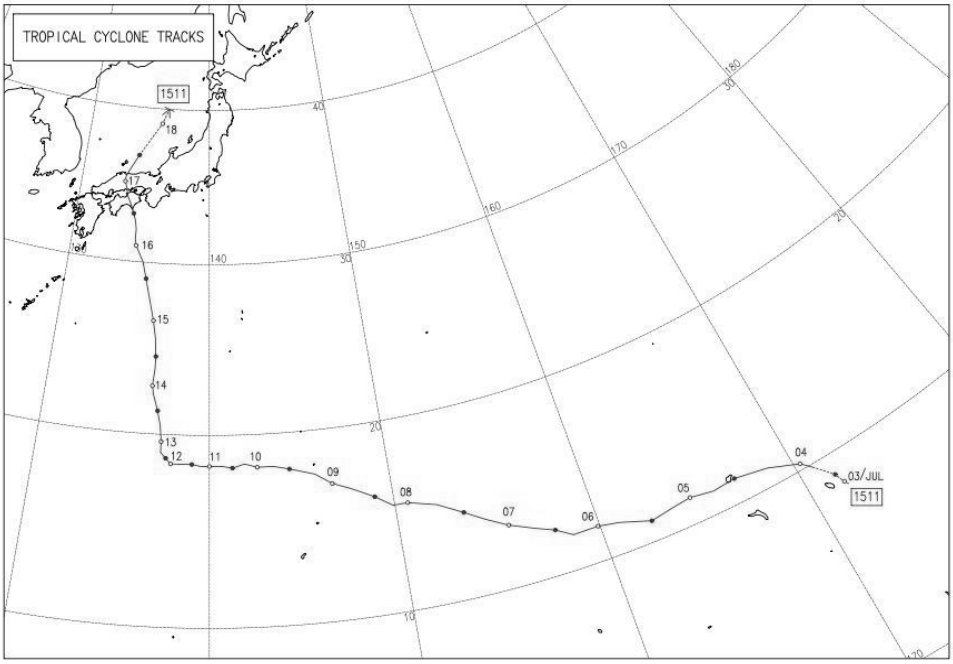

月　日　時	中心位置		中心気圧	最大風速	暴風域半径	強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km	km		大きさ	強さ
7 16 18	32.5	134.5	960	35	190	E:700	W:500	大型	強い
21	33.0	134.3	960	35	190	560		大型	強い
23	33.4	134.1	965	35	190	560		大型	強い
17 00	33.6	134.0	970	35	170	560		大型	強い
3	34.1	133.7	975	30	170	500		大型	－
6	34.5	133.6	985	30	150	500		大型	－
9	35.0	133.4	990	25	---	440		－	－
12	35.3	133.4	992	23	---	390		－	－
15	35.7	133.6	994	18	---	330		－	－
21	36.8	134.3	998	--	---	---	熱帯低気圧に変わる		
18 03	38.0	135.2	1002	--	---	---			
09	39.0	136.0	1004	--	---	---			
15	40.0	136.5	1004	--	---	---			
21								消滅	

平成27年-15号

位　置　表

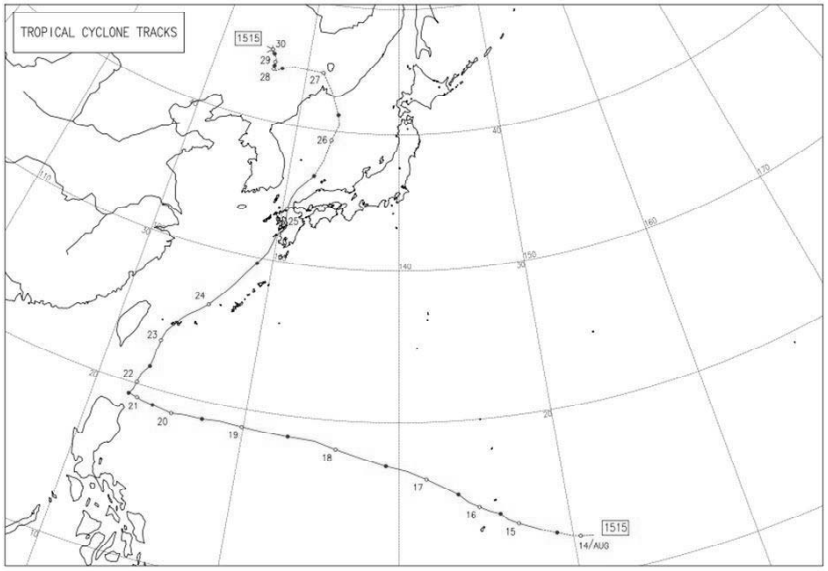

月 日 時	中心位置		中心気圧	最大風速	暴風域半径		強風域半径		大きさ・強さ 等	
	緯度	経度	hPa	m/s	km		km		大きさ	強さ
8　25 00	30.5	129.5	940	45	SE: 170	NW:90	SE:390	NW:280	－	非常に強い
3	31.7	129.9	940	45	SE: 170	NW:90	460		－	非常に強い
4	32.0	130.1	945	45	SE: 170	NW:90	460		－	非常に強い
8 25 05	32.4	130.5	950	45	SE: 170	NW:90	460		－	非常に強い
6	32.8	130.5	955	40	E: 190	W:90	460		－	強い
9	33.8	130.4	965	35	E: 190	W:90	460		－	強い
12	34.6	130.6	965	35	E: 190	W: 110	460		－	強い
15	35.3	131.0	965	35	NE: 170	SW: 110	460		－	強い
18	36.0	131.8	970	30	N: 150	S:90	460		－	－
21	36.5	132.3	980	--	---		---		温帯低気圧に変わる	
26 03	37.7	133.0	980	--	---		---			
9	39.3	133.5	984	--	---		---			
15	40.5	134.1	984	--	---		---			
21	41.3	133.9	988	--	---		---			

台風第１７号
平成３年（1991 年）　９月 12 日～９月 15 日
長崎市付近に上陸、南西諸島、九州地方で猛烈な風。那覇で最大瞬間風速 57.4m/s。

≪概　要≫

台風第 17 号は、９月 11 日に沖の鳥島近海で発生し、発達しながら北西に進み、13 日に沖縄本島を通過した。台風は、北に向きを変え、14 日 05 時半頃長崎市付近に上陸した後、勢力を弱めながら山陰、北陸を経て、同日夜山形県米沢市付近で温帯低気圧に変わった。

台風が強い勢力で通った、沖縄、九州、中国地方を中心に広い範囲で暴風となった。最大風速は那覇で 37.9m/s（最大瞬間風速 57.4m/s）、牛深（熊本県牛深市）で 30.0m/s（同 47.6m/s）、佐賀で 25.6m/s（同 54.3m/s）などを観測した。これらの地域で暴風による漁船の遭難や家屋の倒壊等の被害があった。期間降水量は、四国南東部、紀伊半島、東海、甲信地方で 200～300mm となった所があった。また、前原（福岡県前原市）で 14 日の朝、１時間に 147mm（日降水量 280mm）の猛烈な雨を観測し、浸水等の被害があった。

≪平成３年台風第 17 号の位置表≫

月日時	緯度 北緯(度)	経度 東経(度)	中心気圧 (hPa)	最大風速 (m/s)	暴風域半径 (km)	強風域半径 (km)
09 月 14 日 00 時	30.9	128.7	955	40	130	390
09 月 14 日 03 時	31.9	129.1	960	40	130	390
09 月 14 日 05 時	32.7	129.7	965	35	110	390
09 月 14 日 06 時	33.1	130.1	970	35	110	390
09 月 14 日 09 時	34.1	130.7	980	30	90	390
09 月 14 日 12 時	35.1	132.6	985	30	90	S560,N370
09 月 14 日 15 時	36.0	134.4	990	30	90	S560,N370
09 月 14 日 18 時	37.0	136.4	992	23	--	E560,W370
09 月 14 日 20 時	37.5	138.0	996	23	--	E560,W370
09 月 14 日 21 時	38.0	140.0	1000			
09 月 15 日 03 時	39.0	145.0	1004			
09 月 15 日 09 時	41.0	151.0	1004			
09 月 15 日 15 時	41.0	156.0	1004			
09 月 15 日 21 時	41.0	162.0	1004			

≪台風 17 号経路図≫

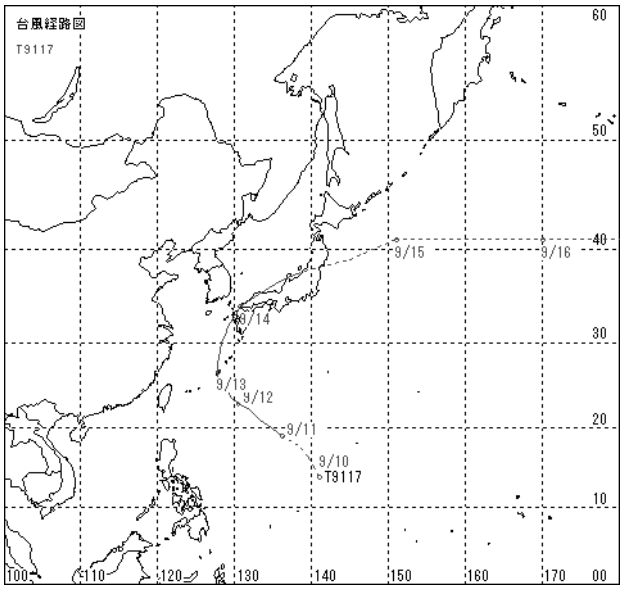

≪降水量表≫

地点名	期間降水量	最大日降水量		最大 1 時間降水量		最大 1 時間降水量	
	mm	mm	月日	mm	月日時分迄	mm	月日時分迄
松江（島根県松江市）	59.0	52.5	9/14	12.5	9/14 07:20	6.5	9/14 06:30
西郷（島根県西郷町）	238.0	236.0	9/14	60.0	9/14 13:30	12.0	9/14 13:00

≪最低海面気圧、最大風速、最大瞬間風速観測表≫

地点名	最低海面気圧		最大風速			最大瞬間風速		
	hPa	日時分	m/s	風向	日時分	m/s	風向	日時分
松江（島根県松江市）	995.4	9/14 11:51	13.6	NNW	9/14 14:30	27.2	NNW	9/14 14:55
西郷（島根県西郷町）	999.7	9/14 13:40	14.1	N	9/14 14:30	35.1	N	9/14 15:04

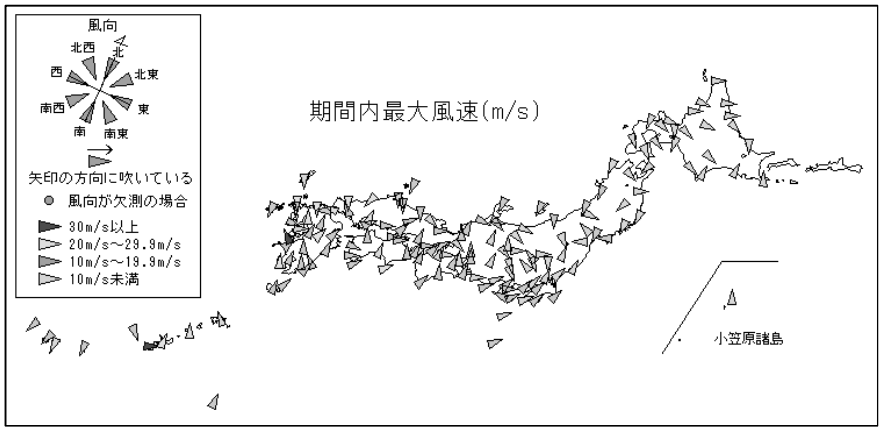

台風第１９号

平成３年（1991 年）　９月 25 日～９月 28 日

長崎県に上陸。全国各地で猛烈な風による死者多数。各地で倒木。

りんごなど農業被害甚大。高潮害・塩風害顕著。

≪概　要≫

台風第 19 号は、９月 16 日にマーシャル諸島の西海上で発生して発達しながら北上し、26 日に宮古島の東海上で北東に向きを変え、27 日 16 時過ぎ非常に強い勢力で長崎県佐世保市の南に上陸した。その後、加速しながら日本海を北東に進み、強い勢力で北海道渡島半島に再上陸し、28 日千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風が非常に強い勢力で上陸し、勢力をほぼ維持したまま速い速度で北上したため、沖縄から北海道まで全国で猛烈な風となった。最大風速は、那覇で 29.1m/s（最大瞬間風速 50.1m/s）、野母崎(長崎県野母崎町)で 45m/s、長崎で 25.6m/s（同 54.3m/s）、広島で 36.0m/s（同 58.9m/s）、輪島（石川県輪島市）で 31.3m/s（同 57.3m/s）、青森で 29.0m/s（同 53.9m/s）などを観測した。 26 日には、沖縄県喜屋武岬で 9.54mの有義波高を観測した。このため全国で、暴風により多数の死者、家屋の倒壊等があった。また青森県などで収穫前のリンゴの落果、西日本を中心に塩風による果樹等の枯死、全国で森林の倒木被害など農林水産業に甚大な被害があった。瀬戸内海などで顕著な高潮が発生し、高波とあいまって浸水や護岸の決壊などの被害があった。また、暴風により送電施設に被害が発生し広範囲にわたり停電があったほか、塩風害により長期にわたる停電被害もあった。九州地方、中国地方、四国地方、近畿地方では、最大潮位偏差が 100cm 以上、最高潮位が TP 上 200cm 以上に達し、瀬戸内海などで顕著な高潮が発生し、高波とあいまって浸水や護岸の決壊などの被害があった。

≪台風位置情報≫

月日時	緯度 北緯(度)	経度 東経(度)	中心気圧 (hPa)	最大風速 (m/s)	暴風域半径 (km)	強風域半径 (km)
09 月 27 日 00 時	27.3	126.2	930	50	E300,W260	E750,W480
09 月 27 日 03 時	28.1	126.4	930	50	E300,W260	E750,W480
09 月 27 日 06 時	29.0	126.9	935	50	E300,W260	E750,W480
09 月 27 日 09 時	29.9	127.6	935	50	E300,W260	E750,W480
09 月 27 日 12 時	31.2	128.4	935	50	E300,W260	E750,W480
09 月 27 日 15 時	32.5	129.3	935	50	SE330,NW260	SE750,NW480
09 月 27 日 16 時	32.8	129.7	940	50	SE330,NW260	SE750,NW480
09 月 27 日 18 時	33.9	130.6	945	45	SE370,NW260	SE750,NW480
09 月 27 日 21 時	35.5	132.3	945	45	SE440,NW260	SE750,NW480
09 月 28 日 00 時	37.1	133.9	950	45	SE440,NW260	SE750,NW480
09 月 28 日 03 時	39.0	136.3	950	45	SE440,NW260	SE850,NW480
09 月 28 日 06 時	40.7	138.3	955	40	SE480,NW260	SE900,NW480
09 月 28 日 07 時	41.2	139.0	955	40	SE480,NW260	SE900,NW480
09 月 28 日 09 時	43.5	141.7	970	35	SE520,NW260	SE900,NW480
09 月 28 日 12 時	45.5	145.5	970	30	SE520,NW220	SE1000,NW480
09 月 28 日 15 時	47.0	148.0	966			
09 月 28 日 21 時	48.0	152.0	966			

地点名	期間降水量	最大日降水量		最大 1 時間降水量		最大 10 分間降水量	
	mm	mm	月日	mm	月日時分迄	mm	月日時分迄
松江（島根県松江市）	22.0	8.0	9/28	5.5	9/28 05:50	2.5	9/28 05:40
西郷（島根県西郷町）	44.5	38.5	9/27	28.0	9/27 21:50	8.0	9/27 21:40

≪降水量表≫

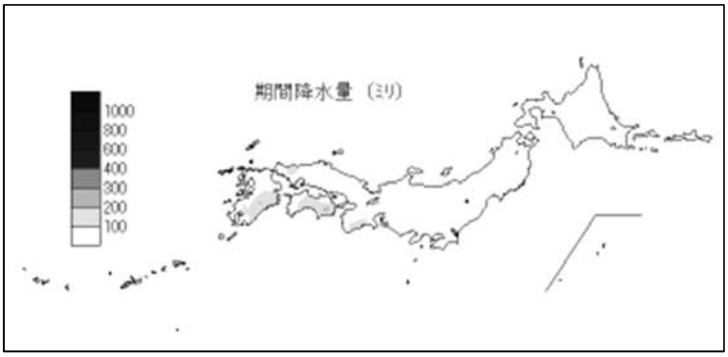

≪風向・風速表≫

地点名	最低海面気圧		最大風速			最大瞬間風速		
	hPa	日時分	m/s	風向	日時分	m/s	風向	日時分
松江（島根県松江市）	966.1	9/27 21:17	28.5	W	9/27 23:00	56.5	WNW	9/27 23:04
西郷（島根県西郷町）	964.3	9/27 22:53	23.1	NW	9/27 23:50	50.6	WNW	9/27 23:38

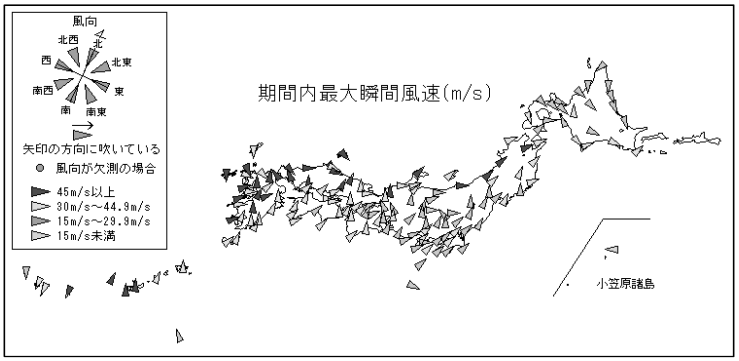

（資料 18）

島根県医師会医療救護計画

昭和 58 年 8 月制定

１．目　　的

この計画は、島根県地域防災計画と相まって、地域に係る災害発生時の医療救護対策、並びに他県等の災害に対する医療救護の要請に関し計画を定め、もって災害医療救護の万全を期することを目的とする。

２．組　　織

(1) 島根県医師会医療救護対策本部

(2) 郡市医師会医療救護対策本部

３．医療救護活動

(1) 医療救護対策本部の設置

県医師会長（又は郡市医師会長）は、災害が発生し、又は発生の恐れがあり、知事（文は市町村長）から緊急に医療救護の出動要請があった時、又自らその必要を認めた時は直ちに対策本部を設置し、本部長となり医療救護班を編成し、医療救護資材等を確保するとともに、防災会議、消防署、警察署、医療機関その他関係諸機関、団体等との情報連絡を密にして、医療救護活動の推進をはかる。

(2) 医療救護対策本部及び医療救護班の編成

本部及び医療救護班の編成は、原則として別記編成表によるものとし、災害の規模、内容及び災害の推移状況等により、本部長が増員、縮少、交替等を行うものとする。

(3) 標　　識

医師会員及び職員が医療救護活動に従事する時は、業務の円滑な推進をはかるため、別記様式(1)の医療救護装備（ヘルメット、腕章、ゼッケン）を着用し、使用しない場合には袋へ収納しておくこととし、車両には様式(2)の標識を表示するものとする。

(4) 記録及び報告

救護班長は、救護班の活動概況を適時本部に通報連絡すると共に、別記様式(3)により記録して、様式(4)により日報として本部長に報告するものとする。

隠岐島前医師会医療救護班編成表

本　部　長	木田川　利　行	（医師会会長）	(08514)	2-0200
	標識 No.000519		FAX	2-1632
副本部長	白　石　吉　彦	（島前病院）		7-8211
	標識 No.000515			
本　　部	島　前　病　院	（西ノ島町美田）	(08514)	7-8211
			FAX	7-8702
関連機関	隠岐支庁隠岐保健所	島前保健環境課	(08514)	7-8121
	西ノ島町役場			6-0101
	海士町役場			2-0111
	知夫村役場			8-2211
	浦郷警察署			6-0121
	隠岐島消防署島前分署			6-1119
	〃　海士出張所			2-1119
	〃　知夫出張所			8-2119

班	標識No.	氏名	病医院名	住所	診療科目	電話番号
一班（西ノ島町・知夫村）	000516	○福田聡司	島前病院	西ノ島町美田	内	(08514)7-8211
		板持卓也	〃	〃	内	(08514)7-8211
		吹譯紀子	〃	〃	内	(08514)7-8211
	000515	白石吉彦	〃	〃	内・外	(08514)7-8211
	000514	白石裕子	浦郷診療所	浦郷44-15	内・小	(08514)6-1211
	000517	塚尾仁一	知夫診療所	知夫村 知夫1106-3	内	(08514)8-2011
二班（海士町）	000518	○榊原　均	海士診療所	海士町海士	内・小	(08514)2-0200
	000519	木田川利行	〃	〃	内	(08514)2-0200

○印は班長

（資料19）

（島根県地域防災計画より）

島根県知事　　様

文　書　番　号
平成　　年　月　日
発　信　者　名

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1．災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

(2) 派遣を要請する事由

2．派遣を希望する期間

3．派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4．その他参考となるべき事項

(1) 連絡場所及び連絡責任者

5．要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

（島根県地域防災計画より）

島根県知事　　様

文　書　番　号
平成　　年　月　日
発　信　者　名

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収を要請する事由

2. 任務完了（予定）日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

3. 撤収要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

4. その他必要な事項

（資料20）　　土砂災害警戒情報関係資料

（島根県 HP 及び気象庁 HP より）

1　土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報は、土石流や集中して起きるがけ崩れにより土砂災害が発生する恐れがある時に、松江地方気象台と島根県が共同で発表する情報である。

土砂災害警戒情報は市町村を単位として発表される情報で、市町村長が出す避難勧告等の判断材料及び、住民が自主避難する場合の目安となるものである。

2　土砂災害警戒情報の仕組み

島根県と松江気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害発生・非発生時の雨量データをもとに、地域ごとに設定している。

設定にあたり、土砂災害は、地中に多量の雨が貯まったところに強い雨が降ると、災害が発生しやすくなるという特徴が考慮されており、気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2、3 時間後に発表基準線をこえると予測される場合に、土砂災害警戒情報を発表する。

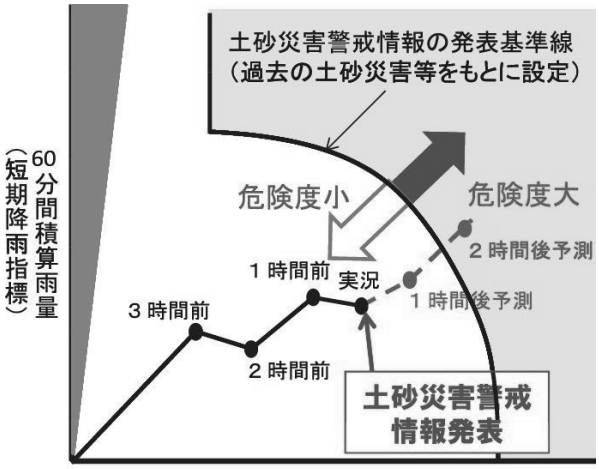

土砂災害警戒情報の発表基準

3　土砂災害危険度情報

島根県砂防課では、土砂災害警戒情報を補足する情報として、ホームページを活用して、「土砂災害危険度情報」公開している。

ホームページ及び携帯で公開する土砂災害危険度情報は、土砂災害が多発する恐れがあるまでの時間（危険度）を気象台から提供された予測雨量等から４段階のレベルで「いつ危ないか」を表示している。

また、島根県を約５ｋｍ四方の格子に区切り「どこが危ないか」を表示している。

(危険度表示メッシュのイメージ図)

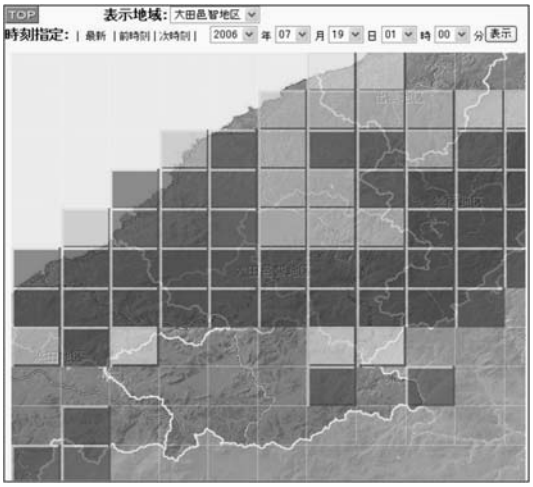

◆土砂災害警戒情報の補足情報

（危険度レベルの表示）

危険度	メッシュの色表示	状況及び行動の目安
レベル１ （目安）	黄	３時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 （要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者には避難を、それ以外の者には 避難の準備を呼びかけることが必要な状況）
レベル２ （目安）	桃	２時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 （避難勧告等の発表が必要な状況）
レベル３ （目安）	赤	１時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 （危険箇所等の近くの住民が避難を終えたことを確認する必要がある）
レベル４ （目安）	紫	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 （土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況）

海士町

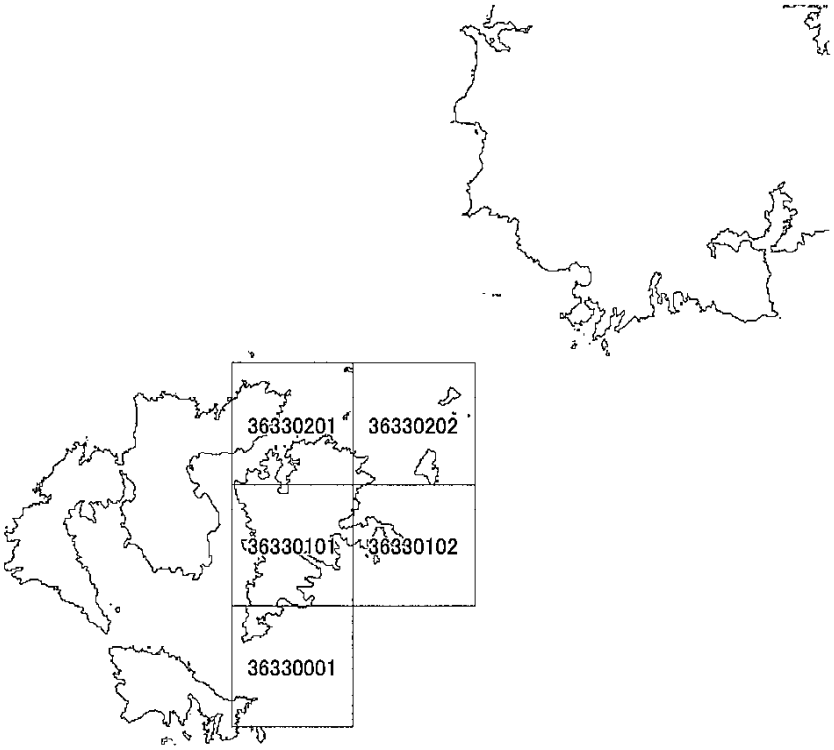

【海士町】

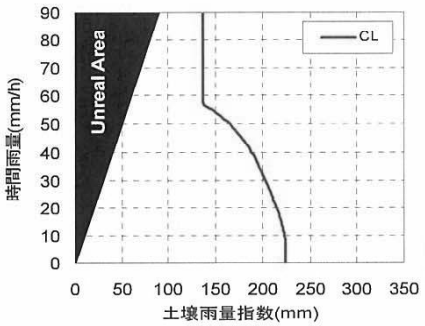

36330001(RBFN出力値0.2)

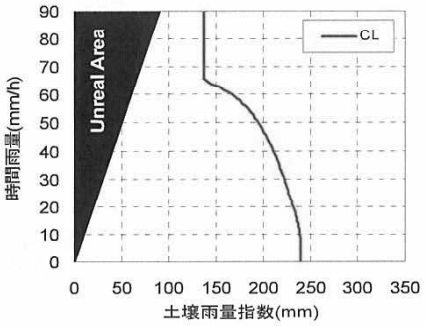

36330101(RBFN出力値0.2)

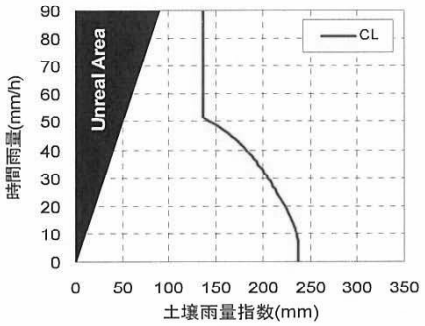

36330201(RBFN出力値0.2)

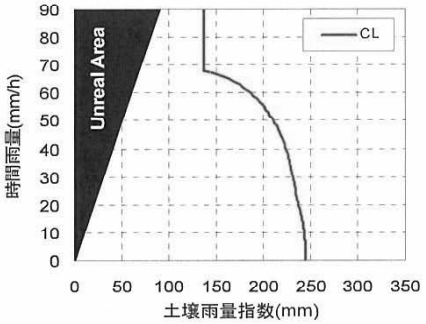

36330102(RBFN出力値0.2)

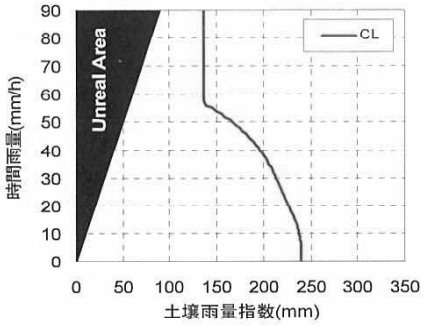

36330202(RBFN出力値0.2)

（資料21）

避難所リスト

1. 指定避難所

名称	所在地	電話番号	適応災害名
隠岐島前高等学校体育館	隠岐郡海士町大字福井1403番地	2-0731	火・洪・高・津・震・崩
菱浦地区集会所	隠岐郡海士町大字福井968番地4	2-0549	火・洪・高・　・震・崩
福井小学校体育館	隠岐郡海士町大字福井394番地2	2-0750	火・洪・高・　・震・崩
福井地区集会所	隠岐郡海士町大字福井277番地3	2-1566	火・洪・高・津・震・崩
西地区集会所	隠岐郡海士町大字海士116番地1	2-1250	火・洪・高・津・震・崩
海士中学校体育館	隠岐郡海士町大字海士944番地	2-0744	火・洪・高・津・震・崩
隠岐開発総合センター島民ホール	隠岐郡海士町大字海士1490番地	2-1221	火・洪・高・津・震・崩
中里地区集会所（諏訪会館）	隠岐郡海士町大字海士1453番地	2-1254	火・洪・高・津・震・崩
海士小学校体育館	隠岐郡海士町大字海士3428番地1	2-0217	火・洪・高・津・震・崩
東地区集会所	隠岐郡海士町大字海士2458番地3	2-0703	火・洪・高・津・震・崩
北分地区集会所	隠岐郡海士町大字海士4392番地	2-0111	火・洪・高　・震・崩
宇受賀地区集会所	隠岐郡海士町大字宇受賀202番地1	2-1730	火・洪・高・津・震・崩
豊田地区集会所	隠岐郡海士町大字豊田146番地5	2-1606	火・洪・　・震・崩
保々見地区集会所(天川会館)	隠岐郡海士町大字知々井498番地	2-0111	火・洪・高　・震・崩
知々井地区集会所(知々井会館)	隠岐郡海士町大字知々井43番地	2-0111	火・洪・高・津・震・崩
御波地区集会所	隠岐郡海士町大字御波166番地2	2-0202	火・洪・高・　・震・崩
多井地区集会所	隠岐郡海士町大字崎1052番地2	2-0111	火・洪・高・津・震・崩
崎地区集会所(崎文化ｾﾝﾀｰ)	隠岐郡海士町大字崎1748番地	2-0223	火・洪・高・津・震・崩
日須賀地区集会所	隠岐郡海士町大字御波554番地1	2-0111	火・洪・高・　・震・崩
都市農村交流センター	隠岐郡海士町大字海士5328番地6	2-1313	火・洪・高・津・震・崩

2.指定緊急避難場所

名称	所在地	電話番号	適応災害名
隠岐島前高等学校グラウンド	隠岐郡海士町大字福井1403番地	2-0731	火・洪・高・津・震・崩
福井小学校グラウンド	隠岐郡海士町大字福井394番地2	2-0750	火・洪　　・震・崩
海士中学校グラウンド	隠岐郡海士町大字海士944番地	2-0744	火・洪・高・津・震・崩
海士小学校グラウンド	隠岐郡海士町大字海士3428番地1	2-0217	火・洪・高・津・震・崩

3.福祉避難所

名称	所在地	電話番号	適応災害名
保健福祉センターひまわり	隠岐郡海士町大字海士3969番地1	2-0010	火・洪・高・津・震・崩

4. 津波避難集合場所（一時避難集合場所）

地区№	避難場所名称	地区№	避難場所名称
菱浦①	隠岐島前高校グラウンド	宇受賀①	浜（大野さん宅地→裏山）
菱浦②	御倉神社西側 家督林道三叉路	宇受賀②	豊子バス停広場
菱浦③	大橋墓地	宇受賀③	長崎堀割先広場
菱浦④	西坂（島前大橋取付道入口）	豊田①	県道海士島線 保々見分岐三叉路
菱浦⑤	今浦（福井小学校上家督林道）	豊田②	崎野さん農機小屋前
福井①	宮田神社境内	保々見①	穂々見神社参道第２階段
福井②	郡崎（塩々会横三叉路）	保々見②	県道海士島線 小崎荘上 広場
西①	建須佐雄神社境内	保々見③	井上さんの大工小屋
西②	諏訪御波線 東寺内三叉路	知々井①	お堂前
西③	パーラー海士駐車場	知々井②	ニジ山（墓所前 道路待避所）
西④	矢原奥溜池下	御波①	平田さんの小屋 広場
中里①	今井奥	御波②	布施神社 境内
中里②	中里農免道三叉路	御波③	百 墓（寺坂）
中里③	隠岐神社拝殿前	御波④	奈須神社下鳥居前
東①	東神社裏墓所	多井①	神社裏上道路待避所
東②	農村公園	多井②	千墓の上町道待避所
東③	持苗住宅上道路 待避所	崎①	崎小学校跡地
東④	柿田養蚕場建物周辺	崎②	崎保育所跡地
東⑤	寺坂（金光寺参道）	崎③	法久寺
北分①	中本宅前の道路待避所	崎④	帰路ヶ崎分岐三叉路（門根）
北分②	念 堂（ねんだ）	日須賀①	日御碕神社境内
北分③	吉 津（川井宅上道路待避所）	日須賀②	風呂屋海水浴場入口
北分④	ひまわり駐車場	日須賀③	県道分岐日須賀線三叉路

（資料22）

判定基準　(1)

被害等区分			判定基準
人的被害	(1)	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3)	重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)	り災者	り災世帯の構成員
	(5)	り災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6)	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 （同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯とし取扱う。）
建物被害	(7)	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)	住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。（半壊、半焼も同様）
	(9)	住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
	(10)	破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。）
	(11)	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)	床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13)	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分		判定基準
農地被害	(14) 流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15) 埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16) 流入	平均粒径0.25㎜以上の土砂が、筆別に2㎝以上流入したもの、又は平均粒径0.25㎜以下の土砂が、筆別に5㎝以上流入したもの。
	(17) 冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18) 浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19) 大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20) 中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21) 小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

判定基準　(2)（即報にかかる被害のみ適用）

被害等区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	判定基準(1)と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害（沈没・流失、破損）	櫓櫂のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫂等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

（資料23）

（ 例 ）

裏　面

○

特記事項

受　傷　箇　所

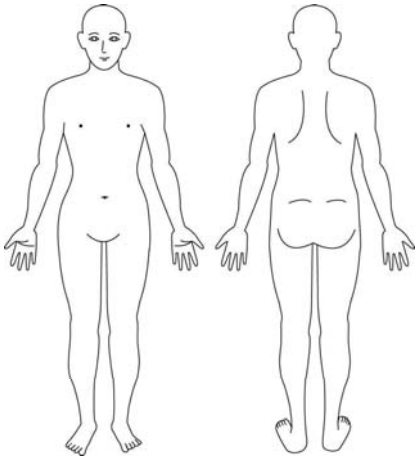

特記事項（搬送・治療上特に留意すべき事項等）

0（黒色）
Ⅰ（赤色）
Ⅱ（黄色）
Ⅲ（黄緑）

表　面

○

トリアージ・タッグ

（災害現場用）

（搬送機関用）

No.	氏　名（Name）	年齢(Age)	性別(Sex) 男（M） 女（F）
住　所（Address）		電話（Phone）	
トリアージ実施月日・時刻 AM 月　日　時　分 PM		ﾄﾘｱｰｼﾞ実施者氏名	
搬送機関名	収容医療機関名		

トリアージ実施場所	
トリアージ実施機関	医　師 救急救命士 そ の 他
傷　病　名	

バイタルサイン	意識	清　明　覚醒している 刺激で覚醒する　刺激しても覚醒しない
	呼吸	回／分　呼吸困難　無呼吸
	脈拍	回／分　整　不整　触知せず
	血圧	

ﾄﾘｱｰｼﾞ区分

0　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ

0（黒色）
Ⅰ（赤色）
Ⅱ（黄色）
Ⅲ（黄緑）

（資料24）

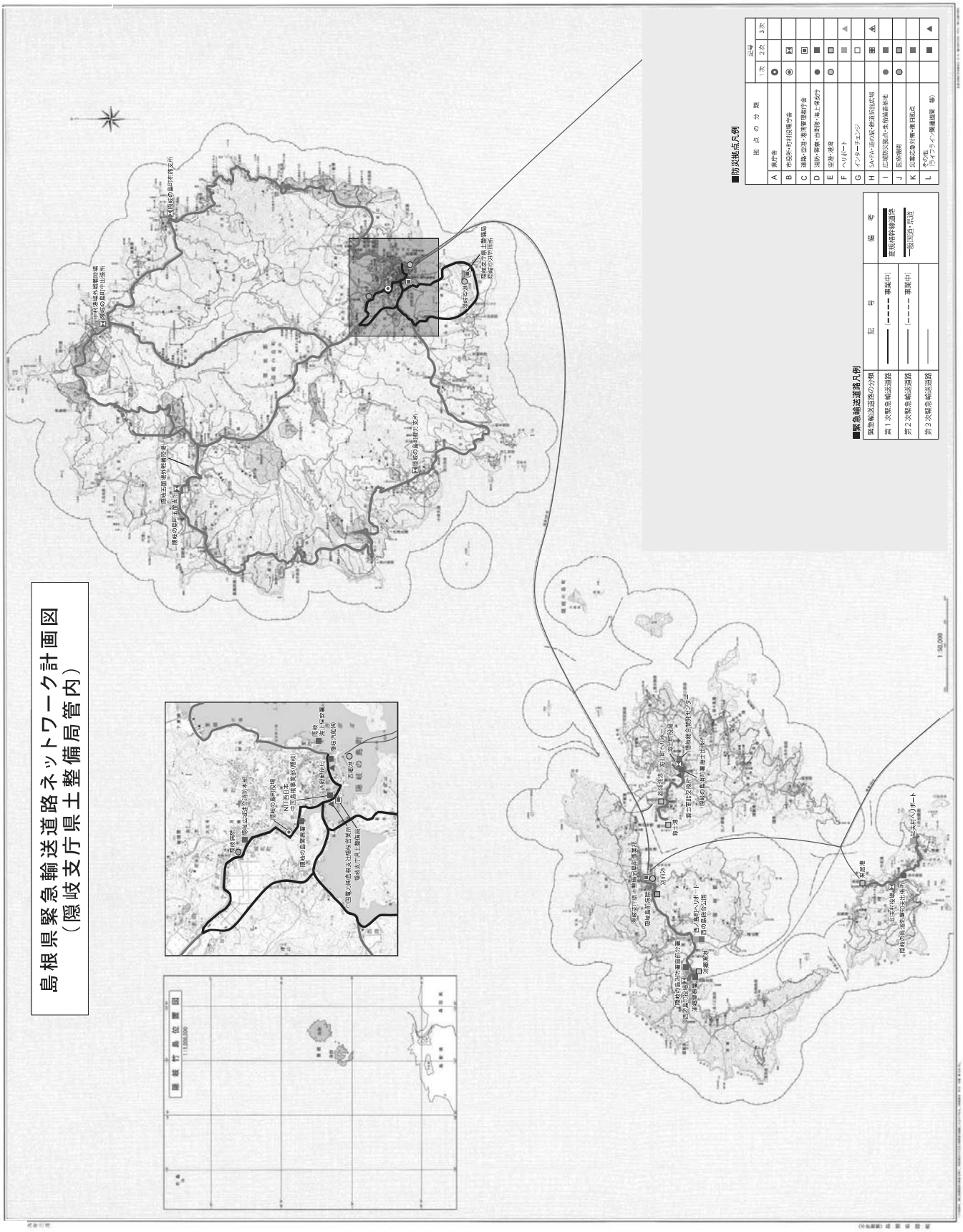
島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図
（隠岐支庁県土整備局管内）
■防災拠点凡例
■緊急輸送道路凡例
隠岐竹島位置図
1:1,000,000
1:50,000

（資料25）

島根県災害時医療救護実施要綱
より抜粋

平成２５年１２月

島根県健康福祉部

第３編　医療救護（応急対策）

第１章　県内大規模災害における対応

第１節　基本的な考え方

第１　趣旨

災害時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、県は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。

県、市町村、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

第２ 体系

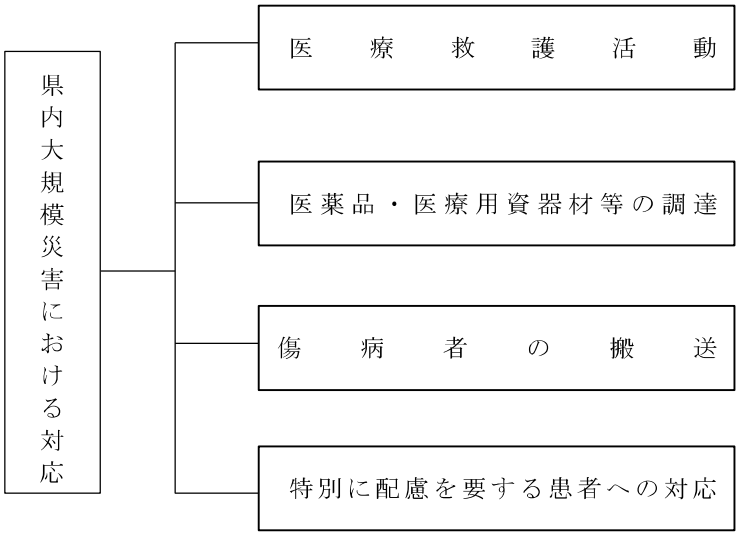

第３　医療救護期間の区分

災害発生から時間の経過に伴う医療ニーズの変化によって必要とされる対応が異なるため、災害発生直後からおよそ１か月後までを３つのフェーズに分け、各フェーズにおける対応を明確にする。

なお、フェーズの間隔や進行は、災害の規模や種類に応じて変動する可能性がある。

区　分	災害期	時間の経過	おもに活動する医療チーム等
フェーズⅠ	【発災直後】 【超急性期】	発災直後～ およそ３日後	ＤＭＡＴ
フェーズⅡ	【超急性期】 【急性期】	発災後およそ１日～ およそ１週間後	ＤＭＡＴ 医療救護班
フェーズⅢ	【急性期】 【亜急性期】 【慢性期】	発災後およそ３日～ およそ１か月後	医療救護班

第４ 留意点

１　臨機応変かつ柔軟な医療救護の実施

大規模災害時には、被災地の数多くの医療機関が被害を受け、医療行為そのものができない場合や想定外の事態も発生するため、各関係機関等は臨機応変かつ柔軟な医療救護を実施する。

また、道路の被害等により傷病者の搬送にも支障が生じると考えられることから、医療機関の選定や搬送経路の決定においては、被災状況に応じて柔軟に対応していく。

２　指揮命令系統の明確化

ＤＭＡＴ、医療救護班、災害拠点病院が連携し効率的な医療救護活動を行うためには、派遣元の団体の違い等にかかわらず全体の活動を統制する必要があり、あらかじめ定めた指揮命令系統を遵守するとともに、責任者が不在の場合の代理など柔軟な運用を行う。

３　多分野の関係機関等との連携

多分野の関係機関等が連携協力し、より効果的な医療救護活動を実施するため、あらかじめ定めた役割分担に従った活動を優先しつつ、現場の実情に応じた相互支援活動を行う。

第５　関係機関等の体制及び役割

<table>
<tr><th colspan="2">主体</th><th>体制</th><th>主な役割</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">県災害対策本部
（医療政策班）</td><td>【責任者】
健康福祉部長

【班長】
医療政策課長

【班員】
医療政策課職員

【場所】
県庁本庁舎６階講堂、県庁東庁舎３階医療政策課または４階会議室</td><td>・県内の医療救護活動の総合調整
・医療救護に関する情報収集・提供
・県地区災害対策本部（保健班）の活動支援
・国、他都道府県等への医療支援要請
・県ＤＭＡＴ調整本部及び県医療救護班調整本部の設置
・災害拠点病院等の医療救護活動の調整
・地域医療搬送、広域医療搬送の調整</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>県ＤＭＡＴ
調整本部</td><td>【責任者】
統括ＤＭＡＴのうち県があらかじめ指名していた者

【本部員】
当該統括ＤＭＡＴのロジスティクス隊員、医療政策課職員</td><td>・県内で活動するすべてのＤＭＡＴの指揮及び調整
・ＤＭＡＴ活動拠点本部等の設置、指揮及び調整
・県内で活動するＤＭＡＴ、医療機関へのロジスティクス（後方支援）
・重症患者の受入病床及び救急搬送手段の確保、調整
・消防、自衛隊等との連携及び調整
・ドクターヘリの運行と運用に関わる調整
・厚生労働省ＤＭＡＴ事務局との情報共有</td></tr>
<tr><td>県医療救護
班調整本部</td><td>【責任者】
医療政策課長

【構成員】
医療関係団体、病院、行政機関

【事務局】
医療政策課職員</td><td>・災害超急性期から中長期に渡り、迅速かつ適切な医療救護班の受け入れ及び配置調整等
・被災地の医療機関等の医療ニーズの把握
・各団体本部からの医療救護班派遣情報の把握
・地域災害保健医療対策会議との連携
・被災地域への医療資器材等の支援
・その他必要な事項</td></tr>
</table>

県地区災害対策本部 （保健班）		【責任者】 保健所長 【班員】 保健所職員 【場所】 各地域合同庁舎または各地域保健所	・管内の医療機関の被災状況、救護所等における医療ニーズに関する情報収集、提供 ・地域災害医療対策会議の開催
	地域災害医療対策会議	【責任者】 保健所長 【構成員】 管内の関係団体、病院、行政機関 【場所】 保健所等	・市町村が救護所等で行う医療救護活動への支援 ・管内の医療機関の被災状況、救護所等における医療ニーズに関する情報収集、提供 ・ＤＭＡＴ活動拠点本部からの引継ぎ ・医療救護班の要請、受入・派遣調整 ・救護所等からの傷病者の受入先調整 ・地域医療への円滑な移行支援
市町村災害対策本部 （医療部門）			・管内の医療機関の被災状況、救護所等における医療ニーズに関する情報収集、提供 ・救護所、避難所等の設置、運営 ・傷病者の搬送 ・要配慮者の把握 ・遺体の収容、火葬・埋葬等
災害拠点病院 （基幹、地域）			（共通事項） ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の高度救命診療 ・被災地からの一時的な重症傷病者の受入 ・ＤＭＡＴ、医療救護班の受入 ・ＤＭＡＴ等の派遣 ・傷病者等の受入及び搬出を行う広域搬送対応 ・地域の医療機関への支援 ・ＤＭＡＴ活動拠点本部からの引継ぎ （特に基幹災害拠点病院） ・地域災害拠点病院で対応不能な重篤患者等の受入 ・地域災害拠点病院で必要な医療資源の投入

災害協力病院		・被災地への医療救護班等の派遣 ・被災地からの一時的な重症傷病者等の受入 ・傷病者等の受入及び搬出を行う広域搬送対応
一般の病院等		・医療機関及び地域の被害状況により軽症の傷病者の受入れや通常の診療を実施 ・重症患者を災害拠点病院等へ搬送
日本赤十字社島根県支部		・県の要請により、または自らの判断により救護班を編成し、医療救護活動を実施
関係団体 （県医師会、郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会　等）		・災害時における協定等に基づき、県の要請により、医療救護班等の派遣など各団体の役割に応じた医療救護活動を実施

第６　災害時医療救護連携体制

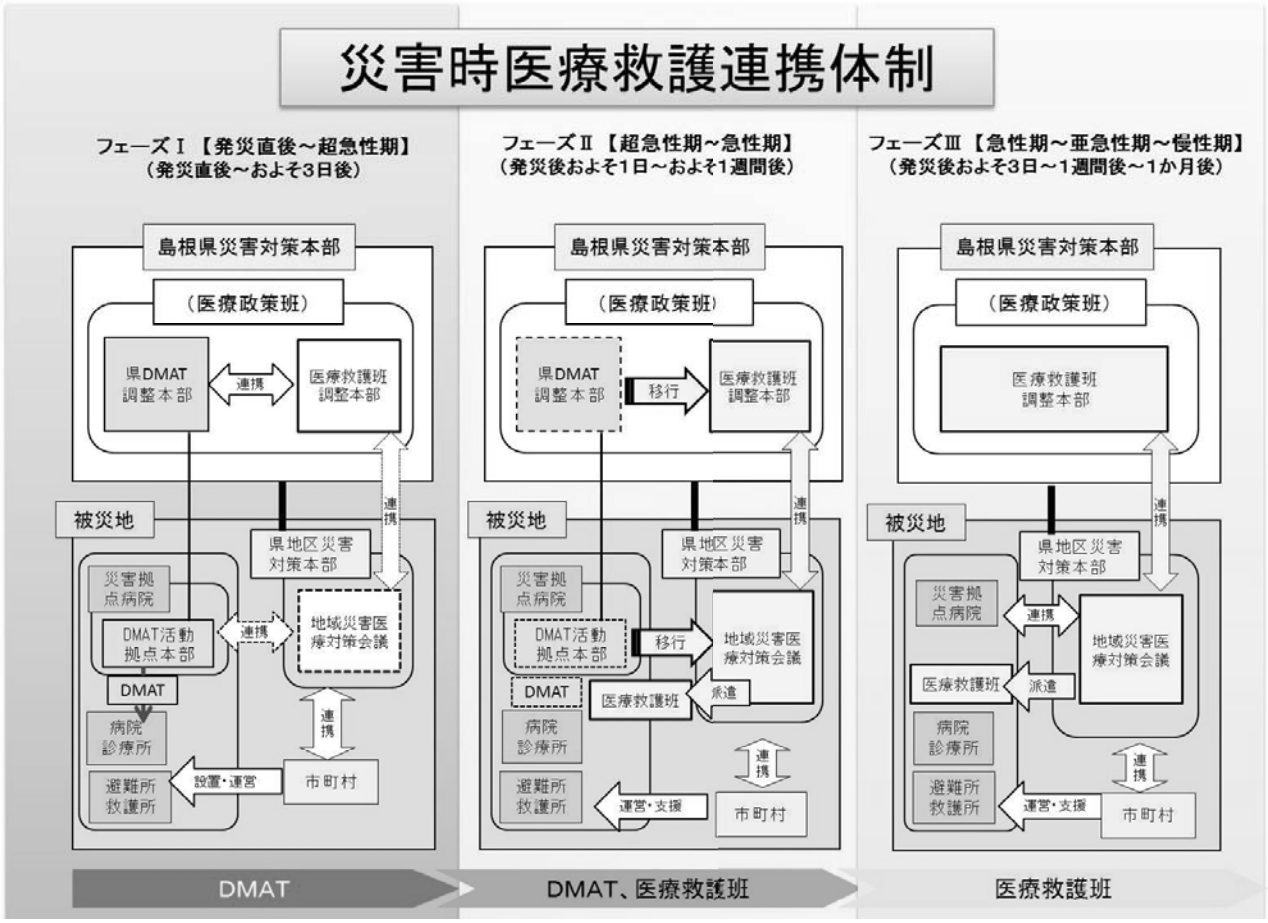

フェーズⅠ　【発災直後～超急性期】（発災直後～およそ３日後）

おもに災害超急性期に対応するため訓練されたＤＭＡＴを中心に医療救護活動が展開する。各関係機関は、ＤＭＡＴが最大限に力を発揮できるよう連携協力し、迅速に対応する。

フェーズⅡ　【超急性期～急性期】（発災後およそ１日～およそ１週間後）

おもに医療関係団体による医療救護班が活動を開始する。ＤＭＡＴの活動は医療救護班へ引き継がれ、ＤＭＡＴは徐々に活動を終了する。各関係機関は、切れ目なく医療救護活動が実施されるよう、医療救護班の派遣、受け入れ体制を速やかに整える。

フェーズⅢ　【急性期～亜急性期～慢性期】（発災後およそ３日～およそ１か月後）

おもに他都道府県が編成した医療救護班による活動が中心となる。医療救護班の活動は、地域の医師会へと引き継がれ、徐々に縮小する。各関係機関は、可能な限り早期に地域の医療機関による診療体制に復帰するよう、連携協力する。

(資料26)　隠岐島前地域災害医療対策会議設置要領

第１　目的

この要領は、隠岐島前地域で地震や風水害等による災害が発生した場合に、地域住民の生命、健康を守るため、各種の医療関係団体等で構成する隠岐島前地域災害医療対策会議（以下「会議」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２　基本事項

１　会議は、隠岐島前地域での災害発生後、島根県隠岐地区災害対策本部（以下「県地区災対本部」という。）が設置された場合、早期に県地区災対本部内に設置する。
２　会議メンバーは、隠岐島前地域の医療関係団体、病院及び行政機関の構成員と隠岐保健所（以下「保健所」という。）職員とし、隠岐保健所長（以下「保健所長」という。）が会議を総理する。
３　被災地の医療ニーズや医療救護所等の医療救助活動情報等を収集し、医療救護班の受入れ及び配置調整等、効果的な医療体制整備のための対策を講ずる。
４　会議は、島根県医療救護班調整本部（以下「調整本部」という。）と、災害拠点病院等に設置されるＤＭＡＴ活動拠点本部、隠岐島前各町村の災害対策本部及び県地区災対本部と連携して、災害超急性期から中長期に渡って活動を行う。
５　平時から会議の構成団体間の緊密な連携体制を構築するとともに、災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行う体制を整える。
６　そのほか、会議は、「島根県医療救護実施要綱」（平成 25 年 12 月・島根県健康福祉部）に基づいて対応を行う。

第３　構成団体及び役割等

１　構成団体
（１）会議の構成団体及び構成員は、別表１のとおりとする。
（２）上記（１）により定めるもののほか、必要に応じて構成団体以外の関係者に臨時構成員として、会議への参加を求めることができる。
（３）各構成団体は、構成員不在時に備え、予め代理者を定めておくものとする。
２　会議の役割
（１）災害超急性期から中長期に渡り、迅速かつ適切な医療救護班の受入れ及び配置調整等に関すること。
（２）調整本部からの派遣情報や地域における医療救護班の活動情報等、会議構成員間での情報交換・共有に関すること。
（３）地域における医療救護班の活動調整と調整本部等に対する要請に関すること。

第５　設置手順

１　設置の決定
保健所長は、県地区災対本部設置後、速やかに会議の設置を決定する。
なお、設置場所は、島前集合庁舎（保健所）又は隠岐広域連合立隠岐島前病院等とする。
２　団体の構成員への連絡及び参集
（１）保健所長は、第５の１の会議設置を決定した場合、別表１の連絡先により早期に構成員の招集を行う。
なお、構成員が不在の場合は、代理者へ連絡を行う。
（２）構成員又は代理者は、保健所長から参集要請があるまでは、各団体内で災害情報収集等の活動を行うものとする。

第６　活動内容

会議の活動内容は、以下のとおりとする。

（１）隠岐島前各町村が救護所等で行う医療救護活動への支援に関すること。
（２）隠岐島前地域の医療機関の被災状況、救護所等における医療ニーズに関する情報収集、提供に関すること。
（３）ＤＭＡＴ活動拠点本部からの引継ぎに関すること。
（４）医療救護班の要請、受入・派遣調整に関すること。
（５）救護所等からの傷病者の受入先調整に関すること。
（６）地域医療への円滑な移行支援に関すること。
（７）その他必要と認めること。

第７　運営方法

１　会議メンバーの配置

会議メンバーの保健所職員は、構成団体と連携の上、前項の活動を行うものとする。
なお、必要に応じて、各団体の構成員又は代理者参集の下、会議を開催するものとする。

２　会議内協議

（１）会議においては、各構成団体が把握している情報や地域の医療ニーズ等の状況を確認しながら、必要な対策を調整する。
（２）被災状況によって、会議メンバーの招集が困難な場合においては、保健所長は会議に諮ることなく必要な措置をとることができる。

３　会議解散

会議の解散については、原則、保健所長が被災地の状況及び島根県災害対策本部並びに県地区災対本部の体制を確認の上、会議の解散時期を判断する。

第８　平時における会議の運営

保健所長は、会議の構成団体間の緊密な連携体制の構築や、災害医療体制に係る情報共有や意見交換を行うため、年１回以上、構成員を招集して会議を開催するほか、随時、情報提供等を行う。

第９　事務局

会議の事務局は、保健所（総務医事課）とし、その庶務を処理する。

第 10　その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附　　則

この要領は、平成２５年　２月　１日から施行する。
この要領は、平成２５年　８月２２日から施行する。
この要領は、平成２５年１０月１８日から施行する。
この要領は、平成２７年　２月２６日から施行する。

（別表１）隠岐島前地域災害医療対策会議　構成団体・構成員等

平成27年4月1日現在

団体種別	構成団体名	構成員等			構成員等連絡先					
		区分	役職	氏名	ＴＥＬ	ＦＡＸ	〒	住所	所属	職名等
医療関係団体	島前医師会	構成員	会長	木田川利行	08514-2-0200	08514-2-1745	684-0403	海士町大字海士1466	海士町国民健康保険海士診療所	医師
		第１代理者	監事	榊原　均	08514-2-0200	08514-2-1632	684-0403	海士町大字海士1466	海士町国民健康保険海士診療所	所長
		第２代理者	－	－	－	－	－	－	－	－
	隠岐歯科医師会	構成員	会長	田口　耕	08514-2-1616	08514-2-1618	684-0404	海士町大字福井1344-1	田口耕歯科医院	院長
		第１代理者	－	－	－	－	－	－	－	－
		第２代理者	－	－	－	－	－	－	－	－
	島根県薬剤師会隠岐支部	構成員	島前担当	藤田　収	08514-7-9001	08514-7-9002	684-0303	西ノ島町大字美田2068-2	(株)エスマイル スイング島前薬局	管理薬剤師
		第１代理者		山本　直承	08514-7-9001	08514-7-9002	684-0303	西ノ島町大字美田2068-2	(株)エスマイル スイング島前薬局	薬剤師
		第２代理者		嶋﨑　裕子	08514-7-8211	08514-7-8702	684-0303	西ノ島町大字美田2071-1	隠岐広域連合立隠岐島前病院	管理薬剤師
	島根県看護協会隠岐支部	構成員	副支部長	上谷千代美	08514-7-8211	08514-7-8702	684-0303	西ノ島町大字美田2071-1	隠岐広域連合立隠岐島前病院	看護師
		第１代理者	役員	島本小百合	08514-7-8211	08514-7-8702	684-0303	西ノ島町大字美田2071-1	隠岐広域連合立隠岐島前病院	看護師
		第２代理者	役員	家中ふみ代	08514-7-8211	08514-7-8702	684-0303	西ノ島町大字美田2071-1	隠岐広域連合立隠岐島前病院	看護師
病院関係	隠岐広域連合立隠岐島前病院（災害協力病院）	構成員	院長	白石　吉彦	08514-7-8211	08514-7-8702	684-0303	西ノ島町大字美田2071-1	隠岐広域連合立隠岐島前病院	院長
		第１代理者	事務部長	天草　巧	08514-7-8211	08514-7-8702	684-0303	西ノ島町大字美田2071-1	隠岐広域連合立隠岐島前病院	事務部長
		第２代理者	看護部長	松浦　幸子	08514-7-8211	08514-7-8702	684-0303	西ノ島町大字美田2071-1	隠岐広域連合立隠岐島前病院	看護部長
行政機関　消防機関	隠岐広域連合消防本部	構成員	島前分署長	富谷　輝彦	08514-6-1119	08514-6-1110	684-0211	西ノ島町大字浦郷60-7	隠岐島消防署　島前分署	分署長
		第１代理者	島前分署　第１係長	田中　勤	08514-6-1119	08514-6-1110	684-0211	西ノ島町大字浦郷60-7	隠岐島消防署　島前分署	第１係長
		第２代理者	島前分署　第２係長	灘　需	08514-6-1119	08514-6-1110	684-0211	西ノ島町大字浦郷60-7	隠岐島消防署　島前分署	第２係長
行政機関　警察機関	浦郷警察署	構成員	署長	島津　敏憲	08514-6-0121	08514-6-1384	684-0211	西ノ島町大字浦郷218-4	浦郷警察署	署長
		第１代理者	警備係長	福島　忠男	08514-6-0121	08514-6-1384	684-0211	西ノ島町大字浦郷218-4	浦郷警察署	警備係長
		第２代理者	地域総務係長	三浦　幸夫	08514-6-0121	08514-6-1384	684-0211	西ノ島町大字浦郷218-4	浦郷警察署	地域総務係長
行政機関　行政機関	海士町	構成員	海士町国民健康保険海士診療所　事務長	上田　賢二	08514-2-0212	08514-2-0166	684-0403	海士町大字海士1466	海士町国民健康保険海士診療所	事務長
		第１代理者	健康福祉課長	沼田　洋一	08514-2-1823	08514-2-0208	684-0403	海士町大字海士1490	海士町　健康福祉課	課長
		第２代理者	海士町国民健康保険海士診療所　係長	浜崎　礼子	08514-2-0212	08514-2-0166	684-0403	海士町大字海士1466	海士町国民健康保険海士診療所	係長
	西ノ島町	構成員	健康福祉課長	富谷　恵子	08514-6-0104	08514-6-0683	684-0211	西ノ島町大字浦郷534	西ノ島町　健康福祉課	課長
		第１代理者	健康福祉課　課長補佐	藤原　三子	08514-6-1182	08514-6-1183	684-0211	西ノ島町大字浦郷534	西ノ島町　健康福祉課	課長補佐
		第２代理者	－	－	－	－	－	－	－	－
	知夫村	構成員	村民福祉課長	影原　知明	08514-8-2211	08514-8-2093	684-0102	知夫村1065	知夫村　村民福祉課	課長
		第１代理者	村民福祉課　課長補佐	﨑　博一	08514-8-2211	08514-8-2093	684-0102	知夫村1065	知夫村　村民福祉課	課長補佐
		第２代理者	－	－	－	－	－	－	－	－
	隠岐広域連合	構成員	事務局　総務課長	野津　信吾	08512-6-9150	08512-6-3330	685-0104	隠岐の島町都万2016	隠岐広域連合　事務局　総務課	課長
		第１代理者	事務局　総務課　総務係長	和田　哲也	08512-6-9150	08512-6-3330	685-0104	隠岐の島町都万2016	隠岐広域連合　事務局　総務課	総務係長
		第２代理者	－	－	－	－	－	－	－	－
	隠岐保健所	構成員	所長	長﨑みゆき	08512-2-9700	08512-2-9716	685-8601	隠岐の島町港町塩口24	隠岐保健所	所長
事務局	隠岐保健所		総務保健部長	梶浦　靖二	08512-2-9808	08512-2-9716	685-8601	隠岐の島町港町塩口24	隠岐保健所	総務保健部長
			島前地域危機管理スタッフ　調整監	廬原　美鈴	08514-7-8121	08514-7-8910	684-0302	西ノ島町大字別府字飯田56-1	隠岐保健所　島前地域危機管理スタッフ	調整監
			島前保健環境課長	小室　俊子	08514-7-8121	08514-7-8910	684-0302	西ノ島町大字別府字飯田56-1	隠岐保健所　島前保健環境課	課長
			総務医事課　総務医事係長	細木　進	08512-2-9702	08512-2-9716	685-8601	隠岐の島町港町塩口24	隠岐保健所　総務医事課	総務医事係長

（資料27）

（島根県地域防災計画より）

震度階級関連解説表

※出典：気象庁震度階級関連解説表(H21.3.31改訂版)(一部改変あり)

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １ 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。